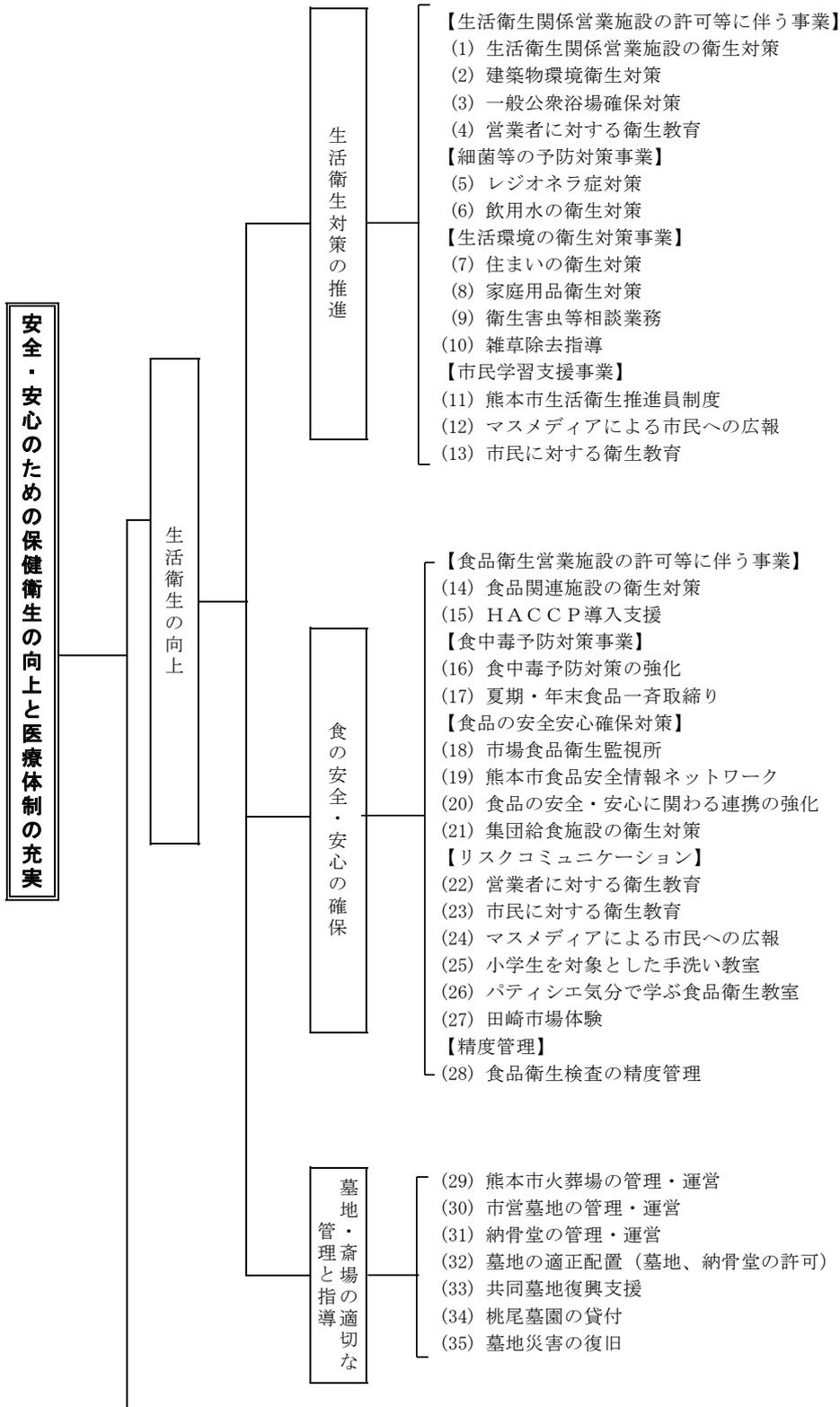


第3章

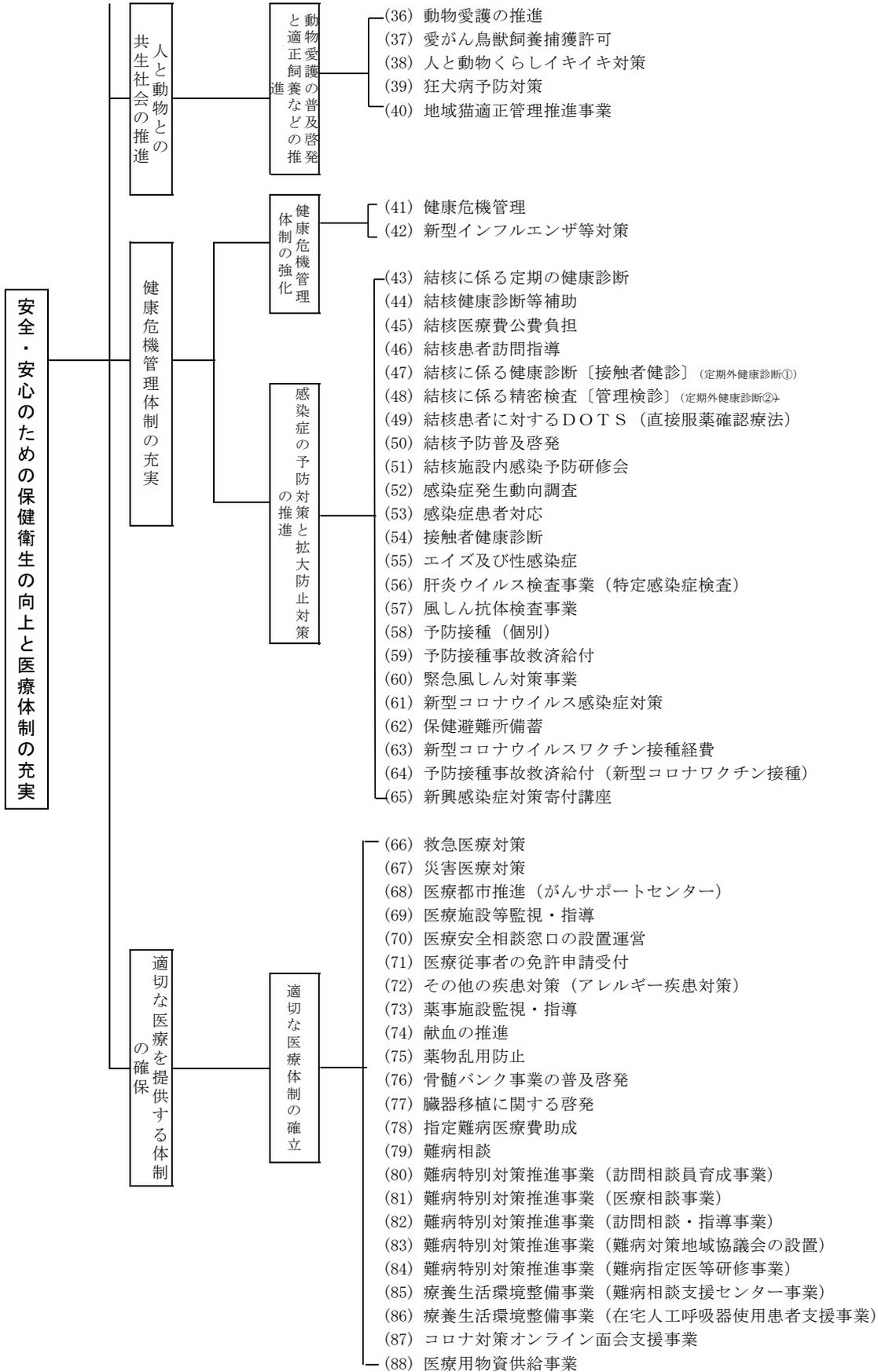
第2節

安全・安心のための保健衛生の向上と 医療体制の充実



(基本方針)

(基本施策)



1 生活衛生対策の推進

【生活衛生関係営業施設の許可等に伴う事業】

(1) 生活衛生関係営業施設の衛生対策

根拠法令等	理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、 公衆浴場法、興行場法	主管課	生活衛生課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

生活衛生関係営業施設の営業許可、営業施設の立入検査等の業務を行い、市民が安心して利用できるよう衛生確保を行う。

<実績>

年度	生活衛生関係営業施設	監視回数	監視率(%)
R1	3,217	733	22.8
R2	3,155	406	12.9
R3	3,228	329	10.2

(2) 建築物環境衛生対策

根拠法令等	建築物の衛生的環境の確保に関する法律	主管課	生活衛生課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

特定建築物（店舗、事務所等多数の者が使用あるいは利用する一定規模以上の建築物）における良好な環境衛生の確保を図るため、施設への立入検査を行い、適切な維持管理を指導する。

<実績>

年度	施設へ立ち入り、維持管理に関する帳簿などを調査した施設数
R1	39
R2	5
R3	7

(3) 一般公衆浴場確保対策

根拠法令等	①熊本市公衆浴場業衛生確保及び振興補助金交付要綱 ②熊本市公衆浴場設備改善補助金交付要綱	主管課	生活衛生課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

一般公衆浴場（いわゆる銭湯）については、家庭風呂の普及、スーパー銭湯の出現などにより入浴者の減少が進んでおり、また営業者の高齢化により廃業する施設もみられる。しかし、公衆浴場は市民生活に必要なことも事実であり、施設の維持管理及び公衆浴場の活性化並びに市民の健康の増進に寄与するため、営業に必要な経費に対する補助金を交付し、公衆浴場の存続を図っている。

<実績>

年度	補助金名			
	①衛生確保及び振興事業補助金		②設備改善補助金	
	施設数 ¹⁾	決算額(千円)	施設数 ²⁾	決算額(千円)
R1	7	1,421	1	1,178
R2	7	2,071	0	—
R3	7	1,354	0	—

注：1)施設数は年度当初の数

2)施設数は設備改善補助を受けた

(4) 営業者に対する衛生教育

根拠法令等	_____	主管課	生活衛生課
		負担割合	_____

<目的・事業内容>

営業者に対する衛生教育は、監視指導の効率化、タイムリーな最新情報の提供など事業の効果が期待され機会を捉え積極的に実施していくことが重要である。

現在、業界ごとに行われている講習会の衛生教育に講師の派遣を行っている。

<実績>

(参加人数)

年度	理容講習会 (H31以降は美容含む)	レジオネラ 防止対策講習会	貯水槽清掃 従事者講習会	ねずみ・昆虫防除作業 従事者講習会
R1	186	-	80	46
R2	-	-	103	0
R3	-	-	100	0

【細菌等の予防対策事業】

(5) レジオネラ症対策

根拠法令等	熊本市公衆浴場基準条例、熊本市旅館業法施行条例、熊本県レジオネラ防止条例	主管課	生活衛生課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

レジオネラ症は、過去に共同浴場を発生源とする集団感染が報告され、本市においては集団感染事故の事例はないが、発生防止のため定期的に旅館や公衆浴場等の浴槽水のレジオネラ属菌の行政検査、老人ホーム等の社会福祉施設の指導を行っている。

<実績>

年度	検査検体数			
	旅館及び公衆浴場浴槽水	温泉水	その他	計
R1	23	-	-	23
R2	0	-	5	5
R3	12	-	-	12

(6) 飲用水の衛生対策

根拠法令等	水道法、熊本市小規模受水槽水道及び飲用井戸の衛生管理に関する指導要綱	主管課	生活衛生課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

「水道法」で規定している専用水道、簡易専用水道及び「熊本市小規模受水槽水道及び飲用井戸の衛生管理に関する指導要綱」で規定している小規模受水槽水道、飲用井戸について、安全で衛生的な飲用水の確保を図る。

<実績>

年度	専用水道		簡易専用水道		小規模受水槽水道・飲用井戸	
	施設数	立入検査数	施設数	立入検査数	施設数	立入検査数
R1	87	7	1,250	90	7,321	70
R2	88	5	1,242	13	7,338	15
R3	87	2	1,239	8	7,338	5

【生活環境の衛生対策事業】

(7) 住まいの衛生対策

開始年度 平成10年度

根拠法令等	_____	主管課	生活衛生課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

「住まい(住居)」は、人がその生活の大半を過ごす場所であり、住居内の環境がそのまま体調や精神状態に影響を及ぼすと考えられる。しかし、各家庭における生活様式、経済状況等は様々である。そこで、市民が住まいの衛生について困りごとに直面した時に自分で解決できるよう、相談体制の充実や生活衛生知識の普及等により健康で快適な生活環境の確保をめざす。

<実績>

年度	研修会 開催	相談 ¹⁾ 受付件数	住まい 診断 ²⁾ 実施件数	公共施設相談		広報	その他
				相談件数	室内空気 環境測定 ³⁾		
R1	0回	338	13	0施設	延0件	市政だより 5回 ラジオ 13回 テレビ 0回	
R2	0回	213	0	0施設	延0件	市政だより 5回 ラジオ 12回 テレビ 0回	
R3	0回	195	1	0施設	延0件	市政だより 4回 ラジオ 10回 テレビ 0回	

注：1) 住まいの衛生相談(平成11年4月から実施)

2) 住まいの健康快適度診断: 住まいの衛生に関する相談者の希望に応じて自宅等を訪問し、住まい方の対策等について助言するための調査(平成11年11月から実施)

3) 室内空気環境測定(平成13年5月から実施)

(8) 家庭用品衛生対策

根拠法令等	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	主管課	生活衛生課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

家庭用品に含有される化学物質による市民の健康被害を防止することを目的とし、特に違反が多い繊維製品のホルムアルデヒド容出量検査を実施している。令和3年度は繊維製品中のホルムアルデヒド容出量検査を年1回実施した。

また、平成24年度より実施していた家庭用洗剤を対象とした水酸化カリウム・ナトリウムの検査については実施していない。

<実績>

年度	繊維製品ホルムアルデヒド容出量検査		
	検査検体数	違反件数	違反品
R1	20	1	おくるみ
R2	0	-	
R3	20	0	

(9) 衛生害虫等相談業務

根拠法令等	_____	主管課	生活衛生課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

市民の良好な生活環境の確保を図るため、害虫等の相談に対し、生態に応じた対応方法等を助言している。特にハチについては、例年相談件数が多い。ハチについては、相談の内容に緊急性・危険性

生活衛生の向上

があり、専門的な迅速対応が必要であると判断した場合は、駆除に特化して対応している。

<実績>

年度	専門業者への蜂の巣の除去委託件数
R1	0
R2	0
R3	0

(10) 雑草除去指導

開始年度 昭和48年度

根拠法令等	あき地等に繁茂する雑草等の除去に関する条例	主管課	生活衛生課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

あき地等に雑草等が繁茂し、かつ放置されている状態を解消することにより、美観の維持及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

<実績>

年度	相談を受けた雑草地(件数)	草刈り完了実績(件数)
R1	299	205
R2	245	164
R3	234	169

【市民学習支援事業】

(11) 熊本市生活衛生推進員制度

開始年度 平成12年度

根拠法令等	熊本市生活衛生推進員制度要綱	主管課	生活衛生課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

市民一人ひとりの安全で快適な暮らしの実現を目指すことを目的として、地域における住まいの衛生情報の普及啓発活動の担い手である熊本市生活衛生推進員として登録し、市民自らによる生活衛生意識の向上を推進する。

<実績>

年度	事業内容
R1	出前講座で生活衛生推進員を募集した。また、推進員に「生活衛生推進員だより」を送付し、住まいの衛生情報の普及啓発を図った。新規登録人数74名
R2	新型コロナウイルス感染症の影響により出前講座等が実施できず、新規生活衛生推進員の登録ができなかったが、既存の推進員に「生活衛生推進員だより」を送付した。
R3	新型コロナウイルス感染症の影響により出前講座等が実施できず、新規生活衛生推進員の登録ができなかったが、既存の推進員に「生活衛生推進員だより」を送付した。

(12) マスメディアによる市民への広報

根拠法令等	_____	主管課	生活衛生課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

市民の安全で快適な環境衛生及び生活衛生に関する意識の普及啓発を図るため、学習支援を行う。

生活衛生の向上

<実績>

年度	市政だより		ラジオ(回数)	
	環境	生活	環境	生活
R1	3	5	2	13
R2	3	5	2	12
R3	5	4	4	10

(13) 市民に対する衛生教育

根拠法令等		主管課	生活衛生課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

生活衛生に関する知識や衛生意識の向上を図るための衛生教育として、地域住民とともに考え、住民ニーズの把握の場となる、出前講座を実施する。

<実績>

年度	衛生教育	
	開催回数	参加人数
R1	11	203
R2	0	0
R3	1	55

2 食の安全・安心の確保

【食品衛生営業施設の許可等に伴う事業】

(14) 食品関連施設の衛生対策

根拠法令等	食品衛生法	主管課	食品保健課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

飲食店・そうざい製造業等の営業許可、営業施設の立入検査、食品等の収去試験等の業務を行い、市民の食生活の安全を確保する。

<実績>

年度	食品衛生関係 営業施設数	監視施設数	監視ポイント数 (延ポイント数)
R3	11, 115	4,293	4,789

(15) HACCP導入支援

根拠法令等	食品衛生法 熊本市食品自主衛生管理評価事業実施要領	主管課	食品保健課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

食品による健康被害を防止するには、保健所による監視指導はもとより、営業者が自ら衛生管理を推進していくことが最も重要である。

○ 熊本市独自の取組み

平成20年4月から熊本市食品自主衛生管理評価事業(熊本市版HACCP)を開始し、自主衛生管理を

生活衛生の向上

導入する食品の製造、加工又は調理を行う事業者に対し技術的支援を行い、事業者自らが行う自主衛生管理を段階的に評価することにより、自主衛生管理の取組を促進し、食品の安全性の向上を図っていたが、食品衛生法改正によりすべての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理が義務化されたため、この熊本市版HACCPは令和2年5月31日で終了し、令和2年6月1日より新たに熊本市HACCP適正普及推進事業を開始した。この事業では、「HACCPに沿った衛生管理」について確認・助言を行うことで、その自主衛生管理の取組を支援するとともに、熊本市における適正なHACCPの普及を推進し、食の安全性の向上を図る。

<実績>

年度	HACCPに基づく衛生管理 参加施設数	HACCPの考え方を 取り入れた衛生管理 参加施設数	計
R3	3	5	8

○ 国の承認制度の導入支援

国の総合衛生管理製造過程承認施設に対しては、国の査察への同行に加えて保健所の食品衛生監視員による外部検証を行い、HACCPシステムの有効性の検証と、営業者が行う内部検証の助言・指導等支援を行う。さらに承認施設における更新承認及び変更承認申請についての助言・指導等も行う。

令和3年6月の食品衛生法の改正により、HACCPに沿った衛生管理が義務化になり、国の総合衛生管理製造過程承認施設の制度は廃止になった。熊本市版HACCPの事業も認証期限の終了をもって廃止となった。

<実績>

年度	九州厚生局と合同立入 (R3 年度末現在 国の承認施設 2)	熊本市版HACCPに関する立入 (R3 年度末現在 市の認証施設数 22)
R1	2	31
R2	1	5
R3	0	0

【食中毒予防対策事業】

(16) 食中毒予防対策の強化

根拠法令等	食品衛生法 熊本市食品衛生監視指導計画	主管課	食品保健課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

「熊本市食の安全安心・食育推進計画」における「食の安全・安心の確保」のために、毎年「熊本市食品衛生監視指導計画」を定めて、食中毒の発生リスクや市民の食の安全安心に対する不安や関心の高い業種や食品に関して重点的に監視指導を行っている。

<実績>

年度	監視指導状況
R1	<ul style="list-style-type: none"> ・ノロウイルス食中毒予防対策 給食施設への監視指導(145施設) 国際大会開催に伴う中心市街地の飲食店等への監視指導(1,046施設) 国際大会に関与する宿泊・弁当施設等へのミテスターによる洗浄度検査(立入検査81施設)及びブドウ球菌を代替指標とした検査(2施設) 市民啓発、衛生教育の実施(10施設) ノロウイルスによる食中毒注意報の発令 収去検査(生かき11検体) ・食肉による食中毒(カンピロバクター、腸管出血性大腸菌、寄生虫等)予防対策 飲食店や食肉処理施設等への監視指導(1,150施設)、市民啓発 ・魚介類の寄生虫・自然毒による食中毒予防対策

生活衛生の向上

	食品等事業者への啓発指導(飲食店308施設、魚介類販売業147施設)、市民啓発 ・給食施設における食中毒予防対策 介護老人福祉施設等へのルミスターによる洗浄度検査(30施設)、給食関係者向けの研修会
R2	・食中毒予防対策 テイクアウト等を行う飲食店への監視指導(173件) 中心市街地やドライブスルーイベントへの定期的な巡回指導の実施 市民等からの苦情相談件数(342件) 市政だより、ラジオ等による市民啓発(17件) テイクアウトを行う飲食店向けの食中毒予防動画を作成し、熊本市ホームページに掲載(3件)
R3	・食中毒予防対策 カンピロバクター食中毒が多発したため、カンピロバクター食中毒予防啓発のため、チラシを作成し、焼鳥を提供している飲食店を中心に啓発を行った(724施設)。 市民等からの苦情相談件数(291件) 市政だより、ラジオ等による市民啓発(21件)

(17) 夏期・年末食品一斉取締り

根拠法令等	(夏期・年末)食品・添加物等の一斉取締り (厚生労働省通知)	主管課	食品保健課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

食中毒の発生しやすい夏期及び短期間に大量の食品が流通する年末に、食品の衛生的な取扱い、添加物の適正な使用、食品及び添加物の適正な表示の実施等について食品関係業者等に対する監視指導の強化を図ることにより、食中毒の発生防止及び食品衛生の向上を図る。

<実績>

年度	夏期				年末			
	監視指導数		収去検体数		監視指導数		収去検体数	
	許可要施設	届出要施設	国内	国外	許可要施設	届出要施設	国内	国外
R1	1,905 (5)	86 (0)	35 (0)	0 (0)	1,839 (7)	26 (0)	38 (0)	0 (0)
R2	829 (3)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	419 (3)	3 (0)	0 (0)	0 (0)
R3	823 (8)	99 (2)	0 (0)	0 (0)	653 (2)	96 (5)	8 (0)	0 (0)

※()内は違反不適件数

【食品の安全安心確保対策】

(18) 市場食品衛生監視所

根拠法令等	熊本市市場食品衛生監視所設置規則	主管課	食品保健課
実施場所	市場食品衛生監視所(田崎市場内)	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

田崎市場は、熊本県下最大の鮮魚介類、青果物及び多種多様な加工食品の流通拠点であることから、昭和47年に市場食品衛生監視所を設置し、市場内の食品取扱い施設に対する監視指導を行っている。また、国産及び輸入の鮮魚介類や野菜・果実の収去検査及び簡易検査キットによる残留農薬のスクリーニング検査を実施し、違反食品の発見と不良食品の排除に努めている。

<実績>

生活衛生の向上

年度	施設数	食品の検査数					
		国産品		輸入品		合計	
R1	230	79	(0)	15	(0)	94	(0)
R2	230	0	(0)	0	(0)	0	(0)
R3	224	35	(0)	8	(0)	43	(0)

※ 検査数には環境総合センターへの依頼分を含む。()内は違反不適件数

(19) 熊本市食品安全情報ネットワーク

開始年度 平成14年度

根拠法令等	熊本市食の安全安心・食育推進計画	主管課	食品保健課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

自主管理体制確立事業の一環として、広域のかつ大量に流通する食品の安全・安心を確保するため、市内のスーパーマーケット、大型量販店及び田崎市場関連会社等の食品等事業者と保健所の相互の情報交換と研修を行い、食品の安全性に関する正確な情報の共有化を図ることを目的とする。

<実績>

年度	開催内容	会員数
R1	講演会への参加及び30回の情報提供	25社、316店舗
R2	講演会への参加及び15回の情報提供	25社、316店舗
R3	講演会への参加及び20回の情報提供	25社、316店舗

(20) 食品の安全・安心に関わる連携の強化

開始年度 平成17年度

根拠法令等	熊本市食の安全安心・食育推進計画	主管課	食品保健課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

平成20年3月に「熊本市食の安全安心・食育推進計画(計画期間:H20年度から5年間)」を策定し、その後「第2次熊本市食の安全安心・食育推進計画(計画期間:H25年度から6年間)」を策定。

平成31年3月に「第3次熊本市食の安全安心・食育推進計画(計画期間:2019年度から5年間)」を策定。消費者をはじめとして、教育関係者、農林漁業者、食品関係事業者及び行政等の全ての関係者が、それぞれの立場で食の安全安心の確保等に積極的に取組み、総合的、計画的な施策展開を図る。

<実績>

年度	会議開催	参集者
R1	健康くまもと21推進会議 食の安全安心・食育部会(1回)	推進会議委員
	健康くまもと21推進会議(1回)	推進会議委員
R2	健康くまもと21推進会議 食の安全安心・食育部会(1回)	推進会議委員
	健康くまもと21推進会議(1回)	推進会議委員
R3	健康くまもと21推進会議 食の安全安心・食育部会(1回)	推進会議委員
	健康くまもと21推進会議(1回)	推進会議委員

(21) 集団給食施設の衛生対策

根拠法令等	「大量調理施設の衛生管理マニュアル」	主管課	食品保健課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

大量の食事を提供する学校や病院、社会福祉施設等に対して、厚生労働省が作成した「大量調理施設の

衛生管理マニュアル」に基づく施設の改善及び自主管理を推進する。

<実績>

年度	点検施設数			給食関係者の衛生教育(受講者数)	
	学校	社会福祉施設等	病院	依頼に基づく研修	課主催研修
R1	9	112	24	1,334	349
R2	0	0	0	18	0
R3	0	0	0	462	0

【リスクコミュニケーション】

(22) 営業者に対する衛生教育

根拠法令等	食品衛生法	主管課	食品保健課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

規制緩和、PL法施行、HACCPの導入等、営業者の責任が増大する中、食品関係営業者及び食品取扱い従事者に対する知識の向上及び衛生的な取扱いの徹底を推進し、営業者自らの自主衛生管理体制の確立を目的として衛生教育等を実施する。

<実績>

年度	営業者衛生教育	
	実施回数(回)	受講者数(人)
R1	97	5,462
R2	5	77
R3	15	1,192

(23) 市民に対する衛生教育

根拠法令等	_____	主管課	食品保健課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

食品衛生意識の市民への浸透を図るため、市民からの要望による出前講座やバザー開催に伴う衛生講習を実施する。「いつでも どこでも だれにでも」の出前教室の実施や生涯学習推進課の「ふれあい出前講座」への協力、「バザー等開催届」提出時の相談受付・指導の実施など、あらゆる機会をとらえて教育を実施している。また、教育を実施することで、住民ニーズの把握の場ともなっている。

<実績>

年度	衛生教育		バザー等開催届時 指導件数
	開催回数	参加人数	
R1	49	2,716	644
R2	1	45	27
R3	2	130	42

(24) マスメディアによる市民への広報

根拠法令等	_____	主管課	食品保健課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

生活衛生の向上

市民の安全で快適な食に関する食品衛生意識の普及啓発を図るため、公報誌やラジオ等を利用した学習支援を行う。

<実績>

年度	市政だより(回数)	ラジオ等(回数)
R1	8	10
R2	5	7
R3	7	9

(25)小学生を対象とした手洗い教室

根拠法令等	熊本市食品衛生監視指導計画	主管課	食品保健課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

平成12年度から、小学生を対象に食品衛生知識を高め、家庭での食中毒予防を目的に食品衛生に関する図画作品コンクールを開催してきた。これまで16回開催し、一定の効果を得たことから、平成29年度から食中毒予防ポスターコンクールに替わり、小学校を訪問しての手洗い教室を実施し、小学生に正しい手洗い方法を浸透させ家庭での食中毒予防を図る。

<実績>

年度	実施回数	参加人数
R1	16	470
R2	中止	—
R3	中止	—

(26) パティシエ気分で学ぶ食品衛生教室

根拠法令等	熊本市食の安全安心・食育推進計画 食品衛生月間事業(厚生労働省通知)	主管課	食品保健課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

食品衛生に関心のある市民を対象に、焼き菓子の製造体験等を通して、食品衛生に関する知識を習得して、より賢い消費者となっただくとともに、食の安全安心への理解を深めてもらうことを目的として下記のとおり実施する。

<実績>

年度	参加者	開催場所	開催内容
R1	43名	学校	製造体験
R2	中止	—	—
R3	中止	—	—

(27) 田崎市場体験

開始年度 平成21年度

根拠法令等	熊本市食の安全安心・食育推進計画	主管課	食品保健課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

生活衛生の向上

食品流通の理解と熊本地方卸売市場(通称:田崎市場)における食の安全の取り組みについて、これから食品事業に携わる可能性が高い大学生を対象に食品の取り扱いと食品検査等を実地体験することにより、食の安全安心と食のめぐみへの理解を深めてもらうことを目的に、田崎市場と協働で実施する。

<実績>

年度	期日	場所	参加者	内容
R1	R1.7.13(土)	田崎市場内関係施設	59名	市場の関係者からの説明、市場内の施設見学、市場における食品検査の説明、残留農薬検査体験
R2	中止	—	—	—
R3	中止	—	—	—

【精度管理】

(28) 食品衛生検査の精度管理

開始年度 平成10年度

根拠法令等	食品衛生法	主管課	医療政策課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

食品衛生法施行令等の一部改正に伴い熊本市で制定した「食品衛生検査施設における検査等に関する業務管理」に基づいて、食品保健課及び環境総合センターで行われている食品衛生検査業務に関する内部点検及び精度管理を実施し、同施設における食品衛生検査の信頼性の確保を図る。

<実績>

年度	点検実施回数	内部精度管理実施回数	外部精度管理参加回数	決算額
R1	12回	2項目 延57回	6項目 延6回	300
R2	3回	2項目 延26回	1項目 延1回	114
R3	0回	2項目 延29回	6項目 延6回	256

3 墓地・斎場の適正な管理と指導

(29) 熊本市火葬場の管理・運営

根拠法令等	墓地、埋葬等に関する法律 熊本市火葬場条例	主管課	健康福祉政策課
実施場所	熊本市斎場、熊本市植木火葬場	負担割合	市10/10

<事業内容>

熊本市斎場は、平成9年から平成11年にかけて、施設の老朽化に伴う全面建て替え工事を実施し、平成11年4月1日から供用を開始した。新斎場は、16基の火葬炉(人体炉15基、胞衣炉1基)や従来の斎場にはなかった告別室、収骨室(各4室)をはじめ、通夜、告別式が執り行える式場棟を有している。また、火葬件数については年間7,700件程度であり、平成25年4月1日からは、指定管理者による管理・運営を行っている。

熊本市植木火葬場においては、老朽化に伴い1基のみ稼働の状況であり、令和2年度から建替事業を開始した。

熊本市斎場とともに1月1日を除き年中無休で火葬業務を行っている。また、火葬件数については年間350件程度となっている。

<実績>

生活衛生の向上

年 度	火葬件数												合計
	大人		小人		死産児		改葬人骨		その他		小計		
	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	
R1	6,905	391	21	2	139	33	332	27	339	61	7,736	514	8,250
R2	6,790	418	18	0	116	24	280	9	352	60	7,556	511	8,067
R3	7,376	457	15	2	114	16	207	2	384	53	8,096	530	8,626

年 度	待合室・式場利用件数						合計
	待合室		式場		小計		
	市内	市外	市内	市外	市内	市外	
R1	1,462	79	50	0	1,512	79	1,591
R2	1,140	80	27	0	1,167	80	1,247
R3	313	16	45	2	358	18	376

1)待合室・式場利用件数は熊本市斎場のみの件数。

(30) 市営墓地の管理・運営

根拠法令等	墓地、埋葬等に関する法律 熊本市墓地条例	主管課	健康福祉政策課
		負担割合	市10/10

<事業内容>

熊本市内には、7か所（465千㎡）の市営墓地があり、18、176区画を貸し付けている。桃尾墓園を除く墓地については全区画の貸付を終えており、平成17年度から返還基数に応じて再貸付を行っている。

<実績>市営墓地貸付状況

墓地名	総面積 (㎡)	R2年度までの貸付		R3年度の貸付		R3年度の廃止		累計	
		件数	貸付面積 (㎡)	件数	貸付面積 (㎡)	件数	貸付面積 (㎡)	件数	面積(㎡)
花園墓地	28,057	1,842	12,186.273	3	13.76	6	36.42	1,839	12,163.613
小峯墓地	28,617	1,821	11,040.324	5	29.72	9	62.90	1,817	11,007.144
立田山墓地	37,929	1,482	9,983.318	2	9.22	7	43.04	1,477	9,949.498
城山墓園	54,747	1,125	6,991.340	2	11.68	11	67.49	1,116	6,935.530
清水墓園	20,897	1,492	8,467.460	5	19.77	8	45.00	1,489	8,442.230
桃尾墓園	268,765	9,234	45,462.500	36	180.00	24	120.00	9,246	45,522.500
浦山墓園	26,407	1,195	7,626.940	2	14.11	5	31.00	1,192	7,610.050
計	465,419	18,191	101,758.155	55	278.26	70	405.85	18,176	101,630.565

(31) 納骨堂の管理・運営

根拠法令等	墓地、埋葬等に関する法律 熊本市納骨堂条例	主管課	健康福祉政策課
		負担割合	市10/10

<事業内容>

桃尾霊堂（納骨堂）には、10年ごとに更新できる家族納骨壇（6骨収納可）336壇と1年ごとに更新できる短期納骨壇（1骨収納可）1,200壇を設置している。

<実績>納骨壇貸付状況

年度	家族納骨壇				短期納骨壇			
	新規	返還	増減	年度末貸付件数	新規	返還	増減	年度末貸付件数
R1	11	14	-3	323	55	49	6	1,168
R2	20	20	0	323	37	60	-23	1,145
R3	4	14	-10	313	33	50	-17	1,128

(32) 墓地の適正配置(墓地、納骨堂の許可)

根拠法令等	墓地、埋葬等に関する法律 熊本市墓地等の設置等に関する条例	主管課	生活衛生課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

墓地経営については、原則として自治体が行うことになっているが、現在本市の市営墓地の供給状況から、財団法人、宗教法人等も経営許可の対象として認めている。

墓地、納骨堂等の経営許可にあたっては、必要性、永続性、非営利性の審査の他、公衆衛生上の要件よりも付近住民との相互理解が重要な課題となっている。

<実績>

年度	墓地許可件数	納骨堂許可件数	事前協議済件数
R1	0	2	6
R2	0	3	3
R3	1	4	3

(33) 共同墓地復興支援

根拠法令等	①(県)平成28年熊本地震復興基金交付金交付要項 ②(市)共同墓地等復旧補助金交付要綱	主管課	生活衛生課
		負担割合	県10/10

<目的・事業内容>

平成28年熊本地震により被災した共同墓地等の復旧工事に要する費用の一部を補助する。

<実績>

年度	申請件数	決算額(千円)
R1	10	27,493
R2	1	206
R3	0	0

(34) 桃尾墓園の貸付

根拠法令等	墓地、埋葬等に関する法律 熊本市墓地条例	主管課	健康福祉政策課
実施場所	桃尾墓園	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

生活衛生の向上

墓地需要に応えるために、本市東部地区（熊本市東区戸島町）にある桃尾墓園の拡張整備を行ってきたが、平成25年度をもって終了した。

墓地拡張に伴う整備数は4,385区画であり、平成14年度より貸付を実施している。

<実績>

	募集区画数				貸付件数			
	4㎡	5㎡	芝生墓地	計	4㎡	5㎡	芝生墓地	計
R1	6	105	189	300	6	104	12	122
R2	-	5	296	301	-	5	22	27
R3	-	-	250	250	-	-	36	36

(35) 墓地災害の復旧

根拠法令等		主管課	健康福祉政策課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

令和2年7月豪雨の影響により発生した市営墓地内における災害復旧業務。

<実績>

市営城山墓園内で発生した倒木について、緊急にて撤去処理業務を実施した。
(決算額 7,929千円)

4 動物愛護の普及啓発と適正飼養などの推進

(36) 動物愛護の推進

開始年度 昭和51年度

根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律 熊本市動物の愛護及び管理に関する条例	主管課	動物愛護センター
実施場所	熊本市動物愛護センター	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

法令、条例に基づく犬猫の引き取り、負傷動物の收容を行うとともに、適正飼養や動物愛護の普及のため、飼い主への指導及び苦情相談等を行っている。さらに、平成13年度に設立した熊本市動物愛護推進協議会を中心に動物愛護啓発活動を推進している。

<実績>

年度	犬			猫		
	不要犬引取	負傷犬保護	譲渡頭数	拾得・不要猫引取	負傷猫保護	譲渡頭数
R1	9	3	41	54	103	102
R2	8	0	51	63	99	125
R3	3	1	37	93	190	171

年度	苦情相談件数		迷惑苦情に対する指導件数		
	犬	猫	口頭指導	指導票交付	合計
R1	526	605	340	0	340
R2	743	1,757	579	1	580
R3	584	1,629	220	0	220

(37) 愛がん鳥獣飼養捕獲許可

開始年度 平成19年度

根拠法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 熊本県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則	主管課	動物愛護センター
実施場所	熊本市動物愛護センター	負担割合	県10/10

<目的・事業内容>

有害鳥獣捕獲許可業務は平成30年度から農水局へ事業移管し、愛がん鳥飼養の捕獲許可事務のみを行う。

<実績>

年度	愛がん鳥の飼養登録	
	メジロ	ホオジロ
R1	4	0
R2	3	0
R3	2	0

(38) 人と動物くらしイキイキ対策

開始年度 平成21年度

根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律 熊本市動物の愛護及び管理に関する条例	主管課	動物愛護センター
実施場所	熊本市動物愛護センター	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

「人と動物とがおだやかに共生できる住みよいまちづくり」を目指し、次世代を担う子どもたちが動物をとおして「豊かな心」をはぐくめるよう、動物愛護に関する普及啓発を進めていくために、教育関係機関や獣医師会等と連携し、子どもたちを支援する仕組みづくりを構築する。

<実績> 動物ふれあい訪問教室実施件数・参加人数

年度	保育園・幼稚園		小学校		中学校等		合計	
	件	人	件	人	件	人	件	人
R1	0	0	4	195	3	33	7	228
R2	0	0	0	0	0	0	—	—
R3	0	0	2	375	0	0	2	375

※R2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業を中止したが、R3年度は、感染対策を講じながら2校の小学校で実施した。

(39) 狂犬病予防対策

開始年度 昭和25年度

根拠法令等	狂犬病予防法 熊本市狂犬病予防条例・規則	主管課	動物愛護センター
実施場所	熊本市動物愛護センター	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

狂犬病予防法及びこれに基づく政令の定めるところにより、犬の登録に関する事務を行い、予防注射の実施とともに注射済票を交付し、また、犬の抑留・処分等狂犬病予防上必要な業務を行っている。

<実績>

健康危機管理体制の充実

年 度	登録関係						予防注射関係	
	新規	鑑札 再交付数	転入	転出	死亡	登録総数	注射済票 交付数	済票 再交付数
R1	2,729	37	424	379	1975	31,334	21,971	14
R2	2,980	48	491	439	1920	31,959	20,002	7
R3	2,874	31	466	467	1,951	32,490	21,147	17

年 度	犬捕獲等状況			処分犬 頭数	譲渡 頭数
	不要犬引き取り	捕獲	返還		
R1	9	205	147	7	41
R2	8	151	115	0	51
R3	3	138	108	0	37

(40) 地域猫適正管理推進事業

開始年度 令和2年度

根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律 熊本市動物の愛護及び管理に関する条例	主管課	動物愛護センター
実施場所	熊本市動物愛護センター	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

地域猫の適正管理を促進し、もって人と猫とが調和した快適な生活環境の維持向上を図るため、地域猫活動を行う自治会等に対し、地域猫の不妊去勢手術にかかる費用を助成する。

<実績>

年 度	助成団体数	手術頭数		助成金決算額
		雄	雌	
R3	2	23	18	687,200

5 健康危機管理体制の強化

(41) 健康危機管理

開始年度 平成11年度

根拠法令等	熊本市健康危機管理要綱	主管課	医療政策課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

医薬品、化学物質、毒物、劇物、食中毒、感染症、飲料水、その他何らかの原因により、突発的かつ広範囲に生じる市民の生命、健康、安全を脅かす事態に対して発生予防に努めるとともに、発生時に健康被害の拡大防止や医療確保等の対策を迅速かつ的確に行える体制を強化する。

<実績>

年 度	対策実施状況
R1	・健康危機管理連絡会議(1回)、健康危機管理幹事会(5回) ・健康危機管理訓練の実施
R2	・健康危機管理研修会の実施
R3	・健康危機管理研修会の実施

【令和2年度実施事業状況】

事業	内容	開催回数
健康危機管理研修会	養鶏場における鳥インフルエンザ発生時の後方支援に関する研修を実施	1回
健康危機管理連絡会議 (31 関係機関)	新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止	—
健康危機管理幹事会 (庁内 11 課)		

(42) 新型インフルエンザ等対策

開始年度 平成21年度

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	主管課	感染症対策課
	新型インフルエンザ等対策特別措置法 熊本市新型インフルエンザ等対策行動計画	負担割合	市10/10

＜目的・事業内容＞

平成21年4月、新型インフルエンザ(H1N1)が発生し、4月28日に市長を本部長とする「熊本市新型インフルエンザ対策本部」を設置し、新型インフルエンザ患者の発生状況等を把握し全庁的に対策を実施した。

平成22年3月末に患者発生が沈静化したため、対策本部を解散し、「熊本市新型インフルエンザ対策推進本部」に移行した。

東南アジア等で鳥インフルエンザH5N1のヒトへの感染例があること等から、新たな新型インフルエンザ等の発生が危惧されている中、「新型インフルエンザ等対策推進本部」において、随時、行動計画の改定や各種マニュアルの改定を行い、新型インフルエンザに関する情報を把握し、市民や医療機関等の関係機関に情報を提供している。

また、平成24年4月に、国は新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図るため新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立し交付された。

この特別措置法第37条において準用する法第26条の規定に基づき、熊本市新型インフルエンザ等対策本部条例を制定した。

また、同年政府行動計画が示されたことから、平成25年度に「熊本市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定を行った。

なお、令和3年2月3日、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和3年法律第5号。)」が公布となり、これに伴い、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)」及び「検疫法(昭和26年法律第201号)」の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症が「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更となった。

＜実績＞

年度	対策実施状況
H21	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部会議開催(6回)、情報調整会議(11回)、対策協議会(1回) 医療体制整備検討会議(3回) インフルエンザ総合相談窓口 相談件数(7,108件) 新型インフルエンザ説明会開催(3回) 医療機関・社会福祉施設・市民対象 <p>【参考】流行の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 推計患者数 全国 2,068万人 熊本県 34万人 熊本市 11.8万人
H22	<ul style="list-style-type: none"> 対策推進本部会議開催(1回) 幹事会開催(1回) 行動計画改定 インフルエンザ総合相談窓口 相談件数(2,338件) 新型インフルエンザ説明会開催(1回) 医療機関対象
H23	<ul style="list-style-type: none"> 対策推進本部会議開催(1回) 幹事会開催(1回) 行動計画改定 新型インフルエンザ説明会開催(1回) 医療機関対象 医療体制整備検討会議(1回)
H24	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ説明会開催(1回) 医療機関対象

H25	・対策推進本部会議(1回)、対策推進幹事会(2回) ・行動計画改定 ・新型インフルエンザ説明会開催(1回) 医療機関対象
H26	新型インフルエンザ説明会開催(1回) 医療機関対象
H27	新型インフルエンザ説明会開催(1回) 医療機関対象
H28	・行動計画改定 ・新型インフルエンザ説明会開催(1回) 医療機関対象
H29	・医療機関整備状況調査 ・第二種感染症指定医療機関会議(県開催)への参加(1回) 指定医療機関、保健所対象
H30	・医療機関整備状況調査 ・第二種感染症指定医療機関会議(県開催)への参加(1回) 指定医療機関、保健所対象
R1	・医療機関整備状況調査 ・第二種感染症指定医療機関会議(県開催)への参加(1回) 指定医療機関、保健所対象
R2	・医療機関整備状況調査
R3	・医療機関整備状況調査

6 感染症の予防対策と拡大防止対策の推進

(43) 結核に係る定期の健康診断

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2第3項	主管課	感染症対策課
実施場所	地域巡回	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

結核の感染予防及び結核患者の早期発見・早期治療のため、定期的な胸部健康診断及び結核ハイリスク層を対象とした胸部健康診断を実施。

・実施方法：市内各地域にて、検診車による巡回検診を行う。

<実績>

年度	委託先				受診者数計	決算額 (千円)
	熊本県総合保健センター	熊本市医師会	厚生連	日本赤十字社		
	受診者数	受診者数	受診者数	受診者数		
R1	9,418	6,290	486	—	16,194	13,750
R2	7,296	5,071	517	428	13,312	11,426
R3	8,076	5,631	490	590	14,787	12,699

※ R2年度から日本赤十字社熊本健康管理センターと契約

(44) 結核健康診断等補助

開始年度 平成8年度

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第60条第1項 熊本市補助金等交付規則 熊本市結核予防費補助金交付要綱	主管課	感染症対策課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

私立学校又は福祉施設の長が行う結核の定期健康診断に係る経費について、基準額の2/3を補助する。

また、補助金を交付することにより健康診断の普及啓発を図る。

<実績>

健康危機管理体制の充実

年 度	補助金交付施設数					決算額 (千円)	
	福祉施設	大学(院含む)	短期大学	専門学校	高等学校		合計
R1	46(91)	4(6)	1(1)	22(36)	14(14)	87(148)	3,267
R2	53(92)	4(6)	1(1)	23(33)	14(14)	95(146)	3,352
R3	51(92)	4(6)	1(1)	23(33)	14(14)	93(146)	3,417

※ ()内は対象施設

(45) 結核医療費公費負担

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条、第37条の2	主管課	感染症対策課
		負担割合	37条 : 国3/4, 市1/4 37条の2 : 国1/2, 市1/2

<目的・事業内容>

結核患者が安心して適正な医療を受けられるよう、結核医療費を公費で負担する。

1) 入院患者に対する医療費公費負担 (法37条)

結核患者が、結核を蔓延させるおそれがある場合に、患者に対し結核病床をもつ第二種感染症指定医療機関へ入院を勧告又は措置することができる。その場合の入院治療に要する医療費については、保険給付された残額を公費で負担する。ただし、世帯の収入状況により自己負担が生じる場合がある。

2) 一般の結核患者に対する医療費公費負担 (法37条の2)

治療及び検査に必要な医療費の95%までを負担する (医療保険各法で給付された額の残りの額について公費負担)

<実 績>

年 度	法37条			法37条の2			扶助費 決算額 (千円)
	支払件数	医療費 (千円)	1件あたり (円)	支払件数	医療費 (千円)	1件あたり (円)	
R1	79	13,633	172,569	791	1,520	1,921	15,152
R2	59	6,417	108,762	683	1,146	1,677	7,563

(46) 結核患者訪問指導

開始年度 昭和26年度

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の14	主管課	感染症対策課
-------	-----------------------------------	-----	--------

<目的・事業内容>

結核登録票に登録されている結核患者に対し、結核の予防または医療上必要があると認められる場合、保健師又はその他の職員が家庭を訪問して必要な指導を行うことで、患者の治療終了を円滑にするとともに感染拡大の防止を図る。

<実 績>

年 度	訪問延件数
R1	198 件
R2	152 件
R3	119 件

(47) 結核に係る健康診断[接触者健診](定期外健康診断①)

開始年度 昭和26年度

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条	主管課	感染症対策課
実施場所	保健所等	負担割合	国1/2, 市1/2

<目的・事業内容>

結核患者と接触があり、結核の蔓延を防止するため必要があると認めるときは、結核にかかって

健康危機管理体制の充実

いと疑うに足りる正当な理由のある者に対し、結核感染診断クオンティフェロン検査（平成19年度より）やX線検査等を実施し、早期発見、早期治療と蔓延防止を図る。

<実績>

1) 家族

年度	対象者	受検者	受検率	検診結果		
				結核患者	LTBI	結核発病の恐れあり
R1	142	131	92.3%	1	5	0
R2	114	108	94.7%	0	1	0
R3	89	86	96.6%	0	2	0

2) その他の接触者

年度	対象者	受検者	受検率	検診結果		
				結核患者	LTBI	結核発病の恐れあり
R1	601	563	93.7%	0	8	0
R2	626	617	98.6%	0	10	0
R3	538	527	98.0%	0	9	0

3) 決算額（結核感染症診断クオンティフェロン検査委託料）

年度	決算額(千円)
R1	2,078
R2	2,172
R3	1,718

(48) 結核に係る精密検査〔管理検診〕(定期外健康診断②) 開始年度 昭和26年度

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の13	主管課	感染症対策課
実施場所	保健所等	負担割合	国1/2, 市1/2

<目的・事業内容>

結核登録患者で現に医療を受けていない者、その他医学的状況を的確に把握する必要がある者を対象に検診を実施し、登録患者等の管理を行う。

- ・実施方法：対象者に保健所への来所を勧め、必要な検査を実施する

<実績>

年度	対象者	受検者	受検率	検診結果	
				結核患者	結核発病の恐れあり
R1	142	131	92.3%	0	0
R2	134	121	90.3%	0	0
R3	119	115	96.6%	0	0

※ H23年度から対象者に対して病状確認を年2回実施している。

※ H28年11月から潜在性結核感染症（LTBI）の治療終了者は保健所長の判断で実施。

(49) 結核患者に対するDOTS(直接服薬確認療法)

開始年度 平成17年度

健康危機管理体制の充実

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律53条の14 感染症対策特別推進事業実施要綱	主管課	感染症対策課
		負担割合	国定率補助

<目的・事業内容>

再発患者の増加や薬剤耐性菌の出現等が問題となっていることから、訪問や電話連絡等にて服薬状況を確認する。

保健所と医療機関等の関係機関が連携しDOTS事業を実施。

<実績>

年度	地域DOTS対象者数	地域DOTS実施数	直接服薬確認治療率%	訪問延件数	来所延件数	連絡延件数	治療判定				
							治療終了	死亡	脱落中断	治療中	その他
R1	139	139	100	191	35	606	75	9	2	53	0
R2	109	109	100	137	7	579	64	14	2	29	0
R3	93	93	100	119	4	485	45	13	5	30	0

(50) 結核予防普及啓発

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律3条	主管課	感染症対策課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

近年、結核罹患率の減少が全国的に鈍化傾向となっている。これは、高齢者における結核再燃に加え、若年層の結核に対する抵抗力低下（未感染者の増加）による罹患が影響している。このことから、市民一人ひとりに結核に関する正しい予防知識の普及啓発を行うことで感染予防を図る。

1) 結核予防週間

結核予防に関する市民の関心を大いに高めるために、毎年9月24日から30日の結核予防週間に、結核検診や相談、広報等を実施する。

2) 健康教育・広報

市政だよりやポスター、チラシ等を活用し、また出前講座等により結核予防に関する知識の普及啓発を実施する。

<実績> 結核予防週間事業実績

年度	相談受付件数	結核検診実施件数		検診結果	
		X線検査	喀痰検査	他医紹介	結核患者
R1	58	58	0	1	0
R2	0	0	0	0	0
R3	9	9	0	0	0

※ 結核検診・相談は、平成29年度・平成30年度は4日間、令和元年度は2日間実施。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。

(51) 結核施設内感染予防研修会

開始年度 平成15年度

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律3条	主管課	感染症対策課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

医療機関や高齢者施設等において結核集団感染が発生している事例があり、また発病患者に高齢者が多いことをふまえ、院内及び施設内感染予防対策の具体的実践方法の啓発を図る。

・ 実施内容

- 1) 医療機関や高齢者施設等へ赴いての結核予防研修会の実施
- 2) 有症状時の早期受診及び感染予防対策の徹底を図る

<実績>

年度	結核施設内感染予防研修会	
	実施施設数	参加者数
R1	0か所	0名
R2	1か所	30名
R3	0か所	0名

(52) 感染症発生動向調査

開始年度 昭和56年度

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第14条 感染症発生動向調査実施要領	主管課	感染症対策課
実施場所	保健所（感染症対策課）	負担割合	国1/2, 市1/2

<目的・事業内容>

1類から5類の感染症（新型コロナウイルス感染症を除く）の発生状況を、医療機関を通して収集し、分析した結果を全国、県情報と合わせて、医療機関や学校、保育所等の関係機関に定期的に情報を還元することにより、感染症の発生予防、まん延防止を図る。

また、平成26年4月から熊本市ホームページにおいて、感染症の発生状況に加え、その対処法や予防接種を含めた予防法等の情報を提供している。

このほか、感染症法に基づく積極的疫学調査として、病原体同定等の迅速な行政検査及び感染症発生時のまん延防止に必要な調査を行い、感染拡大防止を図っている。

【熊本市の定点設置状況】

定点区分	定点(医療機関)数		対象感染症(疾患)
	総数	(内訳)	
インフルエンザ定点	25	小児科16、内科9	インフルエンザ
小児科定点	16		RSウイルス感染症等 10種
眼科定点	5		急性出血性結膜炎等 2種
STD定点	6	婦人科2、泌尿器科4	性器クラミジア等 4種
基幹定点	5		細菌性髄膜炎等 8種
疑似症定点	5	基幹5	厚生労働省令で定める疑似症

<実績> 1～3類感染症届出受理状況

年度	1類	2類	3類				総数	決算額
	7疾患	6疾患(結核を除く)	細菌性赤痢	腸チフス・パラチフス	コレラ	腸管出血性大腸菌		
R1	0	0	0	0	0	13	13	2,819
R2	0	0	0	0	0	21	21	2,929
R3	0	0	0	0	0	17	17	2,954

※新型コロナウイルス感染症を除く

行政検査対応件数

年度	疾病区分					総数
	1類	2類	3類	4類	5類	
R1	0	0	6	18	44	68
R2	0	0	0	18	5	23
R3	0	0	2	30	2	34

※新型コロナウイルス感染症を除く

(53) 感染症患者対応

開始年度 平成11年度

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条及び第24条	主管課	感染症対策課
		負担割合	医療費：市1/4, 国3/4 その他：市10/10

<目的・事業内容>

感染症の発生及び蔓延の防止を目的として、1・2類感染症患者及び感染者が発生した際、医師会、感染症指定医療機関医師等からなる感染症診査協議会を開催して、入院勧告を行い、その入院医療を支援する。

<実績>

年度	入院患者数	内訳				決算額
		感染症名	協議会開催	保険	入院日数	
R1	0人	-	-	-	-	-
R2	0人	-	-	-	-	-
R3	0人	-	-	-	-	-

※新型コロナウイルス感染症を除く

(54) 接触者健康診断

開始年度 昭和56年度

根拠法令等	感染症の予防及び患者に対する医療に関する法律第17条 感染症発生動向調査実施要領	主管課	感染症対策課
		負担割合	国1/2, 市1/2

<目的・事業内容>

1類から3類感染症発生時に、二次感染による感染の拡大防止と感染源・経路の調査のため、患者と接触者等について健康調査を実施する

<実績>

年度	接触者健康診断数 ¹⁾	決算額 ²⁾
R1	18	12,001
R2	23	8,863
R3	29	337

注：1) 新型コロナウイルス感染症関連を除く

2) R1、R2は新型コロナウイルス感染症関連を含む

(55) エイズ及び性感染症

開始年度 エイズ対策(昭和62年度)・性感染症(平成14年度)

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針 性感染症に関する特定感染症予防指針 熊本市エイズ総合対策推進会議設置要綱 熊本市エイズ相談及びHIV抗体検査実施要領 熊本市性感染症検査実施要領	主管課	感染症対策課
		負担割合	国1/2, 市1/2

<目的・事業内容>

エイズ及び性感染症に関する正しい知識を普及することにより感染の広がりを防ぐとともに、正しい知識がないことによって生まれる差別や偏見をなくす。また、相談検査体制の充実及び積極的な周知を行い、検査件数の増加を図ることで、早期発見、早期治療につなげる。さらに、関係機関との連携により感染者・患者をとりまく医療・生活環境の整備を図る。

- 1) 正しい知識の普及啓発
- 2) 保健所でのパンフレット等配布、ポスター掲示
- 3) エイズ相談及びHIV検査

健康危機管理体制の充実

エイズ相談及びH I V検査が受けやすい体制を整備することにより、市民に広がる不安を解消するとともに、H I V感染の早期発見に努め、効果的な治療につなげるもの。

【エイズ相談及びH I V検査受付体制（無料・匿名）】

※希望者には梅毒血清反応検査を併せて実施

熊本市保健所		
即日検査 (要予約)	火～木曜日 9時～11時	結果は約1時間後に面談で通知

※この他に、臨時検査も行っている。

4) 推進体制の整備（熊本市エイズ総合対策推進会議の開催等）

エイズ対策を総合的に検討し推進していくために、様々な分野の市民団体の代表が一同に会し正しい知識の普及啓発のあり方を総合的に協議し、エイズに対する偏見・差別をなくすための効果的な啓発方法を検討する。

会議は年に一度開催し、年度報告書を作成する。

＜実績＞

年度	正しい知識の普及啓発						ラジオ・テレビ広報
	講師派遣・出前講座		学園祭での啓発		その他キャンペーン		
	対象	受講者数	実施学校数	参加者数	実施状況	参加者数	
R1	高校等 21回 市民対象 0回	4,480	-	-	学校保健会イベントでの啓発 1回	66	7回
R2	-	-	-	-	-	-	5回
R3	-	-	-	-	「世界エイズデー」に合わせて 熊本城にて啓発物を配布	-	5回

※R2・R3は新型コロナウイルス感染症の影響により啓発事業を大幅縮小した。

年度	エイズ相談及びHIV検査件数		クラミジア抗体検査		梅毒血清反応検査		決算額
	エイズ相談	HIV検査	検査件数	陽性件数	検査件数	陽性件数	
R1	1,184	1,164	1,062	229	1,088	18	5,570
R2	332	326	-	-	291	11	4,022
R3	583	553	-	-	504	26	4,467

※R2・R3は新型コロナウイルス感染症の影響により検査受付枠を大幅縮小した。

(56) 肝炎ウイルス検査事業(特定感染症検査)

開始年度 平成19年度

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	主管課	感染症対策課
	肝炎対策基本法 熊本市肝炎ウイルス検査事業実施要領	負担割合	国1/2、市1/2

＜目的・事業内容＞

B型肝炎及びC型肝炎ウイルスの感染の可能性が高い市民に、肝炎ウイルス検査を実施し、早期発見、早期治療の観点から、陽性者に肝炎専門医療機関への受診を勧めることを目的とする。

平成19年から保健所で、平成20年からは保健所及び委託医療機関で、令和元年度からは委託医療機関（約360機関）のみで無料で実施している。

年度	B型肝炎ウイルス検査(件数)			C型肝炎ウイルス検査(件数)		
	保健所	委託医療機関	計	保健所	委託医療機関	計
R1	-	1,687	1,687	-	1,701	1,701
R2	-	1,605	1,605	-	1,632	1,632
R3	-	1,570	1,570	-	1,578	1,578

・肝炎治療受給者証交付申請書窓口受付件数

健康危機管理体制の充実

熊本県肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療受給者証の交付申請書を受け付け、熊本県へ進達している。なお、令和2年度は受給者証の更新が1年間延長となり申請不要であった。

年 度	R1	R2	R3
インターフェロンフリーまたはインターフェロン治療受給者証申請受付件数	70	53	59
核酸アナログ製剤治療受給者証申請受付件数	394	191	308

(57) 風しん抗体検査事業

開始年度 平成26年度

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	主管課	感染症対策課
	風しんに関する特定感染症予防指針 特定感染症検査等事業実施要綱 熊本市風しん抗体検査事業実施要綱	負担割合	国1/2、市1/2

<目的・事業内容>

風しんの発生及びまん延を防止し、先天性風しん症候群の発生をなくすため、予防接種が必要である風しん感受性者を効率的に抽出するための抗体検査を委託医療機関で実施する。

<実 績>

年 度	抗体検査件数	決算額
R1	803	4,600
R2	410	2,374
R3	401	2,324

(58) 予防接種（個別）

根拠法令等	予防接種法・熊本市予防接種実施要領	主管課	感染症対策課
実施場所	指定医療機関	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

感染の恐れのある百日せき・ジフテリア・破傷風・麻しん・風しん・日本脳炎・結核・ポリオ・ヒトパピローマウイルス感染症・ヒブ感染症・小児の肺炎球菌感染症・水痘・B型肝炎・ロタウイルス感染症・インフルエンザ・高齢者の肺炎球菌感染症の発生及びまん延を予防するために予防接種を行う。

・予防接種法に定める予防接種

予防接種名	四種混合3) 三種混合 ポリオ2) 二種混合	MR (麻しん風 しん混合)	日本脳炎1)	BCG	ヒパピローマウ ルス感染症(子宮 頸がん予防) 4)	ヒブ4)	小児用肺 炎球菌4)	水痘5)	B型肝炎6)	ロタウイルス感 染症7)	インフルエンザ	成人用肺 炎球菌5)
対象疾病	ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ	麻しん(はしか) 風しん	日本脳炎	結核	ヒパピローマウ ルス感染症	ヒブ感染症	小児の肺炎 球菌感染症	水痘	B型肝炎	ロタウイルス感 染症	インフルエンザ	高齢者の肺炎 球菌感染症
法の対象年齢	1期初回 生後3月～ 90月未満 接種回数3回	1期 生後12月～ 24月未満 接種回数1回	1期初回 生後6月～ 90月未満 接種回数2回	生後12 月未満 接種回数1回	小学6年生～ 高校1年生相 当の女性 接種回数3回	生後2月～ 60月未満 接種回数 ・生後2～7月 未満 4回 ・生後7～12 月未満 3回 ・生後12～60 月未満 1回	生後2月～ 60月未満 接種回数 ・生後2～7月 未満 4回 ・生後7～12 月未満 3回 ・生後12～24 月未満 2回 ・生後24～60 月未満 1回	生後12月 ～36月未満 接種回数2回	生後12 月未満 接種回数3回	ロタリックス 出生6週0日後 ～24週0日後 接種回数2回	65歳以上 60～64歳で 心臓・腎臓・ 呼吸器の機 能またはヒト 免疫不全ウイ ルスによる身 体障害者手 帳一級に相 当する者	当年度中に ・65歳から5の 倍数の年齢の 誕生日を迎える 者 ・60～64歳で 心臓・腎臓・ 呼吸器の機 能またはヒト 免疫不全ウイ ルスによる身 体障害者手 帳一級に相 当する者
	1期追加 生後3月～90 月未満 1期初回終了 後6月以上 の間隔をおく	2期 5歳以上7歳未 満で小学校就 学前の1年間 (4月1日～ 3月31日) 接種回数1回	1期追加 生後6月～ 90月未満 (1期初回終 了後6月以上 の間隔をおく)							ロタテック 出生6週0日後 ～32週0日後 接種回数3回	接種回数1回	
	2期 二種混合(ジ フテリア・破 傷風のみ)11 ～13歳未満		2期 9～13歳未満									
	接種時期 通年										対象時期 10～1月	通年

健康危機管理体制の充実

- 注：1) 平成23年5月20日より、日本脳炎予防接種の特例対象者への接種を開始
 平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれで、20歳未満までに不足回数に応じて最大4回の法定接種を受けることができる。
 平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれで、7歳半までに1期の接種（3回）がすんでいない場合、2期の対象期間に1期の未接種分と2期を接種できる。
- 2) 平成24年9月から個別接種で実施
 3) 平成24年11月から三種混合に不活化ポリオワクチンを加えた4種混合ワクチンが導入
 4) 平成25年4月からヒパ・ヒローウイルス感染症・ヒブ・小児の肺炎球菌ワクチンが法定接種化
 5) 平成26年10月から水痘・成人用肺炎球菌ワクチンが法定接種化
 6) 平成28年10月からB型肝炎ワクチンが法定接種化
 7) 令和2年10月からロタウイルス感染症ワクチンが法定接種化
 ※令和2年度は熊本市内に住所を有する高齢者施設等に勤務している者にインフルエンザ予防接種の費用を助成

・行政措置として行う予防接種

	インフルエンザ
接種時期	10月～1月
公費負担対象者	20歳以上65歳未満の生活保護世帯または中国残留邦人等に対する支援給付を受給している者(法対象者を除く)

<実績>

年度	接種者数														
	二種混合	三種・四種混合	麻しん風しん混合(MR) 単独含む	不活化ポリオ	日本脳炎	BCG	インフルエンザ		子宮頸がん	ヒブ	小児用肺炎球菌	水痘	B型肝炎	ロタウイルス	成人用肺炎球菌
							法定	行政措置							
R1	5,396	25,512	12,873	18	34,185	6,388	107,883	1,616	492	24,689	25,357	11,961	18,543	—	6,919
R2	5,832	25,172	12,808	1	33,395	6,138	133,207	1,736	1,640	25,286	24,697	12,428	18,323	5,952	8,148
R3	5,297	24,057	12,191	1	21,653	6,031	116,255	1,495	3,903	22,955	23,802	11,204	17,924	14,798	6,978

※令和2年度インフルエンザは、別途、熊本市内に住所を有する高齢者施設等に勤務している者に11,455件費用助成

年度	決算額(千円)													合計
	二種混合四種混合(ポリオ)	麻しん風しん混合(MR)	日本脳炎	BCG	インフルエンザ	子宮頸がん	ヒブ	小児用肺炎球菌	水痘	B型肝炎	ロタウイルス	成人用肺炎球菌		
R1	334,430	153,852	230,977	56,439	348,212	8,223	217,308	307,727	111,692	127,150	—	36,137	1,932,147	
R2	338,968	154,502	227,680	54,645	458,029	27,524	224,135	301,774	117,228	126,489	73,640	41,565	2,146,179	
R3	320,917	147,008	147,723	53,657	374,226	65,726	211,591	290,703	105,500	123,542	180,545	35,856	2,056,994	

※令和2年度インフルエンザは、熊本市内に住所を有する高齢者施設等に勤務している者への費用助成額を含む

風しん予防接種費用助成・定期予防接種償還払い申請件数(単位:件)

	R1	R2	R3
風しん予防接種費用助成	710	492	512
定期予防接種償還払	145	223	171
合計	855	715	683

自己負担免除申請件数(単位:件)

	R1	R2	R3
成人用肺炎球菌予防接種	464	511	330
インフルエンザ予防接種	2,033	1,976	1,684
成人用肺炎球菌・インフルエンザ予防接種同時申請	69	44	13
合計	2,566	2,531	2,027

(59) 予防接種事故救済給付

根拠法令等	予防接種法第15条～第17条	主管課	感染症対策課
		負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

予防接種健康被害者に対する救済措置として、障害年金、医療費等を給付する。また、新たな予防接種健康被害の申し出があった場合、健康被害調査委員会において救済措置を調査する。また、全国市会予防接種事故賠償補償保険へ加入している。

<実績>

年度	給付対象者数					健康被害調査 委員会開催回数	決算額
	障害年金	介護手当	医療費	医療手当	死亡一時金等		
R1	3	1	2	2	—	0回	12,074
R2	3	1	2	2	—	1回	11,984
R3	3	1	3	3	—	2回	12,251

※新型コロナウイルスワクチン関係を除く

(60) 緊急風しん対策事業

開始年度 令和元年度

根拠法令等	予防接種法・特定感染症検査等事業実施要綱 熊本市緊急風しん対策事業実施要綱	主管課	感染症対策課
		負担割合	検査：国1/2、市1/2

<目的・事業内容>

国は、平成30年からの関東地方を中心とした風しん流行等を踏まえ、これまで風しんの定期接種を受ける機会がなかった人々を対象として、平成31年から令和3年度までの約3年間、風しんの感染拡大防止を目的とした追加的対策を行うこととし、平成31年2月1日に予防接種法を改正した。これに伴い、本市においても令和元年7月から事業を開始した。なお、当事業については、国が令和7年3月末まで期間の延長を決定したため、本市においても以下のとおり事業を継続する。

- 1) 期間 平成31年～令和7年3月
- 2) 対象者 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性
- 3) 内容 対象者にクーポン券を発行し、抗体検査(無料)で十分な抗体がない方に定期予防接種を実施(無料)
- 4) 体制 国が提示した体制で実施
集合契約により医療機関及び健診機関に委託し、請求及び支払の取りまとめは国保連合会が実施

<実績>

令和元年7月に昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性に令和元年度分のクーポン券を一括発行し、令和2年3月末に未使用等の方に令和2年度分のクーポン券を一括発行した。

令和2年4月には、昭和37年4月2日～昭和47年4月1日生まれの男性にクーポン券を一括発行した。

また、新たに熊本市に転入された方には定期的にクーポン券を一括発行し、クーポン券を紛失された方等には随時発行した。

年度	クーポン券発行数		抗体検査件数	予防接種件数	予診のみ件数
	一括発行	随時発行			
R1	36,332	569	5,215	1,221	4
R2	78,686	358	11,018	2,467	9
R3	1,932	1,528	3,288	936	2

(61) 新型コロナウイルス感染症対策

開始年度 令和元年度

健康危機管理体制の充実

根拠法令	感染症の予防及び患者に対する医療に関する法律 新型インフルエンザ等対策特別措置法 熊本市新型コロナウイルス対策本部会議設置要綱 等	主管課	新型コロナウイルス感染症対策課 医療政策課 健康福祉政策課
------	---	-----	-------------------------------------

<目的・事業内容>

市民の健康及び安全を確保するため、新型コロナウイルス感染症の発生の動向に注意し、国や熊本県との連携を図りながら、さらなる感染拡大防止対策、患者の重症化防止対策を強化することを目的とする。

【事業内容】

1) 相談窓口対応

- ・令和2年10月30日、熊本市医師会に委託し、「熊本市受診案内センター」を設置。全日24時間で、発熱等症状悪化の際に受診可能な医療機関を探す市民からの相談に対応
- ・令和4年1月28日、民間業者に委託し、新型コロナウイルス感染症対策課内にコールセンターを設置。日中、一般的な相談に対応
- ・令和4年7月22日、民間業者に委託し、夜間相談電話窓口を設置。看護師を配備し、療養中の陽性者の容態悪化に対応。
同日、民間業者に委託し、オンライン診療の体制を整備。自宅療養者等を診察し、必要に応じて翌日の外来の指示や、薬剤の処方等を実施

<夜間相談電話窓口・オンライン診療の実績>

	R4.7月(22日～31日)	R4.8月
夜間相談	94件	621件
オンライン診療	15件	51件

2) 検査の実施

①検査実績総数(中心市街地飲食店従業員PCR検査含む)

	検査件数	陽性者数
R1	624	12
R2	33,481	1,854
R3	83,341	32,137

②中心市街地飲食店従業員 PCR 検査(令和2年9月～令和3年12月(事業終了))

クラスターの発生や飲食に起因する感染拡大を防止する為、熊本市中心市街地飲食店従業員を対象としたPCR検査を実施。

<検査受検数実績(令和3年度実績)>

総数 1,094 店舗 2,497 名(陽性 21 名 陰性 2,476 名)

③高齢者施設等従事者の集中的検査(令和3年1月～)

重症化するリスクの高い高齢者施設の入居者等への感染を防ぐため、感染状況に応じ、施設従事者を対象に、定期的なPCR検査及び抗原定性検査を実施。

<検査受検数実績>

◇令和3年度

総数 154,172 名(陽性 73 名、陰性 154,099 名)

◇令和4年度(令和4年8月末時点)

総数 330,823 名(陽性 139 名、陰性 330,684 名)

④発熱外来混雑解消に向けた支援

第7波での陽性者の増加により、発熱外来がひっ迫し、外来診療を断らざるを得ない状況となったこ

とから、国から配布された抗原定性検査キットを活用し、発熱外来の円滑な受診に向け支援を実施。

(ア) 市内の診療・検査医療機関への配布

- ・診療用の検査キットが不足している医療機関に対し、市医師会を通じて 106,400 キットを配布

(イ) 有症状者への無料配布(令和4年8月19日～同年9月17日)

- ・市内の協力薬局を通じ、重症化リスクが低い有症状者へ、直接 3,503 キットを配布。
自己検査の結果が陽性だった場合は、保健所にて陽性者登録を行い、医療機関の受診を待つことなく自宅療養を案内する体制を構築

3) 医療提供体制の整備

① 受入病床の確保

確保病床数 231 床(うち重症病床は 25 床)(令和4年3月31日時点)

- ・新型コロナウイルス感染症患者の迅速な受入体制確保の観点から、医療機関に対して病床確保に向けた働きかけを実施

② 入院について

入院患者数 3,094 名(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

- ・患者に対して入院勧告を行い、入院受入医療機関が受入れ
・専用の公用車にて入院受入医療機関まで患者を搬送

③ 輪番体制の整備

- ・自宅療養及び宿泊施設療養等の陽性者が、平日夜間及び休日に症状悪化等で救急搬送となった場合に対応するために、入院受入医療機関(平時:3病院、(R4.1月からは)緊急時:7病院)の輪番体制を整備し、1日2床の対応病床を確保

④ 小児陽性者の受け入れ

- ・子どもへの感染拡大に備えて、かかりつけ医など各医療機関に対して受入れを依頼し、小児陽性者への適切な医療が提供できる体制を構築
- ・市内の6基幹病院による平日昼間の小児輪番体制が開始され、外来診療において初期対応(入院トリアージ、補液等の処置)が可能となり、適切な医療提供・療養先選定・病床確保を実施

⑤ 後方支援医療機関の確保

- ・新型コロナウイルス感染症から回復した後も、基礎疾患等により継続して入院が必要な患者を受け入れる後方支援医療機関を確保し、受入転院調整の促進の実施

4) 宿泊療養施設における療養体制

① 宿泊療養の対象者

- ・軽症者または無症状で入院の(ア)～(エ)に該当しないもの
- ・軽症者または無症状で入院の(ア)～(エ)に該当する者のうち、医師が宿泊療養可能と判断した者
(ア) 重篤な呼吸器疾患を有するもの
(イ) 腎臓疾患・糖尿病等により臓器等の機能が低下しているおそれがあるもの
(ウ) 臓器移植等により免疫機能が低下している恐れがあるもの
(エ) 妊婦

② 運営体制

- ・国からの通知に基づき、宿泊療養施設の確保は都道府県が行うこととなっている。熊本県では、県と熊本市が協働して 24 時間体制で施設を運営
- ・運営スタッフは以下のとおり。
(現場管理者)施設における全体統括、調整 (24 時間体制、2 交代)
(サブリーダー)現場管理者の補助(24 時間体制・2 交代)
(連絡調整員)入退所者手続き・説明(電話)、物品の管理等
(生活支援員)弁当等の配付、ゴミの回収等 (日勤)
(保健医療班)健康管理等や体調等相談対応、体調不良時の対応
医師(24 時間体制(オンコール)、2 交代)、看護師(24 時間体制、2 交代)

(施設管理者)施設の維持・管理等

<実績>

年度	入所者数
R2	525人
R3	3,157人
R4.4~R4.8末	3,923人

5) 自宅療養者等への対応

①健康観察

- ・自宅療養者の体調の変化を把握するために、1日2回の健康観察を実施
令和4年1月、感染拡大に伴い保健所業務の重点化を図り、健康観察を重症化リスクがある50歳以上に対しては1日2回の電話、50歳未満に対しては1日1回のSMS(ショートメッセージサービス)で健康観察を実施
令和4年7月以降は、更なる感染の急拡大に伴い、健康観察の対象者を重症化リスクが高い方((ア)~(エ))に重点化し、重症化リスクが無い自宅療養者の健康観察はセルフチェックにて実施。
(ア)65歳以上の方
(イ)40~64歳の方のうち、重症化のリスク因子となる疾病を複数持つ方
(ウ)妊娠している方
(エ)16歳未満で治療中や観察中の疾患がある小児
- ・本人に連絡がつかない場合は、緊急連絡先等への連絡や家庭訪問などにより安否を確認。安否確認ができない場合は、警察や消防と連携し、直接の安否を確認
- ・令和3年9月からは入院待機中の自宅療養者等の見守り体制を強化するために、電話及び訪問による健康観察の一部を、熊本県訪問看護ステーション連絡協議会へ委託

②生活支援物資の配布

- ・自宅療養中で親族や知人からの支援が受けられないなどの理由で配布を希望する者を対象に、生活支援物資(食料や日用品等)を配送

6) 患者発生時の対応

①積極的疫学調査の重点化

- ・積極的疫学調査の対象について、第6波による陽性者数の急増及びオミクロン株の特性を踏まえたうえで高齢者等のハイリスク者の生命と健康を守るため、令和4年4月12日より入院医療機関、高齢者・障害児者等施設、さらに令和4年7月11日からは障害児者対象施設については入所施設のみ重点化を実施
- ・第7波での陽性者の爆発的増加による保健所業務のひっ迫から陽性者へのファーストタッチを迅速化するため、令和4年7月22日から重症化リスクのない陽性者に対して電話での聞き取りに代えてSMS(ショートメッセージサービス)による療養に関する案内の送信および陽性者自身による本人基本情報や症状等の電子申請による報告を実施

②クラスター対応チームの編成

- ・課内にクラスターチームを設置し、入院医療機関、高齢者・障害児者等施設で陽性者が発生した時点から状況把握を実施し、収束まで支援するとともに各施設の業務所管課や熊本県感染管理ネットワークと連携し、施設訪問等による感染管理対策指導を実施
- ・令和4年6月から、陽性者が発生した高齢者等の入所施設に対して登録医療機関の医師や看護師等による医療支援チームを派遣する事業を開始し、感染管理対策指導、業務継続支援及び必要時に診療を行う体制を整備

7) 水際対策

検疫所からの依頼により健康フォローアップを実施

8) 広報

市役所ホームページやラジオ、街中モニターにて新型コロナウイルス感染症に関する情報を周知

9) 危機管理体制

①「熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」の運営

健康危機管理体制の充実

・感染状況に応じて、熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議等の庁内会議を開催し、市の方針を決定。

②「熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」の開催

- ・熊本県と合同で専門家会議を開催し、県市で連携した取組の実施や情報の共有
- ・併せて、議論する内容に応じて「検討部会」を設置し、より専門的な議論や情報の交換を実施

<開催実績>

年 度	対策実施状況(持ち回りや書面での開催を含む)
R2	・熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催(第1～61回) ・熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議(第3～5回)
R3	・熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催(第62～126回) ・熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議(第6～9回) ・新型コロナウイルス感染症対策医療体制検討部会(第1～4回)
R4 (8月末 まで)	・熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催(第126～148回) ・熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議(第10回)

(62) 保健避難所備蓄

開始年度 令和2年度

根拠法令等	_____	主管課	新型コロナウイルス感染症対策課
		負担割合	国10/10

<目的・事業内容>

新型コロナウイルス感染症における濃厚接触者等(健康観察期間中の者)が災害発生時に利用する保健避難所において、感染拡大防止を目的として衛生・防護用品の備蓄を行うもの。

【備蓄物品】

- 職員・利用者用： サージカルマスク、手指消毒液
- 職員用： 手袋(アウター・インナー)、フェイスシールド、サージカルガウン、ヘアキャップ、シューズカバー
- 利用者用： 毛布、体温計
- その他： 器材消毒液

<実 績>

医薬材料費(保健避難所備蓄分)

年度	品目	金額(千円)
R2	電子体温計、パルスオキシメータ、非接触型体温計等	5,303
R3・4	-	0

一般需用費(保健避難所備蓄分)

年度	品目	金額(千円)
R2	ワンタッチパーテーション、養生テープ等	659
R3・4	-	0

(63) 新型コロナウイルスワクチン接種経費

開始年度 令和2年度

根拠法令等	予防接種法	主管課	感染症対策課
実施場所	医療機関、熊本市	負担割合	国10/10

<目的・事業内容>

新型コロナウイルスワクチンの接種を行うことで、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図ることを目的として行う。

健康危機管理体制の充実

・予防接種法に定める予防接種

予防接種名	対象疾病	法の対象年齢	接種時期
新型コロナワクチン接種	新型コロナウイルス感染症	6か月以上	～R5.3.31

注：1) 令和2年2月17日より、新型コロナワクチンの特例臨時接種を開始

<実績>

・接種回数及び決算

	R2	R3
接種回数	0回	1,441,283回
決算額	106,603千円	6,948,429千円

(64) 予防接種事故救済給付(新型コロナワクチン接種によるもの)

根拠法令等	予防接種法第15条～第17条	主管課	感染症対策課
		負担割合	国10/10

<目的・事業内容>

予防接種健康被害者に対する救済措置として、障害年金、医療費等を給付する。また、新たな予防接種健康被害の申し出があった場合、健康被害調査委員会において救済措置を調査する。また全国市会予防接種事故賠償補償保険へ加入している。

<実績>

年度	給付対象者数					健康被害調査委員会開催回数	決算額
	障害年金	介護手当	医療費	医療手当	死亡一時金等		
R2	0	0	0	0	0	0回	0
R3	0	0	1人	1人	0	2回	71千円

(65) 新興感染症対策寄附講座

開始年度 令和2年度

根拠法令等		主管課	医療政策課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

新型コロナウイルス感染症などの新興感染症に対処し、予防と治療等に備えるため、熊本大学病院に寄附講座を令和2年11月から設置した。

<実績>

年度	決算額(千円)
R2	12,508
R3	29,500

7 適切な医療体制の確立

(66) 救急医療対策

開始年度 昭和51年度

根拠法令等	救急医療対策の整備事業について(厚生省医務局長通知)	主管課	医療政策課
実施場所	各関係機関(※詳細は下記のとおり)	負担割合	市10/10 ¹⁾

注:1)病院群輪番制については、熊本中央救急医療圏を構成する3市7町で人口割により負担(平成17年度～、なお、平成22年4月より合併のため3市5町で負担。平成30年4月より西原村編入により3市5町1村で負担。)

<目的・事業内容>

市民の救急医療に対し、迅速かつ適切な対応をするため、その体制の整備を行う。

【熊本市の救急医療体制】

○通常期

	休日昼間	休日夜間	平日夜間
初期救急	休日夜間急患センター(熊本市医師会に委託) ・小児科 ・休日昼間:午前8時～午後6時、毎夜間:午後6時～翌午前8時 ・内科、外科 ・休日昼間:午前8時～午後6時、毎夜間:午後6時～午後11時		
	休日当番医制 (熊本市医師会、鹿本医師会に委託) ・内科、外科、小児科、整形外科、眼科、産婦人科、耳鼻咽喉科 ・午前8時～午後6時 ・1日あたり13～14医療機関	熊本赤十字病院休日準夜急患診療所 ・内科、外科、小児科、整形外科 ・午後6時～翌午前0時	
二次救急	病院群輪番制 熊本市医師会熊本地域医療センター、熊本赤十字病院、済生会熊本病院、国立病院機構熊本医療センター、熊本市市民病院の輪番制		
歯科診療		休日歯科当番医制 (熊本市歯科医師会に委託) ・午後6時～翌午前0時 ・1日あたり1医療機関	
救急調剤	熊本市薬剤師会くまもと中央薬局救急調剤(熊本市薬剤師会に委託) ・休日:午前0時～翌午前0時、平日:午後6時～翌午前0時		

○年末年始期(12月30日午前0時～1月4日午前8時・24時間体制)

初期救急	休日夜間急患センター(熊本市医師会に委託) ・内科、外科、小児科		
	休日当番医制(熊本市医師会に委託) ・1日あたり当番医数:内科系5、外科系3、産婦人科1、耳鼻咽喉科1、眼科1、小児科3(昼間のみ)、泌尿器科1(昼間のみ)		
二次救急	病院群輪番制 ※通常期と同じ体制		
歯科診療	歯科当番医制(熊本市歯科医師会に委託) ・1日あたり2医療機関		
救急調剤	救急調剤(熊本市薬剤師会に委託) ・熊本市薬剤師会くまもと中央薬局		

注) 初期救急:入院が必要ない軽症患者に対応する
二次救急:入院治療を要する重症患者に対応する

<実績>

1) 休日・夜間急患診療等の利用者数(通常期)

年度	休日夜間急患センター				休日 当番医制※	休日当番 歯科医	救急調剤 (件数)	病院群 輪番制 (2次医療)
	小児科	内科	外科	計				
R1	14,279	9,734	2,068	26,081	45,060 (990)	143	16,707	417
R2	5,102	3,329	1,027	9,458	23,390 (848)	81	6,258	344
R3	6,811	3,264	1,142	11,217	26,882 (829)	102	6,811	306

※注：() 内は実施医療機関延べ数

2) 年末・年始急患診療等の利用者数

年度	休日夜間急患センター				休日 当番医	休日当番 歯科医	救急調剤 (件数)
	小児科	内科	外科	計			
R1	709	942	90	1,741	6,818	350	1,632
R2	255	337	59	651	3,058	293	549
R3	289	305	95	689	3,418	310	546

(67) 災害医療対策

開始年度 平成9年度

根拠法令等	熊本市救急災害医療協議会運営要綱	主管課	医療政策課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

大規模災害の発生に備えて、防災・医療・行政の各関係機関から構成する熊本市救急災害医療協議会を設置し、日常の救急医療体制も含めて災害医療の体制整備を進めている。また、災害時の活動マニュアルを策定するとともにその実効性を担保するため、総合的な災害医療訓練を実施している。

【熊本市救急災害医療協議会参加機関】

保健医療専門団体、陸上自衛隊、公的医療機関、各警察署、消防局、日赤熊本県支部、熊本県・熊本市関係部局

<実績>

1) 災害医療訓練の実施

年度	協議会 開催回数	訓練概要			決算額
		想定災害	訓練場所	参加機関 ¹⁾	
R1	1回	大規模地震	市保健所 拠点病院等	65病院(拠点病院・救急告示医療 機関を含む)	546
R2	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止				
R3	新型コロナウイルス感染症の影響により中止				

注：1) 熊本市救急災害医療協議会参加機関以外で訓練に参加した機関を記載

2) 災害医療訓練実施のために行った講習会等(令和3年度)

講習内容	対象者	参加人数	開催日
広域災害救急医療情報システム研修会	市内全病院(拠点病院・救急告示医療機関を含む)、市医師会 他	66	2/1、2/2

(68) 医療都市推進(がんサポートセンター)

開始年度 平成25年度

根拠法令等	がんサポートセンター事業要綱	主管課	医療政策課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

熊本市におけるがん患者及びその家族のための相談支援を行うため、がんサポートセンター事業を実施することにより、がん患者やその家族が安心して療養を続けることができるように、不安や疑問についての相談対応やがんに関する情報提供を通して、がん患者や家族のQOL（生活の質）の向上を目指すことを目的とする。

<実績>

年度	対策実施状況
R1	<ul style="list-style-type: none"> がんサロンの開催 11回(3月は新型コロナウイルス感染症のため中止) がん相談ホットラインの相談件数63件 がんに関する講演会と相談会「第2回熊本でがんと共に生きる」の開催
R2	<ul style="list-style-type: none"> がん相談ホットラインの相談件数72件 ※がんサロン、講演会は新型コロナウイルス感染症のため中止
R3	<ul style="list-style-type: none"> がんサロンの開催4回(7月、10月、11月、12月実施。その他は、新型コロナウイルス感染症のため中止) がん相談ホットラインの相談件数 35件 ※講演会は、新型コロナウイルス感染症のため中止

(69) 医療施設等監視・指導

根拠法令等	医療法、熊本市医療監視要綱 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律 柔道整復師法、歯科技工士法 臨床検査技師等に関する法律 熊本市衛生検査精度管理専門委員会運営要綱 死体解剖保存法	主管課	医療政策課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

市民が安心して、適切な医療を受けられるよう、病院、診療所、助産所、施術所、歯科技工所、衛生検査所及び医療法人について医療法等に基づく各種申請等に対する許認可を行うとともに、熊本市医療監視要綱に基づき、これらの医療機関等に対する定期的な立入検査を実施する。

また、医療機関が自主的に適切な運営を行うことができるよう、医療機関を対象とする講演会開催等を通じて、情報の提供・共有化を図っている。

- 令和元年度の病院立入検査重点項目
 - 1) 医療施設管理体制の確保
 - 2) 医療安全体制の確保
 - ①医療の安全管理
 - ②院内感染対策
 - ③医薬品の安全管理
 - ④医療機器の安全管理

<実績>

1) 年度末施設数

年度	病院	一般診療所	歯科診療所	助産所	施術所	歯科技工所	衛生検査所	医療法人
R1	95	637	406	44	636	140	12	476
R2	94	648	408	46	667	135	14	483
R3	93	652	404	47	697	139	16	492

注:休止中の施設を除く。

適切な医療を提供する体制の確保

2)申請等受付件数

年度	病院	一般診療所	歯科診療所	助産所	施術所	歯科技工所	衛生検査所	医療法人
R1	404	494	140	4	208	2	5	839
R2	400	461	118	4	176	7	9	810
R3	395	439	141	5	170	10	8	899

3)定期立入検査件数

年度	病院	一般診療所	歯科診療所	助産所	施術所	歯科技工所	衛生検査所	医療法人
R1	51	68	0	0	0	0	5	0
R2	0	0	0	0	0	0	0	0
R3	27	15	0	0	0	0	13	0

※R2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施無し。

4)医療機関従事者対象の講習会等開催状況

年度	内容(演題)	講師	対象	参加人数
H29	「感染対策の基本」	熊本大学医学部附属病院 感染制御部 藤本 陽子 先生	歯科医療 機関 他	126名
H30	「群馬大学病院 医療事故対応と改革の3年間」	前 群馬大学医学部附属病院 医療の質・安全管理部長 永井 弥生 先生	病院	125名
R1	医療安全のための危険予知トレーニング(KYT)研修	中央労働災害防止協会 九州安全衛生サービスセンター 副所長 土屋 幸一 先生	病院	242名

※R2、R3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催中止。

(70) 医療安全相談窓口の設置運営

開始年度 平成15年度

根拠法令等	医療安全推進総合対策	主管課	医療政策課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

医療に関する患者・家族などの苦情・心配や相談に中立的な立場で迅速に対応し、医療機関への情報提供、指導などを実施する体制の整備により、医療の安全と信頼を高めるとともに、医療機関への相談に関する情報の提供を通じて、医療機関における患者サービスの向上を図る。

・「医療安全相談窓口」の設置

設置年月日：平成15年11月4日

相談対応体制：専任相談員 3名（看護師）、医療監視員（兼務）

相談受付時間：平日 9:00～12:00 13:00～15:00 受付方法：電話・来所・手紙・FAX・Eメール

・「医療安全推進協議会」

設置目的：患者・家族からの相談等に適切に対応するため、相談業務の活動方針を検討するとともに、その結果を踏まえて熊本市における医療安全対策を推進する。

委員構成：県弁護士会（1）、市医師会（1）、市歯科医師会（1）、市薬剤師会（1）、県看護協会（1）、公募委員（2）（任期：2年以内）

協議事項：医療安全相談窓口の運営に関すること（受付状況、相談事例の検証、調査実施の方針等）

開催回数：1回/年

・「出前講座」の実施

平成16年度から、「今の医療の中でかきこい患者になるには」と題する出前講座を実施し、医療安全相談窓口での相談事例を参考に、医療機関を受診する際のポイント等を紹介。

適切な医療を提供する体制の確保

<実績>

年度	相談受付件数			出前講座		その他
	相談・問合せ	苦情相談	合計	実施回数	延参加者数	
R1	1,215(4)	205(62)	1,420(66)	—	—	市医師会報への相談事例掲載
R2	945(7)	226(53)	1,171(60)	—	—	市医師会報への相談事例掲載
R3	910(6)	215(54)	1,125(60)	—	—	市医師会報への相談事例掲載

()内は、相談内容について電話や訪問により状況確認や医療機関への情報提供等を行った件数。

(71) 医療従事者の免許申請受付

根拠法令等	医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、理学療法士及び作業療法士法、視能訓練士法、母体保護法、死体解剖保存法	主管課	医療政策課
-------	--	-----	-------

<目的・事業内容>

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、受胎指導員の指定、及び死体解剖医認定に関する申請受付並びに免許証等の交付を行う。

<実績> 申請等受付件数

免許等種別	年度	R1	R2	R3	(内訳)			
					新規	籍訂正	再交付	他
厚生労働大臣免許等	医師	128	148	147	103	33	7	4
	歯科医師	22	25	19	13	5	1	0
	保健師	139	127	122	49	68	4	1
	助産師	44	45	40	25	15	0	0
	看護師	975	946	988	538	400	46	4
	診療放射線技師	28	39	46	30	13	3	0
	臨床検査技師	63	70	97	58	36	3	0
	衛生検査技師	0	1	0	—	0	0	0
	理学療法士	172	175	195	138	49	8	0
	作業療法士	113	104	119	70	46	3	0
	視能訓練士	22	13	20	15	4	1	0
死体解剖医	0	1	0	0	0	0	0	
県知事免許等	准看護師	180	204	150	69	55	26	0
	受胎調節指導員	3	9	2	1	0	0	1
合計		1889	1907	1945	1109	724	102	10

(72) その他の疾患対策(アレルギー疾患対策)

開始年度 平成14年度

根拠法令等	_____	主管課	医療政策課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

さまざまなアレルギー疾患があるなか、熊本県保健医療計画に基づき設置された熊本県アレルギー疾患医療連絡協議会に委員として参加するなど、医療機関・関係団体・関係各課と情報や意見の交換を行い、併せて啓発活動を行っている。

(73) 薬事施設監視・指導

開始年度 平成9年度

根拠法令等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法	主管課	医療政策課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

市民が安心してかつ適正に薬を使用できるよう、薬局、医薬品販売業、毒物劇物販売業並びに毒物劇物業務上取扱者について、医薬品医療機器等法及び毒物・劇物取締法に基づく各種申請等に対する許認可を行うとともに、定期的な立入検査の実施による監視・指導を行う。

<実績>

年度	薬局		
	年度末 施設数	申請等 受付件数	立入検査 件数
R1	371	1,176	87
R2	380	1,137	37
R3	383	925	46

年度	薬局製造販売医薬品 製造販売業			薬局製造販売医薬品 製造業			薬局製造販売医薬品 製造販売承認
	年度末 施設数	申請等 受付件数	立入検査 件数	年度末 施設数	申請等 受付件数	立入検査 件数	申請等 受付件数
R1	55	17	3	55	17	3	4
R2	52	11	2	52	11	0	9
R3	47	17	1	47	17	1	9

年度	医薬品販売業					
	店舗販売業			特例販売業		
	年度末 施設数	申請等 受付件数	立入検査 件数	年度末 施設数	申請等 受付件数	立入検査 件数
R1	180	487	71	1	1	0
R2	180	421	58	1	0	0
R3	181	662	39	0	1	0

適切な医療を提供する体制の確保

年 度	高度管理機器販売業貸与業								
	販売業			貸与業			販売貸与業		
	年度末 施設数	申請等 受付件数	立入検査 件数	年度末 施設数	申請等 受付件数	立入検査 件数	年度末 施設数	申請等 受付件数	立入検査 件数
R1	163	111	30	2	0	0	326	192	36
R2	172	80	26	2	0	0	338	208	33
R3	184	147	28	2	3	1	342	188	24

年 度	管理機器販売業貸与業								
	販売業			貸与業			販売貸与業		
	年度末 施設数	届出 受付件数	立入検査 件数	年度末 施設数	届出 受付件数	立入検査 件数	年度末 施設数	届出 受付件数	立入検査 件数
R1	946	132	8	3	2	0	361	37	1
R2	984	173	0	3	0	0	362	28	0
R3	1,017	179	0	4	1	0	369	34	0

年 度	毒物・劇物販売業								
	一般販売業			農業用品目販売業			特定品目販売業		
	年度末 施設数	申請等 受付件数	立入検査 件数	年度末 施設数	申請等 受付件数	立入検査 件数	年度末 施設数	申請等 受付件数	立入検査 件数
R1	251	112	29	86	25	2	18	4	0
R2	247	83	11	84	19	1	18	2	0
R3	240	90	12	80	40	3	18	1	0

年 度	毒物劇物業務上取扱者		
	年度末 届出数	届出 受付件数	立入検査 件数
R1	8	7	2
R2	8	3	2
R3	8	0	0

年 度	特定毒物研究者		
	年度末 許可数	申請等 受付件数	立入検査 件数
R1	6	2	0
R2	7	1	1
R3	8	1	1

(74) 献血の推進

根拠法令等	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律	主管課	医療政策課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

安全な血液製剤の安定確保のために、400ml及び成分献血について市民への普及啓発を行い、また献血が円滑に行われるよう、活動団体への支援を行う。

適切な医療を提供する体制の確保

<実績>

年度	移動採血車配車台数	400ml献血者数(人)
R1	180	10,170
R2	168.5	9,722
R3	165.0	9,779

令和2年度実施事業状況

事業	内容	開催回数・期日
献血推進協議会	7 関係団体の代表から構成され、献血推進等に関する事項を協議	1回
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・献血実施校区内の関係部署への依頼 ・献血実施校区への回覧チラシ、ポスターの配布等 ・ホームページで校区献血予定を掲載 ・ホームページで各種イベントの啓発 ・市の関係機関で啓発用ポスターの掲示 ・ラジオによる広報 ・市政だよりへの掲載 	—

(75) 薬物乱用防止

開始年度 平成12年度

根拠法令等	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実施要綱	主管課	医療政策課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

近年、危険ドラッグの使用による事件等が頻発し、社会問題となっている。このためパネル展示やパンフレット配布等により薬物乱用防止のための普及啓発を行う。

<実績>

年度	活動実数	内訳
R1	3回	危険ドラッグ防止パネル展等開催 2回 ウェルパルクまもと1階エントランス 2回 (R1.6.21~7.5、R2.2.3~2.14) 薬物乱用防止キャンペーン(市薬剤師会と共催) 1回(R1.10.20)
R2	2回	危険ドラッグ防止パネル展等開催 2回 ウェルパルクまもと1階エントランス 2回 (R2.6.18~7.3、R3.2.3~2.14)
R3	1回	危険ドラッグ防止パネル展等開催 1回 ウェルパルクまもと1階エントランス 1回 (R3.6.11~6.18)

(76) 骨髄バンク事業の普及啓発

開始年度 平成8年度

根拠法令等	移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律	主管課	医療政策課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

骨髄バンクについての知識の普及啓発を行う。

(77) 臓器移植に関する啓発

開始年度 平成9年度

適切な医療を提供する体制の確保

根拠法令等	臓器の移植に関する法律	主管課	医療政策課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

臓器移植についての知識の普及啓発を行う。

(78) 指定難病医療費助成

開始年度 平成30年度

根拠法令等	難病の患者に対する医療等に関する法律 熊本市特定医療費支給認定実施要綱	主管課	医療政策課
申請窓口	区役所福祉課	負担割合	国1/2, 市1/2

<目的・事業内容>

平成30年(2018年)4月1日より、難病の患者に対する医療費等に関する法律(平成26年5月30日法律第50号、以下「難病法」という。)第40条の「大都市の特例」の施行に伴い、県から権限移譲により指定難病医療費助成を行っている。

これは、発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であって長期の療養を必要とする、いわゆる難病と呼ばれる疾病のうち、国が定めた指定難病の疾病(令和3年(2021年)11月1日現在338疾病)について治療研究事業を推進することにより、医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費(特定医療)の一部を公費で負担し、その負担の軽減を図ることを目的としている。

区役所の福祉課において受付を行い、平成30年(2018年)6月から難病指定審査会において審査し支給認定を行っている。

また、指定医療機関、指定医の指定について、熊本県より引き継ぎ、指定業務を実施している。

<実績>

1) 医療費支給認定の状況

年度	受給者数	延医療機関受診数	決算額(千円)
R1	6,068	84,454	1,252,508
R2	6,530	84,834	1,224,603
R3	6,602	84,710	1,445,962

※ 参考 第3章の『9 難病患者の状況』に別表あり。

2) 指定医療機関指定の状況

年度	病院・診療所	薬局	訪問看護事業者等	合計
R1	561	351	89	1,001
R2	563	360	100	1,023
R3	568	367	110	1,045

3) 指定医指定の状況

年度	難病指定医	協力難病指定医	合計
R1	1,300	116	1,416
R2	1,323	110	1,433
R3	1,342	112	1,454

(79) 難病相談

根拠法令等	地域保健法	主管課	医療政策課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

難病患者やその家族が抱える日常生活上及び療養上の悩みについて、電話等で相談を受ける。

<実績>

適切な医療を提供する体制の確保

年度	申請等の相談	医療	家庭看護	福祉制度	就労	就学	食事・栄養	歯科	その他	計
R1	2,127	128	4	56	11	1	1	0	11	2,339
R2	1,848	216	6	80	4	0	10	10	51	2,225
R3	1,831	24	0	21	1	0	0	0	0	1,877

(80) 難病特別対策推進事業(訪問相談員育成事業)

根拠法令等	難病特別対策推進事業実施要綱	主管課	医療政策課
		負担割合	国 1/2, 市 1/2

<目的・事業内容>

在宅療養難病患者及びその家族の日常生活上及び療養上の相談対応者の資質向上を目的に、訪問看護師、ケアマネジャー等、在宅療養中の難病患者の支援に関わる関係者を集め、研修会を実施する。

<実績>

年度	参加者数
R1	67
R2	0
R3	80

R2は新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(81) 難病特別対策推進事業(医療相談事業)

根拠法令等	難病特別対策推進事業実施要綱	主管課	医療政策課
		負担割合	国 1/2, 市 1/2

<目的・事業内容>

難病患者等の療養上の不安の解消を図り、適切な在宅療養が行えるよう支援するために医療相談会を実施する。

<実績>

年度	開催回数	参加者数
R1	3	48
R2	2	23
R3	3	22

(82) 難病特別対策推進事業(訪問相談・指導事業)

根拠法令等	難病特別対策推進事業実施要綱	主管課	医療政策課
		負担割合	国 1/2, 市 1/2

<目的・事業内容>

難病患者やその家族が抱える日常生活上及び療養上の悩みについて、訪問相談員を派遣して、個別の相談、指導、助言を行う。

<実績>

年度	件数
R1	7
R2	0
R3	0

R2、R3は新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(83) 難病特別対策推進事業(難病対策地域協議会の設置)

開始年度 平成 30 年度

根拠法令等	難病の患者に対する医療等に関する法律 熊本市難病対策地域協議会設置要綱 難病特別対策推進事業実施要綱	主管課	医療政策課
		負担割合	国1/2, 市1/2

<目的・事業内容>

難病法第32条に規定する難病対策地域協議会を設置し、地域における難病の患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

<実績>

年度	開催年月日	検討内容
R1	R1.10.10	<ul style="list-style-type: none"> 熊本市難病患者の現状と熊本市の取組について 難病患者さん向けの支援に関するアンケート(更新時)集計結果 難病患者さんのためのガイドブック(仮称)について検討 次年度の計画について
R2	R3.3.1 書面報告	<ul style="list-style-type: none"> 熊本市難病患者の現状と熊本市の難病対策の取組について 熊本市の難病対策の事業の取組に関する意見のまとめ 次年度の計画について
R3	R4.3.18	<ul style="list-style-type: none"> 熊本市指定難病患者の現状と市の取組について 新型コロナ感染症オミクロン株への対応について 熊本市のコロナ禍における難病支援について 「新型コロナウイルス感染症および災害に関する調査」の概要 今後(来年度)の取り組みについて

(84) 難病特別対策推進事業(難病指定医等研修事業)

開始年度 平成 30 年度

根拠法令等	難病特別対策推進事業実施要綱	主管課	医療政策課
		負担割合	国1/2, 市1/2

<目的・事業内容>

難病法第40条の「大都市の特例」の施行に伴い、難病指定医及び協力難病指定医について、臨床調査個人票の作成のために必要な指定難病の診断及び治療に関する一般的知識等を習得するための研修事業を、平成30年度までは県と共同で実施していた。

令和元年度(2019年度)からは、新型コロナウイルス感染症の流行もあり、参集形式ではないオンラインでの研修を開始した。

<実績>

1) 県との負担状況

年度	委託料(円)	負担額(円)	負担率
R1	347,046	142,288	県 59%, 市 41%
R2	0	0	-
R3	0	0	-

2) 参加者の状況

年度	難病指定医	協力難病指定医	合計
R1	0	0	0
R2	0	0	0
R3	0	0	0

※R1年度、R2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催中止。

R3年度以降はオンライン研修に移行した。

3) オンライン研修修了者の状況

適切な医療を提供する体制の確保

年度	難病指定医	協力難病指定医	合計
R1	29	29	58
R2	15	8	23
R3	20	17	37

(85) 療養生活環境整備事業(難病相談支援センター事業)

開始年度 平成 30 年度

根拠法令等	難病の患者に対する医療等に関する法律 療養生活環境整備事業実施要綱	主管課	医療政策課
		負担割合	国1/2, 市1/2

<目的・事業内容>

難病法第40条の「大都市の特例」の施行に伴い、難病の患者が地域で安心して療養しながら暮らしを続けていくことができるよう、難病の患者等に対する相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行う拠点施設として、「熊本県難病相談・支援センター」を県と共同設置し運営している。

<実績>

1) 県との負担状況

年度	委託料(千円)	負担額(千円)	負担率
R1	13,800	5,658	県 59%, 市 41%
R2	13,800	5,658	県 59%, 市 41%
R3	13,800	5,658	県 59%, 市 41%

2) 一般事業

ア 相談支援(電話、面接等により療養生活上、日常生活上の相談や各種公的手続きの支援)

年度	電話	面接	メール	その他	合計
R1	520	239	42	2	803
R2	811	57	41	3	912
R3	836	66	75	8	985

イ 地域交流会等の(自主)活動に対する支援(自主的な活動、交流のための場の提供、意見・情報交換会等への支援、地域におけるボランティア育成等)

年度	患者会活動支援回数	交流会回数
R1	12	19
R2	14	7
R3	20	5

ウ 講演・研修会(医療従事者を講師とした患者等に対する講演会の開催、関係職種への研修会等)

年度	講演会等回数
R1	15
R2	5
R3	12

エ その他(特定の疾病の関係者にとどまらず、地域の実情に応じた創意工夫に基づく地域支援対策事業の実施)

年度	サークル活動回数
R1	85
R2	22
R3	12

適切な医療を提供する体制の確保

3) 就労支援(適切な就労支援サービスが受けられるよう支援)

年度	相談件数
R1	94
R2	105
R3	84

4) ピア・サポート(患者等の孤立感、喪失感等の軽減のため、当事者同士の支え合い(ピア・サポート)が有効であることから、ピアサポーターを養成し、ピア・サポート活動を支援する。)

年度	ピアサポーター養成研修回数
R1	3
R2	0
R3	1

R2は新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(86) 療養生活環境整備事業(在宅人工呼吸器使用患者支援事業)

開始年度 平成30年度

根拠法令等	療養生活環境整備事業実施要綱 熊本市在宅人工呼吸器使用患者支援事業実施要綱	主管課	医療政策課
		負担割合	国1/2, 市1/2

<目的・事業内容>

難病法第40条の「大都市の特例」の施行に伴い、人工呼吸器を装着していることについて特別の配慮を必要とする難病の患者に対して、在宅において適切な医療の確保を図ることを目的として実施している。

市内に住所を有する指定難病の患者であって、かつ、在宅で人工呼吸器を使用している患者のうち、医師が訪問看護を必要と認める患者が利用している訪問看護ステーション等医療機関に、訪問看護を委託し、必要な費用を交付している。

<実績>

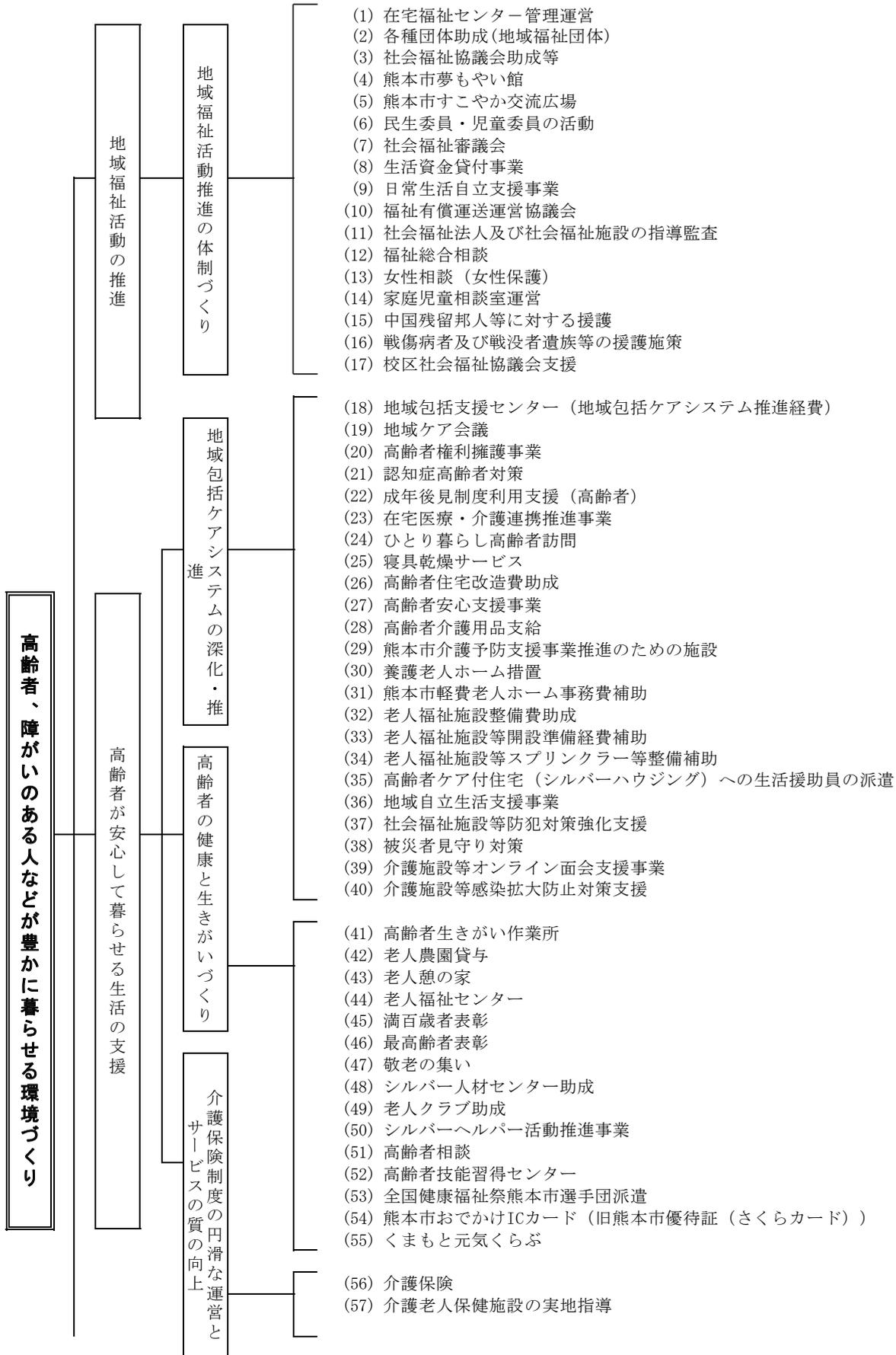
年度	対象患者数	実施回数	委託訪問看護ステーション等医療機関	決算額(千円)
R1	9	769	9	3,063
R2	10	1,130	10	4,535
R3	9	1,127	11	4,650

第3章

第 3 節

高齢者、障がいのある人などが
豊かに暮らせる環境づくり

(基本方針) (基本施策)



(基本方針)

(基本施策)

障がいへの理解促進と権利擁護

- (58) 身体障害者手帳交付
- (59) 療育手帳交付
- (60) 精神障害者保健福祉手帳交付
- (61) 県営住宅補充入居申請書配付
- (62) 知的障がい者職親委託
- (63) 団体助成(精神保健団体を含む)
- (64) 精神保健福祉担当者研修会
- (65) 思春期精神保健福祉研修会
- (66) 依存症研修会
- (67) 区役所巡回相談会
- (68) 依存症家族教室
- (69) 依存症当事者グループミーティング
- (70) こころの健康づくり講演会
- (71) 精神保健福祉ボランティア養成講座
- (72) 就労ミーティング
- (73) 元気回復行動プラン研修
- (74) 精神保健福祉関係団体等の組織育成
- (75) 精神保健福祉関係機関への技術支援
- (76) 自殺・うつ病対策
- (77) 障がい者理解促進
- (78) 成年後見制度法人後見支援事業(市民後見人養成講座)
- (79) 成年後見制度利用支援(障がい者)

障がいのある人の自立支援

- (80) 生活支援(視覚障がい者生活訓練)
- (81) 障害者自動車運転免許取得費助成
- (82) 身体障害者用自動車改造費助成
- (83) 高額障害福祉サービス負担軽減
- (84) 利用者負担軽減
- (85) 障害者雇用支援
- (86) 就労定着支援給付
- (87) 就労継続支援A型サポート事業
- (88) 就労移行支援給付
- (89) 就労継続支援給付
- (90) 障がい者就労・生活支援センター
- (91) 移動支援
- (92) 障がい者大運動会
- (93) 障がい者スポーツ大会
- (94) こころの健康相談
- (95) ピアサポート講座
- (96) ピアサポート講演会
- (97) 就労支援講演会・研修会(当事者・支援者向け)
- (98) 自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の判定
- (99) 身体障がい者相談員設置
- (100) 知的障がい者相談員設置
- (101) 特別障害者手当等給付
- (102) 特別児童扶養手当
- (103) 夏休みの障がい児・家族支援
- (104) 障害者住宅改造費助成
- (105) 居宅介護給付
- (106) 行動援護給付
- (107) 重度障害者等包括支援給付
- (108) 重度訪問介護給付
- (109) 療養介護給付
- (110) 生活介護給付
- (111) 同行援護給付
- (112) 短期入所給付
- (113) 施設入所支援給付
- (114) 自立訓練給付
- (115) 共同生活援助給付
- (116) 自立生活援助給付

(基本方針)

(基本施策)

地域で暮らすために必要な支援の充実

- (117) 計画相談支援給付・障害児相談支援給付
- (118) 地域相談支援給付
- (119) 児童発達支援給付
- (120) 医療型児童発達支援給付
- (121) 放課後等デイサービス給付
- (122) 保育所等訪問支援給付
- (123) 地域活動支援センター（Ⅰ型）運営
- (124) 地域活動支援センター（Ⅲ型）運営
- (125) 熊本市障害者福祉センター希望荘運営
- (126) 相談支援
- (127) 障害支援区分認定調査
- (128) 障害者総合支援法事務経費
- (129) 障がい者虐待防止対策支援事業
- (130) 福祉ホーム
- (131) 訪問入浴サービス
- (132) 日中一時支援（A型）事業
- (133) 難聴児補聴器購入費助成
- (134) 日常生活用具給付
- (135) 補装具費支給
- (136) 寝具無料乾燥
- (137) 地域精神保健福祉連絡協議会運営
- (138) 精神保健相談・指導
- (139) こころの健康相談
- (140) かかりつけ医等心の健康対応力向上研修
- (141) 精神障がい者家族教室
- (142) 熊本市・熊本市精神科病院会共催スポーツ大会
- (143) ケース検討会
- (144) 法的受付業務
- (145) 地域移行支援事業
- (146) 精神科救急体制整備事業
- (147) 措置入院・移送関係について
- (148) 措置入院・移送体制強化について
- (149) 精神障害者退院後支援事業
- (150) 重度心身障がい者（児）医療費助成
- (151) 自立支援医療費（更生医療）支給
- (152) 自立支援医療費（育成医療）支給
- (153) 自立支援医療費（精神通院医療）支給
- (154) 障がい児等療育支援
- (155) 児童発達支援センター等機能強化事業
- (156) 発達障がい者支援センター みなわ
- (157) 心身障害者扶養共済制度
- (158) 精神医療審査会
- (159) ひきこもり地域支援センター事業
- (160) 地方社会福祉審議会
- (161) 熊本市障がい者福祉相談所運営
- (162) 障がい程度審査委員会開催
- (163) 社会福祉施設等防犯対策強化（障害）
- (164) 障害者社会福祉施設設備費助成
- (165) 介護ロボット等導入支援事業
- (166) 障害福祉分野のICT導入モデル事業
- (167) 就労系障害福祉サービス等機能強化事業
- (168) 障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業

安心して暮らせる生活環境の整備

- (169) 手話通訳者養成
- (170) 手話通訳奉仕員養成
- (171) 手話通訳者派遣
- (172) 手話通訳者設置
- (173) 要約筆記者養成
- (174) 要約筆記者派遣
- (175) 盲ろう者通訳・介助員養成
- (176) 盲ろう者通訳・介助員派遣
- (177) 点訳・朗読（音訳）奉仕員養成
- (178) 身体障がい者福祉電話設置
- (179) 在宅障がい者緊急通報システム
- (180) 障がい者福祉タクシー
- (181) おでかけICカード（障がい）
- (182) 燃料費助成券

1 地域福祉活動推進の体制づくり

(1) 在宅福祉センター管理運営

開始年度 平成4年度

根拠法令等	熊本市在宅福祉センター条例、施行規則、要綱	主管課	健康福祉政策課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

高齢化の進展に伴う福祉ニーズの増大、多様化、高度化に対応し地域福祉・在宅福祉を積極的に推進していくためには、福祉施策の体系化が必要なことから、全市的なネットワークのブランチ施設として在宅福祉センターを整備し、ノーマライゼーション理念に基づく地域福祉・在宅福祉の推進を図るもの。

・在宅福祉センター機能

- 1) 福祉相談機能
- 2) 地域交流スペースの提供機能

<施設の概要>

	南部在宅福祉センター	東部在宅福祉センター
開設年月日	平成5年4月20日	平成6年5月22日
敷地面積	1,600.00 m ²	1,394.69 m ²
建築面積	779.40 m ²	801.70 m ²
主な設備	相談室、和室、調理室、多目的ホール・談話室	会議室、調理室、多目的ホール・談話室

(2) 各種団体助成(地域福祉団体)

根拠法令等	各種補助金交付要綱	主管課	健康福祉政策課 保護管理援護課 健康づくり推進課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

本市の地域福祉団体の運営費等の一部を補助することで、積極的な自主事業の展開を可能にするもの。

<決算額(千円)>

年度	①健康福祉政策課	②保護管理援護課	③健康づくり推進課
R1	1,541(4団体)	2,263(8団体)	1,762(5団体)
R2	1,210(4団体)	1,920(6団体)	1,029(4団体)
R3	1,210(4団体)	1,920(6団体)	1,029(5団体)

(3) 社会福祉協議会助成等

根拠法令等	社会福祉法 熊本市社会福祉協議会に対する補助金交付要綱	主管課	健康福祉政策課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

地域福祉推進の役割を担う社会福祉協議会の運営を支援し、社会福祉の推進に寄与するもの。

併せて、生活困窮世帯等の自立更生のための福祉金庫貸付事業に対し補助や原資の貸付を行う。

<実績>

(運営費補助)

年度	補助金額(千円)
R1	175,987
R2	177,364
R3	151,319

(福祉金庫貸付)

年度	貸付金額(千円)	補助金額(千円)
R1	10,000	502
R2	10,000	327
R3	10,000	310

(4) 熊本市夢もやい館

開始年度 平成14年度

根拠法令等	熊本市夢もやい館条例,施行規則	主管課	健康福祉政策課
		負担割合	介護予防市10/10 子育て支援一部国県補助

<目的・事業内容>

高齢者の健康維持及び介護予防を支援し、元気にいきいきとした自立生活の助長を図り、次世代を担う子どもたちの健全な発達を図るため、子育てを支援するとともに、相互が交流することにより地域社会のふれあいと連携を深め、もって、市民の福祉の向上に資するため、熊本市夢もやい館を設置する。

・実施内容

- 1) 高齢者の介護予防
転倒予防教室、高齢者スポーツ教室の開催等
- 2) 子育て支援
子育てつどいの広場を提供、子育てに関する相談、子育て支援に関する講座の開催等
- 3) 多世代交流及び地域交流
夏祭り、運動会等の開催、社会福祉施設への訪問等

(5) 熊本市すこやか交流広場

開始年度 平成19年度

根拠法令等	熊本市すこやか交流広場条例 熊本市すこやか交流広場条例施行規則	主管課	健康福祉政策課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

農業体験を通じた自然とのふれあいや世代間交流を図ることにより、次代の社会を担う子どもたちの心豊かな成長と市民の健康づくりに寄与するため、熊本市すこやか交流広場を設置する。

<施設概要>

- 1) 開所年月日:平成19年4月1日
- 2) 所在地:熊本市南区御幸笛田8丁目1534番地1
- 3) 敷地面積:8,237.13㎡
- 4) 施設内容:①子どもふれあい農園(2,183㎡)・・・50区画(30㎡/区画)
②多目的広場(4,100㎡)
③その他・・・駐車場(普通車18台、マイクロバス3台、身障者用1台)
トイレ(多機能トイレあり)

(6) 民生委員・児童委員の活動

開始年度 昭和23年度

根拠法令等	民生委員法、児童福祉法	主管課	健康福祉政策課
		負担割合	市10/10

<民生委員制度の沿革>

民生委員制度は、大正6年に創設された済世顧問制度を前身とし、昭和23年民生委員法が施行された。その後、昭和25年の生活保護法の施行により、関係行政機関の協力機関となり今日に至っている。

また、児童福祉の充実の観点から、平成6年1月に主任児童委員制度が盛り込まれた。

<業務内容と活動状況>

1) 自主的活動

①生活福祉資金貸付制度の適用、②歳末助け合い運動、③心配ごと相談、④児童福祉・老人福祉等地域住民の福祉向上に取り組んでいる。

2) 協力活動

関係行政機関に対して、社会福祉の諸問題に関する発見、連絡、相談、指導及び実態調査等の協力を行っている。

<定数>

区域担当民生委員 1,311名
主任児童委員 155名
合計 1,466名

※令和3年度末現在

民生委員数： 1,212名(男性 275名、女性 937名)
主任児童委員数： 143名(男性 6名、女性 137名)

【民生委員・児童委員 定員数内訳】

(令和元年12月1日現在)

	民生委員・児童委員協議会	区域担当民生委員	主任児童委員数	合計		民生委員・児童委員協議会	区域担当民生委員	主任児童委員数	合計
中央区	出水	21	2	23	西区	高橋	2	1	3
	出水南	17	2	19		城西	24	2	26
	一新	22	2	24		白坪	22	2	24
	大江	22	2	24		花園	20	2	22
	帯山	21	2	23		古町	13	2	15
	帯山西	13	2	15		飽田東	9	1	10
	黒髪	29	2	31	飽田西	6	1	7	
	慶徳	10	2	12	飽田南	3	1	4	
	五福	10	2	12	川尻	19	2	21	
	向山	27	2	29	城南	10	2	12	
	壺川	19	2	21	杉上	10	2	12	
	城東	14	2	16	隈庄	16	2	18	
	白川	15	2	17	豊田	13	2	15	
	砂取	17	2	19	田迎	7	1	8	
	碩台	19	2	21	田迎西	8	1	9	
	託麻原	31	2	33	田迎南	11	2	13	
	白山	23	2	25	中緑	3	1	4	
	春竹	31	2	33	銭塘	7	1	8	
本荘	13	2	15	奥古閉	7	1	8		
東区	秋津	22	2	24	川口	5	1	6	
	泉ヶ丘	18	2	20	富合	21	2	23	
	画図	22	2	24	日吉	15	1	16	
	尾ノ上	20	2	22	日吉東	10	1	11	
	健軍	20	2	22	御幸	16	2	18	
	健軍東	11	2	13	力合	13	1	14	
	桜木	12	2	14	力合西	10	1	11	
	桜木東	10	2	12	麻生田	12	2	14	
	託麻東	16	2	18	植木北	13	2	15	
	託麻西	19	2	21	鹿南	22	3	25	
	託麻南	17	2	19	川上	15	2	17	
	託麻北	16	2	18	楠	11	2	13	
	月出	13	2	15	五霊	20	3	23	
	長嶺	14	2	16	清水	18	2	20	
	西原	21	2	23	城北	11	2	13	
東町	12	2	14	高平台	20	2	22		
山ノ内	15	2	17	龍田	13	1	14		

地域福祉活動の推進

西区	若葉	14	2	16	合計	龍田西	8	1	9
	池田	28	2	30		西里	13	2	15
	小島	9	1	10		楡木	11	2	13
	中島	10	1	11		北部東	14	2	16
	松尾	11	1	12		武蔵	12	2	14
	春日	18	2	20		弓削	9	2	11
	河内	11	1	12		合計	1,466人		
	芳野	6	1	7		区域担当民生委員・児童委員	1,311人		
	城山	17	1	18		主任児童委員数	155人		
	池上	13	1	14					

<実績>

1) 内容別相談・支援件数

※ () 内は主任児童委員分(再掲)

年度	在宅福祉	介護保険	健康・保健医療	子育て・母子保健	子どもの地域生活	子どもの教育・学校生活	生活費	年金・保険	仕事	家族関係	住居	生活環境	日常的な支援	その他	計
R3	3,642 (30)	1,035 (4)	6,343 (48)	972 (489)	5,095 (684)	1,708 (216)	469 (1)	118 (0)	165 (10)	869 (14)	624 (31)	2,214 (37)	11,163 (275)	13,018 (139)	47,435 (1,978)

(再掲)分野別相談・支援件数

年度	高齢者に関する事	障がい者に関する事	子どもに関する事	その他
R3	34,502 (413)	1,175 (91)	10,503 (2,584)	5,682 (249)

2) その他の活動件数

年度	調査・実態把握	行事・事業・会議への参加協力	地域福祉活動・自主活動	民児協運営・研修	証明事務	要保護児童の発見の通告・仲介
R3	9,082 (534)	13,550 (1,422)	48,201 (5,636)	33,527 (3,665)	354 (20)	125 (7)

3) 訪問回数・連絡調整回数・活動日数

年度	訪問回数		連絡調整回数		活動日数
	訪問・連絡活動	その他	委員相互	その他関係機関	
R3	157,624 (2,902)	76,056 (2,986)	98,917 (19,043)	45,678 (9,458)	159,484 (13,862)

(7) 社会福祉審議会

根拠法令等	社会福祉法	主管課	健康福祉政策課
	熊本市社会福祉審議会条例 熊本市社会福祉審議会運営要綱	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

社会福祉に関することを調査審議する。

1) 委員数 59名 (令和4年(2022年)4月1日時点)

【専門分科会】R4.4.1 時点	委員数	所管課
・民生委員審査専門分科会	5人	健康福祉政策課
・児童福祉	16人(うち6人は臨時委員)	子ども政策課
・身体障害者福祉	22人(うち15人は臨時委員)	障がい保健福祉課
・高齢者福祉	9人(うち1人は臨時委員)	高齢福祉課
・地域福祉	7人(うち7人は臨時委員)	健康福祉政策課

2)任期 3年

現委員の任期:令和2年(2020年)4月1日～令和5年(2023年)3月31日(※一部委員を除く)

<実績>

令和3年度(2021年度)開催実績 ※書面開催

1)審議内容

- ① 各専門分科会報告
- ② 福祉関係主要事業について
- ③ 熊本市成年後見制度利用促進協議会について
- ④ 第4次熊本市地域福祉計画・熊本市地域福祉活動計画令和2年度の進捗状況報告について

(8) 生活資金貸付事業

根拠法令等	生活福祉資金貸付制度要綱	主管課	健康福祉政策課
		負担割合	国3/4 市1/4

※実施主体: 社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会

<目的・事業内容>

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにするもの。

具体的には、生活福祉資金貸付制度のうち、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付原資を実施主体に補助する。

<実績>

年度	貸付件数(件)	償還件数(件)	補助金額
R1	19	3	7,861
R2	19	1	9,681
R3	15	1	6,930

(9) 日常生活自立支援事業

開始年度 平成11年度

根拠法令等	社会福祉法	主管課	健康福祉政策課
		負担割合	国1/2 市1/2

※実施主体: 社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会

<目的・事業内容>

身体機能や判断能力が低下した認知症の方、知的障がい者、精神障がい者等の尊厳を守り、自己決定権を保障するため、金銭管理の問題や病気・精神不安などの悩みについて、財産管理・保全を代行する等のサービスを提供するもの。

<実績>

年度	契約件数(件)	補助金額
R1	149	38,400
R2	161	38,900
R3	162	43,600

(10) 福祉有償運送運営協議会

根拠法令等	道路運送法 道路運送法施行規則	主管課	健康福祉政策課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

構成市町村(県内14市町村)における特定非営利活動法人等による福祉有償運送の必要性並びに実施における安全性の確保及び旅客の利便性の確保に係る方策等を協議する。

<実績>

令和3年度(2021年度)開催実績 ※新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として書面協議を実施

1) 審議内容

- ① 登録更新協議
- ② 実績報告
- ③ 熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営協議会設置要綱の改正について
- ④ 「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」の改定について

(11) 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査

開始年度 平成8年度

根拠法令等	社会福祉法・児童福祉法・老人福祉法など福祉関係各法	主管課	指導監査課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査を実施し、健全で安定した法人・施設運営を確保するとともに、利用者の福祉の向上を図る。

- ・令和4年度対象法人数:社会福祉法人 181 法人
- ・令和4年度対象施設数:社会福祉施設 276 施設

<実績>

年度	文書指摘数	口頭指摘数
R 1	2件	250件
R 2	0件	0件
R 3	7件	86件

※文書指摘 法令等に違反が認められる事項について文書により指導すること。

※口頭指摘 文書による指導を行わずとも改善が見込まれる場合に口頭で指導すること。

※令和2年度の社会福祉法人及び公立保育所等を除く社会福祉施設については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実地監査を延期。

(12) 福祉総合相談

根拠法令等	—————	主管課	各区役所福祉課 保護管理援護課
実施場所	各区役所福祉課	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

市民から寄せられる福祉のいろいろな部門にまたがる相談を受け付けている。平成24年度からは、各区役所福祉課に窓口を設置し、広く市民のニーズの把握に努め各事業担当課と連絡・調整をとりながら具体的な公的サービスを適用したり、その他の社会資源を活用したりして問題解決を図っている。

・主な相談内容

- 高齢者について ○障がい者について ○子育てについて ○女性の抱える問題について
- その他福祉に関する様々な相談

・受付時間

月～金 8:30～17:00

<実績>相談件数

年度	一般相談	女性相談	家庭児童相談	計
H29	903	1,727	1,337	3,967
H30	969	1,355	929	3,253
R1	952	1,655	601	3,208
R2	791	1,622	528	2,941
R3	1,399	1,206	1,075	3,680

(13) 女性相談(女性保護)

開始年度 昭和51年度

根拠法令等	売春防止法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	主管課	各区役所福祉課 保護管理援護課
実施場所	各区役所福祉課	負担割合	国1/2, 市1/2

<目的・事業内容>

女性相談員は、要保護女子等の福祉の向上を図るため、その発見につとめ、各種の相談、通告を受け専門的な指導、助言を総合的に行う。

<実績>

年度	相談員数	相談件数																		合計			
		夫等				子ども		親族		人間関係			経済関係			住居問題	医療関係						
		暴力	夫等(交際相手からの)	薬物中毒・酒乱	離婚問題	その他	養育困難	その他子どもの問題	親の暴力	その他親族の問題	男女問題	家庭不和	その他	生活困窮	サラ金・借金		求職	その他	病気		精神的問題	妊娠・出産	その他
H29	8	681	2	236	47	12	86	63	71	24	48	26	75	13	20	82	99	47	52	18	10	15	1,727
H30	7	541	1	194	38	0	102	79	41	5	9	55	70	8	24	70	70	9	19	9	6	5	1,355
R1	7	586	3	179	101	1	104	48	69	22	35	44	65	15	16	114	80	18	56	16	8	75	1,655
R2	7	557	0	171	244	1	99	99	70	9	29	16	46	3	9	57	108	14	45	6	4	35	1,622
R3	7	482	0	158	67	34	46	66	38	7	14	22	46	3	4	68	67	16	24	5	7	32	1,206

(14) 家庭児童相談室運営

開始年度 昭和51年度

根拠法令等	家庭児童相談室の設置運営について(厚生省児童局長通知)	主管課	各区役所福祉課 保護管理援護課
実施場所	各区役所福祉課	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

児童・心身障がい児(者)等の福祉の向上を図るため、家庭児童福祉に関する各種の相談、専門的な指導、助言を総合的に行う。

児童・心身障がい児(者)及びその家庭の抱える悩みなどについて、医学的・心理学的及び精神保健上の総合的観点から対応していく。

<実績>

年度	相談員数	相談件数							
		養護	障害・発達	学校生活等	非行	育成	生活環境	その他	合計
H29	8	55	21	15	0	20	1,154	72	1,337
H30	7	57	21	31	0	15	751	54	929
R1	7	30	59	29	5	5	423	50	601
R2	7	12	46	13	0	3	435	19	528
R3	7	11	51	20	0	4	940	49	1,075

(15) 中国残留邦人等に対する援護

開始年度 昭和57年度

根拠法令等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	主管課	保護管理援護課
		負担割合	国3/4,市1/4

<目的・事業内容>

中国残留邦人等に対し支援給付費の支給や通訳の派遣ほか様々な支援を行うことで、中国残留邦人等の地域社会における自立の促進及び生活の安定を図る。

<実績>中国残留邦人等の支援給付受給者数

年度	世帯数	人員
H29	24	31
H30	23	31
R1	22	30
R2	22	28
R3	20	25

(16) 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護施策

開始年度 昭和27年度

根拠法令等	戦傷病者戦没者遺族等援護法 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律 恩給法・戦傷病者特別援護法 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律	主管課	健康福祉政策課
		負担割合	—————

<目的・事業内容>

戦後77年を経過した今日においても、戦後処理が完了したわけではなく、戦争犠牲者に対して国家補償の精神に基づく各種の援護措置をとるもの。

【各種援護法の概要】

1) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法

(昭和38年度～)

種別	支給対象
特別給付金 (国庫債券発行)	①昭和12年7月7日以降に死亡した戦没者等の妻。 ②事実婚関係にあるもの(婚姻届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情のあった者。)

2) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法

(昭和42年度～)

種別	支給対象
特別給付金 (国庫債券発行)	昭和12年7月7日以降に死亡した戦没者の父母または祖父母。

3) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法

(昭和40年度～)

種別	支給対象
特別弔慰金 (国庫債券発行)	昭和12年7月7日(日華事変勃発)以降の傷病により、昭和16年12月8日(戦争勃発)以降に公務又は勤務関連死亡した戦没者(軍人・軍属・準軍属)の遺族で、基準日に、戦没者の遺族に対しての年金給付を受ける権利を有する遺族がいない者。

4) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法

(昭和40年度～)

種別	支給対象
特別給付金 (国庫債券発行)	昭和12年7月7日以降の公務傷病等により、一定の障がい状態にある軍人・軍属・準軍属の妻。

5) 戦傷病者特別援護

援護の種類		
ア 戦傷病者手帳の交付	イ JR乗車券引換証の交付	ウ 補装具の支給及び修理

【参考資料】

恩給法

種別	支給対象
普通恩給	一定年数以上勤務して退職した軍人等の公務員
一時恩給(一時金)	同上(最短恩給年限に達しない場合)
増加恩給	公務上の傷病により重度障がいの状態となった公務員
特例傷病恩給	昭和16年12月8日以後、内地・樺太・千島・朝鮮・満州・台湾で、公務上の傷病により一定の障がい状態となった旧軍人・旧準軍人
傷病賜金(一時金)	昭和28年8月1日以降、公務上の傷病により一定の障がい状態となった公務員
普通扶助料	普通恩給の受給資格者が、公務上の傷病によらず死亡した場合その遺族
公務扶助料	公務員が公務上の傷病のために死亡した場合のその遺族
増加非公死扶助料	増加恩給の受給者が、公務上の傷病によらず死亡した場合のその遺族
特例扶助料	昭和16年12月8日以後、内地・樺太・千島・朝鮮・満州・台湾で、公務上の傷病により死亡した旧軍人・旧準軍人の遺族
兄弟姉妹に対する一時扶助料(一時金)	兄弟姉妹以外に扶助料を支給される遺族がなく、かつ、その兄弟姉妹が未成年であるか、重度障がいにある場合
一時恩給に相当する一時扶助料(一時金)	公務員が、公務上の傷病によらないで在職中死亡し、最短恩給年限に達しない場合
傷病者遺族特別年金	傷病年金や特例傷病恩給の受給者が、公務の関係のない傷病のために、昭和29年4月1日以後死亡した場合
旧軍人に対する特別の一時金	一時恩給の支給要件に該当しないが、通算の实在職年数が3年以上の旧軍人・旧準軍人(本人死亡の場合は、その遺族)

戦傷病者戦没者遺族等援護法

種 別	支 給 対 象
障 害 年 金	在職期間内の公務傷病等により一定の障がい状態にある軍人・軍属・準軍属
障 害 一 時 金	障がいの程度が比較的軽い場合に、選択によって障害年金に代えて支給される
遺 族 年 金	軍人・軍属が在職期間内の公務傷病等により死亡した場合一定の要件を満たす遺族
遺 族 給 与 金	準軍属が在職期間内の公務傷病等により死亡した場合、一定の要件を満たす遺族
弔 慰 金	軍人・軍属または準軍属が、昭和12年7月7日以降の公務傷病等により、昭和16年12月8日以後死亡した場合の遺族

(17) 校区社会福祉協議会支援

根拠法令等	社会福祉法	主 管 課	健康福祉政策課
	熊本市社会福祉協議会に対する補助金交付要綱 熊本市補助金等交付規則	負担割合	国3/4 市1/4

<目的・事業内容>

(1) 校区社会福祉協議会活動支援（令和元年度～）

地域福祉の推進において非常に重要な社会資源である校区社協に対し、その活動を支援するため補助を行う。

(2) 校区社協行動計画策定支援（令和2年度～）

校区社協の行動指針である「校区社協行動計画」の策定を通じ、地域課題の共有及び課題解決力の強化、地域福祉活動の活性化を図る。

<実 績>

(1) 校区社会福祉協議会活動支援

年 度	交付団体数(団体)	決 算 額
R1	95	4,750
R2	94	4,700
R3	94	4,700

(2) 校区社協行動計画策定支援

年 度	校区社協行動計画を策定した 校区社会福祉協議会数(団体)	決 算 額
R2	15	4,536
R3	23	19,000

2 地域包括ケアシステムの深化・推進

(18) 地域包括支援センター(地域包括ケアシステム推進経費)

設置年度 平成18年度

根拠法令等	介護保険法第115条の45、同法第115条の46	主管課	高齢福祉課
設置数	市内27カ所	負担割合	国38.5%、県19.25%、市19.25%、保険料23%

<目的・事業内容>

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行うとともに、社会資源の活用や資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネートを実施することにより、地域における高齢者の支え合いの体制づくり(地域包括ケアシステムの構築)を推進する。

センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士、生活支援コーディネーターを配置し、次の業務を行っている。

- ①介護予防ケアマネジメント業務
- ②総合相談・支援事業
- ③権利擁護業務
- ④包括的・継続的ケアマネジメント支援
- ⑤生活支援体制整備

など

※「高齢者支援センターささえりあ」は熊本市の地域包括支援センターの通称。

(19) 地域ケア会議

開始年度 平成30年度

根拠法令等	地域支援事業実施要綱	主管課	介護保険課
		負担割合	補助金交付要綱参照

<目的・事業内容>

被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制の構築等を一体的に推進するもの。

<実績>

年度	検討事例件数
R1	311
R2	246
R3	507

(20) 高齢者権利擁護事業

開始年度 平成24年度

根拠法令等	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	主管課	高齢福祉課
		負担割合	国38.5%、県19.25%、市19.25%、保険料23%

<目的・事業内容>

高齢者虐待への対応は、法的な判断ができる弁護士、成年後見制度や権利擁護に詳しい司法書士、虐待者・被虐待者の支援や社会資源の発掘に対する助言ができる社会福祉士の三職種が協働で取り組むことが効果的であり、本市では、平成24年11月より「熊本県高齢者・障害者虐待対応専門職チーム」との委託事業を開始し、法的な助言を受けながら対応をしている。

<実績>

年度	相談件数(延べ)	ケース会議	講師派遣
R1	14	2	3
R2	9	1	5
R3	9	1	7

(21) 認知症高齢者対策

開始年度 平成7年度

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 介護保険法第115条の45第2項第6号 地域支援事業実施要項	主管課	高齢福祉課
-------	--	-----	-------

<目的・事業内容>

①在宅の認知症高齢者及びその家族に対し、保健師・看護師等による訪問・相談業務を行い、高齢者の精神保健の向上及び重症化の予防を図るとともに、家族の認知症に関する知識と理解を深める。

また、平成27年度より認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とし、医療機関への受診が必要な場合の訪問支援対象者への動機付けや継続的な医療サービスの利用に至るまでの支援、介護サービスの利用等の勧奨・誘導、認知症の重症度に応じた助言、身体を整えるケア、生活環境等の改善等の支援を行う。

②認知症の人及びその家族等からの各種相談に対し、電話、出張等によりその相談に応じる業務や相談内容に応じた適切な関係機関が行う支援への取り次ぎ、精神面も含め家族を支えることを目的とした交流集会等の開催等を、平成24年度より熊本県と合同で、認知症の人と家族の会熊本県支部へ認知症コールセンターとして委託している。

③平成21年度より熊本県が指定している認知症疾患医療センターを平成26年度より本市で継続して指定しており、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域における認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要な医療を提供できる機能体制の構築を図っている。

④認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守り応援する人である認知症サポーターの養成を平成18年より取り組んでおり、熊本県の養成数は人口比13年連続全国1位の水準であり、本市も政令指定都市別では1位である。

<実績>

①相談事業等

年度	区役所における認知症相談延人員				認知症初期 集中支援チーム 対応件数
	面接相談	電話相談	訪問相談	合計	
R1	192	757	170	1,119	17
R2	185	480	196	861	35
R3	75	332	179	586	17

②認知症コールセンター相談実績

	R1	R2	R3
県全体	1,101	1,144	1,169
熊本市	727	772	697

③認知症疾患医療センター実績

(I) 認知症疾患に係る外来件数及び鑑別診断件数

	R1	R2	R3
外来件数	2,585	2,621	2,529
外来新患者	251	262	266
うち鑑別診断件数	236	240	215
うち他医療機関からの紹介	202	206	135

(II) 専門医療相談件数(電話による面談、面接による相談及び訪問による相談の件数)

	R1	R2	R3
電話	1,347	1,507	1,666
面接	71	45	72
訪問等件数	25	2	0
その他(メール等)	0	0	0

④認知症サポーター養成実績(人)

R1	R2	R3
9,009	3,768	3,868

累計 101,022人(令和4年3月末時点 人口比13.8%)

※R1～R3は新型コロナウイルス感染症の影響あり

(22) 成年後見制度利用支援(高齢者)

開始年度 平成18年度

根拠法令等	老人福祉法第32条	主管課	高齢福祉課
-------	-----------	-----	-------

<目的・事業内容>

高齢者サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる認知症高齢者等に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの高齢者の権利擁護を図ることを目的とし、成年後見制度の申立てに要する費用(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部の助成を行う。

<実績>

年度	市長申立 件数	報酬助成等 決算額
R1	75	6,981
R2	90	9,778
R3	104	15,977

(23) 在宅医療・介護連携推進事業

開始年度 平成28年度

根拠法令等	介護保険法 第115条の45第2項第4号 くまもと在宅医療・ケア支援センター事業要綱 地域支援事業実施要綱	主管課	高齢福祉課 医療政策課
		負担割合	国38.5% 県19.25% 保険料23% 市19.25%

<目的・事業内容>

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進する。

<実績>

年度	対策実施状況
R1	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療相談窓口相談件数 48 件 多職種連携研修会・多職種活動研修会の実施 ふれあい出前講座「在宅医療って知っていますか」 5件 243名 ふれあい出前講座「あなたが望む「人生の最終段階の医療」とは」 30件 1,050名 市民講演会 1回 119名
R2	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療相談窓口相談件数 23 件 ふれあい出前講座「あなたが望む「人生の最終段階の医療」とは」 2件 49名
R3	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療相談窓口相談件数36件 ふれあい出前講座「在宅医療って知っていますか」1件40名 ふれあい出前講座「あなたが望む「人生最終段階の医療」とは」5件307名(リモート含む)

(24) ひとり暮らし高齢者訪問

開始年度 昭和51年度

高齢者が安心して暮らせる生活の支援

根拠法令等	熊本市ひとり暮らし高齢者訪問事業実施要綱	主管課	高齢福祉課
申請窓口	高齢者支援センターささえりあ	負担割合	市10/10

(委託先 シルバー人材センター)

<目的・事業内容>

状況の確認を必要とする、ひとり暮らしの高齢者の安否確認のため、週1～3回訪問員が家庭を訪問する。

<実績>

年度	月平均利用者(人)	決算額
R1	9	90
R2	3	35
R3	1	7

(25) 寝具乾燥サービス

開始年度 昭和56年度

根拠法令等	熊本市寝具無料乾燥事業実施要綱	主管課	高齢福祉課
申請窓口	高齢者支援センターささえりあ	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

在宅のおおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯で老衰・心身の障がいや疾病等の者、及び重度身体障がい者で、寝具類の衛生管理が困難な方に対し、年1回寝具乾燥サービスを無料で行う。

<実績>

年度	利用者数(人)			決算額		
	高齢	障がい	殺菌消毒	高齢	障がい	殺菌消毒
R1	179	65	2	1,142	413	16
R2	201	66	2	1,302	450	16
R3	183	65	1	1,171	427	8

(26) 高齢者住宅改造費助成

開始年度 平成9年度

根拠法令等	熊本市高齢者及び障害者住宅改造費助成事業実施要綱	主管課	介護保険課
申請窓口	高齢者支援センターささえりあ	負担割合	国45/100,市55/100

<目的・事業内容>

要介護・要支援認定者が、自宅において安全かつ快適な生活ができるように住宅を改造する場合、必要な経費を助成することにより、自立促進、寝たきりの防止及び介護者の負担軽減を図る。

<実績>

年度	利用者数(人)	決算額(千円)
R1	21	7,306
R2	12	4,501
R3	14	6,050

(27) 高齢者安心支援事業

開始年度 平成3年度

根拠法令等	熊本市高齢者安心支援事業実施要綱	主管課	高齢福祉課
申請窓口	高齢者支援センターささえりあ		

<目的・事業内容>

ひとり暮らし等の高齢者に、簡単な操作で通報ができる緊急通報装置(電話機)を貸与し、緊急時における迅速かつ適切な対応を図り、当該高齢者の在宅での生活を支援する。

<実績>

年度	年度末稼動件数	実利用者数	受発信総数	決算額 ¹⁾
R1	483	602	24,948	22,090
R2	558	673	25,657	22,583
R3	674	796	29,596	27,759

注:1)決算額には福祉電話回線貸与にかかる経費を含む。

(28) 高齢者介護用品支給

開始年度 平成12年度

根拠法令等	熊本市高齢者介護用品支給事業実施要綱	主管課	高齢福祉課
申請窓口	高齢者支援センターささえりあ		

<目的・事業内容>

在宅で生活されている寝たきりなど重度(要介護度4・5)の高齢者(40歳以上65歳未満の者であって特定疾患に該当する者を含む。)を介護している家族に対して、紙オムツ等の介護用品を支給することにより、寝たきり高齢者等の福祉と衛生の向上と、介護者の負担軽減を図る。

・対象:市民税非課税世帯

<実績>

年度	利用者数	決算額
R1	298	13,401
R2	284	12,471
R3	261	11,273

(29) 熊本市介護予防支援事業推進のための施設

開始年度 平成12年度

根拠法令等	熊本市介護予防支援事業推進のための施設に関する条例 熊本市介護予防支援事業推進のための施設に関する条例施行規則	主管課	高齢福祉課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

高齢者の健康の増進、生きがいづくりの促進等を支援すること等により、高齢者が要介護状態となることを予防する。また介護知識、介護方法等の普及を図ること等により、介護に関する理解を深めてもらうことを目的に、現在3施設を設置している。

<実績>

年度	施設数	延利用者数(人)	決算額
R1	3	40,801	27,629
R2	3	18,149	27,880
R3	3	18,378	27,880

(施設名)

- ・お達者文化会館
- ・南部万年青年会館
- ・東部はつらつ交流会館

(30) 養護老人ホーム措置

根拠法令等	老人福祉法第11条	主管課	高齢福祉課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

環境上及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を入所させ、その生活を確保する。

<実績>

年度	期末施設数		期末現員数			決算額 (措置費)
	市内	市外	市内施設	市外施設	計	
R1	8	8	314	10	324	736,544
R2	7	8	287	9	296	707,268
R3	7	7	287	8	295	679,520

(31) 熊本市軽費老人ホーム事務費補助

開始年度 平成8年度

根拠法令等	軽費老人ホームの設置及び運営に関する基準について (厚労省老健局長通知) 熊本市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱	主管課	高齢福祉課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

低所得層に属する60歳以上の者で、家庭環境、住宅事情などの理由により、居宅で生活することが困難な者を低額な料金で利用できる軽費老人ホームに対して、その運営に要する費用のうち、一部事務費を助成する。

<実績>

年度	施設数	決算額
R1	18	534,414
R2	18	530,561
R3	18	525,030

(32)老人福祉施設整備費助成

開始年度 平成21年度

根拠法令等	熊本市高齢介護福祉施設等施設整備費補助金交付要綱	主管課	介護保険課
		負担割合	補助金交付要綱参照

<目的・事業内容>

はつらっプランに基づき、社会福祉法人等が行う福祉施設の施設整備に要する費用の一部を助成する。

<実績>

年度	補助額 (千円)	補助箇所数								
		総数	小規模 特養	グルー プホ ム	小規模 多機能	看護小 規模多 機能	定期巡 回随時 対応型	介護療 養型医 療施設 等転換 整備	看取り 環境の 整備	介護職 員の宿 舎施設
R1	39,500	1	0	0	0	1	0	0	-	-
R2	84,995	4	0	0	1	0	0	3	0	0
R3	149,920	1	1	0	0	0	0	0	0	0

(33)-1 老人福祉施設等開設準備経費補助①

開始年度 平成21年度

根拠法令等	熊本市老人福祉施設等開設準備経費助成事業補助金交付要綱	主管課	介護保険課
		負担割合	補助金交付要綱参照

<目的・事業内容>

開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備を支援することを目的とする。

<実績>

年度	補助額 (千円)	補助箇所数							
		総数	小規模 特養	グル ープ ホーム	小規模 多機能	看護 小規模 多機能	定期巡 回 随時 対応型	特定 施設	介護療 養型医 療施設 等転換 整備
R1	72,350	7	1	2	0	1	0	-	3
R2	57,127	7	0	2	1	0	1	-	3
R3	91,976	5	1	2	0	0	0	1	1

(33)-2 老人福祉施設等開設準備経費補助②

開始年度 令和2年度

根拠法令等	熊本市老人福祉施設等開設準備経費助成事業補助金交付要綱	主管課	介護保険課
		負担割合	補助金交付要綱参照

<目的・事業内容>

介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費を支援することを目的とする。

<実績>

年度	補助額 (千円)	補助箇所数											
		総数	広域特養	左に併設する ショートステイ	小規模特養	左に併設する ショートステイ	老健	介護医療院	特定施設に指定 されたケアハウス	養護老人ホーム	特定施設	グループホーム	小規模多機能
R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R3	37,800	3	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0

(34) 老人福祉施設等スプリンクラー等整備補助

開始年度 平成22年度

根拠法令等	熊本市高齢介護福祉施設等施設整備費補助金交付要綱	主管課	介護保険課
		負担割合	補助金交付要綱参照

<目的・事業内容>

利用者が安心して施設を利用できるように、スプリンクラー設備が未設置となっている施設について整備を行う場合の費用を助成するもの。なお、自力避難が困難である要介護者等が入居する施設については、消防法施行令の改正により、平成27年度からスプリンクラーの設置が義務化された（既存施設は、平成29年度までの経過措置あり）

<実績>

高齢者が安心して暮らせる生活の支援

年 度	補助額 (千円)	補助箇所数					
		総数	グループ ホーム	小規模多機能	有料老人ホーム	生活支援ハウス 等	宿泊を伴う デイサービス
R1	0	0	0	0	0	0	0
R2	0	0	0	0	0	0	0
R3	0	0	0	0	0	0	0

(35) 高齢者ケア付住宅(シルバーハウジング)への生活援助員の派遣 開始年度 平成4年度

根拠法令等	熊本市高齢者ケア付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業実施要綱	主 管 課	高 齢 福 祉 課
申込み先	熊本市住宅協会(市営団地)、 熊本県住宅供給公社(県営団地)		

<目的・事業内容>

機能面で高齢者に配慮した公営住宅に、生活援助員(LSA=ライフ・サポート・アドバイザー)を置き、入居者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援する。

<実 績>

年 度	実施施設(団地)数	総戸数	生活援助員数(人)	決算額 ¹⁾
R1	5	334	11	29,590
R2	5	334	11	29,824
R3	5	334	11	29,812

注:1)決算額には委託料のみ計上。

【令和3年度の実施状況】

実施施設	(戸数)	委託施設	生活援助員数(人)
県営水源団地	(30)	医療法人社団 藤栄会	1
市営出水団地	(70)	〃	3
市営楠団地	(164)	公益社団法人 熊本市シルバー人材センター	4
市営南部中央団地	(20)	社会福祉法人 竹崎記念福祉会	1
市営白藤団地	(50)	〃	2

(36) 地域自立生活支援事業

開始年度 平成14年度

根拠法令等	地域支援事業実施要綱	主 管 課	介 護 保 険 課
		負担割合	補助金交付要綱参照

<目的・事業内容>

介護相談員派遣事業として、介護保険施設や地域密着型サービス事業所等を定期的に訪問し、利用者が施設・事業所の職員に直接伝えられないような、提供されているサービスに関する苦情や要望を聞き、事業者には伝え改善を目指すことを目的とする。

<実 績>

年 度	訪問件数
R1	1,498
R2	0
R3	0

(37) 社会福祉施設等防犯対策強化支援

開始年度 平成30年度

根拠法令等	熊本市高齢介護福祉施設等施設整備費補助金交付要綱	主管課	介護保険課
		負担割合	補助金交付要綱参照

<目的・事業内容>

災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策に必要な経費を補助する。

<実績>

年度	補助額 (千円)	総数	補助件数(件)				
			ブロック塀 改修	防災改修 等	非常用自 家発電設 備	給水設備	水害対策 強化
R1	4,677	4	4	0	0	0	0
R2	23,547	6	0	3	2	1	0
R3	33,504	4	0	1	3	0	0

(38) 被災者見守り対策

開始年度 平成29年度

根拠法令等	熊本市被災者見守り対策強化事業実施要綱	主管課	健康福祉政策課
		負担割合	一部県負担

<目的・事業内容>

平成28年熊本地震により被災し、応急仮設住宅等に入居している要配慮者等に対し緊急通報装置を貸与し、安否確認や緊急時における迅速かつ適切な対応を行うことにより、孤独死の防止や心身の不安の軽減を図り、当該要配慮者の生活の安全を確保することを目的とする。

<実績>

年度	設置数	通報数	駆けつけ数	要請数	搬送数
H29	778	104	54	57	48
H30	43	89	67	77	73
R1	13	81	41	78	71
R2	8	36	27	33	30
R3	0	8	15	7	6

(39) 介護施設等オンライン面会支援事業

開始年度 令和2年度

根拠法令等	熊本市オンライン面会支援事業費補助金交付要綱	主管課	介護保険課
		負担割合	市10/10(上限10万円)

<目的・事業内容>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、高齢者福祉施設等において、オンライン面会の導入に必要な経費を補助する。

<実績>

年度	交付件数	決算額(千円)
R2	187件	18,111

(40) 介護施設等感染拡大防止対策支援

開始年度 令和2年度

根拠法令等	熊本市高齢介護福祉施設等施設整備費補助金交付要綱	主管課	介護保険課
		負担割合	補助金交付要綱参照

<目的・事業内容>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、介護施設等において、簡易陰圧装置・換気設備の設置に必要な経費を補助する。

<実績>

年度	補助額 (千円)	総数	補助件数(件)	
			簡易陰圧装置	換気設備
R2	10,836	5	4	1
R3	44,792	16	13	3

3 高齢者の健康と生きがいづくり

(41) 高齢者生きがい作業所

開始年度 昭和54年度

根拠法令等	熊本市高齢者生きがい作業所条例 熊本市高齢者生きがい作業所条例施行規則	主管課	高齢福祉課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

高齢者がその経験と知識を生かし、希望と能力に応じた生産又は創造的活動に参加することによって生きがいを高め、その生活を健康で豊かなものにするを目的とする。

<実績>

年度	実施箇所数	決算額
R1	7	569
R2	6	434
R3	6	426

(42) 老人農園貸与

開始年度 昭和51年度

根拠法令等	熊本市老人農園貸与事業要綱	主管課	高齢福祉課
実施場所	老人農園	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

市民から無償で借り上げた土地等を高齢者(60歳以上)に1人当たり10㎡程度無料で貸与し、高齢者の生きがいとふれあいを深めるとともに、農作業を通じて健康維持を図っている。

<実績>

年度	実施箇所数
R1	4
R2	4
R3	4

(43) 老人憩の家

開始年度 昭和52年度

根拠法令等	熊本市老人憩の家条例 熊本市老人憩の家条例施行規則	主管課	高齢福祉課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

地域において、高齢者(60歳以上)に対して教養の向上、レクリエーション及び集会の場を提供して、高齢者の心身の健康の増進を図っている。

<実績>

年度	施設等数	決算額
R1	131	6,288
R2	130	6,288
R3	129	6,243

※但し、1ヶ所は事務事業の委託方式。

(44) 老人福祉センター

開始年度 昭和46年度

根拠法令等	老人福祉法第20条の7 老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営 について(厚生省社会局長通知) 熊本市老人福祉センター条例 熊本市老人福祉センター条例施行規則	主管課	高齢福祉課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

高齢者(60歳以上)の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することにより、高齢者に健康で明るい生活を営んでもらうことを目的に、老人福祉センターを10ヶ所設置している。

<実績>

年度	施設数	延利用者数(人)	決算額
R1	10	97,308	104,075
R2	10	23,869	97,644
R3	10	28,809	112,389

(45) 満百歳者表彰

開始年度 昭和48年度

根拠法令等	熊本市満百歳表彰に関する要領	主管課	高齢福祉課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

永年にわたり、社会の発展に寄与されてきたことを感謝し、敬意を表するとともに、更なる長寿を祈念して、満百歳の方に、祝品を贈呈する。

<実績>

年度	対象者数(人)	決算額
R1	257	1,578
R2	276	1,722
R3	299	1,740

(46) 最高齢者表彰

開始年度 平成29年度

根拠法令等	熊本市最高齢者表彰に関する要綱	主管課	高齢福祉課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

市内の最高齢者男女各3名に対して表彰状及び祝品を贈呈することにより、長年にわたり社会の発展に寄

与してきたことを感謝し、敬意を表するとともに、更なる長寿を祈念することを目的とするもの。

年 度	対象者数(人)	決算額
R1	5	32
R2	6	41
R3	6	57

(47) 敬老の集い

開始年度 昭和53年度

根拠法令等	_____	主管課	高齢福祉課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

多年にわたり社会の発展に寄与されてきた高齢者を敬愛し、その長寿を祝うため、また高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高める契機となるよう毎年9月に、高齢者を対象として、公演、演芸等の催しを実施する。

<実 績>

年 度	決算額
H26	836
H27	918

※平成28年度から休止中。

(48) シルバー人材センター助成

開始年度 昭和48年度

根拠法令等	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(第6章)	主管課	高齢福祉課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

臨時的、短期的な職業を希望する高年齢退職者のために、就業機会の提供等を行っている公益社団法人熊本市シルバー人材センターに対して助成することにより、高齢者の経験、知識、能力を生かし、その生きがいを高め社会参加の促進を図る。

<実 績>

年 度	会員数 (人)	就業実人員 (人)	シルバー人材センター契約状況		決算額(助成額)
			件数(件)	金額	
R1	2,401	1,805	19,255	951,394	40,800
R2	2,310	1,732	18,278	918,701	40,800
R3	2,256	1,765	18,285	940,547	40,800

(49) 老人クラブ助成

開始年度 昭和40年度

根拠法令等	根拠法令等・老人福祉法第13条第2項 熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進 助成金交付要綱 熊本市老人クラブ結成助成金支給要綱	主管課	高齢福祉課
		負担割合	一部国補助あり (結成助成金 市10/10)

<目的・事業内容>

高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動が行われ、老後の生活を豊かなものとするとともに明るい長寿社会づくりに資する。

1) 単位老人クラブ助成

ア 活動助成金 概ね30人以上の会員を有し、年間9カ月以上(新規結成クラブは6カ月以上)の活動実績のある老人クラブに年額48,000円を助成(活動のない月について月割りで減額)

イ 健康増進助成金 上記の老人クラブに年額5,000円を助成

ウ 結成助成金 30人以上の会員を有して新たに結成される老人クラブに20,000円を助成

2) 熊本市老人クラブ連合会助成

老人クラブ活動の充実を図るため、組織強化、リーダーの養成研修、文化・スポーツなど広域的な各種事業を実施している連合会に対して助成を行っている。

<実績>

年 度	単位老人クラブ数	会員数(人)	決算額※
R1	524	22,689	38,392
R2	520	22,353	38,160
R3	503	20,651	37,235

※熊本市老人クラブ連合会補助金を含む

(50) シルバーヘルパー活動推進事業

根拠法令等	熊本市シルバーヘルパー活動推進事業実施要綱	主管課	高齢福祉課
		負担割合	市10/10

※実施主体:地区老人クラブ

<目的・事業内容>

元気な高齢者がひとり暮らしや病弱な高齢者のために、家事援助や話し相手などその生活を支援する活動を行うことで、高齢者の社会参加、生きがいづくり活動の推進を図るため、各補助対象団体に対して上限10万円を助成。なお、シルバーヘルパー養成講習会を修了した者は、シルバーヘルパーとして登録される。

<実績>

年 度	指定地区数	決算額
R1	13	1,215
R2	11	943
R3	10	773

(51) 高齢者相談

開始年度 平成8年度

根拠法令等	老人福祉法第5条の4	主管課	高齢福祉課
		負担割合	市10/10

※実施主体:熊本市老人クラブ連合会

<目的・事業内容>

高齢者の福祉に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行う。また、高齢者及びその高齢者が属する家庭の福祉の増進を図る。

<実績>

年 度	相談件数	決算額
R1	282	2,000
R2	170	2,000
R3	151	2,000

(52) 高齢者技能習得センター

開始年度 平成12年度

根拠法令等	熊本市高齢者技能習得センター条例 熊本市高齢者技能習得センター条例施行規則	主管課	高齢福祉課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

高齢者が技能習得を行うことができる機会と場を設けることにより、高齢者の積極的な社会参加を促進するため、高齢者技能習得センターを設置する。

<実績>

年度	講習内容	延参加人数
R1	パソコン・書道・ガーデニング教室等	1,915
R2	〃	802
R3	〃	556

(53) 全国健康福祉祭熊本市選手団派遣

開始年度 平成24年度

根拠法令等	熊本市全国健康福祉祭選手派遣等事業実施要綱	主管課	高齢福祉課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

高齢者を中心とする国民の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与することを目的として開催される全国健康福祉祭へ熊本市選手団を派遣することにより、本市における高齢者の生きがいの充実、社会参加の推進等を図る。

<実績>

年度	派遣種目数	派遣選手数(人)
H29	17	124
H30	17	124
R1	17	114

※R2年度の大会はR3年度に延期、さらに中止されたため、R2年度及びR3年度は実績なし。

(54) 熊本市おでかけICカード(旧熊本市優待証(さくらカード))

開始年度 平成8年度

根拠法令等	熊本市おでかけICカードの交付等に関する要綱	主管課	高齢福祉課
申請窓口	各区役所福祉課、各総合出張所	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

- ・ 高齢者、障がい者の積極的な社会参加の促進を図り、健康でいきいきとした生活を送っていただくことを目的に、市内のバス・電車を障がい者は1割、高齢者は2割の運賃負担で利用できる熊本市おでかけICカードを交付する。

<実績>

年度	交付者数			決算額
	総数	高齢者	障がい者	
R1	86,626	73,998	12,628	510,523
R2	89,340	76,258	13,082	472,423
R3	90,409	77,293	13,116	448,235

(55) くまもと元気くらぶ

開始年度 平成29年度

根拠法令等	介護保険法第115条の45	主管課	高齢福祉課
		負担割合	国25%、県12.5%、市12.5%、保険料50%

<目的・事業内容>

高齢者が「住民主体」で「身近な場所」に集まり、「仲間と一緒に」、「運動を取り入れた活動」に「継続的」に取り組むことで、高齢者自身が介護予防の担い手として活動するとともに、運動機能の向上、自立した生活の維持を図りながら介護予防につなげる。

市が推奨する運動を概ね週 1 回行う 10 人以上の地域団体(グループ)を「くまもと元気くらぶ」と位置づけ、活動に必要な物品購入や会場使用料等の経費に対して半額分を助成する。

<実績>

くまもと元気くらぶ団体数

年度	中央区	東区	西区	南区	北区	計
R1	9	12	18	12	9	60
R2	11	12	17	12	11	63
R3	11	13	17	15	12	68

4 介護保険制度の円滑な運営とサービスの質の向上

(56) 介護保険

根拠法令等	介護保険法	主管課	介護保険課
実施場所	介護保険課、区役所福祉課 ※申請受付については、総合出張所でも実施。	負担割合	国25%,県12.5%, 市12.5%,保険料50% ※施設給付の場合は、 国20%,県17.5%, 市12.5%,保険料50%

<目的・事業内容>

介護保険制度は、介護を必要とする方々に必要な保健、医療、福祉サービスを提供するために平成12年4月1日から創設された仕組みで、社会保険方式の導入により、国民の保健医療の向上と福祉の増進を図ることを目的としている。

<介護保険の概要>

1) 対象者

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の方	40歳から64歳までの医療保険に加入している方
給付を受けられる方	・身体または精神の障害のために常に介護が必要な状態(要介護状態)の方 ・介護を必要としながらも適切な支援により改善する可能性が高い状態の方、又は日常生活に支援が必要な状態(要支援状態)の方	・初老期認知症、脳血管疾患などの病気(16の特定疾病 ¹⁾ が定められています。)によって介護・支援が必要となった方

注 1):16 の特定疾病

1 がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)	6 初老期における認知症	12 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
2 関節リウマチ	7 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病	13 脳血管疾患
3 筋萎縮性側索硬化症	8 脊髄小脳変性症	14 閉塞性動脈硬化症
4 後縦靭帯骨化症	9 脊柱管狭窄症	15 慢性閉塞性肺疾患
5 骨折を伴う骨粗しょう症	10 早老症	16 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
	11 多系統萎縮症	

2) 要介護(要支援)認定

ア 要介護(要支援)認定の流れ

- 申請受付
- 認定調査員が自宅を訪問し、心身の状態や生活の状況を調査

- 調査結果をコンピュータで客観的に判定(1次判定)。
- 1次判定結果と主治医の意見書などをもとに介護認定審査会で判定(要介護認定)
【介護認定審査会】委員 252名 R4.4.1現在
 (構成)医療関係者:99名、保健関係者:51名、福祉関係者:102名

イ 要介護認定効率化(ICT)

ICTやアウトソーシングの活用により迅速化を図るもの。

3) 介護保険料と納め方

65歳以上の方と40歳～64歳までの方とは保険料の決め方とその納め方が異なる。

ア 65歳以上の方の保険料(第1号被保険者)

①保険料

保険料は、令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)の介護サービスの利用量の見込み等から「基準額」を算定し、これを所得状況に応じて13段階に分けている。

【所得段階別保険料(年額)】

段階	対象者		料率	保険料月額	保険料年額
第1段階	生活保護の受給者		0.3	1,920円	23,040円
	老齢福祉年金(※1)の受給者で本人および世帯全員が市民税非課税の場合				
第2段階	本人が市民税非課税	本人の「公的年金等収入金額(※2)」と「合計所得金額(※3)－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額(※4)」の合計が80万円以下の場合	0.3	1,920円	23,040円
第3段階		本人の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80万円を超え、120万円以下の場合	0.375	2,400円	28,800円
第4段階		本人の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が120万円を超える場合	0.7	4,480円	53,760円
第5段階 (基準段階)	本人が市民税課税	本人の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80万円以下の場合	0.875	5,600円	67,200円
第6段階		本人の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80万円を超える場合	1	6,400円	76,800円
第7段階	本人が市民税課税	本人の合計所得金額－譲渡特別控除額	1.2	7,680円	92,160円
第8段階		120万円未満の場合	1.2	7,680円	92,160円
第9段階		120万円以上210万円未満の場合	1.3	8,320円	99,840円
第10段階		210万円以上320万円未満の場合	1.5	9,600円	115,200円
第11段階		320万円以上400万円未満の場合	1.7	10,880円	130,560円
第12段階		400万円以上500万円未満の場合	1.8	11,520円	138,240円
第13段階	500万円以上600万円未満の場合	1.9	12,160円	145,920円	

第12段階	600万円以上700万円未満の場合	2	12,800円	153,600円
第13段階	700万円以上の場合	2.1	13,440円	161,280円

※実際の保険料は、基準額をもとに年額で定め、これを月額に割り付け。

※1 老齢福祉年金: 明治44年4月1日以前に生まれた方などに支給される年金。

※2 公的年金等収入金額: 前年の税法上課税対象となる公的年金等(国民年金、厚生年金など)の収入。非課税となる年金(障害年金、遺族年金など)は含まれない。

※3 合計所得金額: 収入金額から必要経費などに相当する金額を差し引いた金額の合計額。(各種控除前の金額。合計所得金額が0を下回った場合には0とみなす)。第1段階～第5段階の方においては、給与所得がある場合、所得金額調整控除前の給与所得金額から10万円を控除した金額。第6段階～第13段階の方においては、給与所得または公的年金等所得がある場合、当該所得の合計額から10万円を控除した金額。

※4 公的年金等所得金額: 公的年金等収入金額から公的年金等控除額を差し引いた金額。

②保険料の納め方

年額18万円以上の老齢・退職年金、障害年金、遺族年金を受給している方は年金から天引きされ(特別徴収)、それ以外の方は納付書などで個別に市に納める。(普通徴収)。

イ 40歳～64歳までの方(第2号被保険者)

①保険料

加入している医療保険によって異なり、金額はそれぞれ加入している医療保険の算定方法によって決まる。

②納め方

医療保険料と併せて支払うことになる。

4) サービスの給付

介護保険のサービスには、家庭での生活を支援する居宅サービス、施設に入所してサービスを受ける施設サービス、市町村が地域の実情に応じて整備する地域密着型サービスがある。

要支援1・2と認定された方は、下表の備考欄に「予防有」と表示のあるサービスを利用することができる。

<在宅サービス>

サービス種類	サービス内容	備考
○居宅を訪問するサービス		
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問し、身体介護や生活援助などを行う。	
訪問入浴介護	事業者が浴槽を利用者の自宅に持ち込み、入浴の援助を行う。	予防有
訪問看護	看護師等が利用者の自宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行う。	予防有
訪問リハビリテーション	理学療法士等が利用者の自宅を訪問し、理学療法等のリハビリテーションを行い、心身機能の維持回復を図る。	予防有
居宅療養管理指導	医師や歯科医師、薬剤師等が利用者の自宅を訪問して療養上の管理や指導を行う。	予防有
○日帰りで行うサービス		
通所介護	事業所に通って、入浴や食事の提供等や、機能訓練を行う。	
通所リハビリテーション	病院や施設に通って、理学療法等のリハビリテーションを行い、心身機能の維持回復を図る。	予防有
○施設での短期入所サービス		
短期入所生活介護 (ショートステイ)	特別養護老人ホームなどの施設に短期間入所して、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活についての支援や機能訓練を行う。	予防有
短期入所療養介護 (ショートステイ)	老人保健施設や療養型病床群に短期間入所して、看護や医学的な管理に基づいた介護やその他必要な医療、日常生活についての支援を行う。	予防有

高齢者が安心して暮らせる生活の支援

○その他		
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホーム(ケアハウス)等の入所者に入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活及び療養上の支援や機能訓練を行う。	予防有
○福祉用具の貸与・販売や住宅の改修		
福祉用具貸与・販売	特殊ベッドや車いす等の貸与(要支援1・2、要介護1は一部制限有)、ポータブルトイレ等の購入費の支給を行う。	予防有
住宅改修	住み慣れた自宅で安心・安全に日常生活を送れるよう、手すりの取り付けや段差解消等、小規模な住宅改修費の支給を行うもの。	予防有
○居宅サービス計画の作成		
居宅介護支援	各種サービスを受けるための居宅サービス計画(ケアプラン)を作成する。介護予防支援については地域包括支援センター、もしくは地域包括支援センターより委託を受けた居宅介護支援事業所で作成する。	予防有

<施設サービス>

サービス種類	サービス内容	備考
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)への入所	介護等の日常生活上の支援や機能訓練、健康管理、その他必要な支援を行う。	対象: 原則要介護度3以上
介護老人保健施設(老人保健施設)への入所	病状が安定した方に、機能訓練を中心とする医療ケアや介護、日常生活上の支援を行う。	対象: 要介護度1以上
介護療養型医療施設(療養病床等)への入院	長期療養の必要な高齢者が入院して、医療ケアや介護、機能訓練を行う。	
介護医療院への入所	長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えたサービスを行う。	

<地域密着型サービス>

サービス種類	サービス内容	備考
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、「泊まり」や「訪問」を必要に応じて組み合わせて、サービスの提供を行う。	予防有
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、訪問看護のサービスを同一の事業所から受けることができます。	対象: 要介護1以上
夜間対応型訪問介護	夜間におけるホームヘルプサービスで、定期的な巡回と、利用者の求めに応じた随時訪問を組み合わせてサービスの提供を行う。	対象: 要介護1以上
認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象としたデイサービスで、入浴・食事等の介護や機能訓練を行う。	予防有
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期的な巡回又は随時通報により、居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事など状況に応じたサービスの提供及び日常生活上の緊急時の対応を行う。	対象: 要介護1以上
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症の状態にある要介護者に対して、グループホームにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活についての支援、機能訓練を行う。	対象: 要支援2以上
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームで、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活についての支援を行う。	対象: 原則要介護度3以上
地域密着型特定施設入居者生活介護	介護保険の指定を受けた入居定員が29人以下の介護付有料老人ホーム等で、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活についての支援を行う。	対象: 要介護1以上

地域密着型通所介護	利用定員 18 人以下の小規模のデイサービスで、入浴、食事等の介護や機能訓練を行う。	対象： 要介護1 以上
-----------	--	-------------------

<地域支援事業>

①介護予防・日常生活支援総合事業

開始年度 平成29年度

○介護予防・生活支援サービス事業

事業の種類	事業の内容	備考
介護予防訪問サービス	ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問し、身体介護や生活援助などを行う。	対象： 要支援者 及び総合 事業対象 者
生活援助型訪問サービス	ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問し、生活援助などを行う。	
介護予防通所サービス	事業所に通って、入浴や食事の提供等や、機能訓練等を行う。	
運動型通所サービス	事業所に通って、機能訓練等を行う。(3時間未満)	
地域支え合い型訪問サービス	利用対象者の居宅において、介護予防を目的として、主に住民ボランティア等、住民主体の自主活動として行う生活援助等の多様な支援。(令和元年度より実施)	
地域支え合い型移動支援サービス	利用対象者が通院や買物等をする場合における住民主体による送迎前後の付き添い支援や通いの場への送迎(令和元年度より実施)	
地域支え合い型通所サービス	住民主体による利用対象者を中心とした定期的な利用が可能な自主的な通いの場の運営及び送迎(令和元年度より実施)	
短期集中予防サービス	介護予防を目的として、短期間の通所による運動・口腔機能向上プログラム及び訪問による栄養改善プログラムが受けられるサービス(令和元年度より実施)	

○一般介護予防事業

<目的・事業内容>

住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。リハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防を機能強化する。

事業の種類	事業の内容	備考
介護予防把握事業	地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。	
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う。	
地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。	
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を機能強化するために、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。	

②包括的支援事業

事業の種類	事業の内容	備考
地域包括支援センター運営事業	地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域包括支援センターを設置し、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を行う。	
在宅医療・介護連携推進事業	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。	

高齢者が安心して暮らせる生活の支援

生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを配置し、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。	
認知症総合支援事業	認知症初期集中支援チームを配置し、早期診断・相談対応に向けた支援体制を構築する。また、認知症地域支援推進員を配置し、医療・介護等の連携強化等により地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。	

③任意事業

事業の種類	事業の内容	備考
介護給付等費用適正化事業	利用者にとって真に必要な介護サービスを過不足なく適切に提供できる環境の整備を図り、介護給付費の適正化を図る。	
家族介護支援事業	要介護高齢者を在宅で介護する家族等を対象とし、介護に必要な紙おむつ等を支給するなど家族介護者の支援を行う。	
福祉用具・住宅改修支援事業	福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供等や、住宅改修申請に係る理由書を作成した場合の経費の助成等を行う。	
地域自立生活支援事業	高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、高齢者住宅への生活援助員派遣等を行う。	

<実績>

1) 対象者

各年度末現在

年度	第1号被保険者数			第1号被保険者の いる世帯数	40歳以上 65歳未満者数
	65歳以上 75歳未満	75歳以上	合計		
R1	94,329	96,877	191,206	137,347	241,158
R2	96,979	97,155	194,134	140,374	240,902
R3	96,902	99,532	196,434	142,053	240,538

2) 要介護(要支援)認定の状況

年度	審査件数	要介護(要支援)認定者数(各年度末現在、単位:人)								
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	
R1	34,996件	6,918	5,667	9,964	6,504	4,562	4,424	3,402	41,441	
R2	18,437件	6,950	5,679	10,185	6,580	4,801	4,470	3,142	41,807	
R3	25,797件	7,002	5,774	10,079	6,507	4,705	4,618	3,064	41,749	
内訳	第1号被保険者	—	6,925	5,671	9,924	6,365	4,627	4,547	2,984	41,043
	65才以上 75歳未満	—	835	713	891	711	397	452	346	4,345
	75歳以上	—	6,090	4,958	9,033	5,654	4,230	4,095	2,638	36,698
	第2号被保険者	—	77	103	155	142	78	71	80	706

3) 保険料賦課収納の状況

年度	保険料賦課	保険料収納	収納率(%)
	金額(円)	金額(円)	
R1	15,005,737,124	14,384,197,066	95.86

高齢者が安心して暮らせる生活の支援

R2	14,744,057,065	14,171,233,614	96.11
R3	14,091,910,232	13,610,402,571	96.58

4) 介護サービス利用の状況

ア 居宅介護(支援)サービス受給者

各年度末現在(単位:人)

年 度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計	
R1	2,535	3,118	7,940	5,232	3,071	2,104	1,363	25,363	
R2	2,551	3,138	7,990	5,275	3,135	2,127	1,281	25,497	
R3	2,747	3,271	8,082	5,313	3,183	2,220	1,293	26,109	
内訳	第1号被保険者	2,712	3,213	7,953	5,180	3,112	2,173	1,244	25,587
	第2号被保険者	35	58	129	133	71	47	49	522

イ 地域密着型(介護予防)サービス受給者

各年度末現在(単位:人)

年 度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計	
R1	39	55	1,663	1,211	1,074	855	677	5,574	
R2	33	51	1,658	1,231	1,102	803	589	5,467	
R3	41	61	1,645	1,271	1,117	892	617	5,644	
内訳	第1号被保険者	41	61	1,626	1,255	1,107	883	606	5,579
	第2号被保険者	0	0	19	16	10	9	11	65

ウ 施設サービス受給者

各年度末現在(単位:人)

年 度	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	合計	
R1	1,863	1,860	436	129	4,288	
R2	1,892	1,797	179	406	4,274	
R3	1,859	1,809	171	401	4,240	
内訳	第1号被保険者	1,849	1,796	171	400	4,216
	第2号被保険者	10	13	0	1	24

高齢者が安心して暮らせる生活の支援

サービス種類	事業者数 (R3年度末現在)	R3年度給付費 (単位:千円)	
○居宅を訪問するサービス			
訪問介護	266	6,899,764	
訪問入浴介護	5	144,585	
訪問看護※	129	1,696,081	
訪問リハビリテーション※	10	207,925	
居宅療養管理指導※	0	675,457	
夜間対応型訪問介護	0	0	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	191,582	
○日帰りで行うサービス			
通所介護	158	6,983,406	
通所リハビリテーション※	29	4,295,959	
認知症対応型通所介護	35	596,230	
地域密着型通所介護	154	2,674,041	
○施設での短期入所サービス			
短期入所生活介護	48	800,726	
短期入所療養介護※	45	349,923	
○その他			
認知症対応型共同生活介護	79	3,264,827	
特定施設入居者生活介護	39	2,629,743	
小規模多機能型居宅介護	51	2,029,351	
地域密着型特定施設入所者生活介護	2	44,030	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	19	1,455,123	
看護小規模多機能型居宅介護	9	531,088	
○福祉用具の貸与・販売や住宅の改修			
福祉用具	貸与	62	1,995,485
	販売	61	93,179
住宅改修	—	—	
○サービス計画の作成			
居宅介護支援	260	3,363,385	
合 計	延1,465	41,127,447	

※保険医療機関又は保険薬局のみなし指定(※2)を除く。

※2 保険医療機関及び保険薬局については、一部の介護サービスの指定があったものとみなされ、サービスを提供することができる。(保険医療機関の場合は、訪問看護、居宅療養管理指導、短期入所療養、訪問リハ又は通所リハに限る。保険薬局の場合は居宅療養管理指導に限る。)

高齢者が安心して暮らせる生活の支援

サービス種類	事業者数(R3年度末現在)	定員(病床)数 (R3年度末現在)	R3年度給付費 (単位:千円)
介護老人福祉施設	35	1,964	6,083,553
介護老人保健施設	27	2,024	6,015,153
介護療養型医療施設	7	170	667,111
介護医療院	12	576	1,789,944
合計	81	4,734	14,555,761

<施設サービス>

介護保険事業計画とサービス利用回数等との対比

	R3年度 計画	R3年度 実績	実績/計画 (%)	備考
(在宅)※介護予防を含む				
訪問介護	2,559,462	2,552,662	99.7	延べ利用回数/年
訪問入浴	14,436	11,756	81.4	延べ利用回数/年
訪問看護	413,000	403,906	97.7	延べ利用回数/年
訪問リハビリテーション	55,043	73,268	133.1	延べ利用日数/年
通所介護 通所リハビリテーション	1,558,270	1,451,675	93.1	延べ利用回数/年
短期入所生活介護 短期入所療養介護	155,396	126,863	81.6	延べ利用日数/年
居宅療養管理指導	4,885	5,139	105.1	平均利用実人数/月
特定施設入居者生活介護	1,253	1,248	99.6	平均利用実人数/月
福祉用具貸与	16,985	16,875	99.3	平均利用実人数/月
(施設)				
介護老人福祉施設	1,964	1,903	96.8	平均利用実人数/月
介護老人保健施設	2,024	1,772	87.5	平均利用実人数/月
介護療養型医療施設	221	167	75.5	平均利用実人数/月
介護医療院	529	418	79.0	平均利用実人数/月
(地域密着型)				
認知症対応型共同生活介護	1,142	1,088	95.2	平均利用実人数/月
小規模多機能型居宅介護	1,046	912	87.1	平均利用実人数/月
認知症対応型通所介護	65,571	60,239	91.8	延べ利用回数/年
夜間対応型訪問介護	25	0	0	平均利用実人数/月
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	489	437	89.3	平均利用実人数/月

(57) 介護老人保健施設の実地指導

開始年度 平成12年度

根拠法令等	介護保険法	主管課	介護保険課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

介護老人保健施設の実地指導を実施し、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図る。

・令和3年度対象施設数:介護老人保健施設 0 施設 うち実施指導数 0 施設 実施監査数 0 施設

5 障がいへの理解促進と権利擁護

(58) 身体障害者手帳交付

開始年度 昭和25年度

根拠法令等	身体障害者福祉法	主管課	障がい者福祉相談所 障がい保健福祉課
申請窓口	各区役所福祉課・各総合出張所	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

身体障がい者に手帳を交付し、その障がいの種類と程度に応じた各種の更生援護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律上の援護である補装具、更生医療の給付、施設への入所等)を行っている。

<実績>

1)身体障がい児(者)数

年度	年齢	視覚障害	聴覚及び平衡機能障害	音声言語機能障害	内部障害	肢体不自由	小計	合計
R1	18歳未満	16	71	3	135	294	519	29,820
	18歳以上	1,862	2,717	261	11,241	13,220	29,301	
R2	18歳未満	17	68	2	140	297	524	29,269
	18歳以上	1,833	2,714	270	11,062	12,866	28,745	
R3	18歳未満	17	69	3	135	301	525	28,775
	18歳以上	1,825	2,719	257	10,913	12,536	28,250	

2)身体障害者手帳新規交付状況

年度	年齢	視覚障害	聴覚及び平衡機能障害	音声言語機能障害	内部障害	肢体不自由	小計	合計
R1	18歳未満	1	5	1	12	26	45	1,412
	18歳以上	63	171	26	729	378	1,367	
R2	18歳未満	1	7	0	10	22	40	1,234
	18歳以上	59	138	20	669	308	1,194	
R3	18歳未満	1	3	2	10	29	45	1,283
	18歳以上	83	158	11	668	318	1,238	

(59) 療育手帳交付

開始年度 昭和48年度

根拠法令等	熊本市療育手帳制度要綱	主管課	障がい者福祉相談所 障がい保健福祉課
申請窓口	各区役所福祉課・各総合出張所	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

知的障がい者に手帳を交付し、その障がいの程度に応じた各種の更生援護を行っている。

<実績>知的障がい児(者)数

年度	A1・A2	B1・B2	計
R1	2,533	4,727	7,260
R2	2,581	4,888	7,469
R3	2,621	5,068	7,689

注) A1:最重度 A2:重度 B1:中度 B2:軽度

(60) 精神障害者保健福祉手帳交付

開始年度 平成7年度

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	主管課	こころの健康センター 障がい保健福祉課
申請窓口	各区役所福祉課、各総合出張所	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

精神疾患がある人のうち、障がいのために長期(6ヶ月以上)にわたり日常生活または社会生活に制約がある人を対象に「障害者手帳」を交付し、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

<実績>精神障害者保健福祉手帳交付

年度	1級	2級	3級	計
R1	1,130	6,505	1,787	9,422
R2	1,105	6,680	1,978	9,763
R3	1,134	7,008	2,187	10,329

(61) 県営住宅補充入居申請書配付

開始年度 昭和60年度

根拠法令等	県営住宅条例	主管課	障がい保健福祉課
配布場所	市役所本庁舎総合案内・各区役所保護課	負担割合	———

<目的・事業内容>

県営の身体障がい者向住宅の補充及び新規入居申請を障がいの状況等確認の上、年2回程度申請書配布を行っている。(ただし、申請受付は県営住宅管理センター)

・事業主体:熊本県土木部住宅課

(62) 知的障がい者職親委託

開始年度 平成18年度

根拠法令等	熊本市知的障害者福祉法施行細則	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

知的障がい者の生活指導及び職能訓練等の援護を職親(知的障がい者を自己のもとに預かり、その更生に必要な指導訓練を行うことを希望する者で適当と認められた者)に委託し、生活指導及び技能習得訓練を行うことによって知的障がい者の自立更生を図ることを目的とする。

(63) 団体助成(精神保健団体を含む)

開始年度 昭和43年度

根拠法令等	熊本市補助金等交付規則 熊本市障害者の福祉の向上に資する団体に対する補助金交付要綱	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	市10/10 (一部、国1/2, 県1/4, 市1/4)

<目的・事業内容>

福祉団体の大会運営費等に対して補助することにより、その財政基盤をより安定なものとし、運営及び各種自主事業の確実かつ積極的展開を可能にし、障がい者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

<実績>

年度	箇所数	金額
R1	12	9,395
R2	11	8,845
R3	11	8,010

※R2新型コロナウイルス感染症の影響による事業中止があり、2団体へ補助金交付を行わなかった。

※R3新型コロナウイルス感染症の影響による事業中止があり、3団体へ補助金交付を行わなかった。

(64) 精神保健福祉担当者研修会

開始年度 平成24年度

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 精神保健福祉センター運営要領	主務課	こころの健康センター
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

精神保健福祉業務に従事する者が必要な専門的知識及び技術を習得することで、地域精神保健福祉活動の推進を図る。

<実績>

年度	開催回数	延参加人数
R1	1	38
R2	中止(新型コロナウイルス感染症の影響により)	
R3	1	39

(65) 思春期精神保健福祉研修会

開始年度 平成24年度

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 精神保健福祉センター運営要領	主務課	こころの健康センター
		負担割合	国1/3、市2/3

<目的・事業内容>

思春期における「発達障がい」や「不登校・ひきこもり」等の課題への理解を深め、精神保健福祉活動の推進を図る。

<実績>

年度	開催回数	参加人数
R1	1	219
R2	中止(新型コロナウイルス感染症の影響により)	
R3	1	157

(66) 依存症研修会

開始年度 平成24年度

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 精神保健福祉センター運営要領	主務課	こころの健康センター
		負担割合	国1/2、市1/2

<目的・事業内容>

精神保健福祉業務に従事する者が依存症についての必要な専門的知識及び技術を習得することで、依存症への適切な対応の充実を図る。

<実績>

年度	開催回数	参加人数	
R1	1	73	依存症研修会
R2	中止(新型コロナウイルス感染症の影響により)		
R3	1	66	依存症研修会

(67) 区役所巡回相談会

開始年度 平成28年度

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 精神保健福祉センター運営要領	主務課	こころの健康センター
		負担割合	県基金10/10

<目的・事業内容>

被災した市民への相談対応に従事する職員を対象に、精神保健面の対応の充実を図る。

<実績>

年度	開催回数	相談数
H29	12	41
H30	9	25
R1	5	15

※R1で終了。

(68) 依存症家族教室

開始年度 平成11年度

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 精神保健福祉センター運営要領	主務課	こころの健康センター
		負担割合	国1/2、市1/2

※平成23年度までは障がい保健福祉課で実施。

<目的・事業内容>

アルコールや薬物・ギャンブルなどの依存症に伴う問題に対応するために、家族が学びあい、共感と癒しを得る機会を提供する。

<実績>

年度	開催回数	延参加人数
R1	22	141
R2	15	66
R3	22	77

※R2は新型コロナウイルス感染症の影響により4・5・8・9月を中止、R3は1月と2月のそれぞれ1回分を中止した。

※R3は依存症講演会(こころの健康づくり講演会)後の家族教室を含む。

(69) 依存症当事者グループミーティング

開始年度 平成25年度

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 精神保健福祉センター運営要領	主務課	こころの健康センター
		負担割合	国1/2、市1/2

<目的・事業内容>

依存症当事者を対象とし、依存症の回復プログラムを用いて、やめたくても自分でコントロールできない様々な行動を変えていくことを目的としたグループミーティングを行う。

<実績>

年度	開催回数	延参加人数
R1	22	117
R2	20	61
R3	22	71

※R2は新型コロナウイルス感染症の影響により4・5月を中止し、8・9月は個別対応とした。R3は1月と2月のそれぞれ1回分を中止した。

(70)こころの健康づくり講演会

開始年度 平成13年度

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 精神保健福祉センター運営要領	主務課	こころの健康センター
		負担割合	国1/2、市1/2

※平成23年度までは障がい保健福祉課で実施。

<目的・事業内容>

依存症で悩む家族が家族関係について正しい知識を習得し、問題行動への対応を学ぶ。また、広く市民を対象とし、「心の健康づくり」として依存症に関わる啓発を行う。

<実績>

年度	講演会	
	開催回数	参加者数
R1	1	53
R2	1	40
R3	1	36

(71) 精神保健福祉ボランティア養成講座

開始年度 平成10年度

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 精神保健福祉センター運営要領	主務課	こころの健康センター
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

※平成23年度までは障がい保健福祉課で実施。

実施。

精神障がいへの正しい理解の普及を図り、精神障がいがあっても地域の人々とともに生活できるよう、精神障がい者を地域で支えるボランティアを育成する。また、講座修了生の活動支援として修了生の集いを開催する。

<実績>

年度	修了生の集い	
	開催回数	延参加者数
H30	2	10
R1	2	10
R2	1	4

※R2で終了。

(72) 就労ミーティング

開始年度 平成24年度

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 精神保健福祉センター運営要領	主務課	こころの健康センター
		負担割合	—

<目的・事業内容>

就労準備デイ・ケアを修了した人を対象とし、自身の生活や体調の振り返り、仕事等の近況報告などを行い、就労や就労の継続を図る。

<実績>

年度	開催回数	参加者数
R1	10	34
R2	8	16
R3	12	21

※R2は新型コロナウイルス感染症の影響により4・5・8・9月を中止した。

(73) 元気回復行動プラン研修

開始年度 平成24年度

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 精神保健福祉センター運営要領	主務課	こころの健康センター
		負担割合	国1/3、市2/3

<目的・事業内容>

日常生活で苦労や困難に直面した際にWRAP(元気回復行動プラン)を利用して、元気を回復する、または元気を保つための方法を学ぶ機会を提供する。

<実績>

年度	開催回数	延参加人数
R1	1	10
R2	中止(新型コロナウイルス感染症の影響により)	
R3	1	6

(74) 精神保健福祉関係団体等の組織育成

開始年度 平成24年度

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 精神保健福祉センター運営要領	主務課	こころの健康センター
		負担割合	—

<目的・事業内容>

精神障がい者家族会、患者会、社会復帰事業団体等の組織育成を図り、地域住民の組織的活動を促し、地域精神保健福祉の向上を図る。

<実績>

年度	患者会	家族会	依存症自助団体・回復施設	その他	計
R1	7	6	7	18	38
R2	0	2	0	2	4
R3	0	3	1	0	4

※R2は新型コロナウイルス感染症の影響により、多くが中止となった。

(75) 精神保健福祉関係機関への技術支援

開始年度 平成24年度

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 精神保健福祉センター運営要領	主務課	こころの健康センター
		負担割合	—

<目的・事業内容>

精神保健福祉関係機関(区役所、福祉事務所、医療施設、教育機関等)への技術支援・援助を行う。

<実績>

1) 個別ケース処遇(延件数)

年度	老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康	ひきこもり	自殺関連	犯罪被害	災害	その他	計
R1	22	1	24	21	9	19	105	244	83	1	22	217	768
R2	16	1	28	17	4	46	154	136	302	0	0	314	1,018
R3	9	0	34	25	6	65	133	154	226	4	0	170	826

障害のある人の自立支援

2) 関係機関事業

年 度	老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康	ひきこもり	自殺関連	犯罪被害	災害	その他	計
R1	0	3	4	14	0	1	1	6	19	1	0	7	56
R2	1	2	1	6	0	1	24	5	2	0	0	7	49
R3	0	1	4	4	3	5	27	1	21	1	0	4	71

(76) 自殺・うつ病対策

開始年度 平成21年度

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 精神保健福祉センター運営要領 自殺対策基本法 自殺総合対策大綱	主 務 課	障がい保健福祉課・ 精神保健福祉室・ こころの健康センター
		負担割合	県基金2/3(R2年度のみ)

※平成23年度までは障がい保健福祉課で実施

<目的・事業内容>

ゲートキーパー養成講座、自死遺族グループミーティング、自殺予防相談会、SNS 相談事業、ストレスチェックシステム、電話相談等の普及啓発や相談対応を通して、自殺の防止を図る。

<実 績>

1) 包括相談会 (開始年度 平成21年度)

自殺の社会的要因である失業、倒産、多重債務問題等に対する生活相談と、心の健康等の健康要因に関する相談について、弁護士、精神科医師、臨床心理士等の専門職で対応し、問題の解決を図る機会を提供し、自殺予防に努める。平成28年度からは熊本地震被災者のための包括相談会として実施。

年 度	開催回数	計
R1	3	28(23)
R2	5	87(72)
R3	4	44(33)

※計は延件数(実件数)

2) ゲートキーパー養成研修・講座 (開始年度 平成22年度)

自殺を防ぐことを目的として地域支援者や市民に自殺危機介入スキルの習得を目的とした研修会を実施し、自殺予防対策を図る。

年 度	ロールプレイ型研修		ゲートキーパーの説明・相談機関の紹介	
	開催回数	延参加人数	開催回数	延参加人数
R1	2	37	9	213
R2	2	45	6	119
R3	2	33	9	1842 ^{注1}

※注1については、庁内職員向け動画研修 1677 人を含む。

3) 自死遺族グループミーティング (開始年度 平成23年度) ※自死遺族交流会を含む。

大切な人を自死(自殺)で亡くした人が悩みや苦しみを話せる機会を提供する。

年 度	開催回数	延参加人数
R1	7	17
R2	3	20
R3	7	21

障害のある人の自立支援

4)自死遺族支援者研修会(開始年度 平成30年度)

自死遺族への理解を深め、適切な対応について学び、自死遺族支援対策の推進を図る。(熊本県精神保健福祉センターと共催)

年度	開催回数	延参加人数
R1	1	30
R2	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	
R3	1	26

5)自殺予防研修会(開始年度 平成25年度)

精神保健福祉活動に従事する支援者に対して自殺予防の研修会を開催し、自殺予防の推進を図る。研修会内容はその時に必要なテーマを取り上げて開催する。

年度	開催回数	参加人数	
H30	6	582	電話対応スキルアップ研修会、自殺予防研修会、自殺対策計画策定研修会 災害時こころのケア研修会(3回)※熊本県精神保健福祉センター・熊本こころのケアセンターと共催
R1	5	503	自殺予防研修会①② 災害時こころのケア研修会(3回)※熊本県精神保健福祉センター・熊本こころのケアセンターと共催
R2	1	32	災害時こころのケア研修会※熊本県精神保健福祉センター・熊本こころのケアセンターと共催
R3	1	126	自殺予防研修会 ※オンライン

6)自殺対策講演会(開始年度 平成30年度)

市民を対象に、アルコールと心身の健康との関連について理解を深め、依存症予防に関して普及啓発を行うことで、自殺対策を図る。

年度	開催回数	延参加人数
H30	1	53

7)こころといのちの支援事業【自殺未遂者支援事業】(開始年度 令和元年度)

救急指定病院、警察署及び消防局(救急隊)等の関係機関から情報提供を受けた自殺未遂者に対して、自殺未遂の背景となった問題を整理し、関係機関を紹介するなど、相談支援を行う。また、関係機関とのネットワーク構築を図り、情報共有を行うことで、自殺対策を図る。

年度	電話相談	来所相談	訪問相談	計
R1	72	11	7	90
R2	220	15	25	260
R3	130	14	22	166

8)SNS 相談事業(開始年度 令和元年度)

既存の対面相談や電話相談に加え、SNS(LINE)による相談窓口を提供することにより、相談支援体制の拡充と強化を図る。

また、連携中枢都市圏事業として近隣の自治体と協力して実施することで、都市圏全体での自殺者の減少に資すると考えられる。

障害のある人の自立支援

年度	相談件数
R2	1,472
R3	2,794

9)ストレスチェックシステム(開始年度 令和元年度)

メンタルチェックシステム「こころの体温計」の導入により、市民のセルフケアを促すと共にうつ病等のメンタル面の問題に対し、気軽に相談できる窓口の周知を図る。

年度	利用件数
R2	99,532
R3	80,568

(77) 障がい者理解促進

開始年度 平成24年度

根拠法令等	障害者基本法障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 心の輪を広げる障害者理解促進事業要綱	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

市民向け啓発事業の一環として、障がいについて「知る」・障がい者と「交流する」機会の提供を内容とする障がい者サポーター制度を実施し、市民の障がいに対する正しい理解を促進し、障がい者の暮らしの充実・就労等の社会参加につなげていく。

また、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募し、その表彰式と併せて、都道府県及び政令指定都市が障害者週間に行わなければならない障がい者理解促進のための啓発イベントを開催する。

<実績>

年度	作文応募数	ポスター応募数
R1	51	4
R2	56	18
R3	92	4

(78) 成年後見制度法人後見支援事業(市民後見人養成講座)

開始年度 平成25年度

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 熊本市市民後見人養成講座事業要綱	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

一般市民を対象に成年後見の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図ることを目的とし、後見業務に必要な知識や技術を習得するためのカリキュラムを作成し、講座を実施する。

※R2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、予定していた市民後見養成講座及び普及・啓発セミナーは中止

<実績>

年度	受講者数		決算額
	市民後見人養成講座	フォローアップ研修	
R1	開催なし	25	1,030
R2	開催なし	36	800
R3	13	10	1,817

障害のある人の自立支援

(79) 成年後見制度利用支援(障がい者)

開始年度 平成18年度

根拠法令等	熊本市成年後見制度利用支援事業実施要綱	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

障がい者福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ることを目的とし、成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は

<実績>

年度	件数(申立て・報酬助成)	決算額
R1	47	3,553
R2	47	3,123
R3	56	4,340

6 地域で暮らすために必要な支援の充実

(80) 生活支援(視覚障がい者生活訓練)

開始年度 平成18年度

根拠法令等	熊本市生活支援事業(視覚障害者生活訓練事業)実施要綱	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

視覚障がい者に対し、日常生活及び社会生活に必要な知識・技能の研修や社会参加を図るための訓練を行うことにより、視覚障がい者の生活全般の質的向上を図る。

<実績>

年度	受講者	決算額
R1	86	800
R2	43	711
R3	44	689

(81) 障害者自動車運転免許取得費助成

開始年度 平成18年度

根拠法令等	熊本市障害者運転免許取得費助成事業の実施に関する規則	主管課	障がい保健福祉課
申請窓口	障がい保健福祉課	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

障がい者の社会参加を促進し、福祉の向上を図るため、運転免許取得費用の一部を助成する。(所得制限有・助成限度額10万円)

<実績>

年度	件数				決算額
	身体	知的	精神	合計	
R1	2	17	7	26	2,600
R2	4	25	4	33	3,300
R3	6	30	8	44	4,400

(82) 身体障害者用自動車改造費助成

開始年度 平成18年度

障害のある人の自立支援

根拠法令等	熊本市重度身体障害者用自動車改造費助成事業の実施に関する規則	主管課	障がい保健福祉課
申請窓口	障がい保健福祉課	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

身体障がい者の社会参加を促進し、福祉の向上を図るため、身体障がい者自らが所有し運転する自動車の駆動装置等を改造する費用を助成する。(所得制限有・助成限度額10万円)

<実績>

年度	件数	決算額
R1	20	1,841
R2	18	1,694
R3	31	2,686

(83) 高額障害福祉サービス負担軽減

開始年度 平成19年度

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 介護保険法 児童福祉法	主管課	障がい保健福祉課
申請窓口	障がい保健福祉課	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

(現高額)同一世帯に障害福祉サービスを利用した者が複数いる場合等、世帯の負担を軽減するため世帯における同一月の利用者負担を負担上限額まで軽減し償還する。

(新高額)65歳に達する前の5年間にわたり介護保険相当障害福祉サービスの支給決定を受けていた方へ介護保険サービスの利用者負担を軽減し償還する。

<実績>

年度	対象者数	決算額
R1	1,570	1,638
R2	1,737	6,682
R3	926	6,366

(84) 利用者負担軽減

開始年度 平成19年度

根拠法令等	熊本市障害福祉サービス及び障害児通所支援利用者負担助成実施要綱	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

障害福祉サービス等を利用する障がい者及び障がい児の利用者負担額の四分の一を助成することによって、経済的負担の軽減を図る。

<実績>

年度	利用延人数	決算額
R1	24,144	24,617
R2	21,793	22,963
R3	24,392	26,023

(85) 障害者雇用支援

開始年度 平成19年度

障害のある人の自立支援

根拠法令等	熊本市障がい保健福祉課会計年度任用職員設置要綱	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

障がい者を会計年度任用職員として雇用し、一般企業への就職につなげることを目的とする「チャレンジ雇用」として実施することで、障がい者の就労の場を提供することを目的とする。

<実績>

年度	雇用人数
R1	4
R2	4
R3	4

(86) 就労定着支援給付

開始年度 平成30年度

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

就労移行支援または就労継続支援を利用して、一般就労をした障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活及び社会生活を営む上で各般の問題に対する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。

<実績>

年度	決定者数(3月末)	決算額
R1	74	17,159
R2	89	27,959
R3	88	31,267

(87) 就労継続支援A型サポート事業

開始年度 平成30年度

根拠法令等	_____	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

本市における就労継続支援A型事業所等の生産活動に係る事業収入の増加を図り、各事業所で働く障がい者の安定した賃金を確保するため、製品の販売機会の提供と、職員の資質の向上に寄与するための事業を実施する。

<実績>

年度	支援者向け研修	障がい者施設商品販売会
R1	1回	4回
R2	1回	2回
R3	6回	3回

(88) 就労移行支援給付

開始年度 平成18年度

障害のある人の自立支援

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

一般就労等を希望する障がい者に対して、実習等を通して知識・能力の向上を図り、一般就労に向けた支援を行う。

<実績>

年度	決定者数(3月末)	決算額
R1	213	337,938
R2	207	371,568
R3	181	354,858

(89) 就労継続支援給付

開始年度 平成18年度

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

企業等の雇用に結びつかない等の障がい者に対して、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上を継続的に支援するもの。

<実績>

年度	決定者数(3月末)	決算額
R1	2,657	3,320,232
R2	2,733	3,497,436
R3	2,789	3,761,266

(90) 障がい者就労・生活支援センター

開始年度 平成25年度

根拠法令等	熊本市障がい者就労・生活支援センター設置要綱	主管課	障がい保健福祉課
相談窓口	熊本市障がい者就労・生活支援センター (熊本市中央区白山2丁目1-1)	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

障がい者の一般就労の支援を強化するため、障がい者の就労支援に係る専門的な支援機関として、「就職段階での支援」「職場定着段階での支援」を行い、さらに、障がい者雇用の拡大を図るため、求人開拓や職場実習先の開拓等を行う。

(91) 移動支援

開始年度 平成18年度

根拠法令等	熊本市移動支援事業実施要綱	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

屋外での移動が困難な障がい者及び障がい児に社会生活上外出する事が必要不可欠な時に、支援する者がいないため、外出に支障がある場合に、外出を支援し、もって自立生活及び社会参加を促す。

<実績>

障害のある人の自立支援

年 度	決定者数(3月末)	決算額
R1	124	16,264
R2	143	17,250
R3	150	20,873

(92) 障がい者大運動会

開始年度 昭和55年度

根拠法令等	熊本市障がい者大運動会実施要項	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	—

<目的・事業内容>

この大会は、熊本市の障がい者とその家族がスポーツを通じ健康の増進及び相互の親睦を深めるとともに、市民の方の障がい者に対する理解を深め、併せて障がい者スポーツの振興を図ることを目的とする。

<実 績>

年 度	参加人数
H27	899

※平成28年熊本地震の影響により、平成28年度から事業休止

(93) 障がい者スポーツ大会

開始年度 平成24年度

根拠法令等	くまもと障がい者スポーツ大会要綱	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

この大会はスポーツが生活をより豊かにするという視点に立ち、障がい者を有する選手が、競技等を通じスポーツの楽しさを体験し、また、競技力の向上を図るとともに、県民及び熊本市市民の障がいに対する理解を一層深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。(県・市共同開催)

<実 績>

年 度	参加人数
R1	689(うち市 202)
R2	6(うち市 3)
R3	6(うち市 4)

R2、R3は新型コロナウイルス感染症の影響により水泳競技、フライングディスク競技、ボッチャ競技、陸上競技、ボウリング競技、卓球競技を中止し、サウンドテーブルテニス競技のみを実施。

(94) こころの健康相談

開始年度 平成24年度

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 精神保健福祉センター運営要領	主務課	こころの健康センター
		負担割合	市 10/10 (依存症:国 1/2、市 1/2 思春期:国 1/3、市 2/3)

<目的・事業内容>

こころの悩み等について、電話相談員が電話による相談を受け付ける。また、精神科医師、保健師及び心理士等が面接による相談を受け付ける。

<実 績>

1) 来所相談 (延件数)

(衛生行政報告例より)

障害のある人の自立支援

年 度	老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康	うつ	摂食障害	てんかん	その他	計
R1	7	3	39	10	62	10	107	19	2	3	258	520
R2	8	0	24	10	45	30	139	19	1	0	200	476
R3	11	1	24	13	68	34	147	16	2	0	140	456

来所相談の再掲分

年 度	ひきこもり	発達障がい	自殺関連	(再掲) 自死遺族	犯罪被害	災害	新型 コロナ 関連
R1	6	32	16	2	0	6	0
R2	26	37	34	4	0	1	15
R3	9	32	22	6	1	0	7

2)電話相談 (延件数)

年 度	老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康	うつ	摂食障害	てんかん	その他	計
R1	104	4	138	29	106	94	874	169	14	6	5,754	7,292
R2	125	5	134	33	93	166	1,274	170	15	1	5,845	7,861
R3	99	4	125	32	97	140	1338	200	14	1	5,741	7,791

電話相談の再掲分

年 度	ひきこもり	発達障がい	自殺関連	(再掲) 自死遺族	犯罪被害	災害	新型 コロナ 関連
R1	29	100	131	7	0	12	25
R2	27	167	331	18	0	10	1,259
R3	23	176	212	16	2	1	681

3)メール相談 (延件数)

年 度	老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康	うつ	摂食障害	てんかん	その他	計
R1	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	18	26
R2	0	0	0	0	0	0	23	0	0	0	17	40
R3	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	6	13

メール相談の再掲分

年 度	ひきこもり	発達障がい	自殺関連	(再掲) 自死遺族	犯罪被害	災害	新型 コロナ 関連
R1	1	13	0	0	0	0	0
R2	0	6	3	0	0	0	0
R3	0	5	5	0	0	0	0

障害のある人の自立支援

4) 訪問相談（延件数）

年 度	老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康	うつ	摂食障害	てんかん	その他	計
R1	0	0	1	0	0	0	4	2	0	0	4	11
R2	1	7	0	0	0	5	35	3	7	0	14	72
R3	0	0	0	0	0	2	13	1	0	0	17	33

訪問相談の再掲

年 度	ひきこもり	発達障がい	自殺関連	(再掲) 自死遺族	犯罪被害	災害	新型 コロナ 関連
R1	1	2	8	0	0	0	0
R2	1	4	29	0	0	0	30
R3	1	7	22	1	0	0	0

(95) ピアサポート講座

開始年度 平成24年度

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 精神保健福祉センター運営要領	主 務 課	こころの健康センター
		負担割合	国1/3、市2/3

<目的・事業内容>

精神障がい者が、その経験を生かし、理解と共感を持って仲間をサポートしていけるように知識や情報を学ぶ機会を提供する。また、講座修了者等を対象にピアサポートスキルの向上やさらなる知識の習得に向けたフォロー研修の機会を提供する。

<実 績>

年度	講座		ピアサポートの集い	
	開催回数	延参加者数	開催回数	延参加者数
R1	3	39	3	29
R2	中止(新型コロナウイルス感染症の影響により)			
R3	中止(新型コロナウイルス感染症の影響により)			

(96) ピアサポート講演会

開始年度 平成 24 年度

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 精神保健福祉センター運営要領	主 務 課	こころの健康センター
		負担割合	国1/3、市2/3

<目的・事業内容>

当事者、支援者、市民等に向けて他都市で行われているピアサポート活動を紹介し、ピアサポートの普及・啓発を図る。

<実 績>

年度	開催回数	参加人数
R1	1	82
R2	中止(新型コロナウイルス感染症の影響により)	
R3	1	369

※R3については、熊本市公式 YouTube への講演動画の投稿を行い、再生回数を計上。

障害のある人の自立支援

(97) 就労支援講演会・研修会(当事者・支援者向け)

開始年度 平成24年度

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 精神保健福祉センター運営要領	主務課	こころの健康センター
		負担割合	国1/3、市2/3

<目的・事業内容>

精神障がい者の就労状況や支援についての情報を提供し、就労支援の推進を図る

<実績>

年度	開催回数	参加人数
R1	1	62
R2	1	28
R3	1	33

(98) 自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の判定

開始年度 平成24年度

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	主務課	こころの健康センター
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

精神障害者保健福祉手帳等級判定及び自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を専門的かつ公正に行う。

<実績>

1) 自立支援医療(精神通院医療)

年度	受給者数
R1	14,942
R2	7,743
R3	16,027

※R2については、厚労省健康局長通知「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」により、有効期間の1年間延長措置を講じたため支給申請者が減少。

2) 精神障害者保健福祉手帳

年度	1級	2級	3級	計
R1	1,130	6,505	1,787	9,422
R2	1,105	6,680	1,978	9,763
R3	1,134	7,008	2,187	10,329

(99) 身体障がい者相談員設置

開始年度 昭和24年度

根拠法令等	身体障害者福祉法 熊本市身体障害者相談員設置要綱	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

身体障がい者の福祉の増進を図るため、熊本市が委嘱した相談員が相談に応じ、更生のために必要な援助を行う。

障害のある人の自立支援

<実績>

年度	相談員数	相談件数
R1	3	33
R2	3	39
R3	3	32

(100) 知的障がい者相談員設置

開始年度 昭和37年度

根拠法令等	知的障害者福祉法 熊本市知的障害者相談員設置要綱	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

知的障がい者及び保護者の福祉の増進を図るため、熊本市が委嘱した相談員が相談に応じ、更生のために必要な援助を行う。

<実績>

年度	相談員数	相談件数
R1	5	260
R2	5	156
R3	5	176

(101) 特別障害者手当等給付

開始年度 昭和61年度

根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	主管課	障がい保健福祉課
申請窓口	各区役所福祉課、各総合出張所	負担割合	国3/4, 市1/4

<目的・事業内容>

重度の障がい者の自立生活の基盤を確立するため、最重度の障がいによって生ずる特別の負担の一助として、特別障害者手当等を支給することにより、重度障がい者の福祉の増進を図る。

<支給要件>

- 1) 特別障害者手当
20歳以上であり、政令で定める程度の著しく重度の障がいの状況にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者であって、身体障がい者療護施設その他厚生省令で定める施設に入所していない者又は病院等に継続して3ヶ月を超えて入院していない者に対して支給する。
- 2) 障害児福祉手当
20歳未満であり、政令で定める程度の重度の障がいの状況にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者であって、肢体不自由児施設その他厚生省令で定める施設に入所していない者に支給する。この場合において、障がいを支給事由とする給付で政令に定めるものを受けることができるものについては支給しない。
- 3) 経過的福祉手当
従来の福祉手当の受給者のうち、昭和61年3月31日現在において20歳以上であり、特別障害者手当又は障害基礎年金を受けることができない者に対して、引き続き支給要件に該当する間に限り、従前どおりの福祉手当を支給する。

<実績>

年度	給付延人数	決算額
R1	14,565	337,602
R2	14,932	349,344
R3	15,250	356,731

障害のある人の自立支援

(102) 特別児童扶養手当

開始年度 昭和39年度

根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	主管課	障がい保健福祉課
申請窓口	各区役所福祉課、各総合出張所	負担割合	国10/10

<目的・事業内容>

知的障がい又は身体障がいを有する児童を監護する父若しくは母、又は父母に代わってその児童を扶養している人に手当を支給することにより、その児童の福祉の増進を図る。

・対 象: 満20歳未満であって、政令(特別児童扶養手当の支給に関する法律第2条第1項)により定められた程度の障がいの状態にある児童。

ただし、父母又は養育者の前年の所得額が一定を超える場合、児童が障がいを支給事由とする年金給付を受けることができる場合、児童福祉施設等に単独で児童が入所している場合及び日本国内に住所を有しない場合は支給が制限される。

・支給額: 1級の場合 1人につき 月額 52,400 円 (2022 年度)

2級の場合 1人につき 月額 34,900 円 (2022 年度)

<実 績>支給者数

年 度	1 級障がい児	2 級障がい児	合 計
R1	652	1,496	2,148
R2	658	1,587	2,245
R3	680	1,650	2,330

(103) 夏休みの障がい児・家族支援

開始年度 平成15年度

根拠法令等	熊本市夏休みの障害児・家族支援事業実施要綱	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

夏休み期間中、小中学校・特別支援学校在籍の障がいのある児童を日中の間預かることにより、障がいのある児童の健全育成、家族の介護負担の軽減を図り、障がいのある児童及び家族の福祉の向上に資することを目的とする。 ※H29年度以降、事業休止。R3年度末をもって事業廃止。

(104) 障害者住宅改造費助成

開始年度 平成9年度

根拠法令等	熊本市高齢者及び障害者住宅改造費助成事業実施要綱	主管課	障がい保健福祉課
申請窓口	障がい保健福祉課	負担割合	国9/20,市11/20

<目的・事業内容>

障がい者の住環境を改善するため、障がい者又は障がい者と同居する世帯に対し、障がい者向けに住宅を整備するために必要な資金の助成を行っている。

<実 績>

年 度	助成件数	決算額
R1	10	5,007
R2	8	4,216
R3	4	3,396

(105) 居宅介護給付

開始年度 平成18年度

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

障害のある人の自立支援

<目的・事業内容>

心身上の障がいにより、日常生活を営むのに支障がある障がい者(児)への入浴、排泄又は食事の介護等の居宅サービスの提供や、病院等への通院における支援を行う。

<実績>

年 度	決定者数(3月末)	決算額
R1	967	407,865
R2	1,002	437,664
R3	1,041	499,633

(106) 行動援護給付

開始年度 平成18年度

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する障がい者に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の支援を行う。

<実績>

年 度	決定者数(3月末)	決算額
R1	20	9,278
R2	21	4,445
R3	23	4,178

(107) 重度障害者等包括支援給付

開始年度 平成18年度

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

常時介護を要する障がい者で、介護の必要の程度が著しく高い障がい者に支援を行う。

<実績>

年 度	決定者数(3月末)	決算額
R1	0	0
R2	0	0
R3	0	0

(108) 重度訪問介護給付

開始年度 平成18年度

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

重度の肢体不自由者(児)又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であり、常時介護を要する障がい者(児)への入浴、排泄又は食事の介護等のサービス及び外出時における移動中の介護を総合的に提供する。

<実績>

年 度	決定者数(3月末)	決算額
R1	108	496,619
R2	102	514,270

障害のある人の自立支援

R3	106	519,117
----	-----	---------

(109) 療養介護給付

開始年度 平成18年度

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

心身上の障がいにより、病院等への長期の入院による医療的なケアに加え、常時の介護を行う。

<実績>

年度	決定者数(3月末)	決算額
R1	218	838,070
R2	214	859,259
R3	220	885,789

(110) 生活介護給付

開始年度 平成18年度

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

心身上の障がいにより、日常生活を営むのに支障がある障がい者に、施設において、安定した生活を営むための介護等の支援を行う。

<実績>

年度	決定者数(3月末)	決算額
R1	1,526	3,762,567
R2	1,543	3,856,510
R3	1,542	4,010,223

(111) 同行援護給付

開始年度 平成18年度

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の支援を行う。(平成23年10月より開始)

<実績>

年度	決定者数(3月末)	決算額
R1	180	90,217
R2	187	86,778
R3	189	93,339

(112) 短期入所給付

開始年度 平成18年度

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

障害のある人の自立支援

<目的・事業内容>

家庭において一時的に介護が困難となり、又は生活訓練等の指導を必要とする障がい者(児)が、施設に短期間入所することにより、介護者及び障がい者(児)の支援を行う。

<実績>

年度	決定者数(3月末)	決算額
R1	1,441	163,399
R2	1,458	78,280
R3	1,435	94,102

(113) 施設入所支援給付

開始年度 平成18年度

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

主として夜間において、介護が必要な障がい者や通所が困難な自立訓練又は就労移行支援等の利用者へ居住の場を提供する。

<実績>

年度	決定者数(3月末)	決算額
R1	798	1,329,397
R2	795	1,387,647
R3	787	1,402,059

(114) 自立訓練給付

開始年度 平成18年度

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な障がい者に生活訓練や機能訓練を行い、障がい者の自立を支援する。

<実績>

年度	決定者数(3月末)	決算額
R1	161	191,175
R2	172	204,644
R3	140	217,438

(115) 共同生活援助給付

開始年度 平成18年度

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

障がいにより、一人で生活することが困難であるために、主として夜間において共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護等の支援を行う。

<実績>

年度	決定者数(3月末)	決算額
R1	852	1,104,643

障害のある人の自立支援

R2	890	1,232,930
R3	964	1,404,522

(116) 自立生活援助給付

開始年度 平成30年度

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問または随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等を行う。

<実績>

年度	決定者数(3月末)	決算額
R1	5	495
R2	0	275
R3	0	0

(117) 計画相談支援給付・障害児相談支援給付

開始年度 平成24年度

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 児童福祉法	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

障害福祉サービスや地域相談支援又は障害児通所支援給付事業を利用する者に対して、サービス利用支援及びサービス継続支援を行う。

<実績>

年度	決定者数(3月末)	決算額
R1	9,370	375,833
R2	9,967	414,954
R3	10,309	463,428

(118) 地域相談支援給付

開始年度 平成24年度

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者に対して、地域移行支援や地域定着支援を行う。

<実績>

年度	決定者数(3月末)	決算額
R1	5	570
R2	7	1,379
R3	3	1,076

障害のある人の自立支援

(119) 児童発達支援給付

開始年度 平成24年度

根拠法令等	児童福祉法	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

障がい児に児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。

<実績>

年度	決定者数(3月末)	決算額
R1	1,338	1,211,721
R2	1,481	1,422,257
R3	1,565	1,707,292

(120) 医療型児童発達支援給付

開始年度 平成24年度

根拠法令等	児童福祉法	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

肢体不自由のある児童に医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療等を行う。

<実績>

年度	決定者数(3月末)	決算額
R1	3	419
R2	2	65
R3	3	922

(121) 放課後等デイサービス給付

開始年度 平成24年度

根拠法令等	児童福祉法	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

就学している障がい児に、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進の支援を行う。

<実績>

年度	決定者数(3月末)	決算額
R1	2,220	2,933,076
R2	2,570	3,285,905
R3	2,853	3,868,001

(122) 保育所等訪問支援給付

開始年度 平成24年度

根拠法令等	児童福祉法	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

保育所等に通う障がい児に、その保育所等を訪問し、障がい児以外の児童と集団生活への適応のための

障害のある人の自立支援

専門的な支援を行う。

<実績>

年度	決定者数(3月末)	決算額
R1	466	14,943
R2	602	19,827
R3	757	25,723

(123) 地域活動支援センター(I型)運営

開始年度 平成18年度

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 熊本市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例 熊本市地域活動支援センター I 型事業の運営基準に関する要綱 熊本市地域活動支援センター I 型事業運営費補助金交付要綱	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

障がいのある人を通わせ、創作的活動又は生産的活動の機会の提供、社会との交流の促進等に便宜を提供する。

<実績>

年度	実施事業所数(3月末)	決算額
R1	6ヶ所	58,800
R2	6ヶ所	58,800
R3	6ヶ所	58,800

(124) 地域活動支援センター(III型)運営

開始年度 平成18年度

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 熊本市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例 熊本市地域活動支援センター III 型の運営基準に関する要綱 熊本市地域活動支援センター III 型事業運営費補助金交付要綱	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

利用者に対し創作的活動や生産活動及びその他社会性向上活動等の機会を提供し、自活に必要な訓練を実施し、かつ地域との交流や就労の相談など地域の実情に応じて利用者への支援を行う。

<実績>

年度	実施事業所数(3月末)	決算額
R1	1ヶ所	3,700
R2	1ヶ所	3,700
R3	1ヶ所	3,700

(125) 熊本市障害者福祉センター希望荘運営

開始年度 平成18年度

根拠法令等	熊本市障害者福祉センター希望荘条例	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	・地域活動支援センター機能強化事業:国1/2、県1/4、市1/4 ・その他:市10/10

障害のある人の自立支援

＜目的・事業内容＞

障がい者(児)、及び家族、又は介護者等のための各種事業を主催又は支援する福祉センターとしての施設。

・事業内容

- 1) 貸館業務
- 2) 主催講座・自主講座等の各種講座
- 3) 夏祭り・文化祭・作品展等の各種行事
- 4) 就職・生活等の各種相談事業
- 5) 福祉バスの運行
- 6) 地域活動支援センター(Ⅱ型)運営

・施設内容等

所在 熊本市中央区大江5丁目1-15
 建物構造 鉄筋コンクリート3階建て(一部4階建て)
 主な設備 憩いの間、大ホール、音楽室、調理室、研修室、会議室、プレイルーム

＜実績＞

年度	利用者延数	決算額
R1	25,794	81,143
R2	8,270	76,651
R3	8,228	78,345

(126) 相談支援

開始年度 平成18年度

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	・相談支援機能強化員人件費: 国1/2, 県1/4, 市1/4 ・その他:市10/10

＜目的・事業内容＞

利用対象者からの相談に応じ、次に掲げる内容を行う。

- (1) 福祉サービスの利用等に関する支援
- (2) 障がいや病状の理解に関する支援
- (3) 健康・医療に関する支援
- (4) 不安の解消・情緒安定に関する支援
- (5) 保育・教育に関する支援
- (6) 家族関係・人間関係に関する支援
- (7) 家計・経済に関する支援
- (8) 生活技術に関する支援
- (9) 就労に関する支援
- (10) 社会参加・余暇活動に関する支援
- (11) 権利擁護に関する支援
- (12) その他

また、上記の一般的な相談支援に加え、専門的な知識を必要とする困難ケース等への対応や、熊本市障がい者自立支援協議会における課題の集約及び社会資源の改善・開発、区毎の障がい福祉ネットワーク会議の開催及び運営、指定相談支援事業者に対する後方支援等を行う。

＜実績＞

年度	実施事業所数	決算額
R1	9ヶ所	159,028
R2	9ヶ所	160,903
R3	9ヶ所	209,342

障害のある人の自立支援

(1) 福祉サービスの利用等に関する支援	8,220 件
(2) 障がいや病状の理解に関する支援	3,742 件
(3) 健康・医療に関する支援	5,040 件
(4) 不安の解消・情緒安定に関する支援	7,074 件
(5) 保育・教育に関する支援	1,009 件
(6) 家族関係・人間関係に関する支援	3,562 件
(7) 家計・経済に関する支援	2,772 件
(8) 生活技術に関する支援	3,489 件
(9) 就労に関する支援	2,845 件
(10) 社会参加・余暇活動に関する支援	980 件
(11) 権利擁護に関する支援	534 件
(12) その他	2,033 件

(127) 障害支援区分認定調査

開始年度 平成18年度

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に表す「障害支援区分」を判定するために、申請のあった本人及び保護者等との面接を行い、共通の調査項目等について認定調査を実施する。

<実績>

年度	判定件数	決算額
R1	1,183	73,389
R2	1,457	84,119
R3	1,170	86,008

(128) 障害者総合支援法事務経費

開始年度 平成18年度

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

障害支援区分を決定するために各区で開催される審査会(熊本市介護給付費等の支給に関する審査会)委員への報酬の支払いや、主治医意見書を作成した際の報酬の支払い等を行っている。

<実績>

年度	審査判定件数	決算額
R1	1,227	39,362
R2	1,434	42,773
R3	1,164	41,627

(129) 障がい者虐待防止対策支援事業

開始年度 平成24年度

根拠法令等	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4

<目的・事業内容>

障がい者虐待に関する相談・通報の窓口として、熊本市障がい者虐待防止センターを設置し、関係機関との

障害のある人の自立支援

連携を図りながら障がい者虐待の未然防止や早期発見、適切な対応や支援を行う。

<実績>

年度	相談・通報件数	虐待認定件数	決算額
R1	49 件	13 件	1,689
R2	68 件	4 件	2,703
R3	130 件	3 件	2,811

(130) 福祉ホーム

開始年度 平成18年度

根拠法令等	熊本市福祉ホーム設置運営要綱 熊本市福祉ホーム運営費補助金交付要綱	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

住居を必要としている人に、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う。

- ・対象施設 福祉ホーム つくしんぼ小浜
福祉ホーム 菊陽ハイツ

(131) 訪問入浴サービス

開始年度 平成18年度

根拠法令等	熊本市訪問入浴事業実施要綱	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

在宅の障がい者及び障がい児であって、移送に耐えられない等の事情により通所が困難な者に、その健康及び衛生の保持を図るため移動入浴車を派遣し、入浴及びこれに伴う介護を行う。

<実績>

年度	決定者数(3月末)	決算額
R1	22	21,163
R2	22	22,036
R3	23	20,772

(132) 日中一時支援(A型)事業

開始年度 平成18年度

根拠法令等	熊本市日中一時支援(A型)事業実施要綱	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

障がい者及び障がい児の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障がい者等の日中における活動の場を提供する。

<実績>

年度	決定者数(3月末)	決算額
R1	828	21,073
R2	810	11,070
R3	789	9,217

(133) 難聴児補聴器購入費助成

開始年度 平成24年度

根拠法令等	熊本市難聴児補聴器購入助成事業実施要綱	主管課	障がい保健福祉課
申請窓口	各区役所福祉課・各総合出張所	負担割合	県1/2 市1/2

<目的・事業内容>

障害のある人の自立支援

身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中度の難聴児に対して、音声言語能力の向上や、等しく学び、成長できる環境を確保し、コミュニケーション能力等の成長を図ることを目的に助成を行う。

<実績>

年度	助成件数	決算額(千円)
R1	9	635
R2	15	1,008
R3	6	420

(134) 日常生活用具給付

開始年度 平成18年度

根拠法令等	熊本市重度障害者日常生活用具給付事業の実施に関する規則	主管課	障がい保健福祉課
申請窓口	各区役所福祉課、各総合出張所	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

在宅の重度身体障がい者の日常生活を営むことを容易にし、その便宜を図るため日常生活用具の給付を行う(一部自己負担金有り)。

<実績>

年度	件数	決算額
R1	12,933	141,874
R2	13,024	145,063
R3	12,799	148,130

<給付種目>

- ・介護、訓練支援用具(特殊寝台、特殊マット、移動用リフト、体位変換器など)
- ・自立生活支援用具(入浴補助用具、便器、火災警報器、電磁調理器など)
- ・在宅療養等支援用具(電気式たん吸引器、ネブライザー、盲人用体温計など)
- ・情報意思疎通支援用具(人工内耳用電池、視覚障害者用拡大読書器、埋込型人工咽頭用人工鼻など)
- ・排泄管理支援用具(ストーマ装具、紙おむつなど)
- ・居宅生活動作支援用具

(135) 補装具費支給

開始年度 平成18年度

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	主管課	障がい保健福祉課
申請窓口	各区役所福祉課、各総合出張所	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

身体障がい者(児)の失われた身体機能を補完又は代替する用具である補装具を必要とする身体障がい者(児)に対し、補装具費の支給を行う。

年度	件数	決算額
R1	1,327	140,032
R2	1,319	135,470
R3	1,372	137,839

<種目>

義肢、装具、座位保持装置、座位保持いす、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳(人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ)、車椅子、電動車椅子、起立保持具、歩行者、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置

(136) 寝具無料乾燥

開始年度 昭和53年度

障害のある人の自立支援

根拠法令等	熊本市寝具無料乾燥事業実施要綱	主管課	障がい保健福祉課
申請窓口	各区役所福祉課、各総合出張所	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

在宅のおおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯で、老衰・心身の障害や疾病等の者並びに在宅の重度の障がい者を有する者に対し、年1回寝具の無料乾燥を行う。

(137) 地域精神保健福祉連絡協議会運営

開始年度 平成9年度

根拠法令等	地域保健法	主管課	障がい保健福祉課
実施場所	熊本市会議室 他	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

精神障がい者の早期治療・社会参加・社会復帰・自立の促進を図り、同時に地域住民の精神的健康の保持向上をめざすために、関係機関の連携協議の機会とする。

・関連機関：精神保健福祉関係機関、警察、精神科病院、民生委員、行政関係者（各課・区役所）

<実績>

年度	参加機関数	参加者数	テーマ
R1	29	33	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの取り組みについて 措置入院者等の退院後支援について
R2	—	—	新型コロナウイルス感染症の感染リスク等を踏まえ、協議会の開催ではなく資料提供で代替実施(45 機関)
R3	25	33	孤独・孤立対策について 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの取り組みについて

(138) 精神保健相談・指導

開始年度 昭和44年度

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	主管課	障がい保健福祉課
実施場所	障がい保健福祉課、各区保健子ども課、福祉課	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

こころの問題や病気、障がい者の社会復帰などについて、保健師などが面接や電話による相談、訪問指導を行う。

<実績>

1) 面接相談件数

年度	老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康	その他	計	
R1	288	229	28	1	19	338	522	1,425	
R2	328	178	24	2	9	137	453	1131	
R3	302	162	19	4	10	205	106	808	
(再掲)	中央	50	48	2	0	2	39	4	145
	東	50	37	4	0	5	35	66	197
	西	125	41	1	0	0	46	7	220
	南	27	11	6	4	2	35	17	102
	北	50	16	6	0	1	43	11	127
	保健所	0	9	0	0	0	7	1	17

障害のある人の自立支援

2) 電話相談等延件数

年 度	老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康	その他	計
R1	1,064	965	112	2	40	1,663	809	4,655
R2	1,211	1,295	143	9	28	1,599	861	5,146
R3	1,793	1,074	169	9	62	1,568	861	5,353
(再掲)	中央	144	304	18	0	414	4	888
	東	227	237	0	0	138	159	770
	西	200	93	6	0	148	15	463
	南	640	118	33	4	238	60	1,097
	北	250	78	88	0	1	434	896
	保健所	332	244	24	5	43	196	395

3) 訪問延件数

※保健所(障がい保健福祉課職員)と区役所職員との同行訪問については、区役所に計上した。

年 度	老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康	その他	計	
R1	231	426	42	3	12	406	116	1,236	
R2	260	379	36	3	5	222	93	998	
R3	386	327	27	0	1	194	80	1,015	
(再掲)	中央	53	54	5	0	1	46	2	161
	東	83	33	0	0	0	35	51	181
	西	115	32	4	0	0	45	3	198
	南	53	26	10	0	0	45	17	148
	北	82	11	1	0	0	23	7	144
	保健所	0	171	7	0	0	0	0	183

(139) こころの健康相談

開始年度 昭和44年度

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	主管課	障がい保健福祉課
実施場所	各区保健子ども課	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

市民の心の健康の保持・増進を図るため、精神科医(嘱託)による相談日を各区役所保健子ども課に毎月1回設け、必要な援助を行う。

実施場所	中央	東	西	南	北
相談開催日	第4月曜日	第2金曜日	不定期	第3金曜日	第3月曜日

<実績>相談件数

年 度	総 計	中央	東	西	南	北
R1	31 (31)	10 (10)	2 (2)	6 (6)	4 (4)	9 (9)
R2	30 (30)	11 (11)	6 (6)	0 (0)	6 (6)	7 (7)
R3	29 (28)	8 (8)	1 (1)	0 (0)	6 (5)	14 (14)

※()内は相談実人数

(140) かかりつけ医等心の健康対応力向上研修

開始年度 平成25年度

根拠法令等	かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業実施要綱	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2、市1/2

<目的・事業内容>

うつ病は精神症状以外に身体症状が出ることも多く、一般内科等かかりつけの医師を最初に受診することが多い。そのため、かかりつけの医師に対し、うつ病等精神疾患に関する診療の知識・技術及び精神科等の専門の医師との連携方法等に関する研修を実施することにより、うつ病等精神疾患の早期発見・早期治療による自殺対策の一層の推進を図る。(熊本県と合同実施)

<実績>

年度	参加者数	テーマ
R1	54	かかりつけ医のためのうつ病診療—基礎と臨床—
R2	118	かかりつけ医のためのうつ病診療—基礎と臨床—
R3	53	かかりつけ医のためのうつ病診療—基礎と臨床—

(141) 精神障がい者家族教室

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

精神保健に関する知識の普及、個別の相談を行い、患者の回復の援助、家族の健康維持の援助や家族同士の交流を図るため家族教室を実施する。

<実績>

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
名称	むつみ会	むつみ会	むつみ会
開催日	毎月(市共催:偶数月)	毎月(市共催:偶数月)	毎月(市共催:偶数月)
場所	公民館・コミュニティセンター等	市民会館・公民館 等	市民会館・公民館 等
対象	家族・当事者	家族・当事者	家族・当事者
参加者数	11回 301人 (市共催:6回 193人)	9回 149人 (市共催:3回 63人)	8回 150人 (市共催:3回 79人)

(142) 熊本市・熊本市精神科病院会共催スポーツ大会

開始年度 昭和49年度

根拠法令等	熊本市・熊本市精神科病院会共催スポーツ大会要項	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

市内の17精神科病院の患者が参加するスポーツ大会を通じて参加者相互の親睦を図るとともに、社会復帰の一助とする。

<実績>

年度	参加チーム数	競技種目	参加者数
R1	20	ミニバレー	250
R2	新型コロナウイルス感染症の影響により、中止		
R3	新型コロナウイルス感染症の影響により、中止		

(143) ケース検討会

開始年度 平成10年度

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	主管課	障がい保健福祉課
実施場所	障がい保健福祉課、各区保健子ども課、福祉課	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

精神障がい者の総合的支援内容の検討及び役割の分担、相互連絡協力等について協議する。

障害のある人の自立支援

<実績>

年度	開催回数	関係機関参加者数
R1	353	2,183
R2	266	1,753
R3	271	1,862

(144) 法的受付業務

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	主管課	障がい保健福祉課
申請窓口	障がい保健福祉課、各区福祉課	負担割合	————

<実績>

年度	自立支援医療費 (精神通院)	措置入院 者の定期 病状報告	措置入院 者の症状 消退届	医療及び 保護の 申請	医療保護 入院届	医療保護 入院の定期 病状報告	医療保護 入院の 退院届	応急 入院届
R1	20,262	30	52	11	2,183	663	2,419	40
R2	12,242	22	38	1	2,164	713	2,121	45
R3	16,027	28	60	1	2,083	752	2,087	68
年度	精神保健福祉 手帳申請関係	市長同意申請						
R1	6,825	81						
R2	6,379	58						
R3	5,596	75						

(145) 地域移行支援事業

開始年度 平成17年度

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	主管課	障がい保健福祉課
実施場所	障がい保健福祉課	負担割合	国1/2、市1/2

<目的・事業内容>

精神保健医療福祉施策における「入院医療中心から地域生活中心へ」の基本理念に基づき、精神障がい者が地域で安心して生活することができるよう、精神障がい者の地域移行に必要な地域体制の整備を図るとともに、精神科病院に入院している精神障がい者に対し、地域の関係者が連携して退院に向けた支援を行うことにより、精神障がい者の地域移行及び自立を促進する。

<実績>

年度	地域体制整備アドバイザーの配置	
	アドバイザー配置数	相談件数
R1	3名	116件
R2	3名	47件
R3	3名	67件

年度	ピアサポートの活用	
	ピアサポーター登録者数	支援件数
R1	31名	29件
R2	21名	0件
R3	18名	0件

※R2、R3は新型コロナウイルス感染症の影響により活動実績(支援件数)なし

(146) 精神科救急体制整備事業 開始年度 平成24年度

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	主管課	障がい保健福祉課
実施場所	障がい保健福祉課	負担割合	国1/2、県1/4、市1/4

<目的・事業内容>

緊急的に医療を必要とする精神障がい者に対し、迅速かつ適正な医療が提供できるよう精神科救急医療体制の充実を図る。

- 1) 精神科二次救急医療事業
休日・夜間の輪番制による精神科救急診療。
- 2) 精神科救急情報センター(平成24年9月開始)
休日・夜間の精神科救急医療に係る相談及び受診先病院の紹介等
- 3) 身体合併症救急医療確保事業(平成26年4月開始)
身体合併症患者受入体制の整備等

(147) 措置入院・移送関係について 開始年度 平成24年度

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	主管課	障がい保健福祉課
申請窓口	精神保健福祉室	負担割合	市10/10 (一部 国3/4, 市1/4)

<目的・事業内容>

自傷他害のおそれがある精神障がい者の医療・保護を目的とした強制入院に必要な医師の診察及び患者移送を行う。

<実績>

年度	通報件数(件)	診察実施対象者数(人)	移送件数(件)	要措置件数(件)
R1	174	74	11	59
R2	151	61	7	51
R3	161	87	77	71

(148) 措置入院・移送体制強化について 開始年度 令和元年度

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	主管課	障がい保健福祉課
申請窓口	精神保健福祉室	負担割合	市10/10 (一部 国1/2, 市1/2)

<目的・事業内容>

精神保健福祉法第23条に基づき、警察官通報への対応について、専任する会計年度職員を雇用することで、勤務時間外の職員の負担を軽減する。

<実績>

年度	会計年度職員数(人)	決算額(千円)
R2	5名	13,498
R3	7名	17,663

※事業開始は令和元年度であるが、令和元年度中は、「措置入院・移送関係経費」より支出されている。

(149) 精神障害者退院後支援事業 開始年度 令和元年度

根拠法令等	地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン(平成30年3月 厚生労働省) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第47条	主管課	障がい保健福祉課
実施場所	精神保健福祉室	負担割合	国1/2、市1/2

障害のある人の自立支援

<目的・事業内容>

措置入院をした精神障がい者が、円滑に地域生活に移行できるように入院中から本人の支援ニーズを把握し、本人及び家族その他の支援者の意向を十分踏まえながら医療機関や地域援助事業者等の関係者と連携・協力して、社会生活が継続できるように支援を行う事業。

計画に基づく支援を受けることに同意した者について、原則として入院中に退院後6か月間（最長1年間）の『退院後支援に関する計画』を作成、退院後に計画に基づいて支援を行う。

- ・開始：令和元年6月
- ・対象者：平成31年（令和元年）4月以降に措置入院した精神障がい者

<実績>

《実施件数》

R3. 3. 31時点

年度	措置件数（対象者）		実施（計画作成有） ※2	計画作成無 ※3
	市内	市外※1		
R1	59	6	22	10
R2	51	5	26	14
R3	71	7	17	15

※1 他の自治体で措置入院となり、同意を得た上で連絡があった者。

※2 入院後、順次支援に着手。実施は市外を含む。

※3 同意が得られなかった場合に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条に基づく支援を行った者。

(150) 重度心身障がい者(児)医療費助成

開始年度 昭和48年度

根拠法令等	熊本市重度心身障害者医療費助成規則	主管課	障がい保健福祉課
申請窓口	各区役所福祉課、各総合出張所	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

重度心身障がい者(児)の福祉の推進を図るため、医療費の一部を助成することによりその健康の保持に寄与する。

・助成対象

保険診療による一部負担金相当額を助成。

障害の程度	助成内容
身障手帳1級 療育手帳A1	全額助成
身障手帳2級 療育手帳A2	3分の2助成
精神保健福祉手帳1級	連続15年以上入院・・・全額助成 上記以外・・・3分の2助成

※障がい児(20歳未満)の対象者は障がいの等級に関わらず全額助成

※20歳以上の対象者には所得制限あり

<実績>

年度	対象者数(人)	助成額(千円)
R1	14,181	1,265,067
R2	14,051	1,215,354
R3	13,808	1,224,737

(151) 自立支援医療費(更生医療)支給

開始年度 平成18年度

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	主管課	障がい保健福祉課
申請窓口	各区役所福祉課、各総合出張所	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

障害のある人の自立支援

<目的・事業内容>

身体障がい者に対し、その障がい除去または軽減し、日常生活を容易にすることを目的とした医療費の助成を行う。

<実績>

(実人員)

年度	区分	視覚障害	聴覚障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	心臓機能障害	腎臓機能障害	肝臓機能障害	免疫機能障害	合計	決算額(千円)
R1	入院	1	0	1	51	210	889	23	2	1,177	1,607,755
	入院外	0	0	1	8	1	2,492	54	102	2,658	
R2	入院	0	0	0	24	115	864	20	3	1,026	1,593,458
	入院外	0	0	3	13	2	2,473	27	67	2,585	
R3	入院	0	0	0	9	84	2878	69	6	3046	1,583,768
	入院外	0	0	3	8	3	3576	69	151	3810	

(152) 自立支援医療費(育成医療)支給

開始年度 平成8年度

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 熊本市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の施行に関する規則 熊本市自立支援医療費(育成医療)支給認定実施要綱	主管課	子ども政策課
申請窓口	各区役所保健子ども課	負担割合	国1/2,県1/4,市1/4

<目的・事業内容>

身体に障がいのある18歳未満の児童に対し、生活の能力を得るために必要な医療の給付を行う。

<実績>

年度	実人員	延件数	決算額
R1	269	781	22,414
R2	247	971	36,978
R3	271	882	28,461

R3年度給付内訳

		入院(人)	入院外
肢体不自由		29	15
視覚障害		39	24
聴覚・平衡機能障害		2	0
音声・言語・そしゃく機能障害		37	48
内部障害	心臓	42	36
	腎臓	6	9
	小腸	2	0
	肝臓	2	5

障害のある人の自立支援

	その他	38	34
免疫機能障害		0	0
合 計		197	171

(153) 自立支援医療費(精神通院医療)支給

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	主管課	障がい保健福祉課
申請窓口	各区役所福祉課、各総合出張所	負担割合	国1/2, 市1/2

<目的・事業内容>

通院による精神医療を継続的に要する症状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行う。

<実 績>

年度	受給者数(人)※	決算額(千円)
R1	14,942	2,109,444
R2	7,743	2,161,163
R3	16,027	2,321,977

※年度末受給者数

R2受給者数については、新型コロナによる期間延長対象者は除いた人数

(154) 障がい児等療育支援

開始年度 平成18年度

根拠法令等	熊本市障害児等療育支援事業実施要綱	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

家庭訪問、外来による療育相談指導、福祉サービス情報提供、総合的支援などを行う。

<実 績>

年 度	訪問指導件数	外来指導件数	決算額
R1	19	1,499	4,056
R2	1	500	1,381
R3	1	448	1,237

(155) 児童発達支援センター機能強化事業

開始年度 令和元年度

根拠法令等	・障害者総合支援法第78条に基づく地域生活支援事業(都道府県事業) ・国要綱「地域生活支援事業の実施等について」	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2、市1/2

<目的・事業内容>

障がい児や障がいの疑いのある児童、その保護者の地域における生活を支えるため、身近な地域での療育体制を確保するとともに、これらを支援する圏域の療育機能との重層的な連携を図ることを目的とする。

<実 績>

年 度	療育相談	事業所支援件数	決算額
R1	39	59	4,900
R2	192	48	12,200
R3	170	71	12,200

障害のある人の自立支援

(156) 発達障がい者支援センター みなわ

開始年度 平成24年度

根拠法令等	熊本市発達障がい者支援センター運営事業実施要綱	主管課	子ども発達支援センター
実施場所	発達障がい者支援センター みなわ (熊本市中央区大江5丁目1番1号 総合保健福祉センター2階)	負担割合	市1/2、国1/2

※委託先 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団

<目的・事業内容>

発達障害者支援法第14条の規定に基づき設置するもので、発達障がい者とその家族等が豊かな地域生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障がい者とその家族等からの様々な相談に応じ、指導と助言を行う。令和元年度から地域支援マネージャーを新たに配置し、地域支援機能の強化を図る。

<実績>

相談

年度	発達相談 実数/延数	就労支援 実数/延数	普及啓発・研修 回数/参加者数
R1	612/3,061	91/502	46/1,848
R2	640/3,377	90/562	20/1,673
R3	547/3,251	74/604	25/1,109

発達障がい者地域支援

年度	事業所等支援	医療機関連携	行政支援	住民及び関係者の 理解促進	その他
R1	89	21	39	43	96
R2	169	26	24	74	175
R3	129	12	19	55	225

(157) 心身障害者扶養共済制度

開始年度 昭和45年度

根拠法令等	熊本市心身障害者扶養共済制度条例	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2, 市1/2

<目的・事業内容>

心身障がい者の保護者が死亡又は障がい者となった後、残された心身障がい者に年金を支給し、障がい者の生活の安定と保護者のいなく不安を軽減するもの。

・心身障がい者の範囲

知的障がい者にあつては療育手帳所持者、身体障がい者にあつては障がいの程度が1級から3級までの者、及び精神または身体に永続的な障がいをもつる者で、前述のものと同程度と認められる者。

・加入者

心身障がい者の保護者(心身障がい者の配偶者、父母、兄弟姉妹、祖父母又はその他の親族で現に心身障がい者を扶養している者)であつて、65歳未満の者。

・保険料

加入時年齢	35歳未満	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
掛金 月額	平成20年度以降加入者 9,300円	11,400円	14,300円	17,300円	18,800円	20,700円	23,300円
	平成19年度以前加入者 5,600円	6,900円	8,700円	10,600円	11,600円	12,800円	14,500円

※20年以上この制度に加入し、かつ年齢が65歳以上のものは、掛金の納付を免除。

・掛金の減免

対象者	掛金減免の内訳
生活保護法による被保護者	全額免除

障害のある人の自立支援

市町村民税の非課税者	5割の減額	加入者負担分(5割)
市町村民税の均等割のみを課税されている人	3割の減額	加入者負担分(7割)

※1口目だけに限る。

・給付年金額

加入者が死亡又は重度の障がい者となったとき:毎月2万円(1口当たり)の年金

心身障がい者が死亡したとき:加入期間に応じて2万円から25万円の一時金

(158) 精神医療審査会

開始年度 平成24年度

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	主務課	こころの健康センター
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

精神科病院に入院中の方の人権を擁護し、精神科病院の適正な医療及び保護を確保するため、精神科病院に入院中の方からの退院請求及び処遇改善請求の審査、精神科病院からの報告書類の審査を行う。

<実績>

1) 定期等の報告

年度	措置定期	医療保護定期	入院届	計
R1	31	668	2,185	2,884
R2	22	709	2,152	2,883
R3	28	742	2,115	2,885

2) 退院等請求

年度	退院請求	処遇改善請求	計
R1	51	17	68
R2	23	8	31
R3	24	9	33

(159) ひきこもり地域支援センター事業

開始年度 平成26年度

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 精神保健福祉センター運営要領 ひきこもり対策推進事業実施要領	主務課	こころの健康センター
相談窓口	ひきこもり支援センター「りんく」	負担割合	国1/2、市1/2

※平成26年10月開設。(委託先 NPO法人 おーさあ)

<目的・事業内容>

ひきこもり支援に特化した専門機関として、ひきこもり支援センター「りんく」を委託にて開設し、相談・訪問・関係機関との連携・普及啓発・ひきこもりサポーター養成・集団プログラム等を行い、ひきこもり支援体制の充実を図る。

<実績>

1) ひきこもり支援センター「りんく」の相談件数

年度	電話相談	メール相談	来所相談	訪問相談	計
H30	269 (1,371)	17 (88)	185 (765)	34 (226)	505 (2,450)
R1	315 (1,370)	18 (73)	168 (806)	28 (232)	529 (2,481)

障害のある人の自立支援

R2	312 (1,444)	34 (89)	186 (918)	28 (245)	560 (2,696)
R3	288 (1,604)	33 (116)	166 (871)	36 (262)	523 (2,853)

※相談数は実件数(延べ件数)

2) ひきこもり支援センター「りんく」の事業実施状況

年度	ひきこもり支援機関連絡協議会	研修会	講演会	ひきこもりサポーター養成研修(一般向け)	ピアサポーター養成研修(本人向け)	集団プログラム(本人向け・出張型含む)	集団プログラム(家族向け・出張型含む)
R1	60 (2回)	65 (3回)	25 (1回)	14 (1回)	1 (1回)	366 (88回)	67 (11回)
R2	68 (2回) ※書面会議	新型コロナウイルス感染症の影響により中止		15 (1回)	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	142 (40回)	39 (8回)
R3	70 (2回) ※書面会議	19 (1回)		6 (1回)	※申込なし	326 (88回)	48 (8回)

※延べ参加人数(回数)

集団プログラム本人向け・家族向けは東区・西区・南区・北区でも開催していたが、H29からは中央区のウェルパルでのみ開催。

※R2以降の研修会及び講演会については、併せて開催することとしている。

(160) 地方社会福祉審議会

開始年度 平成12年度

根拠法令等	社会福祉法 熊本市社会福祉審議会条例	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

社会福祉法に基づく社会福祉審議会の専門分科会の一つである身体障害者福祉専門分科会において、障がい者の福祉に関する事項を調査審議する。

<実績>

年度	開催回数	決算額(千円)
R1	1	730
R2	1	710
R3	1	706

(161) 熊本市障がい者福祉相談所運営

開始年度 平成24年度

根拠法令等	身体障害者福祉法 知的障害者福祉法 熊本市障がい者福祉相談所条例	主管課	障がい者福祉相談所
		負担割合	———

<目的・事業内容>

身体障がい者及び知的障がい者の福祉の増進を図ることを目的として、身体障害者福祉法第11条第1項

障害のある人の自立支援

に規定する身体障害者更生相談所及び知的障害者福祉法第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所として設置する施設

・事業内容

- 1) 身体障害者手帳の認定審査
- 2) 知的障がい者に係る療育手帳の相談、面接
- 3) 自立支援医療(更生医療)の医学的判定
- 4) 義肢・装具、車椅子、補聴器等の補装具費支給に係る医学的判定及び来所相談 など

(162) 障がい程度審査委員会開催

開始年度 平成24年度

根拠法令等	熊本市障がい程度審査委員会設置要綱	主管課	障がい者福祉相談所
		負担割合	———

<目的・事業内容>

身体障害者手帳の認定に当たり、特に専門的知識及び技術を要する事項について審査を行う「障がい程度審査委員会」を開催する。

(163) 社会福祉施設等防犯対策強化(障害)

開始年度 平成28年度

根拠法令等	熊本市障害福祉施設等施設整備費補助金交付要綱	主管課	障がい保健福祉課
申請窓口	障がい保健福祉課	負担割合	国1/2, 市1/4, 法人1/4

<目的・事業内容>

社会福祉法人等が行う障害者支援施設等の防犯対策(防犯カメラの設置等)や非常用自家発電整備等の防災・減災対策に必要な費用について補助を行い、障がい児・者等が安心・安全に暮らせる生活環境の整備を促進する。

<実績>

年度	施設数	決算額(千円)
R1	7	16,855
R2	7	15,710
R3	0	0

(164) 障害者社会福祉施設設備費助成

開始年度 平成8年度

根拠法令等	熊本市障害福祉施設等施設整備費補助金交付要綱	主管課	障がい保健福祉課
申請窓口	障がい保健福祉課	負担割合	国1/2, 市1/4, 法人1/4

<目的・事業内容>

施設整備等の一部を補助することで、障がい児・者の自立と社会参加を目的とする施設整備を助長するとともに、法人の建設費用にかかる負担を軽減し、より質の高い福祉サービスの提供を促進することを目的とする。

<実績>

年度	施設数	施設の種類	決算額(千円)
R1	2	共同生活援助、児童発達支援・放課後等デイサービス	65,296
R2	3	医療型短期入所、共同生活援助	64,800
R3	0	-	0

(165) 介護ロボット等導入支援事業

開始年度 令和元年度

障害のある人の自立支援

根拠法令等	熊本市障害福祉分野の介護ロボット等導入支援事業 補助金交付要綱	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国10/10

<目的・事業内容>

障害分野における介護ロボット等の活用により、感染症の拡大防止や介護業務の負担軽減等を図り、労働環境の改善、生産性の向上等を通じて安全・安心な障害福祉サービスの提供等を目的とする。

<実績>

年度	施設数	決算額
R2	8	4,102
R3	7	4,137

(166) 障害福祉分野のICT導入モデル事業

開始年度 令和元年度

根拠法令等	熊本市障害福祉分野の ICT 導入モデル事業補助金 交付要綱	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国2/3、市1/3

<目的・事業内容>

新型コロナウイルス感染症の拡大防止等に加え、障害福祉分野におけるICTの活用により障害福祉サービス事業所等における生産性向上を推進するため、障害福祉サービス事業者等がICTを導入する際の経費を支援し、ICTの活用モデルを構築することを目的とする。

<実績>

年度	施設数	決算額
R2	11	10,056
R3	8	6,403

(167) 就労系障害福祉サービス等機能強化事業

開始年度 令和2年度

根拠法令等	熊本市生産活動活性化支援事業補助金交付要綱	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国10/10

<目的・事業内容>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響を踏まえ、生産活動が停滞し減収となっている就労継続支援事業所に対し、その再起に向けて必要な費用を支援し、利用者の賃金・工賃の確保を図ることを目的とする。

<実績>

年度	施設数	決算額
R2	8	3,573
R3	8	3,955

(168) 障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業

開始年度 令和2年度

根拠法令等	熊本市障害福祉サービス等事業者に対するサービス 継続支援事業実施要綱	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国2/3、市1/3

<目的・事業内容>

新型コロナウイルス感染症の発生による障害福祉サービス等の提供体制に対する影響をできる限り小さくするために、障害福祉サービス等事業所・障害者支援施設等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感

障害のある人の自立支援

染機会を減らしつつ、必要な障害福祉サービスを継続して提供できるよう、通常の障害福祉サービスの提供時では想定されないかかり増し経費等に対して補助金を交付する。

<実績>

年度	補助件数	決算額
R2	10	1,776
R3	43	8,979

7 安心して暮らせる生活環境の整備

(169) 手話通訳者養成

開始年度 平成25年度

根拠法令等	熊本市手話通訳者養成事業実施要綱	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2, 市1/2

<目的・事業内容>

特に専門性の高い手話通訳に関する研修を行うことにより、手話通訳者を養成し、聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者の社会参加及び自立の促進に必要な意思疎通支援を行う。(県との合同事業)

<実績>

年度	受講者	修了者	決算額
R1	63	28	363
R2	0	0	0
R3	10	10	383

※新型コロナウイルス感染症の影響で未開催

※各年度2コース(手話通訳Ⅰ・Ⅱ)を実施し、実績は合計。Ⅰを修了した者は次年度にⅡを受講

(170) 手話通訳奉仕員養成

開始年度 平成18年度

根拠法令等	熊本市手話通訳奉仕員養成事業実施要綱	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

手話の技法及び手話通訳に関する研修を行うことにより、手話通訳奉仕員を養成し、聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者のコミュニケーションを援助する。

<実績>

年度	修了者	決算額
R1	13	522
R2	0	0
R3	23	550

※新型コロナウイルス感染症の影響で未開催

(171) 手話通訳者派遣

開始年度 平成18年度

根拠法令等	熊本市手話通訳者等派遣事業実施要綱	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者が健聴者とのコミュニケーションを円滑にするため、手話通訳を必要とする場合に、手話通訳者等を派遣する。

障害のある人の自立支援

<実績>

年度	派遣件数	決算額
R1	2,392	10,088
R2	2,005	8,263
R3	2,075	9,395

(172) 手話通訳者設置

開始年度 平成18年度

根拠法令等	熊本市手話通訳会計年度任用職員設置要綱	主管課	障がい保健福祉課
実施場所	熊本市庁舎、各区役所	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者の社会生活における自立と社会参加を促進し、相談、諸手続き等に関するコミュニケーションを円滑に行うため、手話通訳会計年度任用職員を設置する。

<実績>

年度	手話通訳者	通訳件数	決算額
R1	6	2,749	14,905
R2	6	2,273	16,753
R3	6	2,256	17,819

(173) 要約筆記者養成

開始年度 平成25年度

根拠法令等	熊本市要約筆記者養成事業実施要綱	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2, 市1/2

<目的・事業内容>

特に専門性の高い要約筆記に関する研修を行うことにより、要約筆記者を養成し、手話取得の困難な中途失聴者、難聴者の社会参加及び自立の促進に必要な意思疎通支援を行う。(県との合同事業)

<実績>

年度	修了者	決算額
R1	6	258
R2	3	258
R3	5	258

(174) 要約筆記者派遣

開始年度 平成18年度

根拠法令等	熊本市要約筆記者等派遣事業実施要綱	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

手話のできない聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者のために、講演内容などをOHPやノートに書いて伝える要約筆記者等を派遣する。

<実績>

年度	派遣件数	決算額
----	------	-----

障害のある人の自立支援

R1	219	1,231
R2	80	391
R3	112	528

(175) 盲ろう者通訳・介助員養成

開始年度 平成25年度

根拠法令等	熊本市盲ろう者通訳・介助員養成事業実施要綱	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2, 市1/2

<目的・事業内容>

視覚障がい及び聴覚障がい並びに音声又は言語機能障がいを重複して有する盲ろう者等の社会参加及び自立の促進に必要な意思疎通支援を行う盲ろう者通訳・介助員を養成する。(県との合同事業)

<実績>

年度	修了者	決算額
R1	5	153
R2	4	153
R3	5	153

(176) 盲ろう者通訳・介助員派遣

開始年度 平成25年度

根拠法令等	熊本市盲ろう者通訳・介助員派遣事業実施要綱	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2, 市1/2

<目的・事業内容>

視覚障がい及び聴覚障がい並びに音声又は言語機能障がいを重複して有する盲ろう者等に対し、盲ろう者通訳・介助員を派遣することにより、盲ろう者の円滑な意思の疎通を行い、福祉の増進を図る。

<実績>

年度	派遣件数	決算額
R1	224	1,733
R2	150	1,005
R3	228	1,474

(177) 点訳・朗読(音訳)奉仕員養成

開始年度 平成25年度

根拠法令等	熊本市点訳・朗読(音訳)奉仕員養成事業実施要綱	主管課	障がい保健福祉課
		負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

視覚障がい者の社会参加及び自立の促進に必要な意思疎通支援を行う点訳奉仕員及び朗読(音訳)奉仕員を養成する。(平成26年度から県との合同事業)

<実績>

年度	修了者	決算額
R1	3	280
R2	4	280
R3	14	280

障害のある人の自立支援

(178) 身体障がい者福祉電話設置

開始年度 昭和52年度

根拠法令等	熊本市身体障害者福祉電話設置事業実施要綱	主管課	障がい保健福祉課
申請窓口	障がい保健福祉課	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

低所得世帯に属する外出困難な在宅重度身体障がい者、聴覚障がい者又は言語障がい者であって緊急連絡、コミュニケーション等のために必要と認められる者に電話を貸与する。

<実績>

年度	電話貸与件数	決算額
R1	20	502
R2	19	435
R3	19	426

(179) 在宅障がい者緊急通報システム

開始年度 平成9年度

根拠法令等	熊本市在宅障害者緊急通報システム事業実施要綱	主管課	障がい保健福祉課
申請窓口	障がい保健福祉課	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

在宅の重度障がい者を対象に緊急通報システムを導入し、緊急時の迅速な対応を行う。

<実績>

年度	利用人数	決算額
R1	9	379
R2	9	372
R3	8	333

(180) 障がい者福祉タクシー

開始年度 平成元年度

根拠法令等	熊本市障がい者福祉タクシー助成事業の実施に関する規則 熊本市障がい者福祉タクシー事業要綱	主管課	障がい保健福祉課
申請窓口	各区役所福祉課、各総合出張所	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

重度障がい者の生活拡大及び社会参加の促進を図るため、福祉タクシー利用券を交付し、タクシー利用料金の一部を助成する。

<実績>

年度	交付者数	決算額
R1	8,113	67,433
R2	7,764	59,837
R3	7,846	62,324

(181) おでかけ IC カード(障がい)

開始年度 平成 28 年度

根拠法令等	熊本市優待証及び乗車券の交付等に関する要綱	主管課	障がい保健福祉課
申請窓口	各区役所福祉課・各総合出張所	負担割合	市 10/10

障害のある人の自立支援

<目的・事業内容>

障がい者の社会参加促進を図るため、熊本市内のバス・電車の運賃を1割負担で精算ができるおでかけ IC カードの交付を行う。

※令和4年4月から、さくらカードは提示不要となり、おでかけ IC カードのみで清算可能となった

<実績>

(千円)

年度	利用件数	決算額 (熊本市負担額)
R1	1,465,296	168,482
R2	1,191,833	137,576
R3	1,218,446	142,092

(182) 燃料費助成券

開始年度 平成27年度

根拠法令等	熊本市障がい者燃料費助成事業の実施に関する規則 熊本市障がい者燃料費助成事業要綱	主管課	障がい保健福祉課
申請窓口	各区役所福祉課、各総合出張所	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

重度障がい者の生活圏拡大と社会参加の促進を図り、燃料費助成券(1枚1,000円)を年12枚交付する。

<実績>

年度	交付者数	決算額
R1	551	6,458
R2	588	6,956
R3	646	7,518

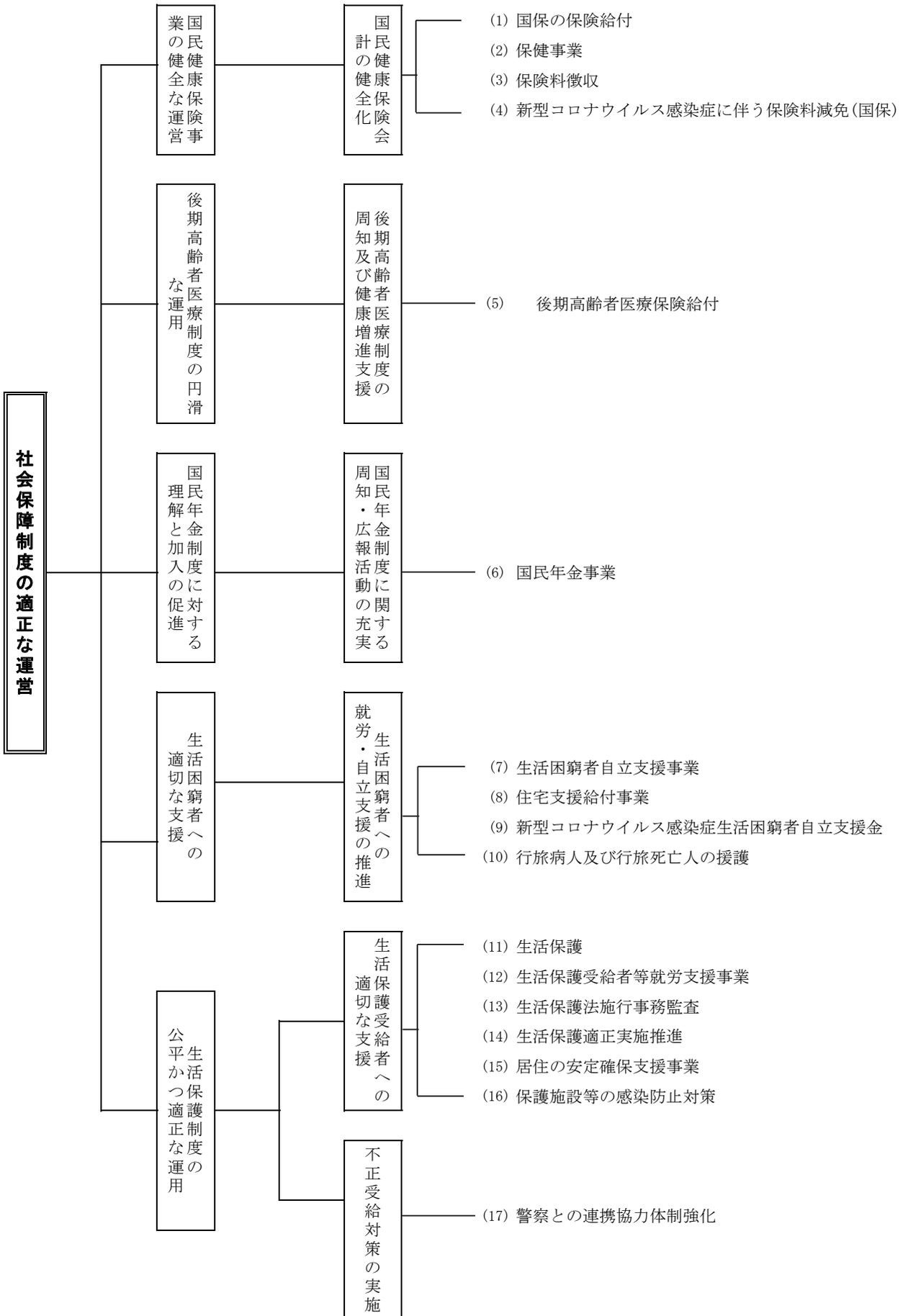
第3章

第4節

社会保障制度の適正な運営

(基本方針)

(基本施策)



1 国民健康保険会計の健全化

(1) 国保の保険給付

開始年度 昭和34年度

根拠法令等	国民健康保険法	主管課	国保年金課
実施場所	国保年金課	負担割合	——

<目的・事業内容>

国民健康保険は、社会保障の体系の中で社会保険の一つとされ、被保険者が納める保険料と国県から支出される公費を財源として、病気、けが、出生、死亡等に対して必要な給付を行うことで、被保険者の生活の安定を図ることを目的とした、相互扶助共済の制度である。

1) 被保険者

職場の健康保険(健康保険組合、共済組合など)に加入している人や生活保護を受けている人、後期高齢者医療被保険者などを除く、熊本市内に居住する人が該当する。

- ①一般被保険者 退職被保険者に該当しない人
- ②退職被保険者 次のア・イ全てに該当する人とその被扶養者
 - ア 65歳未満
 - イ 平成27年3月以前に厚生年金や各種共済組合など(国民年金は除く)の老齢年金や退職年金などの受給権を有する人で、その被保険者期間が20年以上あるか、又は、40歳以降10年以上あり、支給開始年齢に達した人

2) 保険給付

ア 療養の給付

国保の保険者は被保険者の疾病及び負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。(現物給付)

・療養の給付の範囲

- ①診察
- ②薬剤又は治療材料の支給
- ③処置、手術その他の治療
- ④居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

・一部負担金

- ①一般自己負担 . . . 3割
- ②退職自己負担 . . . 3割
- ③義務教育就学前 . . . 2割
- ④高齢受給者(70歳以上 75歳未満の人) . . . 2割または3割

・入院時の食事に係る標準負担額

1食 460円 (住民税非課税世帯の方で「限度額適用・標準負担額減免認定証」をお持ちの場合は210円、長期入院は160円)

(70歳以上の方で国保世帯全員が住民税非課税で、その世帯所得が0円である場合は100円)

※平成30年4月1日から460円に引き上げられたが、以下の者は260円で据置。

- ・指定難病、小児慢性特定疾患の患者
- ・平成28年4月1日時点で精神病床に1年を超えて継続して入院している患者

※上記の給付は、自己の選定する保険医療機関等に被保険者証等を提出して受けることになる。

イ 療養費

現物給付を受けられない場合に一定の費用を被保険者に支給する。

なお、療養費の支給は、療養の給付の補完的機能を果たすための制度であり、次の支給要件を満たした場合に限り認められる。被保険者は現物給付と現金給付との選択は出来ない。

・支給要件

- ①保険者が療養の給付を行うことが困難であると認めた場合。
- ②被保険者が被保険者証を提出しないで保険医療機関等において診療等を受けた場合であって、被保険者証を提出しなかったことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと保険者が認めた場合。

※療養費の支給を受けようとするときは、被保険者の属する世帯の世帯主が療養に要した費用に関する証拠書類を添付して保険者に療養費支給申請書を提出する必要がある。

ウ 高額療養費支給

医療機関に支払った自己負担額が高額になった場合に申請を行い、認められると、自己負担限度額を超えた分について高額療養費として支給される。70歳以上の人の外来については、まず個人単位で外来の自己負担限度額を適用し、その後で入院又は世帯単位の自己負担額を合算する。また、70歳未満の人の合算対象基準額以上の自己負担額分と合わせ、世帯全体の自己負担限度額を適用する。

○自己負担限度額

<70歳～74歳>

適用区分		個人単位 (外来のみ)	世帯限度額 (入院含む)
3割負担	課税所得 690 万円以上	252,600 円 (140,100 円※1-3) (総医療費が 842,000 円を超えたときは、超えた分の 1%を加算)	
	課税所得 380 万円以上	167,400 円 (93,000 円※1-2) (総医療費が 558,000 円を超えたときは、超えた分の 1%を加算)	
	課税所得 145 万円以上	80,100 円 (44,400 円※1-1) (総医療費が 267,000 円を超えたときは、超えた分の 1%を加算)	
2割負担	一般	18,000 円 ※2 (年間上限 144,000 円)	57,600 円 (44,400 円※1-1)
	低所得Ⅱ	8,000 円	24,600 円
	低所得Ⅰ	8,000 円	15,000 円

・70歳以上2割負担

一般) 70才以上の国保加入者で課税所得が145万円未満の人がいる場合。

低所得Ⅱ) 国保世帯全員が住民税非課税世帯の場合。

低所得Ⅰ) 国保世帯全員が住民税非課税で、その世帯の所得が0円(年金収入は80万円以下)である場合。

※1-1 過去12か月間に4回(4か月)以上、世帯単位の高額療養費の該当があった場合、4回(4か月)目以降の自己負担額は44,400円

※1-2 過去12か月間に4回(4か月)以上、世帯単位の高額療養費の該当があった場合、4回(4か月)目以降の自己負担額は93,000円

※1-3 過去12か月間に4回(4か月)以上、世帯単位の高額療養費の該当があった場合、4回(4か月)目以降の自己負担額は140,100円

※2 70歳以上「一般」の方は、8月から翌年7月までの外来の自己負担額が年間上限額144,000円を超えた場合、年間上限額を超えた分が申請すると高額療養費として支給される。

国民健康保険事業の健全な運営

<70 歳未満>

適用区分	所得要件	3 回目まで	4 回目以降 ※3
(ア)	901 万円超	252,600 円 +(総医療費-842,000 円)×0.01	140,100 円
(イ)	600 万円超 901 万円以下	167,400 円 +(総医療費-558,000 円)×0.01	93,000 円
(ウ)	210 万円超 600 万円以下	80,100 円 +(総医療費-267,000 円)×0.01	44,400 円
(エ)	210 万円以下	57,600 円	44,400 円
(オ)	住民税非課税	35,400 円	24,600 円

※3 過去 12 か月間に 4 回(4 か月)以上高額療養費の該当がある場合、4 回(4 か月)目以降の限度額を適用する。なお、県内市町村の国民健康保険に加入している人が熊本市の国民健康保険に加入され、世帯が継続する場合、高額療養費に該当する回数(月数)は合算することができる。

(注意)

- (1) 一人の被保険者について、暦月ごと、医療機関ごとに計算する。
- (2) 同じ医療機関に受診しても、入院と外来、医科と歯科は別々に計算する。
- (3) 院外処方の調剤負担は、処方を出された医療機関と合算する。
- (4) 70 歳未満の合算対象基準額は 1 か月、1 人毎、医療機関毎、また入院・外来毎に算定して 21,000 円以上。
- (5) 70 歳以上の被保険者については、外来、入院を問わず全ての自己負担額を合算する。
- (6) 入院時の食事代、差額ベッド代等の保険適用外の負担額は除く。
- (7) 人工腎臓を実施している慢性腎不全等(特定疾病)の方は、申請により交付された「特定疾病療養受療証」を提示すれば、1 か月の負担額が医療機関ごと、また、入院・外来ごとに 1 万円。

※ ただし、70 歳未満の上記適用区分(ア)、(イ)となる世帯の被保険者(慢性腎不全のみ)は 2 万円。

エ 高額介護合算療養費について

医療・介護費の自己負担額を合計し基準額(下図参照)を超えた分が支給される。

受付は各年度 7 月 31 日時点で加入している医療保険者(国保、健保組合等)で行う。

○自己負担限度額

国保+介護<70 歳~74 歳>

所得区分		所得要件	限度額
現役並み所得者 <上位所得者>		課税所得 690 万円以上	212 万円
		課税所得 380 万円以上	141 万円
		課税所得 145 万円以上	67 万円
一般		145 万円未満	56 万円
低所得者	II	住民税非課税	31 万円
	I	住民税非課税(所得が一定以下)	19 万円※

※70 歳以上の低所得者 I の世帯で、介護(予防)サービスの利用者が複数いる場合は 31 万円

国保+介護<70歳未満>

所得区分	所得要件	限度額
現役並み所得者 <上位所得者>	901万円超	212万円
	600万円超 901万円以下	141万円
一般	210万円超 600万円以下	67万円
	210万円以下	60万円
低所得者	住民税非課税	34万円

※ 受付は各年度7月31日時点で加入している医療保険者(国保、健保組合等)で行う。

オ 出産育児一時金

被保険者が出産したとき、世帯主に出産育児一時金42万円を支給する。

※ 産科医療補償制度未加入による出産の場合は40万8千円。

死産・流産でも妊娠4か月(12週)以上であれば支給。(ただし、医師等の証明が必要)

カ 葬祭費の支給

被保険者が死亡したときに、葬祭執行者に対し葬祭費として2万円を支給する。

キ 第三者行為による傷病

交通事故など、第三者(加害者)から受けた傷病による治療費は、原則として加害者が負担すべきものであるが、緊急やむを得ない場合などは、国保の保険給付を受けることができる。この場合は、すみやかに「第三者の行為による傷病届」を提出せねばならない。

<保険料の算定>

年間の保険料

・本算定

毎年6月1日に前年分の所得額と加入者数を基にして、1年間の保険料を決定する。

(令和3年度の保険料率)

1) 基礎賦課額① 所得割 (前年分所得額－基礎控除(43万円))×8.34/100

② 均等割 35,100円×被保険者数

③ 平等割 1世帯当り25,600円

①+②+③:ただし最高限度額は63万円

2) 後期高齢者支援金等賦課額

① 所得割 (前年分所得額－基礎控除(43万円))×2.27/100

② 均等割 9,600円×被保険者数

③ 平等割 1世帯当り7,000円

①+②+③:ただし最高限度額は19万円

3) 介護納付金賦課額(40歳～64歳までの被保険者に対して)

① 所得割 (前年分所得額－基礎控除(43万円))×2.04/100

② 均等割 15,400円×被保険者数

①+②:ただし最高限度額は17万円

<実績>

1)被保険者数

(各年度末現在)

年度	一般	退職	計	市人口	加入率(%)
R1	152,548	22	152,570	731,572	20.9
R2	149,626	4	149,630	737,490	20.3
R3	144,359	4	144,363	736,329	19.6

国民健康保険事業の健全な運営

2) 受診状況の推移(入院+入院外+歯科)

年 度	件数	日数 (日)	費用額 (千円)				受診率 (%)	1人当り 費用額 (円)
				入院	入院外	歯科		
R1	1,768,331	3,632,726	52,918,282	26,327,290	22,808,649	3,782,342	1,159.02	346,846
一般	1,765,673	3,627,521	52,838,783	26,288,865	22,773,304	3,776,614	1,157.45	346,375
退職	2,658	5,205	79,499	38,425	35,345	5,728	12,081.82	3,613.572
R2	1,601,499	3,280,359	50,414,539	25,420,914	21,204,206	3,789,419	1,070.31	336,928
一般	1,601,353	3,279,912	50,404,277	25,415,686	21,199,309	3,789,282	1,070.27	336,877
退職	146	447	10,262	5,228	4,897	137	1,825	1,282,750
R3	1,657,157	3,323,940	52,075,451	25,968,789	22,152,959	3,953,703	1,147.91	360,726
一般	1,657,134	3,323,915	52,075,316	25,968,815	22,152,798	3,953,703	1,109.39	360,735
退職	23	25	135	▲26	161	—	575	33,750

3) 高額療養費等の状況

	高額療養費		出産育児一時金		葬祭費		傷病手当	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
R1	91,044	7,186,565	616	258,320	823	16,460	—	—
一般	90,919	7,172,763	—	—	—	—	—	—
退職	125	13,802	—	—	—	—	—	—
R2	90,181	7,081,772	588	246,560	834	16,680	8	255
一般	90,147	7,078,940	—	—	—	—	—	—
退職	34	2,832	—	—	—	—	—	—
R3	93,984	7,271,149	535	224,468	800	16,000	60	3,283
一般	93,984	7,271,162	—	—	—	—	—	—
退職	0	▲13	—	—	—	—	—	—

4) 決算状況

【歳入】

(千円)

年度	保険料	国庫 支出金	県 支出金	一般会計 繰入金	その他の 収入	計
R1	14,877,472	10,579	55,512,370	9,109,564	258,494	79,768,479
R2	14,484,344	287,659	54,181,121	8,913,685	217,650	78,084,459
R3	14,123,205	142,444	55,575,021	8,720,530	273,696	78,834,896

【歳出】

(千円)

年 度	総務費	保険 給付費	国保事業費納 付金	保健 事業費	その他 の支出	前年度 繰上充用金	計
R1	1,301,763	54,484,795	21,847,064	403,413	88,881	2,474,756	80,600,672
R2	1,324,529	52,554,920	22,503,986	351,175	118,970	832,191	77,685,771
R3	1,202,729	54,376,976	21,690,352	374,565	120,631	0	77,765,254

(2) 保健事業

根拠法令等	国民健康保険法 高齢者の医療の確保に関する法律	主管課	国保年金課
		負担割合	——

<事業内容>

あんま・はり・きゅう施術費の助成(1日1回1,000円、年間45回(※令和元年度～))

<実績>

年度	あんま・はり・きゅう施術助成※	
	利用証交付実人数	施術利用延べ人員
R1	4,818	51,240
R2	4,073	43,327
R3	4,164	44,428

※ 後期高齢者医療対象者を含む。

2) 特定健康診査・特定保健指導

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の発生リスクが高い対象者を早期に発見し、生活習慣の改善により生活習慣病の発症と重症化の抑止を図り、医療費の削減に結びつけることを目的としている。具体的には公的な医療保険者に、40歳以上75歳未満の加入者全員に対する年1回の健診とメタボリックシンドロームのリスクの高い対象者に対する運動や食事等に関する保健指導の実施が義務付けられており、保健指導はそのリスクの高さにより「動機付け支援」と「積極的支援」との2種類がある。市民の健康づくりに向けての総合的な取り組みに資するため、特定健診で得られたデータを本市の健康づくり事業に活用している。

ア 対象者

国民健康保険の加入者で40歳(当該実施年度内に40歳に到達するもの含む)以上75歳未満の者。
対象者数

R1年度 103,035人

R2年度 102,295人 *報告値(R3年10月末現在)

R3年度 99,665人 ※速報値(R4年8月末現在)

イ 受診者負担額

- ・特定健康診査 1,000円(国保世帯で前年度市県民税非課税世帯は無料。年度途中加入者は除く)
- ・特定保健指導 無料

ウ 実施内容

問診	病歴・服薬歴・喫煙習慣
理学的検査	身体診察
身体測定	身長・体重・BMI・腹囲
血圧測定	収縮期血圧・拡張期血圧
血糖検査	空腹時血糖・ヘモグロビンA1c
肝機能検査	AST・ALT・γ-GT
血中脂質検査	中性脂肪・HDLコレステロール LDLコレステロール
腎機能等検査	血清クレアチニン・血清尿酸
尿検査	尿中の糖、蛋白、潜血の有無

※ 詳細な健診:貧血検査・心電図検査・眼底検査を、医師の判断により実施する。

エ 実施体制 健診(医療)機関による個別健診及び集団健診

地域巡回による集団健診: 25回(R3年度)

<特定健診・特定保健指導実績>

年 度	特定健康診査 受診者数	特定保健指導 (動機付け支援)	特定保健指導 (積極的支援)
R1	31,822 人	442 人	75 人
R2	28,351 人	401 人	63 人
R3	28,445 人	357 人	68 人

*R3年度は報告値(R4年9月末現在)

<特定健診・特定保健指導 個別実施機関数>

年 度	特定健康診査	特定保健指導 (動機付け支援)	特定保健指導 (積極的支援)
R1	403	79	48
R2	405	72	45
R3	408	65	44

3) 生活習慣病重症化予防事業(H21年度から実施)

特定健診受診者の慢性腎臓病と高血圧、糖尿病の重症化予防をおこない、人工透析、虚血性心疾患、脳梗塞の発症を抑制する

ア 対象者 特定健診受診者中のCKD(慢性腎臓病)、高血圧、糖尿病の疑いのある者

※H26年度からH28年度途中まで脂質異常症の疑いがある者を追加

イ 内 容 対象者に文書及び電話、訪問等による受診勧奨を実施している。

受診勧奨後レセプトで受診状況を確認し継続管理を行っている。

年度	実施数	CKD (慢性腎臓病)	重症高血圧	糖尿病	高LDL血症
R1	対象者	791 人	806 人	854 人	実施無し
	受診勧奨者数	529 人	485 人	465 人	実施無し
R2	対象者	635 人	699 人	686 人	実施無し
	受診勧奨者数	476 人	507 人	406 人	実施無し
R3	対象者	580 人	784 人	777 人	実施無し
	受診勧奨者数	459 人	548 人	472 人	実施無し

(3) 保険料徴収

根拠法令等	国民健康保険法、介護保険法、高齢者の医療の確保に関する法律	主管課	国保年金課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

高齢者や低所得者が多数加入する国民健康保険は、保険料収納率の低下や、保険給付費の上昇等により、安定的な運営が困難な状況にある。

このような状況のなか、収納や催告、資格の適正化及び滞納処分の強化に加え、民間事業者の持つ創意工夫やノウハウを活用するため、平成29年度から保険料収納業務を委託し、平成30年度からはコールセンターを開設(民間委託)するなど、国民健康保険事業の健全化に向けて取り組んでいる。なお、令和2年10月より、訪問収納業務とコールセンター運営業務を一本化して委託している。

また、平成21年度からコンビニエンスストアでの納付が可能となったほか、平成27年10月より、キャッシュカードで口座振替の申込ができるペイジー口座振替受付サービス、平成29年8月よりスマートフォンやパソコンを使ってインターネットから口座振替の申込ができるWeb口座振替受付サービスをそれぞれ開始。さらに、モバイル決済サービスを利用した納付方法として、令和元年6月にPayB、令和3年4月にPayPay、令和4年4月にauPay等での収納を開始するなど、自主財源である保険料の収納率向上に向けた対策を積極的に実施している。

<実績> 現年度

年度	収納率(%)			差押件数(件)	
	国民健康保険料	介護保険料	後期高齢者医療保険料	差押	交付要求
R1	90.18(90.17)	98.67	99.22	888	98
R2	91.24(91.24)	98.82	99.27	294	72
R3	91.86(91.86)	98.96	99.29	675	65

注:収納率の()は居所不明控除前数値

○国民健康保険料等収納業務及びコールセンター運営業務委託

1 委託業者 (株)アイ・シー・アール (契約期間:令和2年10月1日～令和5年9月30日)

2 委託内容及び実績

《保険料等収納業務》

- ・対象世帯への自主的納付及び口座振替登録の勧奨
- ・保険料の徴収及び、居所不明の対象世帯に対する調査
- ・訪問した対象世帯からの電話問い合わせ対応

3 実績

年度	訪問件数	面談数	不在者数	収納件数	収納金額(円)	納付書発行	口座振替
R1	115,612	69,702	45,910	7,415	119,621,256	617	6,155
R2	92,152	51,790	40,362	6,399	113,445,494	260	2,983
R3	100,743	45,865	54,878	7,315	116,805,063	210	1,977

《コールセンター運営業務》

- ・受電による国民健康保険、後期高齢者医療保険等の制度案内
- ・架電による保険料の納付催告
- ・架電に伴う対象世帯からの折り返し電話対応等

年度	受電				架電			
	総着呼数	受電件数	転送数	応答率	架電件数	接触件数	約束件数	接触率
R1	14,864	14,762	216	99.3%	65,525	22,034	10,764	33.6%
R2	16,448	16,210	82	98.6%	46,783	18,067	7,692	38.6%
R3	15,737	15,355	22	97.6%	43,983	15,258	7,324	34.7%

(4) 新型コロナウイルス感染症に伴う保険料減免(国保)

開始年度 令和3年度

根拠法令等	国民健康保険法	主管課	国保年金課
		負担割合	国10/10

<目的・事業内容>

新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が減少し、日々の生活に困窮している方々に対し、生活維持のため、前年の合計所得金額の区分に応じて減免する制度。

1) 減免対象者

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等が10分の3以上減少することが見込まれる世帯(合計所得金額1000万円以下かつ事業収入等に係る所得以外の前年合計額が400万円以下)

2) 免除割合

- ① 全額
- ② 前年の合計所得金額に応じて、2/10～10/10までの5段階

【減免額の算定】

【表1】で算出した対象保険料(税)額に、【表2】の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額 $(A \times B / C) \times (d)$

【表1】

対象保険料(税)額 $= A \times B / C$
A: 当該世帯の被保険者全員について算定した保険料(税)額
B: 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 (減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
C: 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

【表2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合(d)
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

(注) 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料(税)額の全部を免除する。

3) 減免対象期間(令和3年度の制度)

令和3年3月分及び令和3年度分の保険料

4) 減免実績

※(R4.8月末現在)

	申請件数	減免件数	減免額(千円)
令和元年度分	2,692	1,941	71,995
令和2年度分	3,079	2,280	447,573
令和3年度分	1,568	1,078	193,710
合計	7,339	5,299	713,278

2 後期高齢者医療制度の周知及び健康増進支援

(5) 後期高齢者医療保険給付

開始年度 平成20年度

根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律	主管課	国保年金課
		負担割合	—

<目的>

後期高齢者医療制度は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的としている。

1) 運営主体

都道府県ごとに区域内の全ての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」)が運営主体となり、後期高齢者医療制度を運営する。

2) 市町村と広域連合の役割

市町村は、後期高齢者医療制度の事務のうち、保険料の徴収、被保険者からの申請や届出の受付、保険証の交付などの窓口業務を行う。

広域連合は、保険料の決定や財政運営、医療を受けたときの給付など制度の運営全般を行う。

3) 被保険者

- ・熊本県後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者
- ・熊本県後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する65歳以上75歳未満の者で、政令で定めるところにより、当該の後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた者(下記1~4参照)

1.身体障害者手帳1級、2級、3級及び4級の一部

※ 4級の一部とは、身体障害者手帳の障がい名欄に次のいずれかの障がいが入記されている人。

- 音声、言語機能の著しい障がい
- 両下肢のすべての指を欠く
- 一下肢の下腿1/2以上を欠く
- 一下肢の機能の著しい障がい

2.療育手帳A1、A2

3.国民年金などの障害年金1級、2級

4.精神障害者保健福祉手帳1級、2級

4) 資格の取得時期

- ・75歳の誕生日または障害認定を受けた日
- ・県内に転入した日
- ・適用除外(生活保護等)に該当しなくなった日 など

5) 資格の喪失時期

- ・死亡した日の翌日
- ・県外転出した日
- ・障害認定(65歳以上75歳未満の方)を撤回,又は該当しなくなった日の翌日
- ・適用除外(生活保護等)に該当した日 など

6) 被保険者証

被保険者一人ひとりに、後期高齢者医療被保険者証(カード型)を交付する。

7) 受診に伴う一部負担金

病気やけがをし、病院の外来受診・入院等の際、かかった医療費の一部(一部負担金)を支払うことで、診療を受けることができる。

- ・外来と入院 医療費の1割、2割または3割負担ただし、1か月に負担する額に上限額がある。

(下記 高額療養費参照)

- ・入院時食事代負担 入院したとき、一部負担金とは別に食事代として1日につき食事療養標準負担額を負担。高額療養費の支給対象にはならない。

- 入院時食事療養費（一般病床、精神病床等に入院したとき）
（入院時食事代の標準負担額（一食当たり））

所得区分			標準負担額
現役並み所得者			460 円※1
一般 I、II 所得者			460 円※1
低所得者 ※2	低所得 II	90 日までの入院	210 円
		90 日を超える入院(長期該当) (過去 12 か月の入院日数)	160 円
	低所得 I		100 円

※1 指定難病者の方などは 260 円の場合もある。

※2 低所得者に該当する人は「限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)」が必要。

低所得者 II に該当し、過去 12 か月の入院日数(熊本県後期高齢者医療広域連合の被保険者となる前に低所得者 II または、区分オの認定を受けていた期日の入院日数を含む。)が 90 日を超えている場合には、長期入院該当の認定を受けることができる。

- 入院時生活療養費(医療療養病床※3 に入院したとき)
(食費・居住費※4 の標準負担額(食費は 1 食当たり、居住費は 1 日当たり))

負担区分		医療区分 I (右に該当しない方)		医療区分 II・III※5 (医療の必要性 の高い方)		指定難病者	
		食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費
現役並み所得者・一般 I、II		460 円※6	370 円	460 円※6	370 円	260 円	0 円
低所得者 II	90 日以内の入院 (過去 12 ヶ月の入院日数)	210 円	370 円	210 円	370 円	210 円	
	90 日を超える入院 (過去 12 ヶ月の入院日数) 長期入院該当※2			160 円	370 円	160 円	
低所得者 I		130 円	370 円	100 円	370 円	100 円	
老齢福祉年金受給者 境界層該当者		100 円	0 円	100 円	0 円	100 円	

※3 「医療療養病床」は、保険医療機関における、急性期を脱し長期の療養を必要とする方のための病床。

※4 「居住費」は、療養病床に入院している時の光熱水費相当額の負担分。

※5 健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成 18 年厚生労働省告示第 488 号)。例えば、人工呼吸器、中心静脈栄養等を要するなど、密度の高い医学的な管理が必要な方、回復期リハビリテーション病棟に入院されている方などのこと。

※6 保健医療機関の施設基準により 420 円の場合もある。

8) 高額療養費

1ヶ月に支払う自己負担額は、世帯の所得により限度額が決められており、自己負担額を超えた分については、申請を行い、認められると指定された銀行口座等に振り込む。また、同じ世帯内に後期高齢者医療保険に加入されている方がいる場合、外来と入院については合算ができる。

ただし、入院時の食事代・室料差額、その他制度の適用とならないものは、対象とならない。なお、減額認定証および限度額適用認定証を医療機関等の窓口に掲示すると、低所得 I・II に該当する人は、窓口での自己負担額および入院時食事代の負担が軽減され、現役 I・II に該当する人は、窓口での自己負担額のみが軽減される。

後期高齢者医療制度の円滑な運営

所得区分		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
3 割 負 担	住民税課税所得 690万円以上 (現役Ⅲ)	252,600円 (総医療費が842,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算) 《140,100円》※1	
	住民税課税所得 380万円以上 (現役Ⅱ)	167,400円 (総医療費が558,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算) 《93,000円》※1	
	住民税課税所得 145万円以上 (現役Ⅰ)	80,100円 (総医療費が267,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算) 《44,400円》※1	
2 割	一般Ⅱ (令和4年10月から)	18,000円※4 または{6,000円+(医療費-30,000)×10%} の低い方を適用	57,600円 《44,400円》※1
1 割 負 担	一般Ⅰ	18,000円※4	
	低所得者Ⅱ※2	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ※3		15,000円

注: ※1 《 》内の金額は、過去12か月間に外来+入院の限度額を4回以上高額療養費が超えた支給があった場合4回目以降の療養費の支給を受ける場合(多数回該当)の限度額です。

※2 同じ世帯に属する世帯員全員が住民税非課税である後期高齢者。

※3 同じ世帯に属する世帯員全員が住民税非課税であり、かつ、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる世帯の後期高齢者。

※4 年間(8月～翌年7月)の限度額は144,000円

●2割負担(一般Ⅱ)となる方への配慮措置

2割負担となる方の外来医療費については、1割負担と比べたときのひと月の負担増加額が3,000円までに抑えられそれを超えた分は、高額療養費として支給します(令和7年9月30日まで)。

9) 高額医療・高額介護合算療養費

1年間の後期高齢者医療の自己負担があった世帯(同一世帯の後期高齢者医療の被保険者)で、世帯員のいずれかに介護保険の自己負担もあり、両方の合算額が限度額を超えた場合には、申請が認められると、限度額を超えた分が高額医療・高額介護合算療養費として支給される。

合算の対象となる期間は、毎年8月から翌年7月となる。

所得区分	後期高齢者医療と介護保険分を合算した限度額(年額)
住民税課税所得 690万円以上	212万円
住民税課税所得 380万円以上	141万円
住民税課税所得 145万円以上	67万円
一般ⅠⅡ	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

10) その他の療養費

保険診療を行うことが困難である場合や、保険診療機関以外で診療を受けたことがやむを得ない場合など、一旦全額自己負担で支払い、申請して認められると自己負担分を除いた額を支給する。

- ・一般療養費(診療・薬剤) やむを得ない理由で被保険者証を持たずに病院等で受診したときなど。
- ・海外療養費 海外渡航中に受診したとき。(治療目的での渡航は対象外)
- ・治療用装具 医師が必要と認めたコルセットなどの治療用装具代がかかったとき。
- ・あんま・鍼・灸・マッサージ 医師が必要と認めたあんま・鍼・灸・マッサージの施術を受けたとき。
- ・柔道整復師施術 骨折やねんざなどで、柔道整復師の施術を受けたとき。

11) 第三者行為求償

交通事故など第三者(加害者)の不法行為によって生じた医療費は、原則として加害者が負担すべきものであるが、あらかじめ必要な書類を添えて「第三者の行為による傷病届」を提出することで、後期高齢者医療保険証を提示して保険給付を受けることができる。
 なお、後期高齢者医療で一時立て替えた医療費は、後で第三者(加害者)に請求することとなる。

12) 新型コロナウイルス感染症に伴う保険料減免

開始年度 令和2年度

根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律	主管課	国保年金課
		負担割合	国・広域10/10※

<目的・事業内容>

新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が減少し、日々の生活に困窮している方々に対し、生活維持のため、前年の合計所得金額の区分に応じて減免する制度。

※令和2年度、令和3年度、令和4年度とも、6/10災害等臨時特例補助金・4/10特別調整交付金

① 減免対象者

- ア 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡し 又は重篤な傷病を負った世帯
- イ 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等が10分の3以上減少することが見込まれる世帯(合計所得金額 1000万円以下かつ事業収入等に係る所得以外の前年合計額が 400 万以下)

② 免除割合

- ア 全額
- イ 前年の合計所得金額に応じて、2/10～10/10までの5段階

【減免額の算定】

【表1】で算出した対象保険料(税)額に、【表2】の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額((A×B/C)×(d))

【表1】

対象保険料(税)額=A×B/C
A: 同一世帯に属する被保険者について算定したそれぞれの保険料額
B: 世帯の主たる生計維持者 の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 (減少が見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
C: 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年合計所得金額

【表2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合(d)
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

(注) 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料(税)額の全部を免除する。

③ 減免対象期間

- ・令和3年度分の保険料であっても、令和4年度に普通徴収の納期限が設定されているもの。
 (令和3年度末に資格を取得したこと等により令和4年度4月以降に普通徴収の納期限が到来す

後期高齢者医療制度の円滑な運営

るものを含む)

- ・令和4年度分の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているもの。(特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日)

④ 減免実績

	減免件数	減免額 (千円)
令和元年度分	64	928
令和2年度分	77	6,238
令和3年度分	35	2,287
合計	176	9,453

※令和4年5月1日決定分まで

13) 保健事業

被保険者の健康の保持増進のため、広域連合は保健事業を実施する。

・後期高齢者健康診査

<事業内容>

生活習慣病の早期発見により重症化を予防し、適切な医療につなげて、被保険者の健康の保持増進を図ることを目的とし、熊本県後期高齢者医療広域連合から業務委託を受け、後期高齢者医療健康診査を実施している。熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年熊本県後期高齢者医療広域連合条例第26号)に基づく。

自己負担額 一律 800 円

実施体制 健診(医療)機関による個別健診及び集団健診

年度	R1	R2	R3
実施機関数	403	405	408

地域巡回による集団健診： 25 回(R3年度)

<実績>

健診状況の推移

	対象者	受診者
R1	85,505 人	8,264 人
R2	87,563 人	8,504 人
R3	94,426 人	8,849 人

※R3 年度は速報値(R4.5月末現在)

・後期高齢者歯科健康診査(H28 年 6 月から実施)

<事業内容>

後期高齢者の口腔機能低下や誤嚥性肺炎等の予防につなげ、被保険者の健康の増進を図ることを目的に熊本県後期高齢者医療広域連合から業務委託を受け、後期高齢者歯科健康診査を平成28年6月から実施している。熊本県後期域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年熊本県後期高齢者医療広域連合条例第26号)に基づく。

自己負担額 一律 400 円

実施体制 健診(歯科)機関による個別健診

実施機関数

後期高齢者医療制度の円滑な運営

年度	R1	R2	R3
実施機関数	310	307	305

<実績>

① 健診状況

	対象者	受診者
R1	85,505 人	735 人
R2	87,563 人	784 人
R3	94,426 人	734 人

※R3年度は速報値(R4.5月末現在)

② 給付状況の推移

年度	医療費 総額(千円)	1人当り 医療費総額(円)	後期高齢者医療費 1人当り医療費(円)		
			入院	入院外	歯科
R1	104,575,603	1,119,186	641,856	427,755	35,878
R2	102,695,806	1,087,199	631,226	408,090	34,738
R3	106,366,623	1,119,189	646,469	418,707	37,566

3 国民年金制度に関する周知・広報活動の充実

【国民年金の概要－老齢・障がい・死亡時の生活保障－】

(6) 国民年金事業

根拠法令等	国民年金法	主管課	国保年金課
		負担割合	国10/10

<目的>

すべての国民を対象として、老齢・障がい・死亡に関して必要な給付を行い、健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的としている。

<事業内容>

- ・国民年金被保険者からの各種届出の受付
- ・国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例申請書の受付
- ・国民年金(老齢基礎年金・障害基礎年金等の各種年金)の裁定請求書の受付
- ・老齢福祉年金受給権者からの届出の受付
- ・国民年金制度の広報
- ・特別障害給付金請求書の受付
- ・年金相談
- ・年金生活者支援給付金に関する事

<制度の概要>

国民年金は、昭和34年の制度発足以来、厚生年金保険、共済組合などの被用者年金制度に加入していない自営業者などを対象にしていたが、昭和60年の公的年金制度の大改革による基礎年金導入を経て、すべての国民に適用が拡大され、被用者年金制度の加入者とその被扶養配偶者も国民年金の被保険者となった。

①被保険者

現在、国民年金の被保険者は、職業などにより次の3種別に分類されている。

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
20歳以上60歳未満の農林漁業者・商業などの自営業者、学生、日本在住の外国人など。 第2号・第3号被保険者以外の人。	会社や役所などに勤務し、厚生年金保険・共済組合に加入している人。厚生年金保険・共済組合の加入者は、国民年金にも同時に加入していることになり、2つの年金制度から給付を受けることになる。	第2号被保険者に扶養されている配偶者(20歳以上60歳未満の方)。 第2号被保険者の配偶者であっても扶養されていない人は、第3号被保険者にならない。 ※農業者年金に加入している人は、第3号被保険者にならない。
任意加入被保険者		
・60歳未満の老齢(退職)年金の受給者 ・60歳以上65歳未満の人 ・海外に在住している20歳以上65歳未満の日本人		・昭和40年4月1日以前に生まれた人で、65歳以上70歳未満の人(ただし、受給資格期間を満たすまで。)

② 各種年金の種類と額(令和4年度)

年金の種類	給付対象者	給付額		
		区分	年額(円)	月額(円)
老齢基礎年金	保険料を納めた期間(免除期間・第3号被保険者期間・合算対象期間を含む。)が10年以上の加入者が65歳になったときから支給。希望によって繰り上げや繰り下げによる受給もできる。	加入可能月数を満たした人	777,800	64,816
付加年金	第1号被保険者(任意加入被保険者を含む。)の期間に付加保険料に加入した月数に対し支給。	例:10年(120月)加入したとき	24,000	2,000

国民年金制度に対する理解と加入の促進

障害基礎年金	加入者(被保険者)が病気やけがで障がい者になったときに一定の条件を満たす方に支給。未成年の障がいの方にも20歳になったときから支給。(本人の所得による支給制限あり)	子がいないとき	1級	972,250	81,020
			2級	777,800	64,816
		子がいるときの加算	第1子・2子	223,800	18,650
第3子以降	74,600		6,216		
遺族基礎年金	死亡した加入者(被保険者)によって生計を維持されていた子を持つ配偶者または子に支給。 ※ここにいう子とは18歳(その年度内に18歳に達する者)までか国民年金障害等級1・2級に該当する20歳未満の方をいう。	子が1人のとき	1,001,600	83,466	
		子が2人のとき	1,225,400	102,116	
		子が3人のとき	1,300,000	108,333	
寡婦年金	第1号被保険者として保険料を納めた期間が10年以上(免除期間を含む)ある夫が年金を受けずに死亡した場合、その夫に生計を維持され10年以上婚姻関係があった妻に60歳から65歳まで支給。	60～64歳の妻(65歳に達する月まで)	夫が受給できる老齢基礎年金の3/4の額		
死亡一時金	第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が、老齢基礎年金・障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に支給される。	3年以上～15年未満	120,000	-	
		15年以上～20年未満	145,000	-	
		20年以上～25年未満	170,000	-	
		25年以上～30年未満	220,000	-	
		30年以上～35年未満	270,000	-	
		35年以上	320,000	-	
		付加保険料3年以上	8,500	-	
外国人被保険者を対象とした脱退一時金	国民年金の第1号被保険者として納付済期間が6か月以上あり、老齢基礎年金の受給資格のない短期在留の外国人には、被保険者資格を喪失して、日本国内に居住しなくなった日から2年以内に請求すると、脱退一時金が受けられる。				
特別障害給付金	① 平成3年3月以前の任意加入対象であった学生(現在の学生納付特例の対象校とは異なります) ② 昭和61年3月以前の任意加入対象であった厚生年金などの被用者年金等に加入していた人の配偶者 上記①、②に該当する人で、任意加入していなかった期間内に初診日があり、その疾病が原因で障がい者になったとき	給付額	1級	627,600	52,300
			2級	502,080	41,840

③給付に要する経費

基礎年金に要する経費は、第1号被保険者が負担する保険料、被用者年金制度からの基礎年金拠出金、国庫負担及び積立金の運用収入で、独自給付に要する経費は、第1号被保険者が負担する保険料でまかっている。

【国庫負担】

基礎年金の給付に要する経費の1/2

④国民年金の保険料

ア 保険料(令和3年4月1日現在)

保険料の種類	月額(円)
定額保険料	16,590
付加保険料	400

イ 保険料の推移

ア) 定額保険料

保険料を納付する月分	定額保険料(円)	保険料を納付する月分	定額保険料(円)	保険料を納付する月分	定額保険料(円)
S45.7月～47.6月	450	S62.4月～63.3月	7,400	H20.4月～21.3月	14,410
S47.7月～48.12月	550	S63.4月～H1.3月	7,700	H21.4月～22.3月	14,660
S49.1月～49.12月	900	H1.4月～2.3月	8,000	H22.4月～23.3月	15,100
S50.1月～51.3月	1,100	H2.4月～3.3月	8,400	H23.4月～24.3月	15,020
S51.4月～52.3月	1,400	H3.4月～4.3月	9,000	H24.4月～25.3月	14,980
S52.4月～53.3月	2,200	H4.4月～5.3月	9,700	H25.4月～26.3月	15,040
S53.4月～54.3月	2,730	H5.4月～6.3月	10,500	H26.4月～27.3月	15,250
S54.4月～55.3月	3,300	H6.4月～7.3月	11,100	H27.4月～28.3月	15,590
S55.4月～56.3月	3,770	H7.4月～8.3月	11,700	H28.4月～29.3月	16,260
S56.4月～57.3月	4,500	H8.4月～9.3月	12,300	H29.4月～30.3月	16,490
S57.4月～58.3月	5,220	H9.4月～10.3月	12,800	H30.4月～31.3月	16,340
S58.4月～59.3月	5,830	H10.4月～17.3月	13,300	R1.4月～R2.3月	16,410
S59.4月～60.3月	6,220	H17.4月～18.3月	13,580	R2.4月～3.3月	16,540
S60.4月～61.3月	6,740	H18.4月～19.3月	13,860	R3.4月～4.3月	16,610
S61.4月～62.3月	7,100	H19.4月～20.3月	14,100	R4.4月～5.3月	16,590

イ) 付加年金

実施時期	保険料金(月額)
S45.10月～48.12月	350円
S49.1月～	400円

ウ 納付方法

納付書か口座振替、クレジットカードによって、被保険者が国庫へ直接納付

エ 納付期限

月の保険料は、翌月末日までに納付(納付期限から2年経過すると、時効により納付できない。)

<実績>

1) 被保険者数

各年度末現在

年度	第1号	任意加入	計	第3号	合計
R1	88,851	1,059	89,910	45,054	134,964
R2	87,417	1,002	88,419	43,496	131,915
R3	84,968	1,002	85,970	42,083	128,053

2) 年金の種類別受給者数及び支給年金額(千円)

年度	老齢基礎年金		障害基礎年金		遺族基礎年金		寡婦年金		老齢福祉年金	
	受給者数	年金額	受給者数	年金額	受給者数	年金額	受給者数	年金額	受給者数	年金額
R1	176,495	116,022,395	14,648	12,603,275	1,306	1,011,044	78	34,515	0	0
R2	180,501	119,050,071	14,972	12,887,573	942	1,042,829	83	34,732	0	0
R3	183,856	121,260,192	15,297	13,131,966	1,271	986,018	75	29,328	0	0

※ 支給停止者を含む総受給権者数及び総年金額を記載。

3) 国民年金旧法による受給者数及び支給年金額(千円)

年度	老齢年金		通算老齢年金		障害年金		母子・遺児年金	
	受給者数	年金額	受給者数	年金額	受給者数	年金額	受給者数	年金額
R1	2,403	1,191,098	2,134	527,308	240	210,432	0	0
R2	1,994	991,590	1,123	290,764	224	197,184	0	0
R3	1,618	801,779	1,428	354,975	198	174,336	0	0

※ 支給停止者を含む総受給権者数及び総年金額を記載。

4) 保険料免除者数

年度	第1号被保険者						
	被保険者(A)	免除者					免除率%(F)/(A)
		法定免除(B)	申請免除(C)	納付猶予(D)	学生納付特例(E)	計(F) (B)+(C)+(D)+(E)	
R1	88,851	9,507	18,971	3,671	12,523	44,672	50.3
R2	87,417	9,662	18,792	3,514	12,536	44,504	50.9
R3	84,968	9,640	19,097	3,526	11,937	44,200	52.0

5) 市民アンケートによる公的年金制度についての理解度

R1	R2	R3
65.5%	64.2%	65.1%

4 生活困窮者への就労・自立支援の推進

(7) 生活困窮者自立支援事業

【生活困窮者生活自立支援事業の目的】

平成26年度に成立し平成27年度より施行された生活困窮者自立支援法に基づく事業。
生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援や就労支援をはじめとする様々な支援を包括的に行う。

ア 自立相談支援事業(必須事業)

開始年度 平成27年度

根拠法令等	生活困窮者自立支援法 熊本市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱	主管課	保護管理援護課
		負担割合	国3/4, 市1/4

(委託先: 社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会)

<目的・事業内容>

現在、中央区、東区、南区の3窓口で事業を実施している。生活困窮者に対する包括的な支援を行い自立につなげている。

<実績>

年度	相談件数(延べ) ※新規・継続	新規支援者数(実数) ※相談のみも含む。	新規就労者数(実数) ※プラン作成者以外も含む。	自立による 支援終了者数(実数) ※継続支援者を含む。
H29	3,011 件	441 人 (うち要支援者 203 人)	52 人	76 人
H30	2,597 件	484 人 (うち要支援者 194 人)	62 人	84 人
R1	3,789 件	523 人 (うち要支援者 157 人)	59 人	112 人
R2	18,103 件	5,233 人 (うち要支援者 157 人)	118 人	2,382 人
R3	20,182 件	3,894 人 (うち要支援者 1,847 人)	105 人	768 人

※要支援者: 支援プランの作成者及び他の関係機関へのつなぎ支援を行った方。

イ 家計改善支援事業(任意事業)

開始年度 平成27年度

根拠法令等	生活困窮者自立支援法 熊本市生活困窮者家計改善支援事業実施要綱	主管課	保護管理援護課
		負担割合	国2/3, 市1/3

(委託先: 社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会)

<目的・事業内容>

自立支援事業と一体的に実施。家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにし、情報提供や助言・指導を行いながら相談者自身の家計を管理する能力を高め、早期の生活再生を支援する。

<実績>

年度	相談件数 (延べ) ※新規・継続	支援決定者数 (実数)	プラン作成件数
H29	1,818 件	29 名	41 件
H30	1,234 件	26 名	35 件
R1	1,042 件	27 名	47 件
R2	7,367 件	24 名	42 件
R3	8,678 件	48 名	90 件

生活困窮者への適切な支援

※ア 自立相談支援事業と一体的に実施。

ウ 一時生活支援事業(任意事業)

開始年度 平成27年度

根拠法令等	生活困窮者自立支援法 熊本市生活困窮者一時生活支援事業実施要綱 熊本市地域居住支援事業実施要綱	主管課	保護管理援護課
		負担割合	国2/3, 市1/3

(委託先:社会福祉法人 グリーンコープ)

<目的・事業内容>

住居のない生活困窮者に対して、原則3ヶ月の期間、宿泊場所の提供や衣食の供与などを実施。本事業による支援中に求職活動、就労を行い、アパート等を借りるための資金を貯蓄して自立を目指す。

<実績>

年度	入所者数 (実数)	入所日数 (延べ)	就労者数 (実数)
H29	25名	1,135日	16名
H30	18名	980日	11名
R1	15名	904日	8名
R2	21名	1,590日	8名
R3	14名	486日	2名

※各年度3月末時点で入居中であった者については3月末までの利用日数を計上。

・地域居住支援事業

<目的・事業内容>

生活困窮者一時宿泊施設を利用していた生活困窮者や現在の住居を失うおそれのある生活困窮者に対し、住み替えに係る相談、支援プランの作成、入居前支援、住み替え後の見守り支援を行い、住居の確保と地域定着を支援する。

エ 就労準備支援事業(任意事業)

開始年度 平成25年度

根拠法令等	生活困窮者自立支援法 熊本市就労準備支援事業実施要綱	主管課	保護管理援護課
		負担割合	国2/3, 市1/3

(委託先:特定非営利活動法人 おーさあ)

<目的・事業内容>

生活困窮者に対し就労に必要な訓練を実施し、一体的・段階的な就労支援を行う。

<実績>

年度	利用者数 (実数)	就労者数 (実数)	就労率
H29	28名	14名	50%
H30	34名	29名	85%
R1	22名	17名	77%
R2	20名	18名	90%
R3	24名	18名	75%

生活困窮者への適切な支援

オ 子どもの学習支援事業(任意事業)

開始年度 平成25年度

根拠法令等	生活困窮者自立支援法 熊本市子どもの学習支援事業実施要綱	主管課	保護管理援護課
		負担割合	国1/2, 市1/2

(委託先:株式会社 トライグループ)

<目的・事業内容>

生活保護受給者の中学生を対象に学習支援を実施、高校進学を目指し、親から子への貧困の連鎖を防止。

<実績>

年度	中1	中2	中3	高校生	参加者 計	中3のうち 高校進学者数	進学率
H29	—	11名	28名	—	39名	28名	100%
H30	8名	15名	20名	—	43名	20名	100%
R1	8名 (3名)	16名 (12名)	31名 (16名)	5名 (2名)	60名 (33名)	(16名)	100%
R2	8名 (3名)	7名 (7名)	23名 (13名)	6名 (5名)	44名 (33名)	(13名)	100%
R3	15名 (14名)	17名 (14名)	22名 (19名)	4名 (3名)	58名 (50名)	19名 (19名)	100%

※H30年度からは中学1年生まで対象学年を拡充して実施。

※H30年度までは委託先が特定非営利活動法人 ワーカーズコープ

※R1年度以降のカッコ内は最後まで支援を続けられた人数

(8) 住宅支援給付事業

開始年度 平成21年度

根拠法令等	生活困窮者自立支援法 生活困窮者住居確保給付金の支給に関する実施要綱	主管課	保護管理援護課
		負担割合	国3/4, 市1/4

<目的・事業内容>

リーマンショック後の失業者対策として平成21年10月から開始されたセーフティネット支援事業。離職者等であって就労能力及び就労意欲のあるもののうち、住宅を喪失しているもの又は喪失する恐れのあるものに対し、住宅支援給付を支給することにより、これらのものの住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。

<実績>

年度	H29	H30	R1	R2	R3
決定世帯数	5件	8件	6件	953件	369件
決定額(千円)	420千円	711千円	565千円	193,534千円	79,822千円

(9) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業

開始年度 令和3年度

根拠法令等	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給 事業実施要綱	主管課	保護管理援護課
		負担割合	国10/10

<目的・事業内容>

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対しては、これまで緊急小口資金等の特例貸付などによる支援を行ってきたところ、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯が存在する。こうした世帯にたいして、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるため、上記要綱に基づき迅速な支給支援を行う。(令和3年7月～)

<実績>

年度	R3
決定世帯数	1,711世帯
決定額(千円)	287,320千円

(10) 行旅病人及び行旅死亡人の援護

開始年度 明治32年度

根拠法令等	行旅病人及び行旅死亡人取扱法 熊本市行旅病人及び行旅死亡人等の救護及び取扱 に関する要綱	主管課	保護管理援護課
		負担割合	市10/10

<事業内容>

- 1) 行旅病人の救護 住所不定者等の病人を短期間、病院等で治療を行う。
- 2) 行旅死亡人 身元不明の死亡者の収容、火葬、納骨を行う。

<実績>

年 度	行旅病人	行旅死亡人
H29	0 件	1 件
H30	1 件	2 件
R1	3 件	1 件
R2	1 件	2 件
R3	0 件	2 件

5 生活保護受給者への適切な支援

【生活保護の概要】

生活保護受給世帯数は、本市では昭和59年の保護率20.16%をピークに漸減傾向にあったが、平成7年度から再び増加傾向を見せている。さらに平成20年10月頃の世界金融危機以降急増し、平成27年度には過去最高を記録した。その後、平成28年度以降は景気回復を受けて微減傾向が続いたものの、令和2年度は微増となった。なお、生活保護受給人員数は、平成27年度をピークに微減傾向が継続している。

最近の本市の保護動向の特色としては、以下のようなことがあげられる。

- 1) 高齢世帯が全体の約半数を占め、次いで傷病・障害者世帯、その他世帯、母子世帯の順となっている。
- 2) 公営住宅の充実、専門医療機関の集中、また、級地基準が他より高いことなどから近隣市町村からの転入ケースが増えている。
- 3) 複雑で多種多様な問題を抱えたケースが増えており、福祉事務所だけでは対応困難な場合が少なくない。
- 4) 扶養義務者からの援助が受けられないケースが増加している。
- 5) 近年は高齢化の影響もあり、高齢世帯、特に高齢単身世帯の伸び率が顕著である。

(11) 生活保護

開始年度 昭和25年度

根拠法令等	生活保護法	主管課	保護管理援護課
		負担割合	国3/4, 市1/4

<目的・事業内容>

生活に困窮する者の最低生活を保障し、その自立を助長するための援護を行うことを目的として、対象者からの申請によって、国が定めた最低生活の基準により、実際の必要に即して有効適切に、世帯単位で保護を行う。

保護には生活、住宅、教育、医療、介護、出産、生業、葬祭の8種類の扶助があり、各扶助は金銭あるいは現物により給付される。

○生活保護法による最低生活費具体例(2-1級地)

令和2年10月より(※R3年度は変更なし)

	標準3人世帯	母子3人世帯	高齢複数世帯	重度身障者を 含む2人世帯	高齢単身世帯
世帯構成	男33歳 女29歳 子4歳	女33歳 子13歳 子4歳	男70歳 女70歳	男67歳 (重度身障者) 女63歳	女70歳
生活扶助(円)	147,360 児童養育加算 を含む。	179,560 児童養育加算、 母子加算を含む。	112,190	153,600 障害者加算、福 祉加算を含む。	69,530
住宅扶助(円)	40,400	40,400	37,000	37,000	31,100
教育扶助(円)	-	6,100	-	-	-
合計(円)	187,760	226,060	149,190	190,600	100,630

<実績>

1) 生活保護世帯の推移(月平均)

(単位:世帯数)

年度	総数	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	介護扶助	その他
H29	12,116	11,171	10,327	633	10,246	2,496	360
H30	11,947	11,046	10,334	574	10,214	2,463	325
R1	11,902	11,014	10,448	508	10,178	2,725	271
R2	11,968	11,130	10,613	481	10,193	2,826	256
R3	12,019	11,179	10,664	450	10,241	2,902	246

生活保護制度の公正かつ適正な運用

2) 生活保護人員の推移(月平均)

(単位:人)

年 度	総数	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	介護扶助	その他
H29	15,883	14,708	13,709	1,000	12,265	2,523	391
H30	15,388	14,261	13,463	885	12,064	2,470	356
R1	15,118	14,010	13,402	804	11,906	2,805	305
R2	15,034	13,979	13,463	829	11,789	2,901	288
R3	14,932	13,884	13,357	696	11,818	2,972	278

3) 保護措置状況

年 度	申請件数	開始件数	取下・却下 件数	廃止件数	保護率(%)		
					市	県	全国
H29	1,925	1,707	277	1,932	2.15	1.44	1.68
H30	2,087	1,846	297	1,888	2.08	1.41	1.66
R1	2,106	1,829	287	1,867	2.05	1.41	1.64
R2	2,055	1,722	324	1,636	2.04	1.40	1.64
R3	2,097	1,810	316	1,777	2.02	1.40	1.63

4) 保護費

年 度	支給総額	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	介護扶助	その他	1人当り支給 月額(円)
H29	26,290,504	7,786,092	3,497,959	137,065	13,919,804	504,320	445,264	139,232
H30	25,633,761	7,375,375	3,504,311	109,933	13,677,896	503,963	462,283	139,383
R1	25,610,861	7,024,930	3,537,843	84,757	13,980,820	523,760	458,751	141,734
R2	25,899,507	6,873,686	3,571,042	87,764	14,351,050	575,682	440,283	143,943
R3	25,813,418	6,772,465	3,582,615	79,482	14,369,734	565,528	443,594	144,438

※各年度の総額(単位:千円)

(12) 生活保護受給者等就労支援事業

開始年度 平成24年度

根拠法令等	生活保護法 熊本市就労支援相談員設置要綱	主管課	保護管理援護課
		負担割合	国3/4, 市1/4

<目的・事業内容>

就労支援員が、求人情報の提供・就労先同行訪問・助言指導を行うことで自立を支援する。

<実績>

年度	就労 支援員数	新規 支援者数	新規支援者のうち 就職に至った者	新規支援者 就職率	就職後の継続支援者数 (新規就労者含む)
H29	12人	312人	245人	78.5%	170人
H30	12人	370人	232人	62.7%	124人
R1	12人	407人	260人	63.9%	79人
R2	12人	365人	213人	58.4%	74人
R3	12人	340人	262人	77.1%	84人

(13) 生活保護法施行事務監査

根拠法令等	生活保護法 熊本市生活保護法施行事務監査実施要綱	主管課	保護管理援護課
		負担割合	国10/10

<目的・事業内容>

熊本市管内福祉事務所に対し監査事務を定期的実施することで、生活保護費の濫給・漏給の防止を図る。

(14) 生活保護適正実施推進

根拠法令等	生活保護法 生活保護法による医療扶助運営要領 熊本市年金受給推進員設置要綱	主管課	保護管理援護課
		負担割合	国3/4, 市1/4

<目的・事業内容>

生活保護制度の安定運営及び適正実施のため、レセプト点検、扶養義務者調査等を実施する。
また、専門的な知識・経験を有する調査員を雇用することで、追跡調査や申請手続き等の助言指導を行い、年金受給者の増加を図る。

(15) 居住の安定確保支援事業

開始年度 平成31年度

根拠法令等	生活困窮者自立支援法 熊本市居住の安定確保支援事業実施要綱	主管課	保護管理援護課
		負担割合	国3/4, 市1/4

<目的・事業内容>

保証人がいないことで住宅を借りることが困難な受給者に対し、市社協の保証人代行制度への繋ぎ支援や転居後の訪問等を行う。

(16) 保護施設等の感染防止対策

開始年度 令和2年度

根拠法令等	令和3年度（令和2年度からの繰越分）新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金交付要綱 (保護施設等の衛生管理体制確保支援等事業) (保護施設等の事業継続支援等事業)	主管課	保護管理援護課
		負担割合	国10/10

<目的・事業内容>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、保護施設が事業を継続的に実施していくため、衛生用品を購入するための経費や新型コロナウイルス感染症が発生した際に感染拡大防止に建物や設備の消毒を事業者へ依頼する経費等について補助し、施設内感染対策等の取組を推進する。

<実績>

年度	施設数	決算額
R2	2	1,541
R3	2	1,769

6 不正受給対策の実施

(17) 警察との連携協力体制強化

開始年度 平成25年度

根拠法令等	熊本市生活保護不正受給等防止推進員設置要綱	主管課	保護管理援護課
		負担割合	国3/4, 市1/4

<目的・事業内容>

暴力団や不正受給ケースなど処遇困難事案への対応や、CWとの同行訪問調査、県警への連絡調整など支援を行う警察OBを配置するもの

<実績>警察官OBによる巡回訪問実績

	H29	H30	R1	R2	R3
警察官OBによる巡回訪問実績	546	572	677	734	632

第3章

第5節

安心して子どもを産み育てられる 環境づくり

(基本方針)

(基本施策)

安心して子どもを産み育てられる環境づくり

結婚・妊娠・出産・子育てしやすい環境づくり

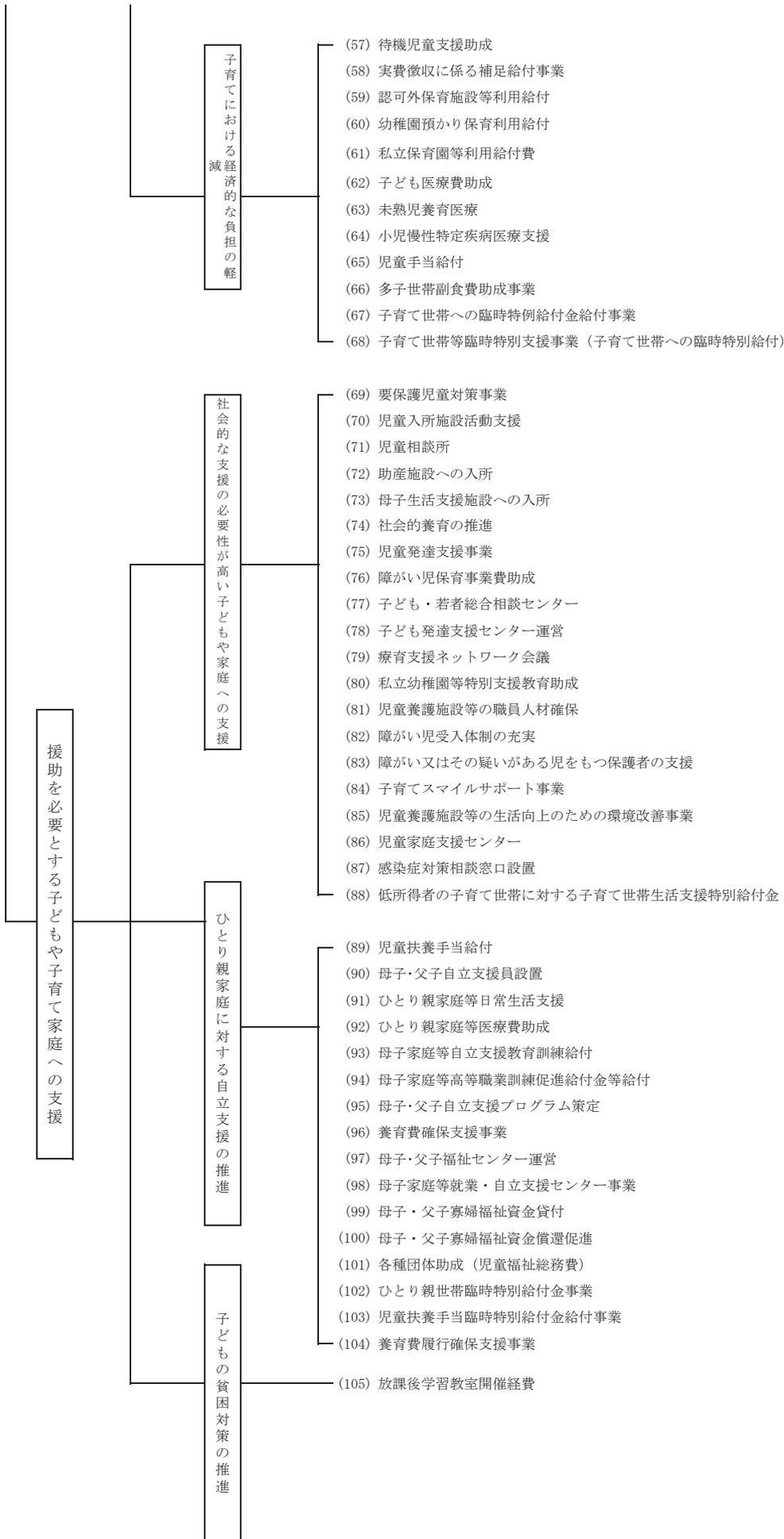
結婚や妊娠の実現への支援

妊娠・出産などに関する母子保健対策の適切な実施

地域における子育て支援サービス及び地域主体の子育て支援活動の充実

保育サービス及び幼児教育の充実

- (1) 少子化対策
- (2) 不妊治療費助成
- (3) 妊産婦・乳児健康診査
- (4) 1歳6か月児健康診査
- (5) 3歳児健康診査
- (6) 乳幼児経過観察健診
- (7) 妊婦歯科健康診査
- (8) 妊産婦・乳幼児保健指導
- (9) 母子保健訪問指導
- (10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- (11) 養育支援家庭訪問事業
- (12) 産後ホームヘルプサービス事業
- (13) 団体助成（助産師会母親学級協議会）
- (14) 産後ケア事業
- (15) 先天性代謝異常等検査事業
- (16) 産前・産後母子支援事業
- (17) 妊産婦総合支援事業
- (18) 子育て世代包括支援センター管理運営経費
- (19) 療育医療
- (20) 児童育成クラブの管理運営
- (21) 児童育成クラブ運営助成
- (22) 子育て支援情報提供事業
- (23) 地域子育て支援センター事業
- (24) 乳幼児ママ・パパ教室
- (25) ファミリー・サポート・センター事業
- (26) つどいの広場事業
- (27) 子ども・子育て支援新制度
- (28) 児童館の管理運営
- (29) 民間児童館活動事業助成
- (30) 熊本市子ども文化会館
- (31) 勤労青少年ホームの管理運営
- (32) 立田山野外保育センター「雑草の森」管理運営費補助
- (33) 城南児童館
- (34) 熊本市子どもの未来応援基金
- (35) 多子・多胎世帯子育て支援事業
- (36) 保育の利用
- (37) 保育士就職支援事業
- (38) 保育士資格及び幼稚園教諭免許状取得支援
- (39) 児童福祉施設整備費助成
- (40) 産休等代替職員費助成
- (41) 認可外保育施設助成
- (42) 認可外保育施設保育環境向上事業
- (43) 熊本市保育園連盟助成
- (44) 保育所入退所関係事務
- (45) 施設型給付
- (46) 地域型保育給付
- (47) 公立保育所整備
- (48) 利用者支援責任チーム
- (49) 家庭的保育事業
- (50) 一時預かり事業
- (51) 延長保育促進
- (52) 子育て短期支援事業
- (53) 病児・病後児保育事業（病児対応型）
- (54) 熊本市私立学校（幼稚園）補助金
- (55) 子ども子育て支援関連事務
- (56) 保育所等新型コロナウイルス感染症対策経費補助



1 結婚や妊娠に関する希望の実現への支援

(1) 少子化対策

開始年度 平成26年度

根拠法令等	少子化対策総合交付金交付要項	主管課	子ども政策課
		負担割合	県3/4, 市1/4

<目的・事業内容>

これまで取組んできた待機児童対策等の子育て支援策に加え、「結婚」「妊娠」「出産」「子育て」の切れ目のない支援として、結婚を希望する独身男女の出会いの場を創出するパーティー等を行う団体への補助金交付の他、子育てしやすい環境づくりに取組む企業支援や高校生、大学生などの若年層、未婚者など幅広い対象に、結婚から子育てまでの各ステージにおける情報提供・意識啓発などの取組を強化し、少子化対策を進める。

<実績>

・結婚チャレンジ事業補助金交付実績(千円)

年度	決算額
R1	500
R2	575
R3	600

(2) 不妊治療費助成

開始年度 平成16年度(特定不妊)
令和元年度(一般不妊)

根拠法令等	熊本市特定不妊治療費助成事業実施要綱 熊本市一般不妊治療費助成事業実施要綱	主務課	子ども政策課
申請窓口	区役所保健子ども課	負担割合	国1/2, 市1/2 (特定不妊) 県3/4, 市1/4 (一般不妊)

<目的・事業内容>

不妊治療のうち、人工授精、体外受精及び顕微授精については1回の治療費が高額であり、その経済的負担を軽減するために、費用の一部を助成してきたが、令和4年4月から保険適用となり、移行期の治療計画に支障が生じないよう年度をまたぐ1回の治療について、一律30万円又は10万円まで助成。

<実績>

・特定不妊

年度	申請件数	助成件数	内訳		助成額
			体外受精	顕微授精	
R1	879	877	489	378	142,598
R2	962	960	528	418	173,264
R3	1,327	1,326	670	629	281,503

※平成27年度より男性不妊治療のみに対しても助成開始：平成29年：6件、平成30年：2件、令和元年度：4件、令和2年度：6件を含む。

・一般不妊

年度	申請件数	助成件数	助成額

R1	74	74	2,915
R2	352	352	14,672
R3	410	410	16,546

2 妊娠・出産などに関する母子保健対策の適切な実施

(3) 妊産婦・乳児健康診査

妊婦・乳児健康診査

開始年度 昭和44年度

根拠法令等	母子保健法 第13条 熊本市妊婦健康診査実施要綱 熊本市乳幼児健康診査実施要綱	主務課	子ども政策課
実施場所	委託医療機関	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

妊婦健康診査（一般14回、精密1回）、乳児健康診査（3か月児、7か月児）を医療機関に委託して実施し、母子の健康増進を図る。なお、妊娠中の健康管理の充実及び経済的な負担軽減を図るため、平成21年度より妊婦健康診査の公費負担回数を5回から最大14回へ拡大した。

<実績>

年度	妊婦一般健康診査		HBs抗原検査 受診者数	妊婦精密検査 受診者数	決算額
	受診実人員	延受診者数			
R1	10,023	77,180	6,371	1,775	573,047
R2	9,884	75,774	6,408	1,860	564,080
R3	9,592	74,610	6,011	2,059	554,834

※平成19年度2回、平成20年度5回に拡大、平成21年度14回に拡大（一般14回、精密1回）

年度	3か月児健康診査			7か月児健康診査			決算額
	対象者数	受診者数	受診率(%)	対象者数	受診者数	受診率(%)	
R1	6,308	6,255	99.1%	6,507	6,259	96.7%	70,728
R2	6,106	6,043	98.9%	6,101	5,961	97.7%	68,363
R3	6,085	5,943	97.7%	6,135	5,965	97.2%	67,772

産婦健康診査

事業開始 令和4年度

根拠法令等	母子保健法 第13条 熊本市産婦健康診査実施要綱	主務課	子ども政策課
実施場所	委託医療機関	負担割合	国1/2, 市1/2

<目的・事業内容>

産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対して、健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等）にかかる費用（1人1回あたり5,000円が上限）を助成する。

(4) 1歳6か月児健康診査

開始年度 昭和53年度

根拠法令等	母子保健法 第12条	主務課	子ども政策課
実施場所	区役所保健子ども課	負担割合	市10/10

＜目的・事業内容＞

幼児の健全な発育と健康の保持・増進をめざし、1歳6か月～2歳未満児を対象として、一般健康診査を区役所保健子ども課で行い、精密検査を委託医療機関等で実施している。

＜実績＞

年 度	一般健康診査			精密検査 受診者延数
	対象者数	受診者数	受診率	
R1	6,242	6,101	97.7%	145
R2	7,190	6,913	96.1%	127
R3	5,818	5,659	97.3%	109

(5) 3歳児健康診査

開始年度 昭和36年度

根拠法令等	母子保健法 第12条	主 務 課	子ども政策課
実施場所	区役所保健子ども課	負担割合	市10/10

＜目的・事業内容＞

幼児の健全な発育と健康の保持・増進をめざし、3歳6か月～4歳未満児を対象として一般健康診査を区役所保健子ども課で行い、精密検査（一般精密、視聴覚精密）を委託医療機関等で実施している。

＜実績＞

年 度	一般健康診査			精密検査受診者延数		
	対象者数	受診者数	受診率	一般	視聴覚	その他
R1	6,388	6,188	96.9%	150	946	6
R2	7,175	6,950	96.8%	123	1,633	5
R3	6,223	5,995	96.3%	107	1,640	5

(6) 乳幼児経過観察健診

開始年度 昭和53年度

根拠法令等	母子保健法、第13条	主 務 課	子ども政策課
実施場所	区役所保健子ども課	負担割合	市10/10

＜目的・事業内容＞

乳幼児健康診査後のフォローの一環として、運動発達遅滞の疑いや発育不良などのハイリスク乳幼児に対して専門医による診察や保健・栄養指導を行うことにより、疾病異常の早期発見や正常な発育・発達を促すものである。

＜実績＞

年 度	経過観察健康診査受診者数	決算額
R1	316	1,001
R2	193	920
R3	174	800

(7) 妊婦歯科健康診査

開始年度 昭和36年度

根拠法令等	歯科口腔保健の推進に関する法律 熊本市歯と口腔の健康づくり推進条例 第11条 熊本市妊婦歯科健康診査事業実施要綱	主 務 課	子ども政策課
-------	--	-------	--------

実施場所	委託歯科医療機関、区役所保健子ども課	負担割合	県3/4、市1/4
------	--------------------	------	-----------

<目的・事業内容>

口腔の健康を通して健やかな妊娠生活を支援するため、妊婦歯科健康診査（1回）を実施している。

親子（母子）健康手帳の交付時に、区役所保健子ども課で歯科健康診査と歯科保健指導を実施している。また、区役所で歯科健康診査を受けていない妊婦については、歯科医療機関に検査を委託している。

<実績>

年度	妊婦歯科健康診査受診者数			決算額
	直営	委託	計	
R1	2,603	1,179	3,782	2,617
R2	2,160	1,576	3,736	3,530
R3	2,044	1,537	3,581	3,443

(8) 妊産婦・乳幼児保健指導

①【保健指導(健康相談)】

開始年度 昭和20年度

根拠法令等	母子保健法 第10条、第15条、第16条 健康増進法 第7条	主務課	子ども政策課
実施場所	区役所保健子ども課	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

妊娠中の母体を保護し疾病や異常を予防し、健やかに生み育てるよう援助するため、妊娠届時に親子（母子）健康手帳の交付、健康相談を実施する。また、健やかな成長を支援するため、育児相談等を実施する。

<実績>妊娠届出

年度	週数別妊娠の届出数						合計
	満11週以内	満12～19週	満20～27週	満28週以上	出産後	不詳	
R1	6,173	219	45	15	7	0	6,459
R2	6,219	198	37	11	4	0	6,469
R3	5,848	181	26	17	3	0	6,075

<実績>保健指導(健康相談)延件数

	妊婦	産婦	乳児	幼児	思春期	その他
R1	7,387	633	4,804	7,490	73	972
R2	7,372	442	754	4,117	90	507
R3	7,349	747	822	3,783	87	498

②【健康教育】

根拠法令等	母子保健法 第9条、第10条 健康増進法 第7条	主務課	子ども政策課
実施場所	区役所保健子ども課、総合出張所	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

母子の健康づくりや育児情報を提供するため、もうすぐパパママ教室、育児講演会等を実施する。また、母子保健研修会、小学校区毎の子育て支援ネットワークの育成・支援等を実施している。

(R2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により教室等の開催が減少したため、主に個別相談に
対し対応。)

＜実績＞

年度	思春期関係		両(母)親学級			育児学級(乳児期)		育児学級(幼児期)		その他	
	児	保護者・その他	本人	父親	その他	児	保護者・その他	児	保護者・その他	児および本人	保護者・その他
R1	2,721	885	51	24	12	2,075	2,879	2,709	3,866	3,398	1,332
R2	989	89	0	0	0	66	83	89	96	124	157
R3	222	13	0	0	0	164	262	164	223	659	111

(9) 母子保健訪問指導

開始年度 昭和39年

根拠法令等	母子保健法 第11条、第17条、第19条 熊本市こんにちは赤ちゃん事業要綱	主務課	子ども政策課
実施場所	区役所保健子ども課	負担割合	国1/3, 県1/3, 市1/3

※ 旧育児支援家庭訪問事業(専門的な家庭訪問)

＜目的・事業内容＞

妊娠、出産、未熟児や多胎児等の養育支援が必要な家庭を、保健子ども課の保健師や委託の助産師等が訪問し、具体的な育児指導や母親の心身の健康に関する相談・指導を行う。

＜実績＞

年度	妊婦		産婦			新生児			未熟児		
	実数	延数	直営		委託 実数	直営		委託 実数	直営		委託 実数
			実数	延数		実数	延数		実数	延数	
R1	131	196	1,816	2,328	1,682	159	184	57	175	232	0
R2	108	165	1,399	1,734	1,512	110	128	54	126	143	0
R3	71	112	1,065	1,367	1,666	96	139	38	110	135	0
年度	乳児		幼児			その他					
	実数	延数	実数	直営		委託 実数	直営		委託 実数		
				実数	延数		実数	延数			
R1	1,928	2,627	1,601	1,092	1,834	387	643				
R2	1,461	1,935	1,433	729	1,111	255	394				
R3	1,159	1,538	1,577	557	872	213	330				

(10) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

開始年度 平成21年度

根拠法令等	児童福祉法第21条の10の2 熊本市こんにちは赤ちゃん事業要綱	主務課	子ども政策課
		負担割合	国1/3, 県1/3, 市1/3

＜目的・事業内容＞

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象として訪問し、子育てに関する情報提供や養育についての相談・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切な対応に結びつけることにより、子育ての孤立化を防ぐとともに健やかに育成できる環境整備を図ることを目的とする。

＜実績＞

年度	対象件数	訪問件数				対応率	再掲)新生児訪問指導等同時実施	決算額
		地域	育児支援(直営)	育児支援(委託)	合計			
R1	6,236	2,219	1,903	1,579	5,701	91.4	2,509	7,523

年	対象 件数	訪問件数			対応率	再掲)新生児 訪問指導等と 同時実施	決算額	
		地域	育児支援 (直営)	育児支援 (委託)				合計
R2	6,153	0	4,368	1,321	5,689	92.4	1,961	5,396
R3	6,136	0	4,211	1,664	5,875	95.7	1,825	5,905

※ 訪問件数は、乳児のいる全家庭の内、生後4か月未満で訪問した件数

※ H30～R1の対象者は年度集計、R2は年間集計へ変更。

<新型コロナウイルス感染症対策>

根拠法令等	児童福祉法第21条の10の2 熊本市こんにちは赤ちゃん事業要綱	主務課	子ども政策課
		負担割合	国10/10

<目的・事業内容>

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象として訪問するため、新型コロナウイルス感染症の感染対策が重要となる。そのため、訪問に必要な消毒液等の物品購入を行うもの。

<実績>

年度	決算額
R1	0
R2	※195
R3	0

※R1年度からR2年度への繰越し分含む

(11) 養育支援家庭訪問事業

開始年度 平成21年度

根拠法令等	児童福祉法第21条の10の2 熊本市養育支援家庭訪問事業実施要領	主務課	子ども政策課
		負担割合	国1/3, 県1/3, 市1/3

<目的・事業内容>

養育支援が特に必要であると認められる家庭に対し、保健師、助産師又はホームヘルパー等が、その居宅を訪問し、養育に関する指導及び助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする。

<実績>

年度	対象者数(人)			延べ利用回数(回)			決算額(千円)
	保健指導及び 支援	家事及び育児 支援	両方利用	保健指導及び 支援	家事及び育児 支援	両方利用	
R1	28	0	1	225	0	4	1018
R2	25	0	2	202	0	30	1015
R3	25	2	2	293	10	38	1486

(12) 産後ホームヘルプサービス事業

開始年度 平成17年度

根拠法令等 申請窓口	児童福祉法第21条の10の2 熊本市産後ホームヘルプサービス事業実施要綱	主務課	子ども政策課
	区役所保健子ども課	負担割合	国1/3, 県1/3, 市1/3

<目的・事業内容>

出産後の体調不良等や多胎出産で家事や育児を行うことが困難な家庭にホームヘルパーを派遣し

て、母親や乳児の身のまわりの世話や育児支援等を行うことにより、育児不安や育児・家事の負担を軽減し、児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

<実績>

年度	登録者数(人)	利用者数(人)	延べ利用回数(回)	決算額
R1	341	107	836	2,438
R2	203	75	609	1,781
R3	306	117	1593	4,718

(13) 団体助成(助産師会母親学級協議会)

開始年度 平成18年

根拠法令等	一般社団法人熊本県助産師会母親学級協議会 事業費補助金交付要綱	主務課	子ども政策課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

妊娠・出産・育児についての身近な相談場所として活用され、さらには女性のための健康支援を実施していくことを目的として設立された一般社団法人熊本県助産師会母親学級協議会の活動を支援し、費用の助成を行うもの。

<実績>

年度	決算額
R1	90
R2	90
R3	90

(14) 産後ケア事業

開始年度 令和3年

根拠法令等	母子保健法第17条の2 熊本市産後ケア事業実施要綱	主務課	子ども政策課
申請窓口	区役所保健子ども課	負担割合	国1/2 市1/2

<目的・事業内容>

分娩施設退院後の心身が不安定になりやすい一定期間、保健指導などを必要とする母子に対して、医療機関等において保健指導等のサービスを提供し、母親の身体回復と心理的な安静を促進するとともに、母親自身のセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援する。

<実績>

年度	利用者数	決算額
R3	311	182

(15) 先天性代謝異常等検査事業

開始年度 平成24年度

根拠法令等	熊本市先天性代謝異常等検査事業要綱	主務課	子ども政策課
窓口	産科医療機関及び助産施設	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常、先天性甲状腺機能低下症及び先天性副腎過形成症は早期に発見し、早期に治療を行うことにより知的障害等の心身障害を予防することができる。また、平成25年度から新しい検査法のタンデムマス検査法を導入することにより、アミノ酸代謝異常、有機酸代謝異常及び脂肪酸代謝異常の早期発見が可能となり、現在は疾患数が20疾患へ拡大した。新生児について血液によるマススクリーニング検査を行い、異常を早期に発見することにより、後の治療とあわせて障害の発現を防止することを目的とする。日齢4～6日の新生児より採血して検査を行うとともに、異常があった場合は専門医療機関を受診するよう勧奨する。

<実績>

年度	先天性代謝異常症検査		先天性甲状腺機能低下症検査		タンデムマス法	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
R1	6,957	7,236	6,929	5,266	6,887	10,331
R2	6,885	7,161	6,858	5,213	6,800	10,201
R3	6,924	7,202	6,904	5,248	6,823	10,236

(16) 産前・産後母子支援事業

開始年度 平成29年度

根拠法令等	児童福祉法第3条の3	主務課	子ども政策課
申請窓口	社会福祉法人熊本市社会福祉協会	負担割合	国1/2, 市1/2

<目的・事業内容>

コーディネーター等を配置し、予期せぬ妊娠・出産に悩む方のための相談窓口の設置を行うほか、区役所等と連携し、妊娠期から出産後までの継続した相談支援事業を実施する。

<実績>

年度	決算額
R1	8,800
R2	9,700
R3	10,400

(17) 妊産婦総合支援事業

開始年度 令和2年度

根拠法令等	①熊本市分娩前新型コロナウイルス感染症検査費助成事業補助金交付要綱 ②新型コロナウイルス感染症拡大による妊産婦ヘルパー派遣事業実施要綱	主務課	子ども政策課
申請窓口	区役所保健子ども課	負担割合	①国10/10 ②国1/2、市1/2

<目的・事業内容>

新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦は日常生活等が制約され、自身のみならず胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活をしている状況にあるため、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦への寄り添った支援を総合的に実施するもの。

・熊本市分娩前新型コロナウイルス感染症検査費助成事業

新型コロナウイルス感染症の感染が確認された妊産婦は、出産後も一定期間の母子分離を強いられる可能性があることなどから、メンタルヘルス上の影響や親子の愛着形成の障害等が懸念される。

このため、新型コロナウイルス感染症に不安を抱いている妊婦を対象として実施した分娩前新型コロナウイルス感染症検査に対する費用の助成を行うもの。

助成額：1人の妊婦につき1回の検査に限り2万円を上限

<実績>

年度	決算額
R2	15,040
R3	75,000

・新型コロナウイルス感染症拡大による妊産婦ヘルパー派遣事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、里帰りが困難となり、産前・産後期の生活面で不安を抱えている妊産婦を対象として、ホームヘルパーを派遣して母親や乳児の身のまわりの世話や育児等を行うことで、育児不安や育児・家事の負担を軽減し、児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

<実績>

年度	利用者数(人)	延べ利用回数(回)	決算額
R2	46	361	1,414
R3	88	1,366	5,175

(18) 子育て世代包括支援センター管理運営経費

開始年度 平成27年度

根拠法令等	母子保健法 第22条	主務課	子ども政策課
		負担割合	国2/3, 県1/6, 市1/6

<目的・事業内容>

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者へ情報提供を行うとともに、関係機関と連携することで、妊娠・出産・子育て期における切れ目のない支援体制づくりを行う。

<実績>

年度	決算額
R1	42,419
R2	59,098
R3	65,681

<新型コロナウイルス感染症対策>

根拠法令等	母子保健法 第22条	主務課	子ども政策課
		負担割合	国2/3, 県1/6, 市1/6

<目的・事業内容>

妊産婦の相談に応じるため、新型コロナウイルス感染症の感染対策が重要となる。そのために必要な消毒液や物品等の購入を行うもの。

<実績>

年度	決算額
R1	0
R2	2,498
R3	0

(19) 療育医療

開始年度 平成8年度

根拠法令等	児童福祉法 第20条 熊本市児童福祉法に基づく療育の給付等に関する規則	主務課	子ども政策課
		申請窓口	区役所保健子ども課
		負担割合	国1/2, 市1/2

<目的・事業内容>

特に長期の療養を必要とする結核児童を病院に入院させ、適正な医療を行うとともに、学校教育

を受けさせ、必要な学習用品を支給し、児童の療養生活の指導を行い、必要に応じて日用品を支給することにより児童の心身両面にわたる健全育成を目指す。

<実績>

年度	実人員	延件数	決算額
R1	0	0	0
R2	0	0	0
R3	0	0	0

3 地域における子育て支援サービス及び地域主体の子育て支援活動の充実

(20) 児童育成クラブの管理運営

開始年度 昭和42年度

根拠法令等	児童福祉法 熊本市放課後児童健全育成事業実施要綱	主管課	教育委員会事務局 青少年教育課
		負担割合	一部国補助あり

<目的・事業内容>

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後などに適切な遊びや生活の場を与えて児童の健全育成を図ることを目的に、地域や学校の協力を得て児童育成クラブを開設する。

・開設時間

平日は、児童の下校時間（概ね午後2時）から午後6時まで（時間延長午後7時まで）
土曜日及び長期休業期間中は、午前8時から午後6時まで（時間延長午後7時まで）

・利用者負担金

8月を除いた月 月額5,000円（開設時間延長利用は月額6,200円）

8月 月額9,500円（開設時間延長利用は月額10,700円）

※きょうだいが同時在籍の場合、2人目以降は月額半額

<実績>

年度	児童育成クラブ設置数	入会児童数(人)
R1	80	5,674
R2	80	5,475
R3	80	5,527

(21) 児童育成クラブ運営助成

開始年度 平成20年度

根拠法令等	熊本市民間児童育成クラブ運営費等補助金交付要綱	主管課	教育委員会事務局 青少年教育課
		負担割合	一部国補助あり

<目的・事業内容>

本市が運営する児童育成クラブの設置がない小学校区において、放課後児童の健全育成を図るため、民間で児童育成クラブを運営している事業者等に補助金を交付する。

<実績>

年度	交付先(件)	交付確定額合計(千円)
R1	15	91,046
R2	15	97,106
R3	15	108,313

(22) 子育て支援情報提供事業

開始年度 平成17年度

根拠法令等	次世代育成支援対策推進法	主管課	子ども政策課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

「結婚・子育て応援サイト」やホームページの運用、「満1歳おめでとうカード」を満1歳時に送るなど、適切な時期に必要な情報提供を実施する。

<実績>

年度	結婚・子育て応援サイトアクセス数 (万件)	おめでとうカード 発送数
R1	335	6,571
R2	1,063	6,148
R3	1,341	6,011

(23) 地域子育て支援センター事業

開始年度 平成7年度

根拠法令等	熊本市立地域子育て支援拠点条例 熊本市立地域子育て支援拠点施設条例施行規則 熊本市地域子育て支援拠点事業実施要綱	主務課	子ども支援課
		負担割合	国1/3, 県1/3, 市1/3

<目的・事業内容>

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、地域における子育て家庭の育児不安についての相談・指導及び子育てサークル等の活動支援、地域の子育て支援に関する情報提供等を行う地域子育て支援センターを設置する。

<実績>

年度	実施園数		決算額
	私立	公立	
H30	10	10	65,922
R1	9	10	68,041
R2	9	10	73,232
R3	8	10	73,923

<新型コロナウイルス感染拡大防止事業>

根拠法令等	①子ども・子育て支援交付金交付要綱 ②新型コロナウイルス感染症対策支援経費補助金交付要綱	主管課	子ども支援課
		負担割合	①国10/10 ②県10/10

<目的・事業内容>

市町村による事業所等へ配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発など新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るもの。

<実績>

年度	対象施設数		決算額
R1	私立9	公立10	0

R2	私立9	公立10	※1 16,226
R3	私立8	公立10	※2 4,539

※1 R1年度からR2年度への繰越し分(9,258)を含む。

※2 R2年度からR3年度への繰越し分。

(24) 乳幼児ママ・パパ教室

根拠法令等	乳幼児ママ・パパ教室実施要綱(平成21年11月24日制定)	主務課	子ども支援課
申請窓口	子ども支援課	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

人格形成の基礎を培う重要な時期である就学前の子どもを持つ保護者の団体やサークルに対し、講師の派遣、その他必要な支援を行い、家庭教育や子育てに関する学習会の開催、親子ふれあい活動の実施など、学習機会を提供することにより、子ども及び親の心身の成長を図るもの。

<実績>

年度	実施回数	参加人数(延べ)
H30	200	5,874
R1	176	4,967
R2	35	549
R3	49	931

(25) ファミリー・サポート・センター事業

開始年度 平成9年度

根拠法令等	熊本市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱	主務課	子ども支援課
申請窓口	ファミリー・サポート・センター<熊本> 事務局	負担割合	国1/3, 県1/3, 市1/3

<目的・事業内容>

子どもを預けたい者と子どもを預かりたい者からなる会員組織として、ファミリー・サポート・センター<熊本>を設置し、その会員が行う相互援助活動を支援することにより、仕事と育児を両立できる環境の整備を図るとともに、安心して子育てができる地域環境づくりを行うもの。

<実績>

年度	依頼会員(人)	協力会員(人)	両方会員(人)	活動件数(件)
H30	2,301	788	95	2,738(うち病児22)
R1	2,376	777	86	2,317(うち病児47)
R2	2,359	725	86	2,441(うち病児0)
R3	2,372	746	69	3,399(うち病児0)

<新型コロナウイルス感染拡大防止事業>

根拠法令等	子ども・子育て支援交付金交付要綱	主管課	子ども支援課
		負担割合	国10/10

<目的・事業内容>

市町村による事業所等へ配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発など新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るもの。

＜実績＞

年度	決算額
R1	0
R2	※1 456
R3	※2 299

※1 R1年度からR2年度への繰越し分

※2 R2年度からR3年度への繰越し分

＜利用料助成＞

根拠法令等	熊本市ファミリー・サポート・センター事業利用料補助 金交付要綱	主管課	子ども支援課
		負担割合	国1/3, 県1/3, 市1/3

＜目的・事業内容＞

新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校等の臨時休業等により、ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合において、利用料相当額を補助することにより、経済的負担の軽減を図り、子どもの安全が確保されるよう必要な支援を行うもの。

助成額：子ども1人当たり1時間800円を上限とし、かつ1日当たり6,400円を上限とする。

＜実績＞

年度	決算額
R2	112
R3	16,800

(26) つどいの広場事業

開始年度 平成21年度

根拠法令等	熊本市植木健康福祉センター条例 熊本市立地域子育て支援拠点条例 熊本市地域子育て支援拠点事業実施要綱	主務課	子ども支援課 健康福祉政策課
		負担割合	国1/3, 県1/3, 市1/3

＜目的・事業内容＞

乳幼児を持つ子育て中の親子が気軽につどい、うち解けた雰囲気の中で語り合うことによって、精神的な安心感をもたらし、問題解決の糸口となる機会を提供し、子育て親子の交流やつどいの場の提供、子育て等に関する相談、情報提供、講習会等を実施する。

＜実績＞ ※植木かがやき館内分

年度	年間利用人数	決算額
H30	3,459	834
R1	8,050	3,310
R2	1,329	3,310
R3	1,449	3,310

＜実績＞ ※熊本市現代美術館内 街なか子育てひろば分（平成26年6月開設）

年度	年間利用人数	決算額
H30	15,644	4,675

R1	19,186	4,475
R2	5,611	5,243
R3	3,244	5,205

中心市街地に土日祝日も気軽に立ち寄れる場として、熊本市現代美術館内に設置。

※夢もやい館内つどいの広場については、第3節にて記載

<新型コロナウイルス感染拡大防止事業>

根拠法令等	子ども・子育て支援交付金交付要綱	主管課	子ども支援課 健康福祉政策課
		負担割合	国10/10

<目的・事業内容>

市町村による事業所等へ配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発など新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るもの。

<実績>

年度	決算額	
	植木かがやき館内	街なか子育てひろば
R1	0	0
R2	※1 397	※1 489
R3	※2 298	※2 224

※1 R1年度からR2年度への繰越し分

※2 R2年度からR3年度への繰越し分

(27) 子ども・子育て支援新制度

保育所と幼稚園の一体型施設である認定こども園並びに家庭的保育、小規模保育、事業所内保育などの地域型保育の普及や地域子ども・子育て支援事業の充実を目的とした「子ども・子育て支援法」等が成立・公布され、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に本格的に実施された。引き続き、新制度の円滑な実施のために策定した「子ども・子育て支援事業計画」の適切な点検・評価を行う。

子ども・子育て支援事業計画の策定および進行管理

開始年度 平成27年度

根拠法令等	熊本市社会福祉審議会条例	主管課	子ども政策課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

子ども・子育て支援法第77条では、市町村の合議制機関(地方版子ども・子育て会議)を設置するよう努めるものとされており、本市では熊本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会がその事務処理にあっている。特定教育・保育施設等の利用定員の設定、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する。

(28) 児童館の管理運営

開始年度 昭和52年度

根拠法令等	熊本市児童館条例 熊本市児童館条例施行規則	主管課	子ども支援課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

総合出張所等に併設する児童館の適切な管理運営を行い、自由な遊びの中で集団的・個人的指導を通じ、幼児や児童の創造性や社会性の育成を図る。また、地域での子育てしやすい環境づくりを

推進するなど、児童の健全育成に必要な活動を実施する。

・設置場所

児童館10館（西原公園、南部、幸田、西部、秋津、龍田、託麻、東部、清水、花園）

・実施内容

- 1) 季節に応じた行事や地域の特色を活かした催しの開催
- 2) 朝の活動・児童クラブ活動の実施
- 3) 子育てほっとステーションとして、子育て支援に関する情報の提供
- 4) 母親クラブによる地域組織活動

<実績>

年度	利用者延数(人)										
	西原	南部	幸田	西部	秋津	龍田	託麻	東部	清水	花園	合計
H30	13,031	18,589	21,976	22,069	27,116	20,782	15,632	35,361	17,260	17,580	209,396
R1	9,360	15,885	20,408	20,088	20,597	17,884	13,384	28,285	15,730	16,333	177,954
R2	1,006	2,521	7,011	3,855	4,686	5,704	4,136	4,965	2,964	2,775	39,623
R3	1,586	3,062	5,779	3,448	3,713	3,720	3,400	3,922	2,965	2,505	34,100

<新型コロナウイルス感染拡大防止事業>

根拠法令等	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金交付要領	主管課	子ども支援課
		負担割合	県10/10

<目的・事業内容>

市町村による事業所等へ配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発など新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るもの。

<実績>

年度	決算額
R2	4,186
R3	2,685

(29) 民間児童館活動事業助成

開始年度 平成22年度

根拠法令等	熊本市民間児童館活動事業補助金交付要綱	主管課	子ども支援課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

地域児童の健全育成を図るため、地域の実情やニーズに応じた活動に取り組む民間児童館に対して支援を行う。

- ・民間児童館（桜ヶ丘児童館）

<実績>

年度	交付確定額
H30	1,500
R1	1,500
R2	1,500
R3	1,500

<新型コロナウイルス感染拡大防止事業>

根拠法令等	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金交付要領	主管課	子ども支援課
		負担割合	県10/10

<目的・事業内容>

市町村による事業所等へ配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発など新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るもの。

<実績>

年度	決算額
R2	294
R3	300

(30) 熊本市子ども文化会館

開始年度 平成6年度

根拠法令等	熊本市子ども文化会館条例 熊本市子ども文化会館条例施行規則	主管課	子ども支援課
		負担割合	市10/10

※令和3年度は子ども支援課が管理運営(令和4年3月より指定管理者による管理再開)

<目的・事業内容>

子ども支援・子育て支援施設として、子どもたちが遊びや学びなどの様々な活動に主体的に参加し、自主性や創造性、豊かな感性、思いやりの心などを養う活動体験支援事業や子育て支援事業を実施する。

<実績>

年度	利用者延数(人)
H30	341,498
R1	285,802
R2	34,589
R3	※0

※R3は大規模改修工事により休館

(31) 勤労青少年ホームの管理運営

開始年度 平成2年度

根拠法令等	熊本市勤労青少年ホーム条例 熊本市勤労青少年ホーム条例施行規則	主管課	子ども支援課 (勤労青少年ホーム)
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

勤労青少年の健全な育成と福祉の増進に寄与するため、熊本市勤労青少年ホームを設置する。

・実施内容

- 1) 生活、職業等に関する相談及び指導
- 2) グループ活動の推進及び指導
- 3) ボランティア活動及びレクリエーション活動の推進並びに指導
- 4) 一般教養及び実務教育に関する各種講座の開催

<実績>

年度	利用登録者数(人)	利用者延数(人)
H30	123	2,537
R1	113	2,442
R2	10	129
R3	16	93

(32) 立田山野外保育センター「雑草の森」管理運営費補助

開始年度 平成14年度

根拠法令等	立田山野外保育センター雑草の森運営に関する補助金 交付要綱	主管課	保育幼稚園課
		負担割合	市10/10

※一般社団法人熊本市保育園連盟が管理運営

<目的・事業内容>

自然の中でのびのびと遊び、児童相互と保護者や高齢者、障がい者等とのふれあいを通じて、児童の健全育成を図ることを支援する。

- ・利用対象者 就学前児童（市内在住者優先）

<実績>

年度	利用者延数(人)					合計	交付確定額 (千円)
	施設利用		屋外のみ利用		視察や 会議		
	宿泊	日帰り	団体	一般			
R1	2,424	7,171	1,793	1,605	872	13,865	7,700
R2	1,136	4,026	1,194	3,138	672	10,166	7,700
R3	1,119	4,386	1,257	2,678	651	10,091	7,700

(33) 城南児童館

開始年度 平成25年度

根拠法令等	熊本市児童館条例 熊本市児童館条例施行規則	主管課	子ども支援課
実施場所	城南児童館 (熊本市南区城南町舞原451-9)	負担割合	市10/10

※城南図書館管理運営共同企業体が管理運営（指定管理者）

<目的・事業内容>

熊本市・城南町新市基本計画に基づき、児童に健全な遊びの場を与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。

城南図書館併設で平成26年3月開設。

<実績>

年度	利用者数(人)
H30	59,122
R1	59,966
R2	20,217
R3	17,252

＜新型コロナウイルス感染拡大防止事業＞

根拠法令等	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金交付要領	主管課	子ども支援課
		負担割合	県10/10

＜目的・事業内容＞

市町村による事業所等へ配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発など新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るもの。

＜実績＞

年度	決算額
R2	495
R3	299

(34) 熊本市子どもの未来応援基金

開始年度 平成6年度

根拠法令等	熊本市子どもの未来応援基金条例 熊本市子どもの未来応援基金実施要綱	主管課	子ども政策課
		負担割合	市10/10

＜目的・事業内容＞

次代を担う子どもたち全てが、心豊かで健やかにたくましく育ててほしいという願いを込めて、子育てを市民みんなで支援していくことを目的とする。

子ども食堂や子育て支援活動、子どもたちの健全育成活動等を積極的に行っている個人、団体に対して助成を行う。

- ・基金残高（令和3年度末現在）420,729千円

＜実績＞

年度	助成件数	助成金額
R1	38	2,846
R2	28	2,248
R3	33	2,772

(35) 多子・多胎世帯子育て支援事業

根拠法令等	熊本県多子・多胎世帯子育て支援総合補助金交付要領	主管課	子ども政策課
		負担割合	県1/2 市1/2

＜目的・事業内容＞

多子・多胎世帯に対して、本市が実施する子育て支援サービス（病児病後児保育事業、ファミリーサポートセンター事業、一時預かり事業、産後ホームヘルプサービス事業、子育て短期支援事業、産後ケア事業）で使用することができる利用券を交付し、育児の精神的・経済的負担を軽減するとともに、安心して子育てができる環境を整備することを目的とする。

4 保育サービス及び幼児教育の充実

(36) 保育の利用

根拠法令等	児童福祉法第24条 子ども・子育て支援法 熊本市保育園条例	主管課	保育幼稚園課
		負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

保育所等の特定教育・保育施設は、保護者の就労、又は病気疾病等のため保育が必要な児童を保護者に代わって保育を行うことを目的とした施設であり、児童福祉法並びに子ども・子育て支援法施行後、本市では増大する保育需要に応えるため、保育所等の拡充や定員の増加を図り、要保育児童数を満たす定員数を確保してきた。一方、保育需要は、女性の社会進出、就業形態の多様化に伴う保育時間の延長要望などの保育ニーズの高まり多様な広がりを見せており、本市においても、夜間保育・延長保育・障がい児保育・一時保育に取り組む等保護者の利便性及び乳幼児の福祉の増進を図っている。

<実績>年度別保育所施設数及び入所状況

各年4月1日現在

年度	公私立	保育所数 (箇所数)	定員 (人)	申込児童数 (人)	入所児童数 (人)	入所率 (%)	待機児童数 (人)
R1	公立	19	1,805	1,812	1,765	97.78	0
	私立	243	18,881	20,219	19,664	104.14	6
	計	262	20,686	22,031	21,429	103.59	6
R2	公立	19	1,805	1,763	1,689	93.57	0
	私立	246	19,198	20,490	19,867	103.48	0
	計	265	21,003	22,253	21,556	102.63	0
R3	公立	19	1,805	1,658	1,634	90.52	0
	私立	247	19,437	20,077	19,714	101.42	0
	計	266	21,242	21,735	21,348	100.49	0

注:入所率(%)=入所児童数÷定員×100

(37) 保育士就職支援事業

開始年度 平成25年度

根拠法令等	保育士・保育所支援センター設置運営事業実施要綱(雇児発0417 第2号)	主管課	保育幼稚園課
		負担割合	国1/2,市1/2

<目的・事業内容>

待機児童解消のため保育所の整備等によって量的拡大を図る中、保育の担い手である保育士の確保が課題となっていることから、保育所に関する募集採用状況の把握、求職者のニーズにあった就職先の提案、求職者と雇用者双方のニーズ調整等を実施する「保育士再就職支援コーディネーター」を配置し、潜在保育士等の就職を支援することを目的とする。

<実績>

年度	求職登録者数	紹介件数	就職件数
R1	62	25	22
R2	43	16	14
R3	38	14	11

(38) 保育士資格及び幼稚園教諭免許状取得支援

開始年度 平成27年度

根拠法令等	保育士資格取得支援事業実施要綱、教育支援体制整備事業費交付金交付要綱	主管課	保育幼稚園課
申請窓口	保育幼稚園課	負担割合	国県1/4,市1/4 申請者1/2

<目的・事業内容>

学校教育と保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園に配置することとなっている幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する保育教諭の確保を図るとともに、幼稚園教諭免許状を有する者及び保育所等に勤務している保育士資格を有していない者の保育士資格取得を支援することにより保育教諭及び保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

- (1) 保育教諭確保のための保育士資格または幼稚園教諭免許状取得支援事業
- (2) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業

<実績>

年度	補助件数	補助額(千円)
R1	33	1,359
R2	4	133
R3	5	146

(39) 児童福祉施設整備費助成

開始年度 平成8年度

根拠法令等	保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱	主管課	保育幼稚園課
申請窓口	保育幼稚園課	負担割合	国1/2、市1/4、事業者1/4

<目的・事業内容>

耐震性の低い既存施設(旧耐震基準に基づく施設又は老朽度調査等により施設整備の必要性の高い施設)の老朽改築整備に要する経費について補助し、子供を安心して育てることができる体制の整備を促進すること及び保育所等待機児童の解消を図ることを目的とする。

<実績>

年度	件数(施設数)	決算額(千円)
R1	3.24	※655,463
R2	3.76	※765,747
R3	1.37	306,819

※支出は翌年度に繰り越して実施

(件数の小数点については二ヶ年事業のため、進捗率で表示)

(40) 産休等代替職員費助成

開始年度 平成8年度

根拠法令等	熊本市児童福祉施設等産休等代替職員費補助金交付要綱	主管課	保育幼稚園課
		負担割合	市10/10

※平成22年度より児童養護施設、乳児院等が市の所管となったため子ども政策課でも実施。ほか、障がい保健福祉課、介護保険課も対象。

<目的・事業内容>

児童福祉施設等の職員が出産又は傷病のため、長期間に亘って継続して休暇を必要とする場合、その職員の職務を行わせるための産休等代替職員を当該児童福祉施設等の長が臨時的に雇用したとき、その所要経費を補助することをもって職員の母体の保護又は専心療法の保障を図りつつ、施設における児童等の処遇の正常な実施を確保するものである。

<実績>

保育幼稚園課実施分

年度	実施数		決算額
	産休等職員数	実施園数	
R1	14人	9	3,849
R2	13人	9	3,614
R3	5人	5	1,842

子ども政策課実施分

年度	実施数		決算額
	産休等職員数	実施施設数	
R1	0人	0	0
R2	1人	1	237
R3	0人	0	0

(41) 認可外保育施設助成

開始年度 平成20年度

根拠法令等	熊本市認可外保育施設補助金交付要綱	主管課	保育幼稚園課
申請窓口	保育幼稚園課	負担割合	国1/3(職員健康診断に係る経費のみ)

<目的・事業内容>

認可外保育施設の園児・職員の健康診断や賠償責任保険掛金等にかかる経費に対する助成を行う。

<実績>

年度	助成件数	決算額(百万円)
R1	35	11
R2	33	9
R3	30	10

(42) 認可外保育施設保育環境向上事業

根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法 第59条 ・熊本市認可外保育施設指導監督要綱 ・熊本市認可外保育施設指導監督基準適合証明書交付要綱 	主管課	保育幼稚園課
		負担割合	国1/3,県1/3,市1/3

<目的・事業内容>

認可外保育施設における適正な保育の質を確保するため、施設に対して巡回支援や指導、立入調査を実施する。保育士または栄養士・管理栄養士の専門知識を活かし、施設に対して指導等を行うことにより、よりの確な保育環境の充実と、児童の処遇向上に繋げることを目的とする。

<実績>

年度	立入調査施設数	巡回支援施設数	決算額(千円)
R1	113	0	4,511

R2	14	0	4,605
R3	34	0	5,295

(43) 熊本市保育園連盟助成

開始年度 昭和53年度

根拠法令等	熊本市保育所運営円滑化事業費補助金交付要綱	主管課	保育幼稚園課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

熊本市保育園連盟は、市内の私立保育所等が加入する団体であり、保育関係者の資質の向上及び児童の福祉の向上等を図ることを目的として、人材確保事業や研修事業等に対する助成を行う。

<実績>

年度	決算額
R1	6,072
R2	6,072
R3	6,072

(44) 保育所入退所関係事務

開始年度 平成29年度

根拠法令等	子ども・子育て支援法	主管課	保育幼稚園課
実施場所	各区保健子ども課	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

会計年度任用職員を各区に配置し、各区役所保健子ども課における保育所等の入退所関係事務を適切かつ円滑に行う。

<実績>

年度	人数	決算額(千円)
R1	5	9,753
R2	5	11,271
R3	5	12,169

(45) 施設型給付

開始年度 平成27年度

根拠法令等	子ども・子育て支援法	主管課	保育幼稚園課
		負担割合	国1/2,県1/4,市1/4

<目的・事業内容>

子ども子育て支援新制度へ移行する幼稚園、保育所、及び認定こども園に対し施設型給付費を支給する。

<実績>

年度	児童数				決算額(百万円)
	3号(民生費)	2号(民生費)	1号(教育費)	合計	
R1	98,717	131,409	56,403	286,407	22,784
R2	97,978	133,868	60,024	291,870	24,498
R3	96,672	133,784	56,389	286,845	24,365

(46) 地域型保育給付

開始年度 平成27年度

根拠法令等	子ども・子育て支援法	主管課	保育幼稚園課
		負担割合	国1/2,県1/4,市1/4

<目的・事業内容>

子ども・子育て支援法に基づき、3歳未満の保育を必要とする児童の保育を行う地域型保育事業所(小規模保育・家庭的保育・事業所内保育)に対し、地域型保育給付費を支給する。

<実績>

年度	児童数	決算額(百万円)
	3号(民生費)	
R1	16,406	2,918
R2	16,091	2,950
R3	15,699	2,883

(47) 公立保育所整備

根拠法令等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	主管課	保育幼稚園課
実施場所	公立保育園19園	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

公立保育所の老朽化に伴う施設設備及び安全管理に伴う施設設備の改修工事並びに設計委託、その他施設設備の維持管理を行うことにより福祉の向上を図る。

<実績>

年度	件数(工事・委託)	決算額(千円)
R1	3	41,644
R2	6	29,170
R3	13	319,416

(48) 利用者支援専任チーム

開始年度 平成27年度

根拠法令等	子ども・子育て支援法	主管課	保育幼稚園課
実施場所	各区保健子ども課	負担割合	国2/3,県1/6,市1/6

<目的・事業内容>

利用者支援員を各区に分散配置し、利用者の個別ニーズの把握と、円滑な保育施設利用に向けた支援(入所斡旋)を行うとともに、定期的に集合し、行政区間の情報共有と利用希望者に対する全市的な対応を行う利用調整会議を開催することで、待機児童対策の柱としている「入所業務の改善」を図る。また、出張相談等を実施し、より多くの利用者へ保育施設入所の支援を行っている。

<実績>

年度	入所斡旋及び相談件数	決算額(千円)
R1	22,513	14,436
R2	22,219	15,958
R3	20,434	17,435

(49) 家庭的保育事業

開始年度 平成24年度

根拠法令等	子育て支援員研修事業実施要綱 多様な保育研修事業実施要綱	主管課	保育幼稚園課
申請窓口	保育幼稚園課	負担割合	国1/2,市1/2

<目的・事業内容>

子ども・子育て支援法に基づく給付として実施される家庭的保育等について、当該業務の従事にあたっては保育者が一定の研修を修了することが必要であることから、家庭的保育者等に必要な知識の修得、資質を確保するために必要な研修を実施するもの。

研修内容

- ◆子育て支援員研修(地域保育コース):家庭的保育者等の就業前研修
- ◆現任研修、フォローアップ研修:家庭的保育者等の資質向上を図る目的で実施する研修

<実績>

年度	子育て支援員研修 受講者数(修了者数)	現任研修、フォローアップ研修 受講者数	決算額 (千円)
R1	100(97)	176	360
R2	33(33)	※0	270
R3	106(86)	518	488

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため研修未実施

(50) 一時預かり事業

開始年度 平成2年度

根拠法令等	熊本市私立保育所等一時預かり事業実施要綱 熊本市私立保育所等一時預かり事業費補助金交付要綱	主管課	保育幼稚園課
		負担割合	国1/3, 県1/3, 市1/3

<目的・事業内容>

保護者の非定型的就労や緊急時に、保育が必要な児童を保育所において週3日程度を目安に受け入れることにより児童の健全育成を図ることを目的とする。

<実績>

年度	実施園数	決算額(千円)
R1	10	14,768
R2	9	11,343
R3	10	10,049

(51) 延長保育促進

開始年度 平成12年度

根拠法令等	熊本市私立保育所等延長保育促進事業費補助金交付要綱	主管課	保育幼稚園課
		負担割合	国1/3、県1/3、市1/3

<目的・事業内容>

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所等が自主的に延長保育に取り組む場合、補助を行う。開所時間(11時間以上)終了後、30分以上の標準時間延長保育及び開所時間内に短時間認定児の短時間延長保育を行う保育所等に助成を行う。

<実績>

年度	実施園	決算額(千円)
R1	177	133,065
R2	154	92,430
R3	173	103,603

(52) 子育て短期支援事業

開始年度 平成6年度

根拠法令等	児童福祉法第6条の3第3項	主務課	子ども政策課
申請窓口	区役所保健子ども課	負担割合	国1/3、県1/3、市1/3

<目的・事業内容>

児童を養育している家庭の保護者が何らかの理由で、児童の世話が一時的に困難となった場合等に、その児童を児童福祉施設において一定期間、養育・保護することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

1) ショートステイ事業

保護者が病気や冠婚葬祭などの社会的理由等によって、家庭における児童の世話が一時的に困難となった場合や経済的な理由等で緊急一時的に母子の保護が必要な場合に、児童福祉施設等において一定期間(原則として7日以内)お預かり又は保護する制度。

2) トワイライトステイ等事業

保護者が、仕事等の事由によって帰宅が夜間にわたる場合や休日に不在の場合に、その児童を児童福祉施設に通所させ、生活指導や食事の提供等を行う制度。

<実績>

年度	利用人数(利用日数)	
	ショートステイ事業	トワイライトステイ等事業
R1	93人(543日)	19人(35日)
R2	70人(655日)	5人(10日)
R3	60人(439日)	8人(29日)

(53) 病児・病後児保育事業(病児対応型)

開始年度 平成11年度

根拠法令等	病児・病後児保育事業(病児・病後児対応型)事業実施要綱	主務課	子ども支援課
-------	-----------------------------	-----	--------

実施場所	委託施設 エーネホーム（慈愛園乳児ホーム）・みるく病児保育センター・ グリム病児保育室（おがた小児科内）・ベビーベアホーム（病児 保育室熊本乳児院）・病児保育みらい（このみやクリニック内）・ 病児保育エミー（えがみ小児科内）、病児保育室いちご（雁回ま こと保育園内）、病児・病後児保育ふわっと（ふわわ保育園内）	負担割合	国1/3 県1/3 市1/3
------	--	------	----------------------

<目的・事業内容>

小学6年生までの児童が病気あるいは、病気回復期において集団保育が困難な児童を専用の施設で一時的に預かることで、保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童福祉の向上を図るもの。

<実績>

年度	年間延利用者数(人)	決算額
H30	5,653	94,474
R1	5,336	96,021
R2	2,174	98,005
R3	3,059	93,628

利用料金は1日2,000円となっており、平成26年4月から利用料減免制度を開始した（生活保護受給世帯は利用料全額免除、市県民税非課税世帯は利用料半額免除）。

平成31年4月より連携自治体在住の小学6年生までの児童も利用可能となった。（宇城市・合志市・菊陽町・西原村・嘉島町・玉東町・高森町・大津町・菊池市・益城町）

<新型コロナウイルス感染拡大防止事業>

根拠法令等	①子ども・子育て支援交付金交付要綱	主管課	子ども支援課
	②新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金交付要領	負担割合	①国10/10 ②県10/10

<目的・事業内容>

市町村による事業所等へ配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発など新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るもの。

<実績>

年度	対象施設数	決算額
R1	8	0
R2	8	※7,043
R3	8	2,051

※R1年度からR2年度への繰越し分(3,865)を含む。

(54) 熊本市私立学校(幼稚園)補助金

開始年度 平成21年度

根拠法令等	熊本市私立学校(幼稚園)補助金交付要綱	主管課	保育幼稚園課
申請窓口	保育幼稚園課	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

熊本市内の私立学校(幼稚園)を設置する法人に対し、職員の研修経費の一部を補助する。

<実績>

年度	対象園数	決算額(千円)
R1	15	13,494
R2	11	9,896
R3	10	8,942

(55) 子ども子育て支援関連事務

開始年度 令和2年度

根拠法令等	子ども・子育て支援法	主管課	保育幼稚園課
申請窓口	保育幼稚園課、各区保健子ども課	負担割合	一部県補助あり

<目的・事業内容>

令和元年(2019年)10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、施設等利用給付認定業務及び施設等利用費支払い業務、認可外施設指導強化、保育料等納入対策を行う。

<実績>

年度	決算額(千円)
R2	15,335
R3	12,285

(56) 保育所等新型コロナウイルス感染症対策経費補助

開始年度 令和元年度

根拠法令等	熊本市保育所等新型コロナウイルス感染症対策経費補助金交付要綱	主管課	保育幼稚園課
		負担割合	国10/10

<目的・事業内容>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、本市の子どもを安心して育てることができる環境整備を図るため、保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設に対し補助を行うもの。

<実績>

年度	実施園数	決算額(千円)
R1	212	61,006
R2	308	234,759
R3	314	180,306

5 子育てにおける経済的な負担の軽減

(57) 待機児童支援助成

開始年度 平成27年度

根拠法令等	熊本市待機児童支援助成事業補助金交付要綱	主管課	保育幼稚園課
申請窓口	保育幼稚園課 各区役所保健子ども課	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

認可保育所の入所要件を満たしているが、入所できずに認可外保育施設を利用している保護者に対して、利用料の一部を助成する。

<実績>

年度	認定月数	決算額(千円)
R1	250	2,537
R2	105	1,214
R3	59	556

(58)実費徴収に係る補足給付事業

開始年度 平成27年度

根拠法令等	熊本市特定教育・保育等における実費徴収に係る補足給付費補助金交付要綱	主管課	保育幼稚園課
申請窓口	保育幼稚園課	負担割合	国1/3,県1/3,市1/3

<目的・事業内容>

生活保護世帯を対象に、保育所、認定こども園等が徴収する保育料以外の教材費などの「実費徴収」に対して費用の一部の補助を行う。

<実績>

年度	対象児童数	決算額(千円)
R1	129	1,433
R2	118	960
R3	117	1,031

(59)認可外保育施設等利用給付

開始年度 令和元年度

根拠法令等	子育てのための施設等利用給付	主管課	保育幼稚園課
申請窓口	保育幼稚園課	負担割合	国1/2,県1/4,市1/4

<目的・事業内容>

幼児教育無償化に伴う認可外保育施設等利用者に対する給付費の支給を行う。

<実績>

年度	給付件数	決算額(千円)
R1	742	70,441
R2	2,792	292,731
R3	2,689	291,608

(60) 幼稚園預かり保育利用給付

開始年度 令和元年度

根拠法令等	子育てのための施設等利用給付	主管課	保育幼稚園課
申請窓口	保育幼稚園課	負担割合	国1/2,県1/4,市1/4

<目的・事業内容>

幼児教育無償化に伴う幼稚園預かり保育利用者に対する給付費の支給を行う。

<実績>

年度	給付件数	決算額(千円)
R1	1,583	18,381
R2	5,641	72,624
R3	6,025	88,541

(61) 私立幼稚園等利用給付費

開始年度 令和元年度

根拠法令等	子育てのための施設等利用給付	主管課	保育幼稚園課
申請窓口	保育幼稚園課	負担割合	国1/2,県1/4,市1/4

<目的・事業内容>

子ども子育て支援新制度未移行の幼稚園等に対して施設等利用給付費を支給する。

<実績>

年度	対象園数	決算額(千円)
R1	23	358,445
R2	25	531,735
R3	16	473,207

(62) 子ども医療費助成

開始年度 昭和48年度

根拠法令等	熊本市子ども医療費助成規則	主務課	子ども支援課
申請窓口	区役所保健子ども課、総合出張所	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

養育者の経済的負担を軽減するとともに、子どもの健康保持と健全な育成を図るため、子どもの医療費を助成し子育て支援を図る。

・助成対象

保険診療による一部負担金相当額を助成。

年齢	自己負担額
0歳～中学校3年生	医科(3歳以上小学校6年生以下1医療機関につき月額700円、中学校1年生以上中学校3年生1医療機関につき月額1200円自己負担)
	歯科(5歳以上小学校6年生以下1医療機関につき月額700円、中学校1年生以上中学校3年生1医療機関につき月額1200円自己負担)
	調剤(3歳以上小学校6年生以下1医療機関につき月額700円、中学校1年生以上中学校3年生1医療機関につき月額1200円自己負担)

<実績>

年度	助成件数(件)	決算額
H30	1,113,418	1,848,181
R1	1,171,100	1,964,626
R2	925,320	1,641,648
R3	1,017,390	1,912,299

(63) 未熟児養育医療

開始年度 昭和59年度

根拠法令等	母子保健法 第20条	主務課	子ども政策課
申請窓口	区役所保健子ども課	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

未熟児は、呼吸機能、哺育能力、神経学的所見などの生命維持が胎外生活に適応できるまで、生後速やかに適切な処置を講じることが必要である。このため、病院又は診療所に入院を必要とする1歳未満の未熟児に対して、その養育に必要な医療の給付を行う。

<実績>

年度	実人員	延件数	決算額
R1	445	928	116,819
R2	483	1,008	133,545
R3	530	1,091	118,865

(64) 小児慢性特定疾病医療支援

開始年度 平成8年度
(平成27年1月1日制度改正)

根拠法令等	児童福祉法第19条の2 熊本市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱	主務課	子ども政策課
申請窓口	区役所保健子ども課	負担割合	国1/2, 市1/2

<目的・事業内容>

小児慢性疾病のうち、特定疾病については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となり、放置すると児童の健全育成を阻害することとなるため、健全育成の観点から、患者家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する。

また、平成18年度より当該患者の日常生活の便宜を図るために日常生活用具の給付を開始した。

<実績>

年度	実人員	延件数	決算額
R1	934	12,220	250,166
R2	994	14,020	256,042
R3	970	14,539	262,641

令和3年度給付内訳

	計(人)
悪性新生物	127
慢性腎疾患	97
慢性呼吸器疾患	44
慢性心疾患	150

内分泌疾患	211
膠原病	20
糖尿病	53
先天性代謝異常	25
血液疾患	24
免疫疾患	6
神経・筋疾患	96
慢性消化疾患	77
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	20
皮膚疾患	4
骨系統疾患	12
脈管系疾患	4
合 計	970

・長期療養中の子どもと暮らす家族の集い

長期療養中の児童と暮らす家族や長期療養の経験のある人が交流し、相談や助言を行うことで、家族の不安の解消を図ることを目的に開催している。

<実 績>

年 度	開催回数	延参加者数
R1	7	89
R2	5	32
R3	6	48

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の状況をふまえ、対面又はオンラインで開催

(65) 児童手当給付

開始年度 昭和47年度

根拠法令等	児童手当法 児童手当の支払いに関する熊本市規則	主 務 課	子ども支援課
申請窓口	区役所保健子ども課、総合出張所	負担割合	0～3歳未満 (被用者) 国37/45 県4/45 市4/45 (非被用者) 国4/6 県1/6 市1/6 3歳以上小学校終了前 国4/6 県1/6 市1/6 中学生 国4/6 県1/6 市1/6 所得制限以上世帯 国4/6 県1/6 市1/6

<目的・事業内容>

次代の社会を担う子どもの育ちを支援する。

・対象

中学校修了前の子どもを監護し、かつ生計を同じくするか、生計を維持する養育者

・支給内容

0歳～3歳未満	月額15,000円
3歳～小学校修了前（第1子、第2子）	月額10,000円
3歳～小学校修了前（第3子以降）	月額15,000円
中学生	月額10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合、特例給付として児童1人あたり月額一律5,000円。令和4年6月分の手当より、児童を養育している方の所得が所得上限限度額以上の場合、手当の支給なし。

＜実績＞ 平成24年4月1日施行

年度	受給者数(人)	給付総額
R2年2月定期時	54,502	4,006,565
R3年2月定期時	53,808	3,957,020
R4年2月定期時	52,954	3,922,335

(66) 多子世帯副食費助成事業(保育園) 開始年度 令和元年度

根拠法令等	熊本市特定教育・保育等における実費徴収に係る補足給付費補助金交付要綱	主管課	保育幼稚園課
申請窓口	保育幼稚園課	負担割合	国1/3,県1/3,市1/3

＜目的・事業内容＞

2019年10月からの幼児教育・保育の無償化以前に本市独自施策により保育料が副食費よりも低くなっていた世帯を対象に副食費相当額を助成する。

＜実績＞

年度	対象児童数	決算額(千円)
R1	1,420	35,140
R2	1,758	75,753
R3	1,869	82,137

(67) 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業

根拠法令等	令和2年度熊本市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱	主管課	子ども支援課
申請窓口	子ども支援課	負担割合	国10/10

＜目的・事業内容＞

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして児童手当を受給する世帯に対し、臨時給付金を支給する。

※令和2年度のみ事業

・支給対象者

令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当を受給している方

※児童手当特例給付受給者を除く

・対象児童

平成16年4月2日から令和2年3月31日までの間に出生した児童

・支給額

対象児童1人につき、10,000円

<実績>

年度	受給者数（人）	児童数（人）	支給額
R2	57,881	100,125	1,001,250

(68)子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付)

根拠法令等	令和3年度熊本市子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付)支給事務実施要綱	主管課	子ども支援課
申請窓口	子ども支援課	負担割合	国10/10

<目的・事業内容>

新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、子育て世帯を支援する取り組みの一つとして、臨時・特別の一時金を支給する。

・支給対象者

- ①令和3年9月分の児童手当を熊本市から受給した方
 - ②①以外の令和3年9月30日時点で熊本市に住所のある方で、対象児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い方
- ※児童手当制度の準じた所得制限あり

・対象児童

平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に出生した児童

・支給額

対象児童1人につき、100,000円

◎支援給付金

離婚等により、新たに対象児童の養育者となっているにもかかわらず、既に元養育者に給付金が支給され、給付金を受け取っていない方に対し、支給するもの。

(元養育者より給付金を受領している場合は当該受領分を控除し、支給)

<実績> ※支援給付金含む

年度	受給者数（人）	児童数（人）	支給額
R3	66,553	116,825	11,681,980
R4	535	564	56,005

6 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への支援

(69) 要保護児童対策事業

開始年度 平成12年度

根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律	主管課	子ども政策課
		負担割合	一部国庫補助あり

<目的・事業内容>

複雑かつ深刻化する児童虐待に対応するために、平成18年6月「熊本市要保護児童対策地域協議会」を設置した。児童虐待をはじめとする要保護児童対策として、支援の過程で切れ目のない総合的な支援をさらに充実させることを目的として、平成24年度に政令指定都市移行による組織体制の変更に伴い、構成機関の見直しを行うとともに区連絡会議を新設するなど区役所を含めた運営体制の見直しを行った。

令和2年4月、区保健子ども課に「熊本市子ども家庭総合支援拠点」を設置し、相談体制の充実、育児不安を抱える家庭への更なる支援強化に努めている。

また、児童虐待防止推進月間である11月を中心にオレンジリボンキャンペーンを市内一円で実施し、オレンジリボンサポーターを養成している。

<実績>

年度	相談受付件数	実務者会議 開催回数	区連絡会議 開催回数	講演会 参加者数	決算額(千円)
R1	331	5	59	254	12,980
R2	384	5	60	750	24,648
R3	351	5	60	750	22,119

※オレンジリボンサポーター養成講習会参加者数(8,100人)(累計)

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大のため講習会によるオレンジリボンサポーター養成を実施せず、代替としてお城まつりでのチラシ配布、SNS 広告バナーを利用した周知啓発活動を実施(対象者750人)

(70) 児童入所施設活動支援

開始年度 平成22年度

根拠法令等	児童福祉法	主管課	子ども政策課
		負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

熊本県、熊本県養護協議会、熊本県社会福祉協議会との共催により、児童福祉施設入所者親善等のスポーツ大会等を実施している。

児童福祉施設に入所している児童を年末に慰問訪問し、記念品を贈呈する。訪問及び費用については県・市の各所管施設分を担当して実施している。

<実績>

年度	決算額
R1	139
R2	48
R3	124

(71) 児童相談所

事業開始年度 平成22年度

根拠法令等	児童福祉法 熊本市児童相談所設置条例	主管課	児童相談所
実施場所	熊本市児童相談所 (熊本市中央区大江5丁目1番50号)	負担割合	一部国庫補助あり

<目的・事業内容>

子どもたちの健やかな育ちを応援するために、相談内容によって児童福祉司や児童心理司、医師などの専門スタッフが問題の解決に向けて一緒に考え、必要な支援を行う。

- 児童に関する専門的な知識及び技術を要する相談。
- 児童等に対する調査、社会診断、心理診断及び医学診断並びに指導。
- 児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・里親等への措置。
- 里親の登録等。
- 児童措置費負担金の認定。
- 障害児入所給付費等の支給決定。
- 児童の療育手帳に係る判定。
- 児童の一時保護。
- 虐待通告は24時間365日受付対応。
- 施設入所者で18歳到達により措置解除になった者への就学、就労支援

相談種別		令和元年度 対応件数	令和2年度 対応件数	令和3年度 対応件数
養護相談	児童虐待相談	1,114件	1,360件	1,325件
	その他の養護相談	475件	414件	406件
	小計	1,589件	1,774件	1,731件
保健相談		0件	0件	0件
障害相談		684件	607件	685件
非行相談		80件	65件	89件

育成相談	性格行動相談	158 件	164 件	147 件
	不登校相談	46 件	29 件	33 件
	適性相談	0 件	0 件	0 件
	育児・しつけ相談	8 件	6 件	6 件
	小計	212 件	199 件	186 件
その他の相談		60 件	69 件	103 件
計		2,625 件	2,714 件	2,794 件

(72) 助産施設への入所

根拠法令等	児童福祉法第22条	主務課	子ども政策課
申請窓口	区役所保健子ども課	負担割合	国1/2, 市1/2

<目的・事業内容>

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設。

<実績>

年度	人員 (人)	措置費(円)		徴収金(円)※	
		措置費	一人当り	徴収対象者数	金額
R1	78	36,308,899	465,498	47	3,929,000
R2	84	41,650,504	495,839	54	4,069,800
R3	74	32,497,440	439,154	49	3,770,000

※徴収金：生活保護世帯0円、市民税非課税世帯81,600円又は83,800円（世帯の状況により異なる）（制度適用外費用あり）

(73) 母子生活支援施設への入所

根拠法令等	児童福祉法第23条	主務課	子ども政策課
申請窓口	区役所保健子ども課	負担割合	国1/2, 市1/2

<目的・事業内容>

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

<実績>

各年4月1日現在

年度	管内施設数(箇所)	入所世帯数(市内)	入居世帯数(市外)
R1	2	12	19

援助を必要とする子どもや子育て家庭への支援

R2	2	16	23
R3	2	13	24

(74) 社会的養育の推進

開始年度 平成28年度

根拠法令等	児童福祉法	主管課	子ども政策課
		負担割合	一部国庫補助あり

<目的・事業内容>

国の「新しい社会的養育ビジョン」を受けて熊本県と連携して策定した「熊本県社会的養育推進計画」(令和2年3月策定、計画期間令和2年度～令和11年度)に沿って、施設の小規模化を進めるとともに、里親制度をさらに推進し、家庭的な養育環境の整備を図る。

<実績>

年度	決算額 (施設小規模化整備費助成)
R1	0
R2	※52,530
R3	※13,406

※繰越分含む

(75) 児童発達支援事業

開始年度 平成16年度

根拠法令等	熊本市児童発達支援ルーム条例	主管課	保育幼稚園課
実施場所	熊本市中央児童発達支援ルーム(城東保育園) 熊本市西児童発達支援ルーム(中島保育園) 熊本市北児童発達支援ルーム(麻生田保育園) 熊本市横手児童発達支援ルーム(横手保育園)	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

障がいのある就学前の児童を対象に、日常生活における基本的動作の指導及び集団生活への適応の訓練を行う。

<実績>

年度	決算額
R1	8,662
R2	8,672
R3	9,097

(76) 障がい児保育事業費助成

開始年度 昭和55年度

根拠法令等	熊本市障がい児保育事業実施要綱	主管課	保育幼稚園課
	熊本市私立保育所等障がい児保育事業費補助金交付要綱	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

保育が必要な心身に障がいのある児童を、一般の児童とともに保育をすることにより、健全な社会性、情緒等の発達を目指すため、障がい児を受け入れた場合に助成を行う。

<実 績>

年 度	私立				公立				決算額
	実施園数	軽度(人)	中度(人)	中度より重い(人)	実施園数	軽度(人)	中度(人)	中度より重い(人)	
R1	79	194	44	24	19	103	19	7	129,493
R2	86	221	42	24	19	108	13	8	136,403
R3	87	233	34	18	19	97	23	8	139,321

(77)子ども・若者総合相談センター

開始年度 平成26年度

根拠法令等	熊本市子ども・若者総合相談センター規則	主管課	子ども支援課 (子ども・若者総合相談センター)
実施場所	子ども・若者総合相談センター (熊本市中央区大江5丁目1-1 ウェルパルクまもと2階)	負担割合	一部国補助あり

<目的・事業内容>

平成26年4月より、子ども・若者育成支援推進法第13条に基づき、「子ども・若者総合相談センター」開設。

電話相談、その他メールや面接等により、子ども・若者に関するあらゆる相談に応じ、情報の提供及び助言、関係機関の紹介を行い、緊急・困難なケースを関係機関と連携し早期支援につなぐ。

電話相談 平日 月～金曜日 午前8時30分から午後9時

面接相談 平日 月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分

メール相談 24時間受付(返信時間:平日 月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分)

<実 績>

1)総相談案件数

(単位 件)

年 度	電話	面接	メール	FAX	合計
R1	5,613	62	361	0	6,036
R2	6,382	16	350	0	6,748
R3	2,364	26	502	-	2,892

2)相談対象者別の案件数

援助を必要とする子どもや子育て家庭への支援

年 度	単 位	乳幼児	小学生	中学生	高校生	その他の 10代	20歳以上	不明	合計
R1	件	364	589	419	457	256	2,377	1,574	6,036
	%	6.0	9.8	6.9	7.6	4.2	39.4	26.1	100
R2	件	327	649	454	344	218	3,598	1,158	6,748
	%	4.9	9.6	6.7	5.1	3.2	53.3	17.2	100
R3	件	75	273	222	208	26	2,022	66	2,892
	%	2.5	9.4	7.7	7.2	0.9	70	2.3	100

3) 主な相談内容件数

年 度	単 位	学 校 ・ 先 生	家 族 内 ・ 保 護 者	職 場 と の 関 係	そ の 他 の 関 係 (学 校 ・ 家 庭 ・ 職 場 以 外)	健 康 問 題 ・ 発 育 発 達 ・ 障 が い	育 成 (関 り ・ 問 題 行 動)	将 来 不 安 ・ 生 活 上 の 問 題)	性 ・ 異 性	妊 娠 ・ 出 産	養 護	児 相 へ の 連 絡	問 合 せ な だ	合 計
R3	件	171	209	94	225	354	212	1,296	100	8	16	-	207	2,892
	%	5.9	7.2	3.2	7.8	12.2	7.3	44.8	3.5	0.3	0.6	-	7.2	100

(78) 子ども発達支援センター運営

開始年度 平成20年度

根拠法令等	熊本市子ども発達支援センター条例	主 管 課	子ども発達支援センター
実施場所	子ども発達支援センター (熊本市中央区大江5丁目1番1号 総合保健福祉センター2階)	負 担 割 合	市10/10

※平成20年度に「こどもの発達相談室」から「子ども発達支援センター」に組織改編

<目的・事業内容>

障がい又はその疑いのある子どもが、家庭や保育園、学校等での生活が円滑に送れるよう、医師や専門のスタッフが個々の状況に応じた支援を行う。

<職員体制> ※令和4年5月1日現在

常勤職員：医師2、保育士5、作業療法士2、理学療法士1、

心理相談員5、言語聴覚士4、事務職2、教育支援相談員2

会計年度任用職員：言語聴覚士1、心理相談員8、作業療法士1、教育支援相談員4、保育士4

派遣医師：小児科医1、精神科医1

<実 績>

年 度	新規相談件数	継続相談件数	合 計	決算額(千円)
R1	1,004	8,826	9,830	27,810
R2	830	9,082	9,912	29,012
R3	1,014	9,781	10,795	30,297

総相談支援延数

単位:件

支援区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
電話相談	5,040	6,261	6,123
来所相談	3,975	3,254	4,173
訪問相談	99	70	29
ペアレントトレーニング事業	383	130	278
子育てスマイル相談	333	197	192
合計	9,830	9,912	10,795

(79) 療育支援ネットワーク会議

開始年度 平成16年度

根拠法令等	熊本市療育支援ネットワーク会議設置要綱	主管課	子ども発達支援センター
		負担割合	市10/10

※平成20年度に「療育ネットワーク連絡会」から「療育支援機関ネットワーク会議」に名称変更

※平成22年度に「療育支援機関ネットワーク会議」から「療育支援ネットワーク会議」に名称変更

<目的・事業内容>

市域の医療・福祉・保育・教育等の機関や施設が、各々の分野で療育の役割を分担して受け持つ、ネットワーク型の療育システムを構築するため、「熊本市療育支援ネットワーク会議」を設置し、代表者会議を通して、実務面での緊密な連携を図る。

<実績>

年度	代表者会議 実施回数	分科会 実施回数	決算額(千円)
R1	1	0	90
R2	1	0	100
R3	1	0	100

(80) 私立幼稚園等特別支援教育助成

開始年度 令和元年度

根拠法令等	熊本市私立幼稚園等特別支援教育助成事業費補助金 交付要綱	主管課	保育幼稚園課
申請窓口	保育幼稚園課	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

幼稚園等における特別支援教育を推進するための環境づくりに向けて、特別支援教育に関する理解促進のための研修経費に対して助成を行う。

<実績>

年度	決算額(千円)
R1	1,237
R2	1,290
R3	303

(81) 児童養護施設等の職員人材確保

開始年度 令和元年度

根拠法令等	熊本市児童養護施設等の職員人材確保事業 補助金交付要綱	主管課	子ども政策課
		負担割合	国 1/2, 市 1/2

<目的・事業内容>

児童養護施設等における実習生の就職を促進することにより、職員の人材確保を図ることを目的とする。

児童養護施設等が実習を受けた学生を、就職前に一定期間非常勤職員として採用する場合に、その雇用に対し予算の範囲内で補助金を交付する。

<実績>

年度	件数	平均日数	決算額
R1	1	10日	37
R2	1	16日	60
R3	1	9日	33

(82) 障がい児受入体制の充実

開始年度 平成16年度

根拠法令等	熊本市子ども発達支援センター条例	主管課	子ども発達支援センター
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

療育関係職員の資質向上を図り、地域での障がい児の受入体制の充実を図るため、障がいに関する知識や療育方法等の専門研修を実施している。

<実績>

年度	支援者研修会		発達支援コーディネーター養成研修会	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
R1	1	65	4	252
R2	—	—	1	44
R3	—	—	4	111

※支援者研修会・・・熊本市内の保育園、幼稚園、小・中学校職員及び療育関係者対象。

※発達支援コーディネーター養成研修会・・・熊本市公立幼稚園、保育園、認定子ども園、地域型保育事業所職員で園内のリーダーシップがとれる方対象。(R3年度から地域型保育事業所を追加)

(83) 障がい又はその疑いがある児をもつ保護者の支援

開始年度 平成20年度

根拠法令等	熊本市子ども発達支援センター条例	主管課	子ども発達支援センター
実施場所	子ども発達支援センター (熊本市中央区大江5丁目1番1号 総合保健福祉センター2階)	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

障がい又はその疑いがある児をもつ保護者が、子どもの障がい特性や支援方法を学ぶ場や、保護者同士の相互交流の場を提供する。県との共催により講演会を開催することで、障がい児の子育てに必要な情報を発信するとともに、障がい理解のための普及啓発を進める。

<実績>

年度	ペアレントプログラム		ペアレントトレーニング		講演会参加人員 (熊本市企画分)
	開催クール数	参加延人員	開催クール数	参加延人員	
R1	5	162	4	221	298
R2	1	100	1	30	—
R3	3	89	4	189	516

※R2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により県・市連携講演会を中止。

(84) 子育てスマイルサポート事業

開始年度 平成22年度

根拠法令等	熊本市子ども発達支援センター条例	主管課	子ども発達支援センター
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

子ども発達支援センターの専門職を区役所保健子ども課に派遣し、発達障がいの疑いのある児やその保護者が、身近な地域で相談できる場や機会を作り、母子保健事業と連動した相談・支援業務を行う。

<実績>

年度	専門職相談実績
R1	333件
R2	197件
R3	192件

(85) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

開始年度 令和元年度

根拠法令等	熊本市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金交付要綱	主管課	子ども政策課
		負担割合	国10/10

<目的・事業内容>

新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため衛生用品の購入及び備品等を購入した児童養護施設等への補助を行い、また、品薄だった衛生用品を熊本市で購入し児童養護施設等へ配布した。

<実 績>

①補助実績

年 度	決算額(千円)	事業内容
R1	804	衛生用品、備品購入
R2	※43,577	衛生用品、備品購入、施設改修
R3	※27,311	衛生用品、備品購入、施設改修

※繰越分含む

②配布実績

年 度	決算額(千円)	事業内容
R2	2,013	衛生用品の配布
R3	0	—

(86)児童家庭支援センター

開始年度 令和3年度

根拠法令等	児童福祉法第44条の2	主管課	子ども政策課
		負担割合	国1/2, 市1/2

<目的・事業内容>

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う。

<実 績>

年 度	延べ相談実績	決算額 (千円)
R3	1,834	17,500

(87)感染症対策相談窓口設置

開始年度 令和2年度

根拠法令等	熊本市児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症防止対策相談・支援業務会計年度任用職員設置要綱	主管課	子ども政策課
実施場所	・保育幼稚園課（電話相談受付） ・児童福祉施設、保育所等	負担割合	国 10/10

<目的・事業内容>

新型コロナウイルス感染症の流行下で、児童養護施設等や保育所等は、適切な感染防止対策を行った上での事業継続が求められているが、職員は感染予防のための予防策を必ずしも習得しておらず、感染対策に関する不安や疑問等を抱えて業務にあたっており、精神的にも多大な負荷を負っている。

そのため、看護師2名を雇用し、児童養護施設、保育所等からの相談に応じることにより、施設における感染症対応力を底上げしつつ、継続的なサービス提供が可能となるよう、支援を行う。※令和2年度のみ実施

<実績>

年度	電話相談件数	派遣指導実施施設数	決算額
R2	11	17施設	1,702

(88) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

根拠法令等	・熊本市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱 ・熊本市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱	主務課	子ども支援課
申請窓口	子ども支援課	負担割合	国10/10

<目的・事業内容>

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

・支給対象者

- ① 児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）
- ②①以外の令和3年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯（その他低所得の子育て世帯）
※直近で収入が減少した世帯についても支給対象となる。

・対象児童

平成15年4月2日（障害児の場合、平成13年4月2日）から令和4年2月28日までの間に出生した児童

・支給額

対象児童1人につき、50,000円

<実績>

	年度	児童数（人）	支給額
R3	ひとり親	11,417	570,850
	ひとり親以外	9,882	494,100

7 ひとり親家庭に対する自立支援の推進

(89) 児童扶養手当給付

開始年度 昭和37年度

根拠法令等	児童扶養手当法	主務課	子ども支援課
申請窓口	区役所保健子ども課、総合出張所	負担割合	国1/3, 市2/3

<目的・事業内容>

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童の母・父又は養育する者に対して児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図る。

・支給対象

- 1) 父母が婚姻を解消した児童
- 2) 父又は母が死亡した児童
- 3) 父又は母が重度の障害の状態にある児童
- 4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- 5) 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- 6) 父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- 7) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- 8) 母が婚姻によらないで出生した児童
- 9) 1)～8)に当たるか明らかでない児童

※児童の支給対象年齢について

満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者(一定以上障がいがある児童は20歳未満)

ただし、母又は父、養育者、児童が日本国内に住所を有しない場合は支給されない。また、所得制限により手当の受給資格者またはその扶養義務者等の前年または前々年の所得に応じて手当の支給が一部または全額停止される。なお、受給資格者又は児童が公的年金等の給付を受けることができる場合や、児童が公的年金等の額の加算対象となっている場合は、一部または全額停止される。

区分	全部支給される者	一部支給される者
児童1人目(本体額)	43,070円	43,060円～10,160円(10円単位)
児童2人目(第2子加算額)	10,170円	10,160円～5,090円(10円単位)
児童3人目以降(第3子以降加算額)	1人につき6,100円	1人につき 6,090円～3,050円(10円単位)

(令和4年4月1日適用) ※全部支給、一部支給は所得により決定される。

<実績>

年度	児童扶養手当支給対象者数(人)							決算額
	離婚	死別	障害	遺棄	未婚	その他	合計	
H30	5,852	44	28	14	950	424	7,312	3,879,879
R1	5,781	39	30	15	960	276	7,101	4,803,526
R2	5,737	43	31	11	953	260	7,035	3,780,306
R3	5,730	45	33	10	947	246	7,020	3,687,717

- ※ 平成 14 年 8 月に熊本県から給付事務が移譲された。
- ※ 平成 22 年 8 月から父子家庭も対象となる。
- ※ 平成 26 年 12 月から公的年金等との併給が可能となる。
- ※ 平成 28 年 8 月から第 2 子加算、第 3 子以降加算が拡充された。
- ※ 令和元年 9 月から支払期月が年 3 回から年 6 回に見直された。
- ※ 令和 3 年 3 月から児童扶養手当と障害基礎年金との併給制限(子の加算額との調整)及び支給制限(非課税公的年金給付等の算入)の見直しが行われた。

(90) 母子・父子自立支援員設置

開始年度 平成 1 5 年度

根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条 熊本市母子・父子自立支援員設置要綱	主務課	子ども支援課
申請窓口	熊本市母子父子相談室(中央区まちづくりセンター大江交流室内)	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

母子・父子・寡婦世帯の相談指導及び母子父子寡婦福祉資金貸付業務等の円滑な運営を期するため、母子・父子自立支援員を設置する。

・母子・父子自立支援員の主な業務

- 1) 母子家庭等の生活一般に関する情報提供、相談及び指導等の支援
- 2) 職業能力の向上及び求職活動等就業についての情報提供、相談指導等の支援
- 3) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業に関すること
- 4) 母子家庭等自立支援給付事業の相談に関すること

・母子・父子自立支援員数

熊本市母子父子相談室(中央区まちづくりセンター大江交流室内) 2名

(91) ひとり親家庭等日常生活支援

開始年度 平成 1 6 年度

根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条・31条の7・33条 熊本市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱	主務課	子ども支援課
申込窓口	一般社団法人熊本市母子寡婦福祉連合会	負担割合	国1/2, 市1/2

<目的・事業内容>

母子家庭、寡婦及び父子家庭の修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の社会的な事由により、一時的に生活援助、保育のサービスが必要な場合に家庭生活支援員を派遣し、乳幼児の保育・児童の生活指導・食事の世話・住居の掃除・身の回りの世話等を支援し、生活の安定を図る。

・委託先：一般社団法人熊本市母子寡婦福祉連合会(市母子会)

<実績>

年 度	派遣件数(件)	決算額
H30	15	290
R1	89	872
R2	173	1,300
R3	104	1,383

(92) ひとり親家庭等医療費助成

開始年度 昭和57年度

根拠法令等	熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則 熊本県ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金交付要領	主 務 課	子ども支援課
申請窓口	区役所保健子ども課 総合出張所	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

ひとり親家庭等に医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の保健の増進に寄与するとともに、ひとり親家庭等の福祉の向上を図ることを目的として、受給資格者が医療機関に支払う保険診療分における一部負担金の3分の2を助成するもの。

平成9年9月1日診療分から助成金の支給方法が、現物払い方式と償還払い方式の併用に変更された。

<実績>

年 度	助成世帯数(世帯)	決算額
H30	8,730	270,214
R1	8,281	260,333
R2	8,161	246,215
R3	8,053	252,299

※平成19年度より父子家庭医療費助成含む

(93) 母子家庭等自立支援教育訓練給付

開始年度 平成15年度

根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条・31条の10 熊本市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱 熊本市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要領	主 務 課	子ども支援課
-------	---	-------	--------

申込窓口	熊本市母子父子相談室(中央区まちづくりセンター大江交流室内) 区役所保健子ども課	負担割合	国3/4, 市1/4
------	---	------	------------

<目的・事業内容>

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発を支援するため、市が予め指定した講座を受講した場合、対象講座の受講を修了した後に、受講料の6割相当額(上限20万円・下限1万2千円、雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の対象講座の場合は上限40万円×修業年数・下限1万2千円)を支給する。受講開始日現在において、雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格を有している場合は、その支給額との差額を支給する。

・対象者

- 1) 市に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父であること
- 2) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること
- 3) 過去に同給付の受給をしていないこと

・対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

<実績>

年度	支給者(人)	決算額
H30	5	273
R1	7	334
R2	4	573
R3	7	977

(94) 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等給付

開始年度 平成15年度

根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条・31条の10熊本市 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱	主務課	子ども支援課
申込窓口	熊本市母子父子相談室(中央区まちづくりセンター大江交流 室内) 区役所保健子ども課	負担割合	国3/4, 市1/4

<目的・事業内容>

母子家庭の母又は父子家庭の父が、経済的自立に必要な資格を取得するために、修業年限1年以上(令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上)の養成機関で修業する場合、その一定期間について訓練促進給付金を支給する。また、修了支援給付金を修了後に支給する。

・対象者

- 1) 本市に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父であること

援助を必要とする子どもや子育て家庭への支援

- 2) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること
- 3) 養成機関において1年以上(令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上)のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること
- 4) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること
- 5) 過去に同給付の受給をしていないこと

・対象資格

- 1) 看護師(准看護師を含む)
- 2) 介護福祉士
- 3) 保育士
- 4) 理学療法士
- 5) 作業療法士
- 6) 歯科衛生士
- 7) 美容師
- 8) 社会福祉士
- 9) 製菓衛生師
- 10) 調理師
- 11) シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格等
- 12) 前各号に掲げるもののほか、これらに準じるものとして市長が地域の実情に応じて適当と認める資格

・支給内容

- 1) 訓練促進給付金は、入学した時期に応じて、次のとおり支給する。
 支給額 月額100,000円(市町村民税課税世帯は70,500円)
 ※修業期間の最後の12ヶ月については、
 月額140,000円(市町村民税課税世帯は110,500円)
 支給期間 上限48ヶ月
- 2) 修了支援給付金は、養成機関を修了後、50,000円(市町村民税課税世帯は25,000円)を支給する。

<実績>

年 度	訓練促進給付金		修了支援給付金	
	支給者(人)	決算額	支給者(人)	決算額
H30	81	79,028	17	750
R1	83	90,284	25	1,025
R2	66	78,521	23	950
R3	64	68,782	12	500

(95) 母子・父子自立支援プログラム策定

開始年度 平成18年度

根拠法令等	母子・父子自立支援プログラム策定等事業実施要綱	主務課	子ども支援課
申請窓口	中央区役所保健子ども課 東区役所保健子ども課	負担割合	一部国補助あり

<目的・事業内容>

自立、就労意欲のある児童扶養手当受給者に対し、母子・父子自立支援プログラムを策定し、生活保護受給者等就労自立促進事業や母子家庭等就業・自立支援事業等を活用することで、決め細やかで継続的な自立・就業支援を行う。

<実績>

年度	プログラム策定件数	就業件数
H30	94	74
R1	119	85
R2	123	83
R3	104	80

・母子・父子自立支援プログラム策定員数
2名(中央区役所保健子ども課、東区役所保健子ども課にて各1名勤務)

(96) 養育費確保支援事業

開始年度 平成20年度

根拠法令等	熊本市養育費確保支援事業実施要綱	主務課	子ども支援課
申込窓口	東区役所保健子ども課	負担割合	国1/2, 市1/2

<目的・事業内容>

離婚時、養育費について十分な話し合いがなされないまま離婚しているケースが少なくないため、養育費に関する専門相談員を配置し、養育費の取り決めや支払いの履行等に関する相談、調整や情報提供を行うことにより、養育費の取り決め率、受給率の向上を図る。

<実績>

年度	相談件数
H30	332
R1	378
R2	303
R3	331

(97) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

開始年度 平成30年度

根拠法令等	母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱	主務課	子ども支援課
実施場所	熊本市東区錦ヶ丘34-23 母子・父子休養ホームしらゆり内	負担割合	国1/2, 市1/2

<目的・事業内容>

ひとり親家庭や寡婦の将来への希望を育むため、各種の相談や技能習得講座、教養講座、児童

健全育成事業、自主事業などを行い、ひとり親家庭の福祉の向上を図るための便宜を総合的に提供する。

<実績>

1) 利用状況(利用者延人数)

年度	相談	講座等 受講生	児童健全育成 ふれあい事業	保育	面会交流	合計
H30	643	1,330	75	203	0	2,251
R1	192	2,475	81	341	39	3,128
R2	174	2,413	0	415	2	3,004
R3	197	1,535	0	93	0	1,825

2) 相談件数

注：下段は割合

年度	就職	技能修得	住宅	家庭問題	金銭貸借	人間関係	養育	援助金 施設等	その他	合計
H30	100	334	11	49	23	26	4	9	87	643
	15.6%	51.9%	1.7%	7.6%	3.6%	4.0%	0.6%	1.5%	13.5%	100%
R1	60	5	39	30	7	0	12	0	39	192
	31.3%	2.6%	20.3%	15.6%	3.6%	0%	6.3%	0%	20.3%	100%
R2	84	0	7	29	8	0	14	0	32	174
	48.3%	0%	4.0%	16.7%	4.6%	0%	8.0%	0%	18.4%	100%
R3	106	10	2	27	1	1	26	0	24	197
	53.8%	5.1%	1.0%	13.7%	0.5%	0.5%	13.2%	0%	12.2%	100%

(98) 母子・父子寡婦福祉資金貸付

開始年度 平成8年度

根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条・第14条・31条の6・第32条 熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付要綱	主務課	子ども支援課
申込窓口	熊本市母子父子相談室(中央区まちづくりセンター大江交流室内) 区役所保健子ども課	負担割合	国2/3、市1/3

<目的・事業内容>

母子家庭、父子家庭、寡婦及び父母のいない児童の家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、各種資金の貸付を行う。

平成8年度から「母子父子寡婦福祉資金特別会計」を新設し、貸付の審査・決定・償還を行っている。

援助を必要とする子どもや子育て家庭への支援

【母子・父子寡婦福祉資金貸付一覧表】

令和4年4月1日適用

資金の種類	貸付対象	貸付金の限度額	据置期間	償還期間
事業開始資金	母子家庭の母・父子 家庭の父・寡婦	個人:3,140,000円	貸付月から1年	7年以内
事業継続資金	同上	個人:1,570,000円	貸付月から6ヶ月	7年以内
修学資金	母子家庭の母・父子 家庭の父・児童 父母のいない児童 寡婦・寡婦の子	別表のとおり	卒業後6ヶ月	貸付期間 ×4以内

資金の種類	貸付対象	貸付金の限度額	据置期間	償還期間
技能習得資金	母子家庭の母・父子 家庭の父・寡婦	月額 68,000円 特別（一括）816,000円 運転免許取得（一括）460,000円	技能習得期間 終了後1年	20年以内 6年以内 6年以内
修業資金	母子家庭の母・父子 家庭の父・児童 父母のいない児童 寡婦・寡婦の子	月額 68,000円 運転免許取得（一括）460,000円	技能習得期間 終了後1年	20年以内 6年以内
就職支度資金	母子家庭の母・父子 家庭の父・児童 父母のいない児童 寡婦	100,000円 自動車購入の場合 330,000円	貸付月から1年	6年以内
医療介護資金	母子家庭の母・父子 家庭の父・寡婦	医療分・一般分 340,000円 医療分・特別分 480,000円 介護分 500,000円	治療期間満了後 6ヶ月	5年以内

援助を必要とする子どもや子育て家庭への支援

生活資金	母子家庭の母・父子 家庭の父・寡婦	月額（技能）141,000円 （療養）105,000円 （単独）105,000円 （失業）105,000円 一括（養育費取得のための裁判費用） 1,236,000円	技能習得期間 終了後6ヶ月 医療期間終了後 6ヶ月 養育費取得費貸付 期間終了後6ヶ月	20年以内 5年以内 8年以内 5年以内 8年以内		
住宅資金	母子家庭の母・父子 家庭の父・寡婦	1,500,000円 （特別 2,000,000円）	貸付月から6ヶ月	6年以内 7年以内		
転宅資金	母子家庭の母・父子 家庭の父・寡婦	260,000円	貸付月から6ヶ月	3年以内		
就学支度資金	母子家庭の母・父子 家庭の父・児童 父母のいない児童 寡婦・寡婦の子	（自宅通学の場合）		卒業後6ヶ月	5年以内	
		小学校				64,300円
		中学校				81,000円
		高等学校	国公立			150,000円
			専修学校(高等課程) 私立			410,000円
		短期大学	国公立			410,000円
			大学 私立			580,000円
		大学院	国公立			380,000円
			私立			590,000円
		専修学校(一般課程)				150,000円
修業施設	中学校卒業生	150,000円				
	高等学校卒業生	272,000円				
結婚資金	母子家庭の母・父子 家庭の父・寡婦	300,000円	貸付月から6ヶ月	5年以内		

(別表) 修学資金貸付限度額表

(自宅通学の場合)

修学先区分		月額(限度額)
高等学校	国公立	27,000円
	専修学校(高等課程) 私立	45,000円
高等専門学校	国公立	31,500円

援助を必要とする子どもや子育て家庭への支援

	私 立	48,000 円
専修学校(専門課程)	国 公 立	67,500 円
	私 立	89,000 円
短 期 大 学	国 公 立	67,500 円
	私 立	93,500 円
大 学	国 公 立	71,000 円
	私 立	108,500 円
大 学 院	修 士 課 程	132,000 円
	博 士 課 程	183,000 円
専修学校(一般課程)	51,000 円	

・利率及び償還方法

修学資金、修業資金、就職支度資金(配偶者のない者が扶養している児童に係るものに限る)及び就学支度資金については無利子。

その他の母子父子寡婦福祉資金貸付金については、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は利率年1.0%。

※据置期間中はすべて無利子。

支払期日に償還しなかったときは、その翌日から納入した当日までの日数を計算し元利金につき年3%(平成27年3月31日以前:10.75% 平成27年4月1日から令和2年3月31日:5%)の違約金が徴収される。

<実 績>

母子父子寡婦福祉資金貸付件数及び貸付金額

年 度	合計		修学資金		就学支度資金		その他	
	件数(件)	金額	件数(件)	金額	件数(件)	金額	件数(件)	金額
H30	227	122,993	158	100,115	51	12,991	18	9,887
R1	252	136,549	178	110,926	46	11,895	28	13,728
R2	215	117,432	152	93,972	41	13,223	22	10,237
R3	186	97,121	133	79,933	37	10,155	16	7,034

(99) 母子・父子寡婦福祉資金償還促進

開始年度 平成8年度

根拠法令等	熊本市母子父子寡婦福祉資金償還専門員設置要綱	主 務 課	子 ども 支 援 課
		負 担 割 合	市10/10

<目的・事業内容>

母子父子寡婦福祉資金の償還について、納入指導及び訪問回収等を行い滞納金の徴収等を行う。

・償還専門員:3名を母子父子相談室(中央区まちづくりセンター大江交流室内)へ配置

※平成14年10月よりワークシェアリングにより1名増

※平成 25 年～27 年度には電話催告を専門とする償還員を 1 名配置

(100)各種団体助成(児童福祉総務費)

開始年度 平成18年度

根拠法令等	一般社団法人熊本市母子寡婦福祉連合会事業費補助金交付要綱、熊本市補助金等交付規則	主管課	子ども支援課
申請窓口	子ども支援課	負担割合	市1/2

<目的・事業内容>

市内母子家庭の母及び寡婦等の福祉の向上と自立促進を図るため、熊本市母子寡婦福祉連合会事業費補助金の申請に基づき、補助金の交付を行う。

<実績>

年度	交付確定額
H30	551
R1	551
R2	450
R3	551

(101)ひとり親世帯臨時特別給付金事業

根拠法令等	熊本市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱	主管課	子ども支援課
申請窓口	子ども支援課	負担割合	国10/10

<目的・事業内容>

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給する。 ※令和2年度のみ

【支給対象者】

- ・基本給付
 - ①令和 2 年 6 月分の児童扶養手当受給者
 - ②公的年金受給等により令和 2 年 6 月分の児童扶養手当が受給できない方
 - ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となった方
- ・追加給付
 - 上記対象者①②のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変し、収入が大きく減少した方
- ・再支給
 - 基本給付を受けた方

【支給額】

- ・基本給付(再支給分を含む)
1世帯 50,000 円(監護児童が2人以上の場合は、児童1人につき30,000円加算)
- ・追加給付 1世帯 50,000 円

(102) 児童扶養手当臨時特別給付金給付事業

根拠法令等	熊本市児童扶養手当臨時特別給付金支給事業実施要領 熊本市熊本県ひとり親世帯への生活支援給付金支給事業実施要綱	主管課	子ども支援課
申請窓口	子ども支援課	負担割合	熊本市児童扶養手当臨時特別給付金 市10/10 熊本市熊本県ひとり親世帯への生活支援給付金 県10/10

<目的・事業内容>

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給する。

※令和2年度のみの事業

- 本市独自:熊本市児童扶養手当臨時特別給付金

【支給対象者】

令和2年6月分の児童扶養手当受給者

【支給額】

年 度	支給世帯(世帯)	支給額	再支給世帯(世帯)	再支給額
R2	11,481	703,270	8,026	530,960

1世帯 20,000 円

- 県独自 :熊本市熊本県ひとり親世帯への生活支援給付金

【支給対象者】

- ①令和2年6月分の児童扶養手当受給者
- ②公的年金受給等により令和2年6月分の児童扶養手当が受給できない方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となった方

【支給額】

1世帯 20,000 円

<実績>

年度	本市独自		県独自	
	支給世帯(世帯)	支給額	支給世帯(世帯)	支給額
R2	7,289	145,780	8,028	160,560

(103) 養育費履行確保支援事業

開始年度 令和4年度

根拠法令等	熊本市養育費に関する公正証書作成等支援事業補助金 交付要綱 熊本市養育費の保証支援事業補助金交付要綱	主務課	子ども支援課
申請窓口	東区役所保健子ども課 熊本市母子父子相談室(中央区まちづくりセンター大江交流室内)	負担割合	国1/2、市1/2

<目的・事業内容>

養育費の取り決め率及び受給率の向上を図り、ひとり親家庭の生活の安定とその子どもたちの健全やかな成長に結び付けるため、「文書での取り決め支援(公正証書作成等支援事業補助金)」と「養育費保証契約支援(保証支援事業補助金)」を実施する。

【文書での取り決め支援(公正証書作成等支援事業補助金)】

・対象者

熊本市にお住まいのひとり親家庭の方で、次の(1)～(5)の条件を全て満たす方

- (1) 養育費の取り決めに係る債務名義を有していること
- (2) 養育費の対象となる児童(20歳未満の者)を扶養していること
- (3) 養育費の取り決めに係る費用を負担していること
- (4) 過去にこの補助金を交付されていないこと
- (5) 熊本市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号の規定に該当しないこと(暴力団員又は暴力団
密接関係者ではないこと)

・対象となる経費

- (1) 公証人手数料令に定められた公証人手数料(養育費に関する部分のみ)3
- (2) 調停の申し立てや裁判用の収入印紙代(養育費に関する部分のみ)
- (3) 戸籍謄本等、公的書類の作成に必要とされた添付書類取得費用
- (4) 公的機関が求めた連絡用の郵便切手

・補助金の額

本人が負担した経費(上限5万円)

【養育費保証契約支援(保証支援事業補助金)】

・対象者

熊本市にお住まいのひとり親家庭の方で、次の(1)～(6)の条件を全て満たす方

- (1) 児童扶養手当の支給を受けていること又は同様の所得水準にあること
- (2) 養育費の取り決めに係る債務名義を有していること
- (3) 養育費の対象となる児童(20歳未満の者)を扶養していること
- (4) 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること
- (5) 過去にこの補助金を交付されていないこと
- (6) 熊本市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号の規定に該当しないこと
(暴力団員又は暴力団密接関係者ではないこと)

・対象となる経費

保証会社と養育費保証契約を締結する際にかかった保証料

・補助の額

本人が負担した経費(上限5万円)

8 子どもの貧困対策の推進

(104) 放課後学習教室開催経費

根拠法令等	放課後学習教室実施要綱	主管課	子ども政策課
-------	-------------	-----	--------

<目的・事業内容>

子どもの将来が家庭の環境で左右されることなく、学習の機会の確保と充実が図られるよう、学校の管理下において、地域の教員退職者や大学生等の指導のもと熊本市立中学校の空き教室等を活用して放課後学習教室を実施し、もって、生徒の学ぶ意欲の向上や学習の習慣化を図り、基礎学力の定着に資することを目的とする。

- ・ 学校での学習に係る予習及び復習の支援
- ・ 家庭学習や自主学習の支援
- ・ その他、生徒の社会性等の向上に係る支援

<実績>

年度	開催校
R1	2
R2	2
R3	3